

園田学園女子大学

論文集

第45号

生殖をめぐる政治と家族変動 -産児制限・優生・家族計画運動を対象として-	山本起世子 (1)
日本における読書教育と読書推進策 -情報リテラシー教育との関連から-	米谷優子 (19)
女子大学生のエイズ・性感染症に関する意識 -養護教諭、保健体育教諭を目指す学生の当事者・支援者意識-	山崎裕美子・近藤照敏・加納亜紀 (41) 林照子・浦川文恵・井上史子 出井梨枝・井上敏子・浦岸英雄 林淑美・吉川祥代・阪田典子 牧川優
女子学生のボディイメージとライフスタイル	藤沢政美 (53)
女子大学生のスポーツ活動における熱中症予防の実態	加納亜紀・木田京子・板谷昭彦 (65) 衣笠治子・五十嵐裕子・牧川優
保育所保健に関する実態調査 -保育所における与薬の実際と保育所保健の認識-	高橋清子・川村千恵子 (75) 西谷香苗・堀井二実
妊婦のサポート希求力 -フォーカス・グループ・インタビューからの因子分析-	田中響 (85)
福祉実習に関する教育的効果について	高田美子 (107)
不妊治療を受けた就労夫婦の経験と心理 -4組の夫婦へのインタビュー調査を基に-	林谷啓美・鈴井江三子 (121)
脂肪組織と脂質異常症における遺伝子転写因子の発現制御 -脂肪組織と脂肪細胞の分化におけるホメオボックスファミリー遺伝子の 発現制御と脂質代謝異常症における病態との関連-	出口安裕 (141)
働く若年女性の生活習慣の実態 -勤務形態別の分析と評価-	黒田薫・石井和子・平野賢一 (159)
中国語話者における心理表現上の母語干渉について	吉永尚 (167)
奇数は鬼数か -ミクロネシアの民話「片側人間」考-	河合利光 (181)
マグロ類の利用に関する一考察	浜口尚 (195)
ベビーP虐待死亡事件とラミング報告書 -繰り返される第二のクリンピエ事件-	田邊泰美 (215)
立案指導についての一考察2 -保育所実習に取り組んだ学生の立案に対する実態調査-	林富公子・堀井二実 (243)
幼児期の教育課程と指導計画に関する研究の動向 -日本保育学会における口頭発表(1985~2009)を中心に-	林富公子 (259)
平成21年度 園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部 共同研究一覧	(269)
近世の村と帯刀人と刀	赤井孝史 (I)

平成23年1月

未来デザイン学部 人間健康学部 人間教育学部 短期大学部

SONODA JOURNAL

Volume 45

Family Change under the Politics of Reproduction : Birth Control, Eugenics, and Family Planning Movements in Japan	Kiyoko Yamamoto (1)
Reading Education and Reading Promotion Activities in Japan : related to Information Literacy Education	Yuko Maitani (19)
Awareness of Female University Students Concerning HIV/AIDS and STD/STI – Awareness of the Concerned Persons or Their Supporters Who Want to be School Nurses or Health and Physical Education Teachers –	Yumiko Yamasaki, Akitoshi Kondo, Aki Kano, Teruko Hayashi (41) Fumie Urakawa, Fumiko Inoue, Rie Idei, Toshiko Inoue Hideo Uragishi, Yoshimi Hayashi, Sachiyo Yoshikawa Noriko Sakata, Masaru Makigawa
The Relationship between Body Image and Lifestyle Factors in Female Students	Masami Fujisawa (53)
The awareness of preventing heat disorders in female university athletes	Aki Kano, Kyoko Kida, Akihiko Itatani, Haruko Kinugasa (65) Yuko Igarashi, Masaru Makigawa
Investigation of Health Care Provided in Day-Care nurseries – Giving Medicines to Children – ...	Sayako Takahashi, Chieko Kawamura, Kanae Nishitani, Futami Horii (75)
Pregnant women's ability to request support – Factor analysis of focus group interviews –	Hibiki Tanaka (85)
Clinical Educational Effects of Welfare Activity Training	Yoshiko Takata (107)
Research on the Experience and the Psychology of the Working Couple Received Infertility Treatment – Based on Interview Investigation to Four Sets of Couples –	Hiromi Hayashitani, Emiko Suzui (121)
Coordinate Expression of Homeobox Genes in adipogenesis	Yasuhiro Deguchi (141)
Actual Conditions of Working Young Women's Life Style	Kaoru Kuroda, Kazuko Ishii, Ken-ichi Hirano (159)
A Study of Negative Transfer in the Use of Psycho-Expressions by Chinese Speakers	Nao Yoshinaga (167)
Odd Number as a Gobling : Some Folk Tales on "Half Men" in Micronesia	Toshimitsu Kawai (181)
A Consideration on the Use of Tunas	Hisashi Hamaguchi (195)
The death of Baby P in child abuse and Laming Report : The revival of the death of Victoria Climbié ² in Child abuse	Yasumi Tanabe (215)
Examination of teaching students how to plan a curriculum 2 – Survey of planning by students in nursery practice –	Fukuko Hayashi, Futami Horii (243)
A study of trend on the curriculum and planning of early childhood education – primarily based on oral presentation at Japan Society of Research on Early Childhood Care and Education (1985–2009) –	Fukuko Hayashi (259)
The Team-studies in 2010 Academic Year	(269)
The Role of 'Taitonin' and the sword at Kamisato village in Tokugawa period	Takashi Akai (1)

2011

SONODA WOMEN'S UNIVERSITY

近世の村と帯刀人と刀

赤井孝史

はじめに

中世の村落に存在した在村の侍および、彼らの所有する刀の所持を規制した兵農分離後の村落の様相については、近年様々な視点からの研究成果によって明らかになっている。山城国の帯刀改めを詳細に分析した吉田ゆり子は、村に居住する侍の区分として、浪人と郷侍があり、また郷侍の帯刀は神事や地頭御用の臨時帯刀とは区別され軍事奉仕を前提としたことから、「百姓とは異なる一つの身分」と規定した⁽¹⁾。

藤木久志は、近世初期の農民の武器使用の実態から刀狩の意義を検討し、刀狩が民衆の武装解除ではなく身分統制を目的としたものであり、十八世紀に至って帯刀規制が厳格化するが、十七世紀半ばまでは刀をはじめとした武器の所有規制ではなく、使用規制が中心であったことを明らかにしている⁽²⁾。また村落内の帯刀人数が中世村落の帯刀者

数の実情をほぼ反映しているとした上で、地侍層が幕藩制下の農村において期待され、果たした役割について課題を示している。

本稿の関心は、村が刀を差す村人をどのように見ていたのか、彼らに有す刀をどのように考えていたのかを探ることにある。深谷克己が検討した「近世人」の「身上り願望」が近世社会に普遍的に存在し、在村奉公や売録・買録がそれに応えるよう存在したのであれば⁽³⁾、近世の村落には常に帯刀する村人が誕生する可能性がある。これによって生じる刀の所持を村側の視点から捉えなおしてみたい。

本稿が分析対象とするのは、主として山城国乙訓郡石見上里村と同一村に在住した正親町三條家家来の大嶋氏である。石見上里村は村高七六四石余、相給の村であり、領主は富小路家(一〇〇石)、竹内家(四五石)、持明院家(四五石)、正親町家(四五石)、甘露寺家(四〇石余)、中御門家(三五石)、大炊御門家(三四石余)、二采女領(一〇石)、戒光寺(二〇六石)、善峯寺(一〇三石)、大炊道場(七四石

余)、因幡堂(四〇石余)、白川家(三七石)、花開院(一一石余)、禁裏御料(一一石余)、法皇御料(二三石余)である⁽⁴⁾。なお、石見上里村は近世行政単位としては一村だが、石見村、上里村はそれぞれ独立性が強く、史料上分けて表記されることもある。本稿では近世での状況も鑑みて、基本的には大嶋氏が居住した地域を上里村と表記することとする。

第二章 村の「侍」・大嶋氏

第一節 系譜から見る大嶋氏

大嶋氏がどのような家であったのかについては、長谷川澄夫、尾脇秀和の研究があり、長谷川は天明五年の「日記」による「郷士」としても生活を、尾脇は近世後期の医師としての大嶋氏の活動について論じている⁽⁵⁾。両者の研究に拠るところは大きい⁽⁶⁾が、本稿の視点からここで再度大嶋氏の系譜を検討してみたい。

天保三年(一八三二年)に大嶋直良が編纂した「大嶋家記」によると、大嶋氏は近世前期には橘姓安田氏を称している。安田氏は源姓武田氏流であるが、戦国末に薄家から安田氏に養子に入ったとされる安田宗昌の遺訓により実家の橘姓を名乗ったという。宗昌に関する記述を見てみると、

【史料一】⁽⁷⁾

諸光ノ祖父從三位以量二側室有て末子ヲ生ム、是ヲ宗昌ト云、幼

児ニシテ吉田神職安田雅楽頭源時昌ニ養子タリ、薄家断絶ノ時源

時昌既ニ死セリ、宗昌元來薄家ノ血胤ナレハ後難アランコトヲ懼テ官位ヲ捨テ退身ス、五位雅楽頭ヲ改テ安田專右衛門尉ト云、吉田ヲ去テ播州候家ノ臣某ニ依ル、是レ天正二三年ノ比ニシテ世上穩ナラス、流浪ノ際妻死一男アリ後はヲ昌榮ト云乱國ノ間々世上ノ安否ヲ伺ヒ、一度京師ニ歸リ起業ヲ謀ンコト懷ヘ共、時未タ至ラズ密ニ上里邑ニ蟄居ス、(中略)宗昌居住シテ村人ト同ク林山芝沼ヲ開キテ食料ノ助トス

とある。宗昌は、安田專右衛門尉と名乗って上里邑に居住するが、系図上では「安田仙右衛門尉」とも書かれており、後で見ると上里村では大嶋氏の当主を「仙右衛門」と呼んでいることと符合する⁽⁸⁾。

安田氏は宝永四年(一七〇七年)に、彦四郎宗重が「主人ノ命ニ依テ姓氏ヲ改テ大嶋教馬立野直武トス、正六位上ニ叙セラル、十二月十八日口宣案ヲ下シ玉ハル」とあって、正親町三條家の命で改名したことがわかる。これ以降、「直」を通字とし、代々大嶋教馬を称する。

大嶋氏が先祖を武士ではなく、公家の流れを汲む神職であったと主張している点も注目に値する。宗昌は「家財・田畑・山林等迄一子儀左衛門昌榮ニ讓、同村金輪寺ニ至リ剃髮シテ院主トナル、法名宗鉄ト号ス」とあって、上里村の天台宗寺院・金輪寺の院主となったという⁽¹⁰⁾。しかし金輪寺は慶長十四年に焼失してしまふ。金輪寺は傳教大師の開基と伝え、山内に鎮守山王権現を祀っていたという⁽¹¹⁾。金輪寺は焼失後「寺跡法門ヲ嗣ク人ナク遂ニ廣荒ノ地トナル、土地ハ安田氏ニ屬」した⁽¹²⁾。なお寺跡に「凸ノ地アリ今はヲ大塚ト呼テ、年々正月山神ヲ祭」ついているという⁽¹³⁾。安田氏が神職由緒を持ち、また村内古利の金

輪寺と鎮守山王権現を掌握していた有力な「村人」であったことがわかる。金輪寺跡に山の神が祀られていることも、こうした歴史を背景としてのことであろう。

第二節 大嶋氏の「武」的側面

ここでは大嶋氏の「武」の伝承について検討していきたい。まず、次の史料を見ていきたい。この史料は元禄十四年（一七〇一）当時の当主大嶋重賢に関する『大嶋氏家記』の記事である。天保三年（一八三二年）に大嶋直良によって編纂されたものだが、当該期の大嶋家にとどのような先祖の伝承が残っていたのかがわかる。

【史料二】⁽¹⁴⁾

元禄十四年（一七〇一年）十一月八日

（前略）又近山ニ山犬アリ、病ヲ苦シテ路傍ニ走り出往来ノ人ヲ囓ム、衆大ニ恐ル、或日近林ニ出ツ重賢是ヲ見ル早々手槍を提ケ行テ是ヲ突ク病犬驚キ顧テ槍ノ穂本に囓ミ付、終ニ死ス、今ニ傳ル所ノ手槍牙齒ノ痕アリ（以下略）

重賢が退治した山犬は病に苦しむ病犬であり、人々の恐怖の対象であった。ここでは人々の恐怖を取り除いた功と、山犬を恐れぬ重賢の勇が語られている。そしてその「武功」「武勇」の証としての手槍が十九世紀まで伝存していたことも重要で、その槍と一組になって山犬退治の話が語られている。つまり「武」がモノを伴って伝えられていることが、「武」を継承する存在としての大嶋氏を成り立たせている要素であるといえるのである。

次は十八世紀の当主・直恒に関する明和元年（一七六四年）の記述である。

【史料三】⁽¹⁵⁾

明和元年（一七六四年）甲申

（前略）愚謹而案ルニ、直恒ハ若カリシヨリ性正直勇悍也、専ラ公積卿ニ仕フ、君又勇威アリテ二人共ニ武術ヲ試ミ論セリ、洛北北野ニ瀧野仙右衛門ト云拳法ニ達スル人アリ是レ起倒流ノ祖也、平常ニ師トシエテ其藝術ヲ学習ス、夜深更ニ及ベトモや項を懼ルコト無シ、或日君殿ニ候ス暗夜ニ帰宅ス鼻削ヲ通ルトキ樹上ヨリ其名ヲ呼フ、直恒不圖仰テコレヲ見るル婦人ノ声ニテ笑フノミニシテ姿ヲ見ス、或日実母齒痛甚シ、楊枝ヲ以テ齒痛ノ所ニ當テ是ヲ火葬所ニ立置ケハ通止ムト也、直恒夜丑ノ刻ニ至リ一人北墓茶毘ノ所ニ行テ楊枝ヲ立置ケリ云々、又京師ヨリ畝ル下久世を離レテ八町繩手ニ出ツ、大ナル陰火アリ、順更シテ消ス、寺戸村を過テ山ニ掛リ登ルニ忽然トシテ陰火途中ニアリ、直恒嗽一声シテ消失スト云々、又或日沓掛ニ行夜ニ入テ畝ル狼其痕ヲ慕ヒ来レトモ更に怖ルコトナシ、狼遂ニ去ヌ、（以下略）

直良は直恒の人物を高く評価した上で、直恒の武芸について述べている。直恒は瀧野仙右衛門に師事した拳法（柔術）の達人で、暗夜樹上から聞こえる怪しげな声にも動ぜず、母の齒痛回復のために深夜茶毘所に行つて楊枝を立て、陰火を一声にして消し去るという豪の者で、その武勇は直接的な武勇譚ではなく、目に見えない存在に対する破邪の力を持つという逸話である。

すでに見たように大嶋氏の伝承には戦国以前の華々しい武勇がなく、戦乱を避けた吉田神道の神職であったという伝承を持つ。そうした大嶋氏の系譜の中で、この二名の伝承は異色に写るが、後に見るように帯刀して三條家に仕える侍という近世の大嶋家の性格を考えたとくには、どうしても武勇の伝承が必要であったのではないだろうか。重賢、直恒という二人の先祖の存在は、大嶋氏が「武」を継承する家柄としての主張であると考えられる。

第三節 直良の「武」

ここでは寛政期の当主であった直良の「武」について検討したい。大嶋直良は湯浅氏から養子に入った人物で、⁽¹⁶⁾ 医術と儒学に相当の習熟があった。大嶋家の記録編纂のみならず彼の代から日記を残していることも注目される。日記の中にみえる直良の武人的側面を見ていくことにしよう。

とはいえ日記の記述の中に、直良の武勇が多く語られているわけではない。次の史料は、直良その人の武勇譚ではないが、直良の性格や武勇を類推させるものである。

【史料四】⁽¹⁷⁾

(天明五年)二月廿八日(中略)湯浅祐之進、右ハ昨日川端ニ而西屋敷之与力十人斗と一人之侍と喧嘩いたし一人之侍を川へつきはめ兩刀を奪取其儘逃去、然ニ昨日教馬上京被致候故、若シ哉数馬ニ而ハ無之哉と世間ニ而申候故不安心、傍尋ニ参り候呉候なり
天明五年(一七八五年)二月二十八日に起きたこの騒動は、結果と

しては大嶋直良とは無関係であったが、与力十人と喧嘩になった人物が直良ではないかと懸念されたという点が注目される。

このことは直良が武芸に関して、しかも特定の武芸について相当の技量を持っていたことを想像させる。なぜなら、まずこの喧嘩の当事者を直良だと「世間」が疑ったという点が挙げられる。「世間」は一般的な意味よりも狭い範囲、直良と直接交渉のある人物達を指すだろうが、そこに含まれるのは実家の湯浅家をはじめとする直良をよく知る複数の人物たちであることは間違いない。史料中には「昨日教馬上京被致候故」という理由が書かれてはいるが、「世間」の判断は上京の時期だけを基になされたものではあるまい。十人を相手に喧嘩をするような、しかも鮮やかに一人を川に突き落として逃げ去ってしまうような情報から連想したに違いないのである。

もう一点は武芸の内容である。帯刀した相手と喧嘩をして「川へつきはめ」、「兩刀を奪取」という行為が可能であったとすれば、直良がどのような武芸を嗜んだのかを推測する材料になるだろう。おそらく剣術などよりも、柔術や捕縛術などを得意としたのではないだろうか。この点で、「拳法」を得意として先祖・直恒の武勇と酷似していることも指摘できるだろう。あるいは「拳法」が家芸として伝承されていたのかもしれない。

つぎの史料も同じく直良の武人的側面をあらわしたものである。

【史料五】⁽¹⁸⁾

(天明五年)十月五日辛巳雨天 今晚亥刻盜賊来る、宵にて遊人有候、四ツ時帰申候て家内窺んとす、然ルニはしり井之裏則今日

張替之所指ニて孔をあけ夫より内奴伺候様子二見へ申候、然共若衆中之邪興ニて候半と存候得共、先々吟味仕らんと存受子一所ニ木刀・杖を持、拙者灯燈を持候て裏口より出座敷の庭の方へ行所中庭ニ道具箱之鑿錐かんな鋸の類悉箱二入、荷つくり致有之候、兩人大ニ驚き弥盗人来りぬへしと覚悟相定、弥すむ所雪隠之縁之下ニありとくと何所首お入てすくみ候、数馬声かけ杖ニて打其俣捕へて腕をねち上ケ見れハ北街道半右衛門息半助也、内へつれ帰り実父半右衛門呼申候て相渡申候、尤半助過日博打ニ打負候つて家出いたし居候処当家へ来り右之品々盗取、大阪へ立越る由也、一兩日前より食事も不仕候由申居候なり

天明五年（一七八五年）十月五日、大嶋直良宅に泥棒が侵入した。泥棒は半助という人物で、博打に負けて家出し、大嶋邸で鑿、錐、カシナ、鋸などの道具を盗んで大坂に行こうと考えていたという。しかし氣配を察した大嶋直良（数馬）によって発見され、捕まってしまった。窃盗を生業とするものではなく、その上一兩日前から食事もとっていないからだから、直良の技量を測るには相手として不足だったろう。

このとき直良は杖で半助を打ち、捕らえた。木刀も用意されていることから、直良の武芸が杖や剣にも及んでいたことがわかる。そして臆せず盗賊に向かっていく様子など、自身の日記とはいえ、「武」の家を相続する人物としてふさわしい逮捕劇であったといえるだろう。

以上の二例のみではあるが、大嶋直良の人物像の中に侍としての勇猛さやそれを可能にする武芸の技量が垣間見られた。こうした直良の

姿は、当然のことながら村人たちの目にも「侍」の個性を体現するものとして映ったと考えられる。

第二章 寛政期の上里村と大嶋氏

第一節 寛政期の旱魃と上里村

上里村の主たる農業用水供給源は、小畑川流域の河川である。史料中に見られるのは河川名は小畑川と善峰川であるが、この両河川は旱魃により極端に流水量が減少した。大嶋直良の日記によると、寛政三年（一七九一年）から同十年（一七九八年）まで（ただし寛政五年（一七九三年）、同六年（一七九四年）は日記が現存せず。）はほぼ毎年渇水による農作業への影響がみられる。

例を挙げてみよう。寛政三年（一七九一年）五月十三日の記事によると、「先日より渇水仕り、当村植付出来急申候、井ノ内村などハ当村よりも難儀のよし承り候、然る所今日之雨天何方も一緒ニ悦び申候事也、苗代跡植付仕候、当年之植付悉く終¹⁹」とあって、渇水のため田植えを急ぐ必要があり五月十三日には降雨があったことも手伝って完了することができている。翌寛政四年（一七九二年）五月朔日の条には「当春已来快晴打続候て、善峯川などハ四月十二日より一滴も流水無之、小畑川も少シハ流レ候得共、四月十八日頃より渇水仕、当村など一向植付出来不申候²⁰」という状態であり、「氏神へ先日御千度有之候、亦向日明神氏講之寄合能を奉納致べき評定有之候、右旱魃之儀ハ言語筆紙ニ尽かたき未聞之事ニて、然所今日朝より雨氣を催シ²¹」た

め、小畑川に流れが戻ったとしている。

このような旱魃の危機は、決して稀なものではなかった。次の史料を見てみよう。

【史料六】⁽²²⁾

寛政八年（一七九六年）六月廿日（中略）今朝南川流水止也、當年ハ永々之降雨ニテ植付時分より今日迄流水不尽、いつにても先一度ハ渴水ニ及へとも当年之体是又未聞之事ニ覚申候、且又艸取始ニ今日より難凌之暑日無之候、仍而稻株も余り出来不申候（以下略）

寛政八年（一七九六年）は「永々之降雨」があつて、例年五月頃の「植付時分」から六月二十日まで川の流れが途切れることがなかった。しかし上里村では「先一度ハ渴水ニ及」ぶのが常のことであつて、このように潤沢な水量が確保されることが「未聞之事」であつた。つまり夏の水不足は毎年のことであつて、常に農作業には危機が伴つていたのである。もつともこの年は用水確保よりも日照時間の減少と冷夏傾向が問題であつて、気温が上がらないために稲の生育が遅れており、むしろ晴天を喜ぶ記事となつている。ただし、寛政八年（一七九六年）は田植えの時期までは十分な用水が確保できていたが、夏場になると渴水に見舞われる。寛政八年（一七九六年）は六月二十日を境に村内を流れる善峰川と小畑川の流れがなくなり、八月十二日の記事においても「昨今迄一滴も不流」⁽²³⁾という渴水状況になつたのである。こうした毎年繰り返される旱魃に対して、村はどのような対策を取つていたのであろうか。次の史料を見てみよう。

【史料七】⁽²⁵⁾

（寛政九年）閏七月廿五日（中略）當村昨年之旱魃ニ野井戸多ク出来申候上、又々今年式十斗も新井戸出来申候、併シ當年人々覚悟留敷故か北代ハ余り乾損もなく水かへも早く取かかり申候事ニ存候、井水ハ昨今打続候事故、出水甚々少ク井ニよりて一滴も出不申所も有之候、（中略）先出水之井戸此節ニ而田中式丁掛り十五合之水是ハかへ床近キ故水之揚ルこと多シ、定井戸二丁かかり十五合子園拙家所持之井戸二丁掛り十五合此二ツハかへ床少シ高キ故出水田中ニ及はず、中ノ町忠右衛門所持之井二丁掛り五合之水、其外北代ニ而ハ土地ニより十分ニ掛り候所も二三ヶ所も有之候、（中略）川原ニ村中惣井戸有之、是ハ杉田九町八反掛ニ而老丁之水出申候、是ハ通番六時限ニ而候由、一夜二三畝等ト入所も有四畝五畝之所も有之候由、然とも村宝を費シ突井戸などいたし、杭木五間七間も突入候方も有之候得共出水無之候、扱々両三年も打ツツキ人心之苦ミ言斗なへ候、是ニ水かへと申事ハ人身之疲レ勞スルコト多く昼夜之分ちなく諸雑用夥敷、然して浸ル所十か一ニも及はず、十を入て十一を獲する如キ之事斗ニ而候、扱又細物大豆小豆却テ芋皆悉枯申候（以下略）

右の史料からわかる通り、渴水になると上里村では井戸を掘つて井戸水による灌漑を行つていた。寛政八年（一七九六年）、九年は特に旱魃が厳しく、「野井戸多ク出来申候上、又々今年式十斗も新井戸出来申候」と今年だけでも二十の井戸が新たに掘られたという。井戸には「拙家所持之井戸」「忠右衛門持之井戸」のように個人持ちのもの

「村中惣井戸」のように共有井戸があった。なお子園にあった大嶋家の井戸は、寛政八年（一七九六年）七月十二日に掘られたものである。⁽²⁶⁾

しかしせっかく井戸を掘ったとしても「井水ハ昨今打続候事故、出水甚タ少ク井ニより一滴も出不申所も有之候」「村宝を費シ突井戸などいたし、杭木五間七間も突入候方も有之候得共出水無之候」とあるように旱魃が続いているため深く掘っても水が出ず、加えて井戸水による灌漑は、人力を使って田の水替えを行うということであり、「是ニ水かへと申事ハ人身之疲レ労スルコト多く昼夜之分チなく諸雜用夥敷、然して浸ル所十か一二も及ハす、十を入れて十一を獲する如キ之事斗」とあるように、昼夜の別なく行う極めて重労働であって、しかも田に十分な水を送ることはできず、全体の一割弱が水に浸るという程度だという。労働に比して益するところが少ないのであった。

第二節 旱魃と上里村の雨乞

渴水に際して地下水を活用するなど人力で及ぶ範囲の努力をしても十分ではない場合は、神意に訴えて降雨を願う即ち雨乞いが行われる。寛政四年を例に見てみると、四月二十四日に「向日明神社参、右ハ旱魃ニ付村方より零之願也、御千度有⁽²⁷⁾」と大嶋直良が向日明神に村方からの雨乞いのため社参して祈願をしており、その後は、五月一日に降雨があつて渴水の危機を脱することができた。⁽²⁸⁾ その際向日明神に御礼の能奉納が協議され、五月三日には「今日、向日明神氏講より零所願成就御禮之為能を奉納也、野夫・藤左衛門同意ニ而参り申候⁽²⁹⁾」とある。この文中にある藤左衛門は、第三章で見る村庄屋齋藤藤左衛門

のことであろうと推測される。「翁」「三番」「春日龍神」など計七曲が奉納され、大嶋直良も藤左衛門、湯浅右京を同伴して参詣している。

向日明神への雨乞い社参に関しては、寛政八年にも同様の記事があり、こちらの方が大嶋氏の立場が明確になる。

【史料八】⁽³⁰⁾

（寛政八年）七月十二日（中略）向日明神社参丹治、右ハ過日ヨリ村方零祈願有之候、年寄仲間より耆人ツツ朝参、今日満願ニ付村一統より御千度也

これによると、雨乞い祈願のため「年寄仲間」の内一人ずつが朝参することになっており、七月二十日が結願日になっていた。この日に社参したのが大嶋丹治（直良）であり、大嶋氏が年寄として社参したことがわかる。ただし、寛政四年の能奉納に際しても、評定をしたのは「向日明神氏講」であり、大嶋氏と藤左衛門は「同意ニ而参り申候」という表現にあるように、特に乞われて参殿したように読める。

寛政九年（一七九七年）七月十八日には上里村・岩見（石見）村と組合で雨乞いを実施することを決定している。⁽³¹⁾ それによると、「此度永々降雨無之候故、大峯山へ神火を受来り山伏常右衛門山へ登り火を揚て祈雨仕候由、岩見村ニ治定仕候、尤俄之相談ニ而候由故此夜両村々申来り寄元迄俄寄合仕弥一所ニ祈雨仕度旨ニ而相談治定仕候」とあり、「俄相談」の結果上里・岩見両村で雨乞いを行うことになったのだという。山伏の常右衛門が大峰山で神火を受け取り、同年七月二十日には「今日、零祈禱一所へ参詣可致旨触来る、辰刻参申候、（中

略) 則堂ノ上之北忠兵衛山前ノ元右衛門山なり開畑之西南之隅ニ一間四面ホトニ注連をはり、其内神札を立、御燈御酒をそなへ火繩ニ移シたる神火を其前ニ置候而、今日数度折念あり、則山伏常右衛門慈救院を唱へ、太鼓・鐘ニ而衆中拍子ス、黄昏ニ至り彼火をたいまつニ附、太鼓・かねニ而丹波海道を北へ岩見谷・蛇谷等を経て中ノ町ニ至り、此方所持之山ノ上彼辺ニ而も別而高き所故夫へ持參シ、宵ニ而又々祈禱有之候⁽³²⁾と上里・岩見両村で費やした松明はおよそ百五十本と極めて大規模な雨乞いであった。

この雨乞いに関しては、大嶋氏が積極的に関与した形跡が見られない。参詣を「触れ」で伝えられている点などを勘案すると、この雨乞いの中心にいなかったのは確かである。もともと、この雨乞いは元来石見村単独で行うはずであったところに両村合同の話がまとまったものであるため、行事の中心は石見村であった可能性が高い。しかし松明に移した神火が「此方所持之山」、すなわち大嶋氏の持山に運ばれて祈禱が行われたことには意味があると考えられる。「彼辺ニ而も別而高き」山であるから、という理由もあるだろうが、そこには大嶋氏の家格が反映されているであろう。これは初めに注連繩を張った山が、以前の世襲庄屋であった元右衛門の持山であったことと対応しているのだと考えられる。

第三節 正親町三條家への出仕と旱魃の影響

本節では大嶋氏と正親町三條家との関係を、正親町三條家における大嶋氏の勤仕形態を示す左の史料からを検討してみよう。大嶋直方は

寛政七年(一七九五年)三條家に退役を願ひ、養嗣子直良に家来の地位を繼承させようとして領主側からも了承されるが、当事者の直良は次のような返答をしている。

【史料九⁽³³⁾】

(寛政七年(一七九五年)三月十六日(中略)私在宅ニ而耕地等も仕居申候へハ、何とも出勤いたし候儀も心底ニ任せず、併小児も御座候へハ追々成長仕罷在候へは、又々私身分も自由叶尚々今暫く之所御宥免奉願候、殊ニ早藤氏も常勤之儀ニ候へハ先以殿中ニ而御用歛之事も有之間敷と乍恐奉存候、併格別之御用向之節ハ勿論出勤可仕、常勤之儀ハ何卒御宥免奉願趣申述候、

直良は百姓として農業経営があること、子供が幼いことを理由に、子供が成長して「自由叶」までの間、しばらく常勤を辞退したいと申し出る。この直良の主張を、裏付ける史料がある。

【史料一〇⁽³⁴⁾】

(寛政七年(一七九五年)正月十六日(中略)此度永々之旱魃、去年十一月廿七日ニ半日斗降雨其已来閏十一月極月当月三ヶ月之間凡八十日程旱魃、其間ニ時雨又ハ少シツツこみだしなど有之候へ共数刻之間ニ過ず、野辺ハ麦種とも殊外いたみ葉さき枯レ申候、此節ハ余程葉も出申候時分なれとも、いまた二番だたき之時分ノ様ニいたし、肥シも三へん四へんも世間一統ニかかり候へ共、中々肥之さきめ少も見へず、扱亦南川ハ流水細り室戸之端限りニ流レ、北川ハ少々流レ候へ共井ノ内料ニ而流止ム、井水ハ當村六七歩通も渴水、村方一統難儀ニ御座候、

この史料から分かるように、寛政七年（一七九五年）の初頭には、前年から続く深刻な旱魃による不作が懸念されており、実際に麦種の生育が悪く、肥料を増やしても効果が見られないという状態であった。

こうした直良の主張に対して、三條家では次のような処置をとっている。

【史料一⁽³⁵⁾】

此度父数馬退役いたし後之所其俣ニ差置候而ハ、已後丹治出勤之御新規ニ相成亦ハ殿中不知案内ニ候而ハ萬端人ニ引まわされ候様ニ相成、三條家譜臣之規模も薄く、又父退役任其子其俣ニ差置候而ハ数馬勤功もなく、無調法ニ而退役被仰付候様ニ相聞へ世間も相済かたく候、依之先々嫡子丹治へ後役申付、出勤之儀ハ定而迷惑ニ存へく候故、先十五日と定置候而、御用少キ節ハ五日成とも三日成とも、又御用多候ハ十五日か廿日ニも及べく何分濱崎・柿部とも相談之上兎角なか様ニいたし随意ニ出勤可然候様之御上意ニ候趣、濱崎被申候、依之張而御断も難申御請申上候、且亦数馬へ是迄之勤功ニ依而老人扶持御宛行、亦拙子へ老人扶持被下候御上意也、

直方から直良への地位継承に時間が空くと、直良の勤めには支障が出る、また直方の退役に対して、無調法による引責だと世間が考えるとし、出勤の日数は一日と定め、御用が少なければ三〜五日でも良いし、御用が多ければ一五〜二〇日の出勤とするような「随意ニ出勤」という条件を申し出、しかも退役する直方と出仕する直良の双方

に一人扶持を与えるという破格な内容であった。

大嶋氏にとって三條家への出仕は次第に負担になりつつあったと見てよい。出仕の日数が多く、農業や医業などの生業経営に影響が出かねない状況を冷静に判断した結果が、直良の発言につながったのだろう。かといって三條家家来の地位を失うことを望んではいなかったであろう大嶋氏が、家来の規模を変えたくない三條家側から譲歩引き出すことに成功したということだろう。

第三章 帯刀人と村社会

第一節 刀を貸す

先に見たように、上里村は恒常的な旱魃の被害に遭っていた。旱魃に際しては大小さまざまな規模での雨乞いが実施されていたが、次の史料は上里村で寛政六年に雨乞い踊りが実施されたことを示すものがある。

【史料一⁽³⁶⁾】

一札之事

一、当年七月朔日、村方雨之踊り興行有之候ニ付、山伏役帯刀入用ニ付、御所持之御刀則銘者備前國住長船彦兵衛尉祐定作、右致借用候処、役義相済候節私俸与平次邪狂御刀を帯シ街道ニ而拔放シ候所、折節同村左兵衛殿と出合不度切先左兵衛殿右手小指之本ニ當り、少々怪我被致候而御刀を穢シ申候段甚以御気毒、何共無申訳仕合奉存候、夫ニ付若後日ニ至り右刀御研シ被成候節刀屋研

屋など二而万一血之穢レ請等申立、請取不申或者他所より猥ケ間敷儀申候ハ印形之者共罷出俵我道之様子巨細に申開キ其元様江少も御難相掛申間敷候、為後日一札如件

寛政六年甲寅七月

本主 長左衛門 (印)

子 与平次 (印)

加印 仁兵衛 (印)

同 茂右衛門 (印)

残念ながら大嶋直良の日記については、寛政六年分が現存しておらず、寛政六年（一七九四年）の早魃がどの程度であったのかを知ることとはできないが、寛政七年（一七九五年）の『日記』によると正月一日の記事として「去冬參會之上にて去年来早損村方困窮二付、当春ハ随分略服ニテ諸禮相勤候治定也⁽³⁷⁾」とあるので、寛政六年の早魃被害が村に相当の疲弊をもたらしたことがわかる。

上里村では、雨乞い踊りを実施するに際して、山伏役の刀を大嶋氏から借用することにした。雨乞い踊りは無事に終了したが、与平次が借用した刀を振り回して同村左兵衛の指に怪我を負わせるといふ事件がおきた。与平次の父長兵衛らは刀を血で穢したことを詫び、特に研ぎに際してのトラブルについて保証している。

この史料で注目したいのは、大嶋氏が雨乞い踊りに際して刀を貸し出したということである。早魃という村の危機に当たって、自らも農地を持つ「村人」としてその危機に対峙するのは当然としても、刀は

大嶋氏の身分を表象する極めて重要な存在であったに違いない。いったいどのような刀を山伏役のために貸したのだろうか。

大嶋家文書には宝暦十一年（一七六一一年）作成の「刀・脇指道具之⁽³⁸⁾覚」が残されており、大嶋家に所蔵されていた刀剣がわかる。同史料によると、大嶋氏が所蔵していた刀・脇差は明応七年銘の「備州長船祐定」短刀を最古として、銘を判別できないものや無銘のものを除けば室町末の末古刀から江戸期の新刀がすべてである。

これらの刀類の中で、在銘の刀剣は「丹波守吉道」銘の刀、同銘脇差、「出羽大掾藤原国路」銘刀、そして左の彦兵衛尉祐定がある。

刀

一、名 備前国住長船彦兵衛尉祐定作

うらに天正十二年二月吉日ト有り

一長式尺壹寸四分 中子五寸六分

惣長式尺七寸也

これが寛政六年（一七九四年）に山伏役に貸した刀であらう。

大嶋直良が雨乞い踊りのために貸与した「備前国住長船彦兵衛尉祐定」については、戦国期の刀工で同期の備前長船派としては与三左衛門尉祐定とともに有名である。数打物も多く、文書の表記だけでは明言は避けなければならない。また今日的な刀剣の評価を加えても意味は薄いだろうが、無銘の刀も所持する中で在銘の刀を貸与したことは、大嶋氏が雨乞い踊り山伏役を重く捉えていたことを示しているであらうし、またそのように考えざるをえない性格の貸借であったということだろう。

第二節 上里村の帯刀人

雨乞い踊りの山伏役に真剣が必要だったとして、上里村内で刀を所持するのが大嶋家以外になかったのであれば、自ずと村人が借用を求めるのは大嶋家ということになる。そこで上里村で刀を所持していた人物を探してみることにしたい。

寛政九年には京都町奉行所による帯刀改が実施されており、大嶋直良も願書を提出していることが『大島直良日記』（以下『日記』と略す。）によってわかる。次の史料はそのときのものである。

【史料二三】⁽³⁹⁾

（寛政九年）九月三日（中略）齋藤藤左衛門来臨、此度帯刀御改有之候ニ付、帯刀附相認松村三郎左衛門へ差出シ申候、仍之先例被尋候、従此方享保年中御改之控へ藤左衛門へ入覽候、今晚相認明朝松村氏へ差出可申旨被申候、尤奉行所へハ松村より被差出候由也、此度ハ帳面ニ而差出由也、則認申候帳面写左之通ニ候

〔表書〕帯刀人御改帳

城州乙訓郡上里村

帯刀御改書

城州乙訓郡上里村之内罷在候大嶋數馬、正親町三條殿御家来ニ而常帯刀仕候

右者享保六年辛丑年十一月九日御改ニ付御届奉申上候、安永九年子年五月御改之節御届奉申上候、始而出仕仕候節年久敷義ニ付委細相分兼候

一地改用非常等之節帯刀并ニ神事帯刀

惣代庄屋

齋藤藤左衛門（印）

右者享保六辛丑年十一月九日御改ニ付、御届奉申上候、安永九庚子年五月御改ニ付御届奉申上候所、年久敷儀ニ付委細相分兼候一神事帯刀 當村神明座頭年寄

仁右衛門（印）

右ハ前々より相勤来候家前式十軒御座候内ニ而、年限に應シ相勤申候、尤年久敷相成候ニ付、年限分兼候、享保六辛丑年十一月九日御改ニ付御届奉申上候、安永九庚子年五月御改ニ付御届奉申上候、常帯刀仕候義無御座候

右此度帯刀御改ニ付、村方吟味仕候處、右之外帯刀仕候者老人も無御座候、以上

寛政九丁巳年九月

庄屋 藤左衛門（印）

年寄 仁右衛門（印）

御奉行様

これによると、正親町三条家の家臣である大嶋數馬が常帯刀、惣代庄屋の齋藤藤左衛門が領主の地改や非常時、および神事における帯刀、そして神明座年寄の仁右衛門が神事に際して帯刀することを願っていることがわかる。いずれも享保六年、安永九年に許可された前例があるとしている。つまりこの史料によれば上里村では帯刀人が三名いたことになる。

実際の帯刀改は翌寛政十年（一七九八年）に実施された。このとき⁽⁴⁰⁾の帯刀改は「何分此度ハ嚴密ニ御改」であって、大嶋氏と齋藤氏は役

所との対応に苦慮することになる。『日記』寛政十年（一七九八年）三月十六日の記事によると「役所御尋之趣ハ代替之節嗣目相願不申候而ハ相済かたく候、又いつの頃より御家来ニ成帯刀致候哉⁴¹」と代替わりの相統願いや三条家の家来になった時期などについての詳細な内容の提出を求められた。大嶋氏は代替わり時の経緯について「年久敷儀」であるため分らない、享保の帯刀改に提出した文書の写しは所持している、天明の届出もしているが焼失した文書があるため分りかねると言上する。しかし役所側は元文期の帯刀改について追及し、大嶋氏は元文期の帳面が焼失していると答えるというやり取りを行っている。その上で「常帯刀之外地頭御用帯刀ニ而も兼度相届可申、浪人帯刀、郷士帯刀ハ勿論たるへき事、地頭御用帯刀ハ一日ニ而も百日ニ而もいつにても御家来ニ相違なき事（中略）又神役帯刀も已来ハ相届可申候⁴²」と述べ、町奉行所は、単に常帯刀と届け出るだけでは不十分であり、地頭御用、浪人、郷士などの理由による帯刀の別も届出が必要、また神役による帯刀の届出をも求めたのである。

【史料一四】⁴³

（寛政十年）三月二十六日（中略）予齋藤判事館へ参り廿四日帯刀御改ニ付武邊へ被出候右様子相尋申候、尤此方より届書相認候所間ニ合ひ不申、筆工松屋庄兵衛ニ改メ書セ申候而被差出候得共、兎角 向済かたく夫故、今井彦之進番勘定方懇意ニ付相願候而、夫より證文方へ内々懸合具候、彼方差圖ニハ去ル酉年出火之節焼失ニ而相分り不申候趣ニ申なし、何分大嶋氏ハ代々帯刀、齋藤氏御用之節帯刀候得共、安永之時分常帯刀御免被仰付候、神事

帯刀之家廿軒之内九軒して輪番神役帯刀仕候趣、然トモ焼失ニ而書物無御座候、不案内ニ而逐一ニ而届不申上候段御宥免被下度様願申候、役人漸承知ニ而大嶋・齋藤ハ帳面ニ留り神事帯刀ハ未障候由也、弥廿七日以書付可願出旨役人被申候ニ付、明日又々上京被致候由也、尤此度御改候事別記ニ留置候もの也、委細ハ仍之知へし

右の史料から分る通り、大嶋氏は代々の帯刀であることを前年に続いて繰り返し、齋藤氏は地頭御用の帯刀であることを認められ、神事帯刀については文書焼失による届出の不備は不問となった。ここで注目したいのは、氏神向日明神の座に属する、神事帯刀をする家が二十軒あり、その内九軒が輪番で神役を務める決まりであるという記述である。

先に見たように、幕府の原則としては、神役帯刀は届出が必要であった。「已来ハ」とあるため、従来は比較的緩やかな規制であったと考えられる。特に神事座役が輪番制である場合には数年に一度の帯刀となる筈であり、上里村でも届出はしていなかったのではないかと思われる。先に史料で見た仁右衛門の場合は、「神明座頭」として神事の際には必ず帯刀するため届書を提出しているのだろう。

このようにして見ると、上里村には少なくとも二十軒の帯刀由緒を持つ家があったことになる。先の雨乞踊りに際して山伏役の刀を借りるには事欠かなかつたはずである。それではなぜ村方は、大嶋氏から借用したのだろうか。

第三節 帶刀・帶刀人を巡る村人の争い

上里村には臨時の帶刀を含めて二十軒以上の家が帶刀する可能性を持っていた。つまり単純考えて二十振以上の刀が、上里村には存在するのである。その中から大嶋氏所持の刀が選ばれた理由を、逆説的ではあるが、帶刀人を巡る争いの中から検討してみたい。

【史料一五】⁽⁴⁴⁾

天明八年戊申

村方ニ而傳聞富小路家之株百姓若見村上里村ニ而三拾軒有之候所、庄屋藤左衛門百姓ニ次兵衛東町也、忠右衛門西町、弥二兵衛北ノ町、右四人殊外地頭富小路殿より肩鼻有之候て、藤左衛門・次兵衛は去年より帶刀御免ニ而、御改付挑灯四人へ被下候、然所村惣代仁右衛門北ノ丁も同株ニ而候所、去年以来前々不首尾之由有之候、又村年寄は因幡堂株ニ而、太郎右衛門也、然ルニ藤左衛門・次兵衛村方ニ而帶刀致し候事ハ例無之、彼等追々威勢はり候てい村方附合等も宜からず候由ニ而、仁右衛門、太郎右衛門方へ行申右帶刀差留申候相談有之折節、大炊御門庄や平左衛門居合七委細始終聞申候所、太郎右衛門相談候ハ新規ニ帶刀いたす事、甚六ヶ數致かたき事にてハ武邊ニ成候共、急度差留可申筋合も有之候由、殊外堅く申募り候、然所平左衛門旁より申談候ニハ其儀ハ兼按ニ念思慮可有之事ニ被存候間、其儘ニ打捨置るへし、急度其元達之不利ニ被思候、太郎右衛門・仁右衛門一向承知無之候故、平左衛門も其儘ニいたし置候、扱其後又々仁右衛門・太郎右衛門評儀有之直ニ藤左衛門へ演説も致候ハハ、源右衛門藤左衛門親類

也を以て右之趣掛合すへしとて則相招き寄越申合候所、源右衛門承知ニ而委數藤左衛門へ申傳へ候上、我は了簡ニて兎角庄屋・年寄之差凶ニ從ひ被申候が其元之身の為なるへし、先年父藤兵衛帶刀之砌も元右衛門より差留申候事も有之候へハ、堅く留り候が可然事ニ候、若其元たつて帶刀被致候てハ、庄屋・年寄より障り付口論ニも可相成候て却て誤状等も可致仕儀ニも可相成哉、兎角相止て被申候ニ申談候、藤左衛門返答ニ其元と手まえと間柄故何か深切ニ被申述候段千萬余分、併シ帶刀ハ我等次兵衛とも此方より望候て之事ニは非ず、富小路殿より被仰付候事故辭退之上ニ而御請候事ニて、何も望て致たる儀ニ而ハ無之候、夫ニ付庄屋に年寄ニ利分有之我等ニは誤り一札可致候旨ニ候へ共、何も不調法之筋も覺へなく二人誤り一札致す時ハ主人を誤らすも同然ニ候、能々簡遍可被致候、夫共千方たつて利弁も候て差留られ候は地頭へ直々御掛合可被成ト答申候、源右衛門承り其趣仁右衛門・太郎右衛門へ具ニ申達候所、兩人始弥二兵衛・忠右衛門評定いたし一向聞入す武邊ニ出で相手ニ成へし、其時此方ハ上訴招、彼等ハ下訴招ニ而對決いたすへしと手強く申出候、依て仁右衛門・太郎右衛門も無言候て、今更致方なく當惑候に平左衛門より忠右衛門之腰折候へハ、強氣之忠右衛門弥以て意地つよく弥つよばり申候て種々之理屈を申述、却て太郎右衛門・源右衛門より帶刀之儀村方ニ於て少も差支無之候由詫一札いたし候由、尤是迄之雜言ハ心得違ひ之由文面有之候由、初メハ藤左衛門より下書を遣候へとも断申述、少々軽く認メ遣し候由と云々

【史料一六】⁽⁴⁵⁾

同年酉八月四日

元服振廻有之候所、丹治出席、然所是迄之通上席村役長右衛門、次座丹治、次二三郎左衛門、四郎右衛門、次兵衛、弥惣兵衛、孫兵衛と順席候所、忠介内々ニ而弥三兵衛へ申述候ハ今晚之坐席ハ如何候やと申、弥三兵衛答ニ先々之通と申候、是ハ内々沙汰を聞候て氣を付候事と存候、然所忠右衛門罷出三条家之家来帯刀ハ是迄之通子細なく候、富小路家家来帯刀人ハ何とて差留候ぞ、富小路家家来が下席ならハ三条家家来も下坐たるへしと内しやううそふく申出候、又九右衛門内分ニ而年寄太郎兵衛へ尋ニ遣し口上ハ今晚之坐席ハ如何いたし候や内々尋試候趣申遣候、太郎右衛門答ニ先々先々之通可然旨申候、忠右衛門是を聞太郎右衛門差圖ハ受不申と強邪ニ申募候、弥三兵衛段々有メ候故先ハ静まり申候、是も先刻丹治對し坐席を作り申さるへしと忠右衛門之一言申出候故、丹治も辞退する所、忠右衛門重て先々御詰不被成候てハ下々つまり申候、九右衛門、三郎左衛門も同様挨拶あり候ニ舌も乾かぬ内ニ丹治席ヲ目つほニ取、とや角申候ハ如何と存候、しかし先今晚ハ相椅候て十二日道造り例之通若連あみたニ會合有之候、前夜ニ弥三郎ニ出合候てすく承候所、忠右衛門等之了簡ニハ此方ニハ村役ハ不致三条家ニてハ大嶋数馬なれ村ニ而ハ仙右衛門ニ而銘々五歩ニ而候事ニ而上ニ置筋合もなく、又先年ハ末席ニ着れ候例も有之候由老分の人も申方有之候、丹治ハ各ニ旧家之事も語り候うへ上座ノ事ハ先規之通也、人の上ニ立事もなく下ニ着事もな

これによると、富小路家領庄屋・藤左衛門と次兵衛は天明七年（一七八七年）から富小路家から帯刀を許されたが、村庄屋の仁右衛門と村年寄太郎右衛門は、兩名は「村方ニ而帯刀致し候事ハ例無之」と帯刀差止めを要求しようとする。藤左衛門と次兵衛は領主・富小路家から「肩鼠（鼠肩）」強く、「威勢」を張る状態であったため、大炊御門領庄屋・平左衛門からは「其儘打捨置」ように勧められるが、太郎右衛門らは藤左衛門親類の源右衛門に説得を依頼、源右衛門は「兎角庄屋・年寄之差図ニ従ひ被申候が其元之身の為なるへし」と藤左衛門に告げるも「帯刀ハ我等次兵衛とも此方より望候て之事ニは非ず、富小路殿より被仰付候事故辞退之上ニ而御請候事ニて、何も望て致たる儀ニ而ハ無之候」と自らが帯刀を望んだのではないと述べ、不調法もなため託状を認める理由はないとして「誤り一札致す時ハ主人を誤らすも同然」と要求をはねつけ、どうしても帯刀を差止めなければ「地頭へ直々御掛合可被成」と言う始末であった。

これを受けて仁右衛門・太郎右衛門は忠右衛門・弥三兵衛と協議するが、忠右衛門と弥三兵衛は太郎右衛門らに比べても強硬に藤左衛門らの帯刀に拒否反応を示しており、奉行所への訴訟も検討すると述べ、大炊御門領庄屋平左衛門の仲裁にも耳を貸さない有様であった。するとここへきて太郎右衛門は、帯刀も「差支無之」と態度を軟化させ、代わりに藤左衛門らから「心得違」の託状を取ることで事態の収拾を図ったという内容である。

つづけて天明八年（一七八八年）八月四日の元服披露における席次問題を見てみよう。これは大嶋氏が当事者となった事件である。

く先規之通のみにて何も申分ハ有間敷者ニ存候由申演候、尤弥三兵衛ハ忠右衛門を宥メ候由、又丹治ニハ明晩之席ハ不參候様ニ申候所、弥三兵衛も其後宜敷候故隨之候、是ニ而先泣ねいりニなり候也

元服披露の席において、大嶋丹治（直良）の席次が次座であったことに先記の忠右衛門が抵抗し「三条家之家来帯刀ハ是迄之通子細なく候、富小路家家来帯刀人ハ何とて差留候ぞ、富小路家家来が下席ならハ三条家家来も下坐たるへし」と年寄太郎右衛門に述べた。太郎右衛門は「先々之通り」であると返答するが、忠右衛門は「太郎右衛門差圖ハ受不申」と述べて強硬姿勢を崩さなかった。しかしこの場合は弥三兵衛の説得などもあつてか、忠右衛門は態度を軟化させたものの、大嶋直良は不快感を露わに筆記している。

忠右衛門はなぜこのように帯刀人へ抵抗感を募らせていたのか。それは「忠右衛門等之了簡ニハ此方ニハ村役ハ不致三条家ニてハ大嶋数馬なれ村ニ而ハ仙右衛門ニ而銘々五歩ニ而候事ニ而上ニ置筋合もなく、又先年ハ末席ニ置れ候例も有之候由老分の人も申方有之候」という文章に表れている。忠右衛門の主張には、三条家家来大嶋数馬は、上里村では仙右衛門であり、二つの立場に優劣はない筈である。それ故村の行事では仙右衛門として扱うべきだという価値観が現れている。以前は末席であつたという老分の話も忠右衛門の意を強くしていると思われるが、養子として大嶋家を継いだ直良に対する牽制も含まれていたであろう。

忠右衛門だけではなく、上里村内では富小路家から帯刀を認められ

た藤左衛門らが、領主との関係を背景に村内での立場を強化していた状況に端を発し、村内の家格序列が、領主との関係で生まれた帯刀人という身分序列によつて変化することへの抵抗感あつたと言つてよからう。

これに対し大嶋直良がとつた態度は大嶋家が「旧家」であることを各々に語り、「上座ノ事ハ先規之通」であるというのみであり、「人の上ニ立事もなく下ニ着事もなく先規之通のみ」であると説明せざるを得なかつた。ここに共同体による帯刀人への規制と双方による村内の地位の確認が見て取れるであろう。大嶋氏としては、三条家を背景とした村内での地位強化を自ら否定し、村内での責務を果たすことで存在を強化する方向性を取つたといえる。寛政六年の雨乞踊りへの刀の貸出しは、まさにかかる状況に即したものであつた。

関連する例を挙げてみよう。他村の例だが、天保十二年（一八四一年）、葛野郡千代原村では頭百姓の一人勘兵衛が、「兼而九條様江御館入」という関係から、九條家「近習席末勤」として召抱えられることになり、名も川本大膳と改めることを領主妙法院宮家など諸方面に届け出た。これに対して妙法院宮家では次のような対応を取っている。

【史料一七】⁽⁴⁶⁾

寛

右一件ニ付十一月十二日

妙法院宮様より村方庄屋・年寄并本人勘兵衛・頭百姓共御召出ニ

相成、彼 御殿御家来ニ被 召抱候儀勝手次第御請申上候様御聞

濟候趣被 仰渡候事

但し右二付而ハ以後村方ニおゐて九條殿御家来之御威光ヲ以我意

ヲ申間敷様被 仰付候事、若心得違ニ而彼 御殿威勢振立争論へ

およひ候節ハ、御地頭表へおゐてハ平百姓並ニ御取扱可被成候事

領主・妙法院は千代原村の庄屋・年寄・頭百姓らを集め、勘兵衛が

九條家家来になることを「勝手次第」と承認することを伝えた。しか

し同時に、勘兵衛が「九條殿家来之御威光」を盾に専横を極め、それ

が元で争論が起つた場合には、勘兵衛を「平百姓」として扱うと宣言

したのである。これは京周辺の村落で公家の家臣化する有力農民が増

える中で、村落内へゲモノ⁴⁷を巡る摩擦が激しくなることを受けての

ことであり、先の上里村での藤左衛門と忠右衛門の対立や大嶋氏の席

次を巡る騒動がまさにそれに当たるだろう。

村にとつての帯刀人の存在は、時には支配系統以外の対領主ネット

ワークを構築することになるが、時には村内秩序を揺るがしかねない

諸刃の刃であつたといえる。

おわりに

以上、各章にわたつて検討してきた内容を整理してみると、農業用

水が不足がちであつた上里村では寛政期にはほぼ毎年旱魃被害に見舞

われており、灌漑池や井戸掘りに対応する一方、特に旱魃が厳しかつ

た寛政九年（一七九七年）には周辺の村落と合同で大規模な雨乞い

を実施するという状態であつた。

三條家の家来という身分を持つ帯刀人・大嶋氏は、旱魃続きの寛政

年間には百姓として新井戸を掘るなどの用水確保に努める一方、村で

実施した雨乞踊りには山伏役の刀を貸し出した。銘から判断すると、

その刀は大嶋氏にとつても重要な刀であつたと考えられる。雨乞踊り

への刀の供出は、①大嶋氏の先祖が神職であつたという宗教的権威の

伝承及び、その形跡が上里村内に残っていること、②同家が「武勇」

を継承する家であり、また当主直良も相應の武勇を有していたと考え

られることから、神事にふさわしい刀を持つと判断されたこと、③そ

の一方、領主との関係によつて帯刀人となつた家の村内における家格

の上昇に対する抑制意識が作用しており、村の一員として旱魃とい

危機の克服に対する相應の役割を求めた結果だと考えられる。

視点を變えて、村が大嶋氏をして刀を出させしめたと考えるなら、

そこには共同体として大嶋氏という帯刀人とその「武」を村落の機能

に取り込もうとする作用がみとれるだろう。百姓身分でありながら

常帯刀という存在である、三條家家来でありながら上里村の村人であ

る大嶋氏は、現実的に武勇を發動する機会の極めて少ない時代にあつ

て、時として「武」の持つあるいは刀によつて象徴される辟邪性を発

揮することによつて、村を守る力として機能することを要求されてい

たといえるであろう。

註

(1) 吉田ゆり子「村に住む武士―郷土」と帯刀改め―(渡辺尚志編

『新しい近世史4 村落の変容と地域社会』一九九六年 新人物往来

社) なお、吉田は浪人・郷土を区別し、帯刀人と一括することを批判

しているが、本稿では史料上大嶋氏を「帯刀人」と称している場合は

それに従った。

- (2) 藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』（一九八五年 東京大学出版会）及び、『刀狩―武器を封印した民衆―』（二〇〇五年 岩波新書）
- (3) 深谷克己『江戸時代の身分願望 身なりと上下 無し』（二〇〇六年 吉川弘文館）
- (4) 『史料 京都の歴史 第15巻 西京区』京都市 一九九四年
- (5) 長谷川澄夫『京都近郊一郷士の生活―天明五年「大島家日記」より―』（中山修一先生喜寿記念事業会編『長岡京古文化論叢Ⅱ』一九九二年 三星出版）
- (6) 尾脇秀和「近世後期京都近郊村落における医師の活動実態―山城国乙訓郡上里村大嶋家の事例―」（『鷹陵史学』第三十四号 佛教大学鷹陵史学会 二〇〇八年）
- (7) 京都市歴史資料館蔵マイクロフィルム『大島家文書』NK-12-z-9 以後『大島家』NK-12-z-9のように略記する。
- (8) 註(45) 参照
- (9) 註(7) 参照
- (10) 同右
- (11) 同右
- (12) 同右
- (13) 同右
- (14) 同右
- (15) 同右
- (16) 註(6) 参照
- (17) 『大島家』NK-12-D-1-1
- (18) 同右
- (19) 『大島家』NK-12-D-1-5
- (20) 『大島家』NK-12-D-1-6
- (21) 同右
- (22) 『大島家』NK-12-D-1-8
- (23) 註(22) 参照

- (24) 同右
- (25) 『大島家』NK-12-D-1-9
- (26) 註(22) 参照
- (27) 註(20) 参照
- (28) 同右
- (29) 同右
- (30) 註(22) 参照
- (31) 註(25) 参照
- (32) 同右
- (33) 『大島家』NK-12-D-1-7
- (34) 同右
- (35) 同右
- (36) 『大島家』NK-12-B-47
- (37) 註(35) 参照
- (38) 『大島家』NK-12-D-2-3
- (39) 註(25) 参照
- (40) 『大島家』NK-12-D-1-10
- (41) 同右
- (42) 同右
- (43) 同右
- (44) 『大島家』NK-12-D-2-4
- (45) 同右
- (46) 京都市歴史資料館蔵マイクロフィルム「川本家文書」802
- (47) 拙稿「近世後期の川嶋村村方騒動と革嶋氏」（『史園』第一輯 園田学園女子大学歴史民俗学会 二〇〇〇年）

〔あかい たかし 日本近世史〕

生殖をめぐる政治と家族変動

——産児制限・優生・家族計画運動を対象として——

山 本 起世子

1 はじめに

本稿は、1920年代～60年代の日本において、生殖に関する主要な3つの運動－産児制限運動、優生運動、家族計画運動－が、日本の社会政策（人口政策、優生政策）および家族変動にどのような影響を与えたのかを明らかにすることである。

具体的には、以下の3つの課題について分析を行う。第1に、それら3つの運動の理念と目的、活動内容、国際的な影響や協力関係について明らかにする。先行研究では、それぞれの運動が個別に検討されることが多かったが、本稿では、これらの運動の間の対立や連携などの相互関係を視野に入れて考察していく。

第2の課題は、それらの運動と人口政策・優生政策との関係について分析を行うことである。本稿では、これらの政策を推進する機能を担った国民優生法（1940年成立）と優生保護法（1948年成立）を中心に取り上げる。国民優生法の成立には優生運動が影響を及ぼした。また、優生保護法の立案を主導したのは、戦前から産児制限運動を担った活動家たちと、優生思想をもつ医師たちだったのである。

さらに、第3の課題は、これらの運動および人口政策・優生政策と、家族変動との関係を分析することである。家族社会学では長らく、研究関心が家族の内部構造に集中してきたため、社会政策と家族変動との関係についての研究蓄積は乏しいのが現状である。

なお、「産児制限」という用語は、同時代においても、人によって「産児調節」「受胎調節」「妊娠調節」などと呼ばれたが、本稿では混乱を避けるため、「産児制限」に統一する。また、病名は時代に応じて変更されるものが多いが、本稿では、社会における疾病や障害のとらえ方を研究対象としているため、対象期間に使用されていた用語をそのまま用いることにする。

2 戦前の産児制限運動と優生運動

本章では、まず、戦前の産児制限運動と優生運動（優生学）の目的、思想、その社会的背景、活動内容を明らかにした上で、両運動の関係と国民優生法の成立過程について検討し、それらの運動が政策立案に与えた影響を明らかにする。さらに、それらの運動や政策が家族変動に与えた

影響について論じる。

2.1 戦前の産児制限運動

本節では、戦前期における産児制限運動が起こった社会的背景とその要因、運動の目的、活動内容、国際的な影響関係について考察していく。

世界で初めて、新マルサス主義にもとづく避妊クリニックが開設されたのは、1880年代のオランダである。しかし、20世紀初頭における欧米の他の国々では、バースコントロールは「種の自滅」を招くという考え方が根強く存在し、国家にとって危険な行為とみなされていた。たとえば、アメリカでは、人種間の出生力の不均衡、すなわち白人アングロ・サクソン系プロテスタントの出生率低下と、黒人や移民の高い出生率に対して強い危機感が存在していたからである。アメリカやイギリスでバースコントロール運動が社会的に受容され始めたのは、その運動が優生学との結びつきを深めた1920年代～30年代のことであった（荻野1994：68-104）。日本では、1918（大正7）年の米騒動以後、労働者階級（無産者）の生活難、人口過剰による食糧不足が社会問題化するなかで、欧米のバースコントロール運動を日本に導入しようとする勢力が出現する。1930～32年の昭和恐慌下で産児制限運動は絶頂期を迎え、多くの団体が結成され、各地に産児制限相談所が開設された。

日本における産児制限の目的は何であったのか、運動家たちの主張から検討すると、以下の4点に集約できる。まず、第1の目的は、貧困からの救済である。貧困の原因を何に求めるかによって、運動家の立場を2種類に分類できる。1つめは、新マルサス主義の立場から、貧困の主な原因を過剰人口とみなす。2つめは無産者運動の立場であり、貧困の原因は人口増加ではなく、「誤った生産と分配の方法を条件づける生産機関の私有を基礎とする資本主義制度」（野田1923：5-10）とする。しかし、いずれにせよ、貧困者をさらなる生活難に陥れないために産児制限を推進する姿勢には変わりはない。多産による生活難は、栄養不良による体力・抵抗力の低下、病人の増加、労働能率の低下をもたらす（羽太1922：19-21、石本1922：4、澤田1922：8-16）。さらに、子どもの教育を重視する言説も多い。貧乏は「社会的疾病」のひとつであり、それを解決するのは中等・高等教育である。貧民階級が多数の子どもを無智無学のまま社会に送り出すことは、悪疾遺伝を持つ子どもを社会に送り出すことと同じくらい恐るべきことなのだ（安部1931：61-62、76-79）。他方、食料に事欠き、相当な教育を受けることができないような家庭に生み落とされることは、子どもにとって「悲惨の極み」（羽太1922：22-23）と述べるなど、子どもの立場を考慮して出産を決めるべきだという言説が目立つ。

産児制限の第2の目的は、人口過剰問題の解決である。大正末～昭和初期においては、人口過剰による食糧不足問題が社会問題化していた。日本の植民政策は効果が少なく、人口増加は戦争を引き起こす危険性がある。国際紛争を防止するには、自国内で人口を扶養できる程度に、人口を制限しなければならない（安部1931：136-146、羽太1922：24-28、石本1922：5）。

産児制限の第3の目的は、母体保護＝多産からの女性の解放、および「女性による生殖の自己

決定権」の獲得である。多産は母体の健康を損ない、女性から自己修養の時間を奪う（羽太 1922：21-22、織田編 1923：27-29、馬島 1931：14-17、名古屋 1931：52-64）。また、女性の立場から、妊娠・出産を決定するのは女性の「権利」であり、その疲労や苦痛を経験しない男性や国家に産産を強制する権利はない、という主張も現れた（野田 1923：33-34、織田編 1923：33-34）。

産児制限の第4の目的は、人間の質の向上（人種改良）である。産児制限運動は、優生学との結合の上に成立していると主張され、親が悪疾遺伝を持つ場合は、断種（不妊手術）が奨励された。しかし、「癲癇病者、白痴、癩患者」のすべてに断種を行うべきだという主張（羽太 1922：39）や、結核や癲癇、酒毒、変質者など「悪素質」を伝えるものに断種を施すべきだという主張など（名古屋 1931：65）、断種対象として、遺伝性疾患とそうでないものを区別していないものが見受けられる。また、安部は、「優秀なる種族を得る」ためには、「両親の健康状態が完全であり、且精神が爽快である時のみの性質を遺伝すべき」であり、風邪に罹っているときや酒に酔っているとき、軽微の神経衰弱に悩んでいるときなどには産児制限を行うべきであると述べ、母体の健康のため産後少なくとも3年の間隔を空けることで「優秀なる遺伝」が得られるとするなど、遺伝と非遺伝的要素（体調や産産間隔など）を混同した記述が見られる。産児制限運動家は、人間の質を向上させる主要な方法として、多産を避けて子どもの教育を充実させることを主張するため、遺伝よりも環境要因を重視する言説が目立つ。

以上のように、アメリカやイギリスにおけるバースコントロール運動の社会的受容が、優生学との関係を強化することによって進行したのと同様に、日本の運動でも優生学の観点から産児制限が必要だという主張が多かった。その理由は、産児制限は逆淘汰をもたらすという批判、すなわち、知的で優れた階層では積極的な避妊を行うため低出生率となり、知性に欠ける劣った階層では避妊が行われず高出生率となるため、結果として人口に占める「劣悪者」の比率が高まり、人口の平均的資質が低下するという批判を克服するためであったと考えられる。ここで、注意すべきことは、産児制限運動家が優生学の観点から産児制限の必要を主張する際、優生運動家に比べて、遺伝と環境を理論的に区別せず、環境要因を重視する傾向があったことである。このことは、戦後の優生保護法において、断種（優生手術）の適応範囲が拡大されたことに影響を及ぼしたと考えられる（次章参照）。

さて、以上のような目的をもっていた産児制限運動を支えた思想はどのようなものであったのだろうか。第1に、この運動では、子に対する親の責任が強調された。親孝行のみを重視するのは親の利己主義であることが批判され、子を教育する親の義務が強調されたのである。また、親が子どもを労働力とみなす考え方や、子に老親扶養を期待する観念から脱却すべきことが説かれた（羽太 1922：32-33、澤田 1922：8、野田 1923：28-30、馬島 1931：22-23）。

第2に、この運動では、従来の「子宝」思想への強い批判がなされた。生まれたすべての子どもが「子宝」なのではない（澤田 1922：28）。「子宝」とは、「教育されて一人前の人間となれる資格があるものに、与へられた名」（澤田 1922：3）であるという主張や、「子宝」とは「生むこ

とを望んだときに生まれたり、その子の成長が両親に幸福な結果を与えたりするときに使はるべきもの」(織田 1923: 9) といった主張が現れた。

第3に、この運動では、人口増殖力を国力の源泉とみなす考え方へのアンチテーゼとして、出生数の減少は文化の進歩を示すものという主張がなされた。「国運発展の徴候」を示すのは人口の量ではなく質だからである(安部 1931: 155)。また、最も繁殖力の強いのは黒人種、次いで黄色人種、白人種の順であり、繁殖力の強さは「野蛮未開の一証明」であるという主張もあった(羽太 1922: 156)。さらに、小児死亡率の高さを「文明国の恥」ととらえ、多産は多死を招き、「精神薄弱」の者を増加させるという主張もあった(石本 1922: 5)。

これらの思想はいずれも、戦後の家族計画運動の思想とひじょうに類似していることが注目されるが、これについては次章で論じる。

さて次に、産児制限運動において、産児制限のために推奨された手段は何であろうか。運動家たちが主に推奨したのは避妊であったが、墮胎や不妊手術を認めるかどうかについては、差異が存在する。墮胎を否定する者は、墮胎を「恐しい罪悪」あるいは「人間になりつつある生物を破壊する」行為であり女性の健康を害するものと批判し、不妊手術については遺伝性の病気をもったものや精神病患者以外の人以外には、産児制限の「本来の目的に反する」ことから勧められないとしている(石本 1922: 1、9、野田 1923: 32-33、織田編 1923: 39-40、馬島 1931: 5)。

しかし、当時の避妊法の有効性が高くなかったことから、不妊手術や墮胎を容認すべきだと考える者もいた。安部は、不妊手術を勧めるべきケースとして、①既に7~8人の子どもを産んでこれ以上いらないと考えている人、②妻が虚弱で分娩に耐えられない場合、③2~3人続けて「不具」の子どもを産んだ人、④「一時的精神病患者もしくは低能者」が結婚した場合、⑤悪遺伝を子孫に及ぼすおそれのある場合、を挙げている(安部 1931: 230-234)。また、安部は1931年に、自らが代表となって「墮胎法改正期成会」を結成し、刑法に規定されている墮胎罪の廃止を訴えた。実際に、墮胎を実施していた活動家医師もおり、1934年には馬島儁が墮胎罪で逮捕された。国民優生法(1940年成立)によって中絶に対する規制が強化されるまで、多くの開業医は他の医師の病気証明書を入手した上で比較的自由に中絶を行っていたという、産婦人科医の証言がある(太田 1976: 330-331)。妊娠の継続によって妊婦の生命に危険を及ぼすおそれのある場合は中絶が認められていたが、中絶の医学的適用範囲が明確なわけではなく、実際は医師個人の認定に委ねられていたからである(馬島 1931: 388-394)。

日本の産児制限運動には、戦前・戦後を通して、アメリカの産児制限活動家であったマーガレット・サンガー(Margaret Sanger)の思想と活動が大きな影響を与えていた。したがって、サンガーの思想と活動について検討しておく必要がある。サンガーが1922年に著した『文明の中樞』(*The Pivot of Civilization*)から、彼女の思想を見ていこう。まず、バースコントロールとは何かについては、自らの責任で自発的に生殖力を制御するという考えを表現したものであるという。その目的は、貧しい人々の私生活に干渉するのではなく、彼らの責任感を喚起し、各個人の人生を自分で導き、自己制御するための科学的手段(=避妊法)を知りたいという彼らの要求に

答えることなのである。バースコントロールは他者からの干渉によってなされるものではなく、あくまで本人の「自発性」と「責任」によってなされるべきものであることが強調されるのである。

他方でサンガーは、貧困者は常に大家族で、生まれてくる子どもの多くは病身であり知能が低く、その多くは犯罪者となると断定する。これらの人々を社会が扶養することは、健全な国民の負担を増すものであるとして、慈善活動を強く批判する。また、多産は女性と子どもの健康と生命を損ない、子どもの生命の価値を著しく低下させる原因となる。バースコントロールによって貧しい労働者階級の出生率を低下させれば、乳幼児死亡率は低下する。そのことによって、子どもの生命の価値を高め、少年労働を消滅させ、労働者の賃金をも上昇させることができるという (Sanger 2003)。

サンガーの初期の活動は、社会党员としての労働者運動、女性解放運動の一環であった。彼女は1916年よりブルックリンの移民地区で避妊クリニックを開設するが、1917年にはコムストック法¹⁾違反で逮捕・投獄されるという社会的弾圧を受けている。しかし、第1次世界大戦中における社会主義や反体制活動の取締りにより、サンガーは優生学との関係を強化していく (『文明の中枢』は、優生思想を強化した時期の著作である)。そのことによって、サンガーは、医師や優生学者、富裕層、中間層の支持を得て、1920年代～30年代に国際的なバースコントロール指導者としての地位を確立した (荻野 1994: 68-107)。

サンガーのクリニックでは、ペッサリーなどを用いた避妊指導のほか、バースコントロールの思想の普及、暮らしの相談への対応も行われていた。相談者の体格や出産歴などを考慮して適合する避妊法を指導し、1週間後に、その方法を指示通りに実行しているかどうかを医師が確認するという厳密な指導がなされていた。クリニックのカルテには、相談者の生活状態、使用している避妊器具・薬品の種類、結婚・妊娠・出産歴、子ども数、死産・流産歴、子どもの生育状況、家族構成、夫婦関係、宗教などが記入されていた (加藤 1997: 65-68)。相談者の家庭状況や生殖行動を把握することによって、避妊の実効性を高めようとしたのである。

サンガーは避妊と墮胎を明確に区別し、墮胎の実施を否定していたが、実際には、1930年代の彼女のクリニックで、治療名目での中絶に対する援助 (医師への紹介) が行われていたという。1930年のアメリカでは、全妊娠の40%にあたる100万件以上の中絶があり、ヤミ墮胎によって3万人以上が死亡していた (荻野 1994: 132-134)。クリニックに来る女性は全体のごく一部であったし、クリニックに来ている女性であっても、ペッサリーやキャップといった避妊具を使いこなすことは難しかったと推測される。

日本の運動家の中でも、とりわけサンガーの思想に心酔し、彼女を「生涯の師」と仰いで運動を牽引したのは加藤シズエ (石本静枝) である。加藤は、1897 (明治30) 年に生まれ、アメリカ留学中の1920 (大正9) 年にサンガーと出会った。産児制限運動を知る契機となったのがサンガーとの出会いであり、日本での運動に駆り立てる動機となったのは、1915～18年における三池炭鉱での生活であったという。炭鉱で働く母親が、帰宅後に甘えて彼女にまわりつく子ども

に体罰を加える光景、両親の留守中に子どもたちがゴミをあさる姿、子どもが病気になっても医師にかかれぬ労働者の状態に心を痛めたと回想している（加藤 1997：47-52）。

加藤は 1922（大正 11）年、産児制限研究会を設立、産児制限相談所を開設した。それに先立ち、サンガーのクリニックでカルテの作成方法や避妊器具・薬品について学び、 pessary やゼリーなどを日本で製造・販売した。遠隔地に住む人々には避妊の通信指導、器具・薬品の通信販売も実施していたが、1938 年には弾圧により相談所の閉鎖を余儀なくされた（加藤 1997：65-107）。

このように、戦前の産児制限運動は 1930 年代末に終息を迎えるが、終戦後に復活を遂げ、戦後の優生政策の法的根拠となった「優生保護法」成立を推進する重要な勢力となるのである。このことについては、第 3 章で詳しく論じる。

2.2 優生運動（優生学）

鈴木善次によると、日本における優生学の発展には 3 つの段階がある。まず、第 1 段階では、ダーウィンの進化論の紹介と福澤諭吉や高橋義雄らによる人種改良論が展開され、第 2 段階では、海野幸徳らにより、日清・日露戦争後における人種や民族間の競争に勝つための人種改良の必要性が主張された。第 3 段階の大正末～昭和初期には、優生運動を行う諸団体が結成され、図書・雑誌・講演などを通じて優生学の普及が図られた（鈴木 2010）。この時期の優生運動団体には、池田林儀が主宰する日本優生運動協会（1926 年設立）や、永井潜が会長をつとめ、国民優生法制定に大きな影響を与えたといわれる日本民族衛生学会（1930 年設立。1935 年より日本民族衛生協会）がある。この第 3 段階の優生運動の展開が、戦前の優生政策の進展に大きな影響を及ぼしたと考えられる。したがって本節では、第 3 段階の時期における池田林儀と永井潜の優生運動を中心に、その目的と思想、活動について検討する。

優生運動の目的は、民族の永遠の命を繋いで行くことである（永井 1929：310、池田 1926：14）。民族の生命の長さ（国家の盛衰）は、人口の量と質の調和によって決定されるので、劣悪者を減少させ、優秀者を増殖させなければならない（永井 1936 a：3、池田 1926：103）。まず、遺伝病の出現を減じる方法として、人々の結婚（配偶者選択）を優生学的に指導教育する必要がある（永井 1936 b：11）。

さらに、悪質の遺伝を避けるための断種が必要と主張された。断種に対しては、傷害罪に該当するという批判、人権を蹂躪する行為であるといった批判があるが、断種は国家社会の安寧幸福のため、また被手術者の出産育児の負担を免除し、その子孫を不幸にすることを避けるために必要な措置である（永井 1934：47-48、池田 1926：171）。優生運動家は、遺伝とそうでないものを区別し、欠陥があっても遺伝性のないものは断種の対象とならないとしている。

このような目的をもつ優生運動の根底には、どのような思想があったのだろうか。まず第 1 に、この運動では、人間の素質を決定する要因として遺伝を最も重視する。すなわち、身体、精神ともに遺伝的素質が根本をなすもので、環境や教育は遺伝に発現の機会を与えるに過ぎない。

悪質の遺伝に対しては、教育の努力も、刑罰の威力も無力である。このような優生学の姿勢に対して、環境の影響をあまりに軽視しすぎるという批判があったが、それに対して優生運動家たちは、世間の環境要因への過信を是正するため、遺伝の決定的役割を説いているのだと反論した(永井 1934: 45、永井 1936 a: 217、池田 1926: 99、189-190)。

第 2 に、優生運動には逆淘汰への強い危機感が存在していた。すなわち、文明諸国では、優秀な素質をもつ階級の出産力は減退し、優秀ではない階級の出産力は低下しないという現象が起きている。逆淘汰を引き起こす要因は、博愛精神の発達、医学の進歩、産児制限である。産児制限は、自我の観念が強くなるとともに犠牲的精神が薄らぎ、個人の欲望が肥大化したこと、少なく子どもを生んで高い教育を授けるべきだという考え方によって促進される(永井 1929: 342-86、池田 1926: 106)。さらに、最も恐るべき逆淘汰をもたらすのは戦争である。なぜなら、徴兵検査に合格する素質の優れた若者は、自己の優秀な遺伝質を子孫に伝えることなく戦争の犠牲となり、一方、不合格者は劣った素質を子孫に伝えていくからである(永井 1931: 67)。このような逆淘汰現象を説明するために、運動家はしばしば統計を引用したが、それらは欧米人を対象とした統計であり、日本人に関する統計はほとんど見あたらない。素質の優秀さを示す指標としては、職業、学歴、収入、召使の数、知能(学校の成績)などが用いられた(例えば、永井 1931: 61-66)。

第 3 に、優生運動家たちには、人口の減少に対しても強い警戒感があった。なぜなら、人口減少は、人口の質の低下をもたらすからである。したがって、人口を減らそうとする産児制限には批判的であり、とくに 1930 年代後半になると、さらにその論調は強まった。たとえば、安井洋によると、第 1 次世界大戦後の、世界各国が「如何にして優越な地位を獲得せんかと、焦りにあせる一大競争場」において、日本民族は、人種差別観念の強い白色人種に対立する唯一の有色人種である。このような情勢下での産児制限は、民族の消滅を自ら希望するような行為である(安井 1936: 9)。また、永井潜は、「偉大なる国民の条件」として、人口の多さと出生率の高さ、「正常なる人口構成」(幼少年者が多く、年齢が上がるにつれて数を減じるピラミッド型)を挙げている(永井 1937: 14)。

以上のように、優生運動は、文明化の負の側面に着目し、遺伝の重要性を訴えることによって、逆淘汰による民族素質の悪化と人口減少をくい止めようと企図していたのである。永井の日本民族衛生協会は、1936(昭和 11)年に「民族衛生振興の建議」を發表し、断種法の制定、結婚相談所の設置、優生学思想の普及徹底、民族衛生研究機関の設置などを訴えた(永井 1936 b: 401-405)。

2.3 産児制限運動と優生運動の関係と国民優生法

以上のような産児制限運動と優生運動はどのような関係にあり、政策立案にどのような影響を与えたのだろうか。

食糧不足と人口過剰問題に対応するため、1927~30年に内閣人口食糧問題調査会が設置され

たが、人口部のメンバーの1人が永井潜であった。1928（昭和3）年の人口部会では、①優生学的見地より、ある種の法律的制限あるいは宣伝による制限をすることの是非、②産児制限を人口問題として提唱すべきか否か、③産児制限の是非という根本問題に触れないまでも、現在の産児制限相談所や販売されている器具・薬品に対して取り締る必要があるか否か、の3点が問題提起され、審議が進められた（人口食糧問題調査会1930：34）。

これらの論点を見ると、当時の政府は人口政策・優生政策の確たる方針をもたず、産児制限への対応方針も定まっていない様子が窺える。実際に、内務省は、産児制限の目的や必要性などを著作物や講演などで論じることは禁じないが、その実行方法を公にすることは禁じるという一貫性のない対応をしていた（安部1927：45）。これに対しては批判が多かった。たとえば、多少の処罰を覚悟した上で、いかがわしい避妊器具・薬品の誇大広告を出し営利を得ようとする者が現れる一方で、真面目な運動家は避妊法について沈黙を守っているため、有害な器具の使用による健康被害が増加しているという批判である（高田1927：28）。

さて、人口食糧問題調査会人口部での審議過程で、永井は「優生問題ニ対スル答申案」を提出し、「民族衛生に関する調査宣伝機関」の設置や、民族素質の改善を目的とした「結婚及び産児相談所」の設置、結婚時に健康証明書を必要とする法規の制定、医学的優生学的見地から「合理的避妊、乃至妊娠中絶、乃至絶種的手術」を必要に応じて容認する法規の制定、「不合理なる避妊法」を取り締る法規の制定などを求めている（人口食糧問題調査会1930：41-44）。永井は、「劣種の増殖を制限する」という国家的目的のために、避妊や中絶、不妊手術を実施することを認める法規の制定を主張したのである。

審議の結果、1929（昭和4）年に人口部の答申「人口統制ニ関スル諸方策」が提出された。それによると、日本の人口は「多産多死ノ畸形態」を呈しており、特に乳幼児および青少年の死亡率が高いこと、平均余命が短く、生産年齢人口割合が他国に比べて低く、青年女子死亡率が男子に比べて高いことが問題である。したがって、数および質において健全な人口状態を実現することが最緊要のこととされた。

この認識にもとづき、9項目の具体策が提起されたが、その中に、「結婚、出産、避妊に関する医事上の相談に応ずるため適切なる施設を為すこと」とあり、「避妊」については特別の必要のある者に対して「医事上の相談」に応じ、適当なる指導を行うことが大切だと説明された。また、「有害危険な」避妊器具、薬品等の頒布、販売、広告等に関する不正行為の取締りを励行することも盛り込まれた。この時点では、避妊を条件付きで容認する方針が打ち出されたのである。一方、優生対策については、優生学的見地からどのような施設を講ずることが適当かを調査研究するという項目が入れられたに過ぎず、永井の主張した、優生学的目的による中絶や断種について定めた法規の制定については盛り込まれていない。

この答申以後、産児制限運動と優生運動はどのように展開したのであろうか。答申では避妊について、条件付ながら容認の方向性が打ち出されたが、1930年代後半になると、産児制限運動は弾圧されることになる。その社会的背景としては、「人口＝国力の源泉」という考え方が戦時

体制期において高まり、人口を減少させかねない産児制限が危険視されたと考えられる。厚生省研究所人口民族部に勤務していた館稔は、出生率が低下し、死亡率が上昇することによって両者が交わることを「民族の死点」と呼び、それを過ぎると人口が減少していくが、これは民族や国家の勢力衰退を意味するという。館の推計によると、「恐るべき死点」が訪れるのは2010年のことである（館1943：49）。

一方、優生目的の断種を定めた優生法案は、1934年以降2度にわたり議員提出されるが、成立しなかった。断種が家族制度を破壊するという批判や、人権問題が原因である。しかし、1938年には厚生省予防局優生課は民族衛生研究会を設立し、優生政策の調査研究に着手、1939年には精神病者の家系調査を実施している（藤野1998：282-310）。

こうして、1940年の第75回帝国議会に、政府によって「国民優生法案」が提出された。この法律の目的は、「悪質ナル遺伝性疾患ノ素質ヲ有スル国民ノ増加ヲ防遏」と同時に、「健全ナル素質ヲ有スル者ノ増加」を図ることであった。ここでは、優生手術（不妊手術）の対象は遺伝病に限定されたことに注目しておこう²⁾。

帝国議会における国民優生法の審議過程では、断種について強い反対論が出された。これについては、かつて拙稿で論じたことがあるので、ここでは要点のみを述べる（山本2002）。反対理由の中でとくに強かったものは、①断種による家族制度の破壊、②断種と家族国家観との矛盾、の2点である。前者については、「子種」を失うことによって、先祖の祀りをする者がなくなり、日本固有の家族制度の精神が破壊される、というものであった。後者は以下のようなものである。日本は「一元的ノ家族国家」で、「遡レバ総テ同一血統カラ出テ居ル」のだから、国民全体は「投網ノ目」のようなもので、全国民は濃かれ薄かれ、全部つながっている。悪質遺伝をもつ者の子であっても、遡れば神代から伝わった血筋を持って生まれてくる。その血筋が絶対に「浄化」されないと断言はできない。断種ではなく、病気を治療する機関を完備し、数代にわたって「其ノ血統ノ浄化ヲ図ル」努力をすべきである。

審議の末、国民優生法は成立したものの、優生手術の実施は著しく制限される結果となった。1940年～45年に優生手術を受けた人は454人（手術該当者は17085人）、44年以降は19人であった。優生手術が制限された要因として、①家族制度の維持、②家族国家観と優生法との整合性の確保、の2点が挙げられる。①については、強制的に子孫を絶やす行為が人権蹂躪にならないよう、非常に慎重な取り扱いが必要という議会における慎重論を受け、強制的優生手術を規定した条文の施行が保留された。

さらに、国家的観点から重要なのは、②家族国家観と優生法の整合性の問題である。これについては、さらに、(i) 日本民族の神聖性の維持、(ii) 家・国家への忠誠心の問題に分けることができる。まず、(i) 日本民族の神聖性の維持について説明しよう。家族国家観とは、日本は君民一体の家族国家で、民族は同一の血統より生じているという観念であり、戦時体制期になると、天皇の現人神化が行われた。このことは、天皇のみの神格化ではなく、日本民族が神聖性を付与されたことを意味する。ゆえに、血統を同じくする者に対して、悪質遺伝を持っているとい

う理由で断種を行うことは、他民族に対する日本民族の神聖性および優越性を否定することになるのである。

次に、(ii) 家・国家への忠誠心の問題について。当時の国体論は、国および家の存続のために生命をささげる行為は自己犠牲ではなく、家や国家という永遠の生命体に帰一する行為であると説かれた。ゆえに、断種という、祖先と子孫を結びつける能力を絶つ行為を国家が積極的に推進することは、家および国家に対する個人の忠誠心を減退させることになりかねない。

このように、国民優生法は、断種等によって国民の素質を向上させるという目的に関しては十分に機能しなかったが、他方で妊娠中絶や不妊手術の取り締まりは強化された。国民素質の向上よりも、出生率の低下を防止すること、家族制度および家族国家観を維持・強化することが優先されたためと考えられる。

2.4 戦前の家族変動

戦前期、とくに1920年代以降において産児制限や優生学といった生殖をめぐる社会運動が展開される中で、家族はどのように変化していったのだろうか。生殖行動の変化に絞って検討しておこう。

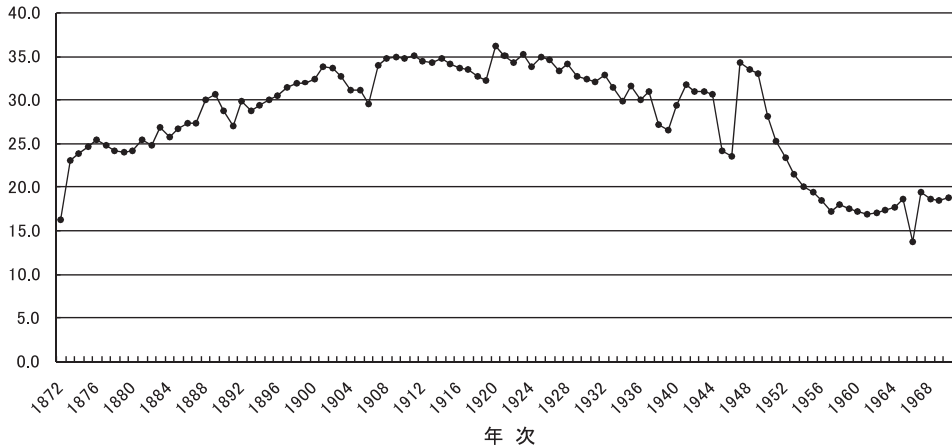
すでに戦前において、出生率の低下は始まっていた。結婚持続期間20年以上でかつ45歳以上の既婚女性（初婚者のみ）を対象とした、結婚コーホート別平均出生児数は、1915年以前結婚コーホートでは6.84人、1916～20年結婚コーホートでは6.25人、1921～25年結婚コーホートでは5.55人、1926～30年結婚コーホートでは4.36人と、後のコーホートになるほど出生児数が減少している（黒田1960a：7）。とくに1920年代結婚コーホートにおける変化が著しかった。

このような戦前における出生力の低下は、都市化の進行と都市における出生力低下が原因である（黒田1960b：6）。1940年に厚生省人口問題研究所が行った「出産力調査」によって、夫の職業別に平均出生児数を見ると、出生児数が最も多かったのは農業従事者で、俸給生活者や労働者、中小商工業主はそれに比べてかなり少なかった（岡崎1950：280-3）。同調査において、生活程度³⁾で分類した階層別平均出生児数を見ると、農業従事者の場合は階層が上がるほど出生児数が多くなり、非農林従事者の場合も農業従事者ほど差は大きくないが、同様の傾向を示している（青木1964：35）。この調査結果を見る限り、産児制限や優生学の運動家たちが忌み嫌った「貧乏人の子沢山」現象とは逆の傾向が見受けられる。

また、戦前における教育の普及が出生力に与えた影響については、出生率低下の初期（1910～25年頃）には高学歴化（中等・高等教育進学率の上昇）が出生力低下に大きく寄与したが、その後は学歴に関係なく低下した。その要因は、子どもの教育費の増大や労働力としての子どもの価値の低下ではない。教育の普及が個人の生活様式や価値観の変化をもたらし、個人を取り巻く社会・経済的環境への適応の幅を大きくさせた結果、出生率低下が引き起こされたと指摘されている（河邊1981）。

図1の粗出生率の推移を見ると、1920年代～30年代前半における産児制限運動の隆盛期には

図1 粗出生率の推移 (%)



注) 総務省統計局, 2006, 『日本長期統計総覧 第1巻』日本統計協会, 160-161より作成。ただし, 1944~46年の粗出生率は公表されていないため, GHQの推計値を用いた (GHQ/SCAP=1996: 6)。

出生率が低下傾向にあり、この時期に芽生えていた人々の少産を願う意識がこの運動を支持し、出生率低下を促進したと考えられる。

3 戦後における優生政策の強化と家族変動

本章では、戦後における産児制限運動の復権と優生政策との関係を、運動家の活動と優生保護法の成立過程から考察する。さらに、1950年代に起こった家族計画運動の目的と思想、産児制限運動・優生運動との関係、それらの運動や優生政策が家族変動にどのような影響を及ぼしたのかについて論じる。

3.1 産児制限運動の復権と優生政策

戦前にアメリカの産児制限運動（優生運動を含む）に影響を受けて活動し、戦時体制期に弾圧を受けていた活動家たちが終戦後に復権を果たし、戦後の優生政策を推進していく。この過程を、加藤シズエの活動をもとにたどってみよう。

加藤の自伝によると、彼女は1945年9月に、連合国軍総司令部民間情報局より依頼されて婦人問題非公式顧問に就任、婦人参政権を与えるよう主張した（加藤1997: 128-130）。また、加藤が1945年11月に、産児制限は、「飢餓戦場に立たされている国民の食糧事情、失業者の洪水、絶無に近い医療設備など、そのどれをとっても、絶対的に必要」と主張し、その発言が『東京新聞』に掲載されたことを、GHQは報告書に記している（GHQ/SCAP=1996: 111）。1946年4月には、GHQ将校からの勧めで総選挙に日本社会党から立候補、最高得票数を獲得して当選するが、加藤はその要因を、戦前からの産児制限運動で得た知名度の高さと分析している。当選後、婦人会等から産児制限についての講演依頼が多くなったが、当時は公式に産児制限運動をす

ることができず、性病に効く薬という名目で避妊薬が販売され、よく売れていた。そのため、加藤は産児制限の合法化をめざし、1947年第1回国会に太田典礼、福田昌子（いずれも社会党）とともに優生保護法案を提出する。それに先立ち、GHQ 公衆衛生福祉局長クロフォード・サムス（Crawford F. Sams）に了承を得たという（加藤 1997：127-162）。

その後（1946年）、サムスは記者会見で、人口問題の解決策として、①高度産業経済の確立、②海外移住、③出生率の低下の3つを挙げ、①②は極東委員会の権限に属する課題であり、③は日本人自身によって解決されるべき課題であるとし、人口問題に対するGHQの不干渉の立場を表明した（GHQ/SCAP=1996：113）。しかし、この会見によりサムスは、当時の日本にとって、産児制限による出生率の抑制しか選択肢がないことを示唆したともいえる。占領軍は、戦前における日本の人口圧力が戦争の一因と認識し、人口増加を危険視していた。

また、加藤が創設した産児制限普及会が、バースコントロールの普及活動を行っていたアメリカのクラレンス・ギャンプル（Clarence Gamble）から寄付を得ていたことにも注目しておきたい。ギャンプルは、アメリカ人が日本民族を減らそうとしていると思われたくないという理由から、資金源を秘密にするよう加藤に要求したという。ギャンプルは戦後、アメリカ国内だけでなく世界中へ活動範囲を広げていくが、その最初の国が日本であった（豊田 2009：19-20）。

以上のように、GHQは占領直後から加藤に接近し関係を深めており、公式的には産児制限に関与しない態度を示しつつ、産児制限運動の指導者であった加藤を国政に送ることによって、産児制限の合法化を実現しようとしたのかもしれない。また、加藤は、サンガーやギャンプルといったアメリカの中心的なバースコントロール運動家からの支援を受けていたのである。

それでは、加藤らが提出した優生法案の内容を見てみよう。提出理由の説明で加藤は、国民優生法は悪質の遺伝防止という目的を達することがほとんどできていないと批判し、新法によって母体の生命健康を保護し、「不良な子孫」の出生を防止すべきだと訴えた。断種の対象は、悪質な遺伝性素質や遺伝性疾患のほか、非遺伝性疾患（悪質な病的性格、酒精中毒、根治し難い梅毒、癩疾患、常習性犯罪者）や、病弱者・多産者・貧困者（子どもが不良な環境のために劣悪化するおそれのあるとき）にまで拡大された。中絶は、断種の対象および母体の生命健康に危険を及ぼす場合、子孫に悪影響を与えて劣悪化するおそれのあるとき、強姦など自由な意思に反して受胎した場合に認めるとしている。非遺伝性疾患や、子どもの成育にとって劣悪な環境が、断種や中絶の対象に含まれていたことに注目しておこう。このことは、前章で指摘した、戦前の産児制限運動における遺伝と環境の区別の不明確さや、環境要因の重視といった姿勢を反映していると考えられる。

この法案は審議未了に終わったが、1948（昭和23）年に加藤は、太田、福田を含む超党派議員らとともに、修正した優生保護法案を国会に提出し可決された。この法律の目的は、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」ことと、「母性の生命健康を保護する」ことである。国民優生法よりも、優生手術（不妊手術）の適応範囲が拡大され、本人または配偶者が癩疾患という非遺伝性疾患や、「現に数人の子を有し、且つ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下す

る虞れのあるもの」が対象に含められた。さらに、公益上の必要が認められる場合には、本人や配偶者の同意を得ない強制的優生手術ができることが規定された。

1949年の改正では、貧困者が妊娠・分娩によってさらに厳しい困窮状態に陥ることを救済し、急激な人口増加を抑制するため、中絶の適用条件に「経済的理由」が導入された。さらに、1952年の改正では、中絶の審査が簡略化され、遺伝性のもの以外の精神病または精神薄弱に罹っている者について強制的優生手術ができるなど、優生手術の適応範囲が拡大された。このように、優生保護法では、戦前の国民優生法よりも、優生政策がより強化されたことは明らかである。

優生保護法成立および改正の要因としては、第1に、優生政策を抑止する機能を担っていた家規範および家族国家観が、戦後において否定されたことが挙げられる。家族制度および家族国家観が断種の実施を抑止したことは、前章で述べたとおりである。第2の要因は、人口収容力の増大や海外移民など他の解決策が実施困難という認識から、中絶の容認と不妊手術の推進によって、急速な人口増加を抑制しようとしたことである。過剰人口は生産力拡充を阻止する要因と考えられていた（寺尾 1954：10）。第3の要因は、戦前期以上に、人口の逆淘汰への危機感が強まっていたこと、第4に、中絶に対する国民の需要が増大したこと、第5に、産婦人科医が墮胎罪から解放され、中絶の独占体制を獲得しようとしたことである（山本 2005）。

優生手術の実施率は1956年まで急上昇したが⁴⁾、優生政策推進の立場から見ると満足できる成果ではなかった。悪質遺伝をもつ者に優生手術を普及させることには限界があるため、貧困層を対象に、産児調節を促進する政策が実施されることになった。1955年には、生活保護受給者や低所得階層に無料または廉価で避妊器具・薬品を提供、受胎調節実地指導員（助産婦など）による避妊方法についての個別指導が開始され、1958年には被保護者約5万3千人、低所得階層約20万人がこのサービスを受けた（『厚生白書 1959年度版』：265）。

以上のように、優生保護法における中絶要件への「経済的理由」の導入、貧困層への避妊器具・薬品の提供といった施策は、貧困層を子どもの養育環境が悪い階層とみなし、彼らの出生率を抑制することを目指したのである。

3.2 「家族意識の変革運動」としての家族計画

優生保護法の実施に伴って中絶の実施率は激増し、1950年代前半にピークを迎えた。避妊法の効果が低かったため、避妊の実行者ほど中絶をする者が多かったためである。中絶の激増に対応して、1950年代には家族計画運動が盛んとなった。1954年には財団法人日本家族計画連盟が結成され、国際家族計画連盟に加入、1955年には日本で国際家族計画会議が開催された。連盟の発足に先立つ1951年にはサンガーが来日、発足基金として2千ドルを寄贈し、全国各地で家族計画の講演を行った⁵⁾（『家族計画』第150号：1966.9.20）。

家族計画は、「生まれた子は大切に育てるが、生みたくない子は生まない、という人命尊重、個人生活の向上を目的とする文化運動」（第5回国際家族計画会議事務局編 1956：3）、あるいは「夫婦が自己の家庭の幸福のために産児数及び出産間隔を自主的に且つ合理的に決定すること」

(寺尾 1954: 2) と定義された。このように、この運動では、親の「自主性」の大切さを主張する一方で、老後の生活を子どもに頼ろうとする親の態度を「利己主義」と非難し、子どもの養育に対する親の責任感の重要性を強調した。このような思想については、戦前の産児制限運動とひじょうに類似している(2.1を参照)。両者はまさに、子どものとらえ方や親の役割意識の変革を人々に迫る「家族意識の変革運動」としての機能を果たしたのである。

家族計画運動と優生運動はどのような関係にあったのか。このことは、戦後アメリカにおける優生運動の中心人物、フレデリック・オズボーン (Frederick Osborn) の次のような主張の中に、端的に表現されている。ゴルトンの提唱以来行われてきた優生運動が世界中に拡大しない原因は、自分の特性を形成している遺伝学的基盤が劣っており、それを次世代に伝えるべきではないという考えを、人々が受け入れないからである。したがって、別の動機を人々に与えなければならぬ。それは、経済力があり、責任を引き受けることに喜びを感じ、身体的に強く適格である場合には子どもをたくさんつくり、反対に、それらに該当しなければ多くの子どもをもたないよう、心理的な誘導を行うことだ。効果的な家族計画の手段をもてば、人々は多くの子どもを産まないだろう。そのような基盤の上に、「本人は気づかない自発的な淘汰のシステム」を築くことができる。「あなたは遺伝的に劣っている」と言うのをやめ、子どもたちは愛情あふれた責任のある世話ができる家庭に生まれることが望ましいのだ、と提唱しよう (Osborn 1956: 21-22)。

このようにオズボーンは、優生思想を背後に隠しつつ、家族計画の理念や手法を活用することにより、「本人は気づかない自発的な淘汰のシステム」の構築、すなわち優生思想を内面化させることを目指したのである。

日本の家族計画運動においても、優生運動との強い結びつきが存在していた。戦前に民族衛生学(優生学)の普及を目指していた古屋芳雄は、戦後、中絶の増加を防止するために家族計画運動に参入し、日本家族計画連盟の会長、国際家族計画連盟の副会長を務めた。古屋は1952年に、悪質遺伝をもつ者はそのことを隠そうとするため、優生手術の推進には限界があるので、貧困層の「生みっ放しで、生れた子供に対して特別の責任を感じないような連中」に重点を置いて産児調節を普及すべきだ、と発言している(古屋他1952: 8-10)。古屋もまた、オズボーンと同様に、従来の手法による優生学の普及に限界を感じ、家族計画運動に参入したのかもしれない。連盟は1967(昭和42)年に、人間の資質を向上させるため、古屋を委員長とする「優生委員会」を設置、全国に優生思想を普及させる活動を開始した(『家族計画』155号:1967.2.20)。

高度経済成長期には、「人的資源の向上」が国家目標とされ、未熟児対策や心身障害児対策など医療・福祉政策が目覚ましく発展する一方で、障害の発生予防対策が推進された。日本が福祉国家の形成を目指す過程で、優生政策が強化されていったのである。このような文脈の中で、日本家族計画連盟における優生運動が展開したことを理解しなければならない。

以上のような家族計画運動および優生政策が展開する中で、1950年代～60年代には、出生率の低下(図1)および出産行動の画一化が起こった。すなわち①出生児数分布の1～3児への集中化、②出産年齢の早期集中化(妻が30歳未満で出産・哺乳を終了)、③階層間および地域(都

市と農村)間における出産行動の差異の縮小が進行したのである。合計特殊出生率は、1949年には4.32、1950年には3.65、1952年には2.98と低下、人口増加率も1947年以降急速に低下した。

1950年代に起こった急激な出生率低下については、この期間のみの現象ととらえるのではなく、1920年代以降の出生率低下の延長線上に位置づけるべきなのかもしれない。終戦前後の出生率低下、その直後のベビーブームといった現象は戦争によって生じたものであり、もし戦争がなければ、1920年代～50年代へと出生率が徐々に低下していた可能性がある。

出生抑制における手段の変化を見てみると、ある試算では、1958年に行われた出生抑制のうち約5割が中絶によるもので、約4割が避妊、残りが不妊手術によるものであった。1955年を頂点として中絶による抑制効果は低下し、替わって避妊効果が上昇していった(本多1959a:7)。家族計画運動による避妊知識・技術の普及と、避妊法自体の効果が高まったことによるものであろう。

出産行動の画一化と並行して、標準的な出産行動からの逸脱、とりわけ多産を「恥」とみなす意識が拡大していった。また、家族計画運動がめざした家族意識の変革も進行した。毎日新聞社人口問題調査会が1950年からほぼ2年ごとに実施した「産児調節に関する世論調査」によると、調査開始から9年の間に、親の「子どもに対する依頼感」(「老後の生活に子どもを頼りにしているか」)は低下し、親の「子どもへの責任感」(「子どもを育てる苦労を当然だと思う、あるいは苦労の甲斐のあることだと思う」)はますます強化された。同調査会は、「子どもに対する強い責任感」によって裏打ちされた「子どもへの依頼感の低減」は、「新しい家族倫理への出発点」であり、「国民精神再建の記録」と肯定的に評価した。逆に、子育てを「相当の犠牲」ととらえ、子どもへの依頼感が強い親は、今なお古い家族主義的伝統にとらわれていると示唆されたのである(本多1959b:60-67)。同調査で「老後を子どもに頼るつもり」と答えた人は、1950年には6割に上っていたが、67年には3割余りにまで低下した(毎日新聞社人口問題調査会編2005:305)。

このように、家族計画運動がめざした、親の子どもに対する責任感の強化、親の子どもに対する老後依存期待感を低下させるという目標は、1950年代以降、徐々に達成されていったと考えられる。

4 おわりに

以上、検討してきたように、戦前の産児制限運動と優生運動はその主張が全く対立していたわけではなかった。産児制限運動は、優生学の観点を取り入れることによって社会的受容を目指し、優生学は産児制限による逆淘汰を警戒しつつも、優生目的での産児制限を否定していない。また、戦争を否定する態度において、両者の主張が一致していたことは興味深い。産児制限運動は、戦争を招く危険性をもつ人口過剰を抑制しようとしていたし、優生運動では、戦争は逆淘汰

をもたらす最も危険な要因とみなされていた。実際に、日本が戦時体制に突入したとき、優生政策を推進するはずの国民優生法は十分に機能せず、人口減少を招く産児制限は弾圧された。

戦後においては、人口過剰問題と逆淘汰現象を同時に解決するため、産児制限と優生政策が共に推進された。とくに貧困層は、出産・育児環境が悪い階層とみなされ、避妊普及の重要なターゲットとなった。これらの政策を牽引したのは、戦前から活動していた産児制限運動家と、逆淘汰現象を警戒する優生政策推進派の勢力である。

やがて、産児制限運動と優生運動の流れは、家族計画運動のもとに合流する。家族計画運動では、「不良な子孫」の出生抑制という社会防衛的手法は影を潜め、人口資質向上のため、家庭や子どもの幸福のために、計画的に望まれた子どもを産み、よりよく育てることが奨励された。親子関係においては、老親の子どもに対する依存を利己主義として否定し、子どもに対する親の養育責任を強化することが目指された。家族計画運動はまさに、家族意識の変革を促進したのである。

注

- 1) コムストック法とは、受胎の防止や堕胎を目的とした記事や品物の郵送を禁止する連邦法で、1873年に成立した(萩野 1994: 50)。
- 2) 国民優生法における優生手術の対象は、①遺伝性精神病、②遺伝性精神薄弱、③強度かつ悪質な遺伝性病的性格、④強度かつ悪質な遺伝性身体疾患、⑤強度な遺伝性畸形であるが、「但し其の者特に優秀なる素質を併せ有すと認めらるるときは此の限りに在らず」とされた(第3条)。
- 3) 農業では耕作面積、非農業自営業では国税営業収入税納税額、労働者では年間平均月収を生活程度の指標として、「下層」「中層の下」「中層の上」「上層」の4階層に分類している(青木 1964: 36)。
- 4) 1956年には44485件の優生手術が行われた。国民優生法のもとで行われた優生手術は1年あたり平均で約80件だったのに対し、優生保護法下で1952年～61年に行われた手術の1年あたり平均は1000件を超えた(市野川他 1996: 380-384)。諸外国と同様に、日本での強制優生手術の対象は主に精神障害者であった(稲田 1997)。
- 5) サンガーは、1955年に日本の厚生大臣より感謝状を授与され、1965年日本政府から勲三等宝冠章を叙勲されるなど、日本における産児制限の普及に対する貢献を高く評価されている。

文 献

- 安部磯雄 1931『生活問題から見た産児制限』東京堂
——— 1927『人口問題と産児制限』農村問題叢書刊行会
青木尚雄 1964「昭和37年第4次出産力調査結果の概要(その1)」『人口問題研究』90, 1-53
第5回国際家族計画会議事務局編 1956『第5回国際家族計画会議議事録-人口過剰と家族計画-』第5回国際家族計画会議事務局
土井十二 1941『国民優生法』教育図書
GHQ/SCAP, *History of the Non-Military Activities of the Occupation of Japan, 1945-1951: Population*, Vol.4
(=1996 黒田俊夫・大林道子訳『GHQ 日本占領史4 人口』日本図書センター)
ハヴァロック・エリス(弓家七郎訳) 1922『産児制限と優生学』世界思潮研究会
羽太鋭治 1922『産児制限と避妊』文化出版社
本多龍雄 1959a「戦前戦後の夫婦出産力における出生抑制効果の分析-とくに中絶と避妊の抑制効果について-」『人口問題研究』78, 2-19

- 1959 b 「毎日新聞社人口問題調査会の産児調節に関する第 5 回世論調査 - 調査結果の概要 -」
『人口問題研究』 77, 60-88
- 藤目ゆき 1997 『性の政治学』 不二出版
- 藤野豊 1998 『日本ファシズムと優生思想』 かもがわ出版
- 市野川容孝他 1996 『「優生保護法」をめぐる最近の動向』 江原由美子編 『生殖技術とジェンダー』 勁草
書房, 375-390
- 池田林儀 1926 『通俗応用優生学講話』 富山房
- 稲田朗子 1997 「断種に関する一考察 - 優生手術の実態調査から -」 『九大法学』 75, 183-225
- 石本静枝 1922 『産児制限論を諸方面より観察して』 日本産児制限研究会
- Ishimoto, Shizue 1935 *Facing Tow Ways*, Farrar & Rinehart (=1994 船橋邦子訳 『ふたつの文化のはざま
から 大正デモクラシーを生きた女』 不二出版)
- 人口食糧問題調査会 1930 『人口食糧問題調査会人口部答申説明』 同会
- 加藤シヅエ 1997 『加藤シヅエ ある女性政治家の半生』 日本図書センター
- 1956 『ひとすじの道』 ダヴィット社
- 1947 『汝が名は母』 国民社
- 河邊宏 1981 「戦前における中等教育の普及と出生力との関係」 『人口問題研究』 158, 1-10
- 古屋芳雄他 1952 「優生保護法の改正を繞って」 (座談会) 『日本医事新報』 1466, 3-22
- 黒田俊夫 1960 a 「日本人口の出生力に関する研究 (1)」 『人口問題研究』 80, 1-24
- 1960 b 「日本人口の出生力に関する研究 (2)」 『人口問題研究』 81, 1-22
- マーガレット・サンガー (石本静江訳) 1923 『文明の中枢』 実業之日本社
- 馬島側 1931 『産児制限の理論と実際』 武俠社
- 1971 『激動を生きた男 - 遺稿・馬島側自伝 -』 日本家族計画協会
- 松原洋子 1997 「明治末から大正期における社会問題と『遺伝』」 『日本文化研究所紀要』 第 3 号
- 1997 「〈文化国家〉の優生法」 『現代思想』 25-4 青土社.
- 1998 「中絶規制緩和と優生政策強化 - 優生保護法再考 -」 『思想』 886 号 岩波書店
- 2000 「日本 - 戦後の優生保護法という名の断種法」 米本昌平・松原洋子・棚島次郎・市野川
容孝 『優生学と人間社会』 講談社
- 文部省 1937 『国体の本義』 文部省
- 永井潜 1929 『人性論』 人文書院
- 1934 「断種法に対する反対の反対」 『民族衛生』 3, 39-51
- 1936 『優生学概論』 雄山閣
- 1936 「民族衛生学的社会政策解説」 『民族衛生』 5, 7-14
- 1937 「国家百年の長計」 『優生』 1(12), 2-14
- 名古屋長蔵 1931 『多産亡国論』 万里閣
- 中村隆英 1993 『昭和史Ⅱ』 東洋経済新報社
- 野田君子 1923 『産児制限研究』 産児制限研究会
- 織田淑子編 1923 『産児制限論』 文化研究会
- 萩野美穂 1994 『生殖の政治学』 山川出版社
- 2008 『「家族計画」への道』 岩波書店
- 岡崎文規 1950 『日本人口の実証的研究』 北隆館
- 太田典礼 1967 『墮胎禁止と優生保護法』 経営者科学協会
- 1976 『日本産児制限百年史』 人間の科学社
- Osborn, Frederick 1956 “Galton and Mid-century Eugenics”, *The Eugenics Review* 48, 15-22
- Sanger, Margaret 2003 *The Pivot of Civilization*, Humanity Books
- 澤田順次郎 1922 『実際に於ける避妊及び産児制限の新研究』 正文社書房

- 鈴木善次 2010『『日本の優生学資料選集－その思想と運動の軌跡－』解説』鈴木善次編『日本の優生学資料選集－その思想と運動の軌跡－』第6巻, クレス出版
- 館 稔 1943『人口問題説話』汎洋社
- 高田義一郎 1927「産児制限に対する当局の態度」『優生運動』2(2), 28
- 高口保明・浪江虔 1957『成功する家族計画』農山漁村文化協会
- 高橋勝好 1952『詳解改正優生保護法』中外医学社
- 田間泰子 2006『「近代家族」とボディ・ポリティクス』世界思想社
- 寺尾琢磨 1954「家族計画とその人口政策的意義」『三田学会雑誌』47(8), 1-17
- 豊田真穂 2009「アメリカ占領下の日本における人口問題とバースコントロール－マーガレット・サンガーの来日をめぐって－」『関西大学人権問題研究室紀要』57, 1-34
- 山本起世子 2002「近代日本における優生政策と家族制度に関する歴史社会学的考察」『園田学園女子大学論文集』37, 99-110
- 2005「戦後日本における人口政策と家族変動に関する歴史社会学的考察－優生保護法の成立・改正過程を中心に－」『園田学園女子大学論文集』39, 85-99
- 安井洋 1936「産児制限と優生運動の差別」『優生』1(5), 8-11

付 記

本稿は、平成22年度科学研究費補助金・基盤研究(C)(一般)「近現代日本における家族変動と社会政策の相互関係に関する歴史社会学的研究」(研究代表者 山本起世子)による研究成果の一部である。

[やまもと きよこ 社会学]

日本における読書教育と読書推進策

——情報リテラシー教育との関連から——

米 谷 優 子

1 はじめに

21世紀に入って以後、読書推進を前面に打ち出した政策が次々と発表されている。

2001年には「子どもの読書活動の推進に関する法律」が成立し、これに基づいて国の第1次基本的計画が2002年に、第2次基本的計画が2008年に策定された。2010年3月末現在47都道府県と4割強の市町村で計画が策定され¹⁾、2期目の計画が策定されている自治体もある。2005年には「文字・活字文化振興法」が成立した。2008年・2009年に発表された新学習指導要領では、2006年の「読解力向上プログラム」を踏まえて、「言語活動の充実」が多くうたわれている。そして今年2010年は、文字・活字文化振興法5年を記念して「国民読書年」として、「あらゆる努力を重ねる」とされている。

これら日本の読書推進策は現代の社会が求める「読書」に、合致しているのだろうか？

わが国の読書政策については、松岡²⁾が子どもの読書活動推進に関する法律、子どもの読書活動の推進に関する基本的計画（第1次）、文字・活字文化振興法を、篠原³⁾が子どもの読書活動推進に関する法律、国の子どもの読書活動の推進に関する基本的計画（第1次及び第2次）と地方自治体の推進計画を、それぞれ取り上げて概観し、分析を加えている。

筆者は以前に、国の第1次基本的計画及び、これに基づいて策定された地方自治体の読書活動推進計画を分析し、地方自治体の計画における「読書」概念について、国の計画の表現をそのまま用いた地方自治体の計画の中には、一見、インターネット利用と読書が対立する要素であるかのような表現や、新しいメディアを否定するかのような記述になっているものさえみられることを示し、「このような表現は、「読書」に「情報を得るための読書」の側面を含めることを排除しているようにさえ見える」ことを指摘した⁴⁾。

松尾⁵⁾は、自身が昭島市の読書活動推進計画に関わった経験から、自治体の読書活動推進計画について提言を行っている。

岩崎⁶⁾は、「子どもの読書活動推進に関する基本的な計画（第2次）」の課題をあげ、英米の読書支援策を紹介した。また、それに先立つ岩崎の「子どもの読書活動推進の傾向と課題」⁷⁾では、それまでの子どもの読書活動推進策を概観し、子どもの読書をめぐる行政施策を取り上げて、「2000年頃は読書行為そのものを重視した環境整備が提唱されていたのに対し、2005年頃には言

語力・思考力や問題解決能力向上のための手段としての読書が推進されている傾向がうかがえる」としている。

福永⁸⁾は「読書推進政策と図書館」として、過去10年の読書推進政策を新学習指導要領も含めて概観し、「読書が好きな子どもを育成するために図書館はどうあるべきか」という問いを設定してそれを検討した。

本稿では、上記の先行研究を踏まえて、日本の読書教育及び読書推進策の特徴を整理し、他方で推進されている情報リテラシー教育との関連から、その課題を明らかにする。

2 研究方法

読書教育・読書推進政策に関する文書ならびに、情報リテラシー教育に関する文書を対象として、特に、読書・読書力、読解・読解力、リテラシーなどのキーワードを中心に、読書材料と読書教育の面から各語のあらわそうとする概念を分析した。

3 日本における読書教育と読書推進政策

3.1 日本の読書概念

「読書」とは何か。広辞苑は「書物を読むこと。」としている。「読む」については、広辞苑は1 数を数える 2 文章詩歌経文などを一字ずつ声を立てて唱える 3 詠じる 4 文字文章を見て意味をといて行く 5 漢字を国字で訓ずる 6 (講釈師が) 講ずる 7 (外面に現れたものから) 了解するの7つを挙げている。

紀田順一郎はいう⁹⁾。

日本人の読書論の中核には、書物とは表紙から裏表紙までを全部読む(通読する)ものだという考えが存在したが、素読の根本にはこの通読(および暗記)を絶対視する思想が横たわっていた。素読は漢文を音読により口調のよい日本語として読み下し、暗誦させる方法である。内容の意味は二の次で、何よりも訓読に熟達することを目的とする。

日本的な音読の習慣は索引軽視の風潮を生み、よい索引システムをつくる企てよりも、丸暗記の才能を重視する傾向を助長したといつてよい。

紀田は上のように言って、コンコーダンス¹⁰⁾を生み出した「聖書」が〈引く書物〉であることと対比して、日本の「読む」文化と西欧の「引く」文化という側面を導き出している。ここでの日本の「読む」には、単に広辞苑の4の「文字文章を見て意味をといて行く」というだけでなく、たとえば声を外に発せずとも、「(一字ずつ) 唱える」も含まれているといえよう。

永嶺¹¹⁾によれば、明治初期までは新聞なども音読する人が多かったものの読書が明治30年前

後から公衆に広がりを見せるに従って音読の習慣は廃れていったという。これは教育の普及・識字率の向上によるものだろう。が、日本の読書の原点が音読にあるということは、紀田のいう、日本の読書論の中核が通読にあるという説を裏付けるものといえる。

日本の読書文化は、一字一字を声を立てて（あるいは声を立てなくても）唱えることを前提に、読み通すことを重視した文化であるといえる。紀田のいうように「内容の意味は二の次で、何よりも訓読に熟達することを目的とする」ことを重視し「丸暗記の才能を重視する傾向」は、「読むこと」を情報の獲得というよりは、一種の修練としてとらえる側面を強い伝統として残した。また通読を重視することで読書材料をそのまま引き受ける傾向を生んだといえよう。「文字文章の意味を解く」のは、あくまでも作者の意図する内容を汲み取るという意味の理解であり、文章の意味を自分自身の内面と照らし合わせながら読み解いていくこととは、様相を異にするともいえる。

この「読み」の在り方は、日本における「読書」概念を形づくるのに大きな影響を与えていると考えられる。

3.2 学校の読書指導

日本における「読書」が筆者の述べる内容を理解することに力点がおかれてきたことは、学校教育における読書の在り方との相互の影響も少なくないのではないだろうか。

戦後学校教育の場では、「読書」は国語科の領域として扱われ、現在につながっている。この背景には、戦中の思想善導を連想する「読書教育」に反発心があったとされる¹²⁾。

国語科教育の倉澤栄吉はいう¹³⁾。

明治期日本に欧米から読むことを輸入したとき Reading の訳語は「読書」であった。いわゆる読解は読書法中の一部分であって、それは朗読法や蔵書法などと並んだものであった。国語科の中の読むことの指導はまず読書の指導とされた時代があったのである（略）。

ところが学校で、とくに国語科で読むことの指導材料を精選した結果、当然に読むことの指導は読解の方へ片寄っていった。文学作品のようにまとまった対象を読む場合でも、読んで味わうと言う目的よりも、主題のとらえ方とか、表現のよさを見出すとかに力点がおかれてきた。これはいうまでもなく、教科書教材中心の読むことの指導ばかりがなされてきたためである。

国語科でのこのような傾向をいっそう推し進めたのが、他教科における読みであった。わが国では読むことの指導が国語科の責任にのみ任せられたために、他教科の教科書その他の資料の扱いの責任までが国語科のほうへ一任されて、それぞれの教科では読書指導がほとんど行われなかった。国語科では社会科や音楽や理科での読むことの指導までも背負いきれるものではない。自分のところの教科書だけをこつこつとあつかうことになり、いきおい各教科の文献利用の指導は野ばなしになってしまった。（略）日本の読むことの指導は余りに狭すぎたのであ

る。

読みの力を読書力（資料を読み活用する力）、読解力（文や文章や句を読み理解する力）、読字力・読語力（文字・語を読んでその意味を理解する力）の3つに分けるとすると、倉澤の指摘するように読書力育成は一教科の枠内でおさまるものではなく、その結果、教科書中心主義であった国語科授業は、後者の2つに力点を置かざるを得ないようになったというのは納得できる。

倉澤は、学校における「読み」が、生活に根ざした「生活読み」と文字・文章との意味を正しく十分に理解することに力点を置いた「学習読み」に分化し、対立的にとらえる考え方も出たとしている¹⁴⁾。これは「読解」と「読書」という二つの言葉をもつ日本独特の傾向であり、国語科ではそのうち、「学習読み」に特化して指導されてきたのである。

一方、さまざまな文献・資料を読むことそのものが読書活動であるととらえるのは、学習読みでなく「生活読み」の概念である。そうすると「読書」は一教科の枠内に収まるものではない。阪本一郎¹⁵⁾が「読書指導とは、各個人が自己についての知識と理解に基づいて図書資料を媒体として自己の生活を充実し、社会的に適応した読書人格を形成するのを計画的に援助する教育的な働き」といい、滑川道夫¹⁶⁾が「読書指導とは、読書による生活指導をいう。自己の人生を読書により充実させ、現代社会に適応する読書力と読書による人間形成を具案的、計画的に助成する指導である」と言うように、読書指導は全人的な教育の一手段であり、全教科にわたって取り組まれるべきものと考えられてきたと言えよう。

しかし、全教科にわたって読書教育が実施されてきたかという現実とはそうではなく、現在でも有元がいうように¹⁷⁾「日本では読書教育は司書教諭の仕事、国語教育は国語教師の仕事としてすみ分けがされている。司書教諭が50年間ほとんど配置されなかった現実、そして配置されていても司書教諭は自身の教科担当等に忙殺されて「司書教諭」としての働きが十分出ていない実情では十分なことは期待できない現実がある。

よって読解指導は国語教育の下で行われたものの、読書指導・読書教育となると倉澤の指摘のようにほとんどされてこなかった。

そこには、人間形成という全教科にわたる命題であるという上の指摘とともに、評価法が定まらないという別の問題もあろう。足立¹⁸⁾は海外の様々な Reading Literacy に関する学力調査を紹介した文献のなかで、日本では読書（この場合は子どもが自分で本を選んで読むこと）の評価が全く開発されていないことを指摘する。

さらに、「読解と読書の間に線を引いてきてしまったこともあり、読書は家庭や学校外で補うもので、教師が厳密に評価しないものという先入観がある」とも述べている。これは国語科が読解指導に特化し、学校で読書教育が組織的に取り組まれてこなかったからともいえよう。

なお国語科における「読むことの学習活動」である読解指導は、「戦前から1960年代くらいまで、「ただ1つの「書き手の意図」を読むことに収斂されることが多かった」ことが、府川源一郎¹⁹⁾によっても指摘されている。これは文学批評理論上では「作者論」とされ、その後「作品

論」から「読者論」に移って行ったとされるが、鎌田は読みの授業がこの「主題指導」から「読書一人一人の読みを大切に」へと大転換を余儀なくされたものの、「主題指導」にかわるべき授業を提示できなかったまま混乱を招いたと指摘している。有元²⁰⁾が日本の読書教育の特徴を挙げた中に「(日本では)自由に好きなように読ませることが多い」ことをあげているのは、まさにそのポスト「主題指導」の国語教育が、「好きなように読ませる」になっている現状を示すものであろう。有元はそれに比して、アメリカでは教師が指導して本を選ばせ読んだ後の質問や討論も教師が主導して行われることが主流であることを述べている。

すなわち、日本の学校教育においては、伝統的に国語科において書き手の意図を読むことを中心とした読解指導が行われてきた。国語科の読解指導はその後読者論にたつ優れた指導方法を見出せないまま「好きなように読ませる」形で存続してきている。一方、読書指導は、全教科的でありながら、また全教科的であるがゆえに、担当者(司書教諭)が不在・兼任である現実もあって、全国的にはシステムティックに取り組まれてこなかった、と総括できる。もちろん、読書指導については一部の学校では顕著な取組例もあるだろう。しかしながら、読解指導ではない「読書指導」は全校的・全国的な取組としてはほとんど展開されてきていないといえよう。

3.3 リーディングリテラシー

3.3.1 PISA 型「読解力」

読む能力、Reading Literacy を測定する国際的な指標として、経済協力開発機構(OECD)による生徒の学習到達度調査(Programme for International Student Assessment)がしばしば取り上げられる。

この調査は、15歳生徒を対象として「生きるために必要な知識や技能」、すなわち、持っている知識や技能を実生活の様々な場面で直面する課題にどの程度活用できるかを調査するもので、読解リテラシー(読解力)、数学的リテラシー、科学的リテラシーの3分野に関して、概念の理解度、思考プロセスの習熟度、様々な状況に臨機応変に対処する能力を評価する調査である。

PISA では読解力(Reading Literacy)は次のように定義されている²¹⁾。

読解力とは、「自らの目標を達成し、自らの知識と可能性を発達させ、効果的に社会に参加するために、書かれたテキストを理解し、利用し、熟考する能力」である。

Reading ではなく、Reading Literacy としているのは、「読解」が通常単に解読したり声に出して読むといった意味で理解される傾向にあるのに対し、本調査ではある範囲の状況の中で様々な目的で行われる読解の応用力をより広く、またより深く測定することに焦点をあてているから」である。また「書かれたテキスト」とは、「言語が用いられた印刷物、手書き文章、電子表示された文章などで、図、映像、地図、表、グラフなどの視覚的表現は含まれるが、映画、TV、ア

ニメーション、言葉のない映像は含まれない。」としている²²⁾。

読解力は3つの側面によって特徴付けられている²³⁾。読むテキストの形式は散文を「物語」「解説」「論証」に分け、一覧表、書式、グラフ、図などの非連続型のテキストも取り入れた。読む行為のタイプは、テキスト（文章と図表）を全般的に理解して情報を取り出し、解釈し、自らの知識に関連づけてテキストの内容と形式について熟考し自分の意見を論ずる習熟度である。テキストが作成される用途場面状況は、たとえば、私的な手紙や小説や伝記は私的な用途で、公式の文書は公的な用途で、マニュアルや報告書は職業的な用途で、教科書やワークシートは教育的な用途で用いられる。

さらにまた、調査では次の3つの側面から測定されている。

〈情報の取り出し〉 Retrieving Information テキストに書かれている情報を正確に取り出すこと

〈テキストの解釈〉 Interpreting Text 書かれた情報がどのような意味を持つか理解したり推論したりすること

〈熟考・評価〉 Reflection and Evaluation テキストに書かれていることを生徒の知識や考え方や経験と結びつけること

これまで2000年（読解リテラシーが中心、参加32カ国）、2003年（数学的リテラシーが中心、参加41カ国・地域）、2006年（科学的リテラシーが中心、参加57カ国・地域）の3回にわたり調査が実施された。日本はいずれの回にも参加している。

2000年の日本の生徒の得点と順位は、読解力が522点（8位）、数学的リテラシー557点（1位）、科学的リテラシー550点（2位）であった。うち、読解力についてみると、読解力は、1位のフィンランドの546点とは統計的に有意差が認められるが、それ以外の上位の国とは有意差がないため読解力の総合平均得点では上位2位グループに位置するとされている。

しかし、2003年の結果は、読解力498点（14位）、数学的リテラシー534点（6位）、科学的リテラシー548点（2位）といずれも低下した。特に読解力の落ち込みがひどく、PISA ショックと新聞をにぎわせる結果となった²⁴⁾。

さらに、2006年の調査結果でもそれは回復していないとされた²⁵⁾。

PISAの結果を受けて文部科学省は2005年12月「読解力向上プログラム」を発表している²⁶⁾。その中で、まずPISAのReading Literacyは日本の国語教育等で用いられてきた「読解」ないし「読解力」という語の意味するところとは大きく異なるので「PISA型読解力」と表記することとし、その特徴を以下のように分析した。

- 1 テキストに書かれた〔情報の取り出し〕だけではなく、「理解・評価」（解釈・熟考）も含んでいること
- 2 テキストを単に「読む」だけではなく、テキストを利用したり、テキストに基づいて自分の意見を論じたりするなどの「活用」も含んでいること。
- 3 テキストの「内容」だけではなく、構造・形式や表現法も、評価すべき対象となること。

4 テキストには、文学的文章や説明的文章などの「連続型テキスト」だけでなく、図、グラフ、表などの「非連続テキスト」を含んでいること。

そして、日本の生徒はテキストの解釈や熟考・評価が苦手であるという分析を踏まえて、1 テキストを理解評価しながら読む力を高める取組の充実、2 テキストに基づいて自分の考えを書く力を高める取組の充実、3 様々な文章や資料を読む機会や、自分の意見を述べたり書いたりする機会の充実 という3つの重点目標、1 学習指導要領の見直し、2 授業の改善・教員研修の充実、3 学力調査の活用・改善等、4 読書活動の支援充実、5 読解力向上委員会（の開設）という5つの戦略を掲げた。

このうち、学習指導要領については、2008年（小中学校）、2009年（高等学校）に新学習指導要領が発表され、2010年度から順次移行している。新学習指導要領では、「言語生活の充実」が盛り込まれているのが一つの大きな特徴になっている。

3.3.2 PIRLS

Reading Literacy の測定には、PISA 以外にも国際調査がある。

国際教育到達度評価学会（IEA International Association for the Evaluation of Educational Achievement）が実施している PIRLS（パールズ Progress in International Reading Literacy Study）は、数学・理科を扱う TIMSS とならんで信頼されている読書力²⁷⁾調査で、第4学年を対象としてこれまで2001年、2006年に実施され、5年ごと実施のため2011年にも実施が予定されている。日本は参加していない。

PIRLS は Reading Literacy を以下のように定義している²⁸⁾。

社会から要求されているあるいは自分で価値があると思われる書かれた形の言語を理解したり使用したりする能力。年少の読者たちは、様々なテキストから意味を構成する（construct meaning）ことができる。学習するために、読者のコミュニティーに参加するために、楽しみのために、読む。

そして、その読書力には4つの過程があるとしている。

- 1 明示的に規定された情報に焦点をあて、情報を引き出す
- 2 直接的な推測をする
- 3 考えと情報を解釈し統合する
- 4 内容と言語とテキストの要素を考察し評価する

足立は、PISA との比較を試みて、定義は1 社会への参加、2 自らの楽しみ、3 目的（目標）の重視 という点で「非常によく似ている」とする。

テキストについては、PIRLS が読書の目的から「文字的经验」（テストでは主にフィクションの物語を扱う）「情報の使用及び獲得」（時間順テキスト（日記、伝記、料理のレシピなど）と非

時間順テキスト（リスト、図式、表、図など）の2種類を想定しているのに対して、PISAは目的より読者がおかれている状況、そのテキストが使われる状況を重視して連続型テキストと非連続型テキストを用意していることを示す。これは、PISAが（15歳という義務教育終了の年齢層を対象としているため）、「社会参加のための読書を強調した結果」だと述べる。いずれにせよ、「どちらもわが国の伝統的な二つのジャンル（文学的文章、説明的文章）よりは、現実の生活で（学校の内外で、あるいは社会に参加して）読むものを使用しているということができる」²⁹⁾。

そして、PISAの「読書の3つの側面」及びその前提となった「読書の5つの側面」と、PIRLSの「理解の過程」の比較を行って、PIRLSの4つの過程がPISAの情報の取り出し、解釈、熟考・評価の「読書の3つの側面」にほぼ相当するとしている。

PIRLSのReading Literacyは「PISA型読解力」といわれる概念にほぼ等しく、それは日本の国語教育で行われてきた「学習読み」とは異なり、むしろ、読書材に様々な様態の材料を取り入れているという点で、むしろ「生活読み」に通じるといえよう。

3.4 リーディングリテラシーと情報リテラシー

前節で国際的なリーディングリテラシーの定義と内容を見てきた。PISA、PIRLSなどの読解力（読書力）と、日本の国語教育において目指されてきた読解力には隔たりがあり、PISA調査の結果を通してそれに気づいた文部科学省が、その対策として「PISA型読解力」育成に乗り出した経緯がみえる。

PISA型読解力、あるいはPIRLSのいうリーディングリテラシーは、日本のこれまでの学校教育が育成しようとしてきた読解力とは確かに異なるようだ。

しかし、PISA型読解力は日本においてそれまで全く取り上げられてこなかった新しい学力の概念であろうか。

読書材料を作者からのメッセージ、言語を中心としたコミュニケーション媒体と考え、読書はそれらを読み取る作業であるとすれば、読書も情報行動の一つであることに相違ない。情報の解釈や評価、で想起するのは、「情報リテラシー」である。

情報リテラシーという語は、文部科学省の文書では用いられていないが、「情報活用能力」という言葉で、教育の情報化に関する文書（「情報化の進展に対応した初等中等教育における情報教育の進展等に関する調査研究協力者会議」³⁰⁾最終報告 1997年）の中で既に用いられている概念である。

この概念は現在でも、情報教育の中核となっていて、「教育の情報化に関する手引」³¹⁾（2009年）でも、「情報教育の目標は、情報活用能力の育成を通じて、子どもたちが生涯を通じて、社会のさまざまな変化に主体的に対応できるための基礎・基本の修得」³²⁾であることが明記されており、新学習指導要領解説の中では「情報活用能力を育てることができること。児童一人一人が学習問題などを解決するために図書館やコンピュータなどを活用する過程で、必要な資料を検索・収集する能力、分析・選択する能力、検討・吟味する能力、加工・整理する能力などを習得す

ることができる」³³⁾と記述されている。

「必要な資料を検索・収集する能力、分析・選択する能力、検討・吟味する能力、加工・整理する能力」は、先の PISA の 3 つないし 5 つの側面ならびに PIRLS 理解の過程に共通するものがある。

これは既に、杉本³⁴⁾、金沢³⁵⁾によっても指摘されている点である。

杉本は、Big 6 Skills³⁶⁾ならびに総務省「ICT メディアリテラシー学習項目」11 項目を参考に、「情報リテラシーとして考えられる力」として 8 つの力を上げ、PISA 読解力の過程と対照させている。「学校図書館において PISA 型読解力の育成を意識した教育活動を行うということは、学校図書館の役割の重要な柱である、児童生徒の情報リテラシーの育成にもつながっているのである。また逆に、PISA 型読解力の育成のためには、情報リテラシー教育を行うことが、必要かつ非常に効果的な手段であるという表現もできるはずである」³⁷⁾とした。

また金沢は「PISA 型読解力とは、与えられたテキストの詳細な読解のみに終始するのではなく、テキストに関して内容や主張の信頼性、示されたデータの正確さ、論理展開の妥当性などを検討しながら読む力である。そこで検討する際には、当然のことではあるが、関連する他の資料や情報を見つけ、評価し、テキストの内容などと比較し考察することも考えられる。このようなことから、PISA 型「読解力」の育成の過程で、情報活用能力の育成もはかれるのである。従って、PISA 型「読解力」の育成と情報活用能力の育成を別個のものとしてとらえるのではなく、児童生徒のこれから将来にわたる生涯学習の基礎を築くという観点から、両者には関連性のあることを強く認識すべきである」³⁸⁾としている。

このように PISA 型「読解力」は実は、情報活用能力と密接なかわりをもつ概念である。2010 年の「教育の情報化ビジョン」³⁹⁾は、

情報活用能力をはぐくむことは、必要な情報を主体的に収集・判断・処理・編集・創造・表現し、発信・伝達できる能力等をはぐくむことである。また、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着とともに、知識・技能を活用して行う言語活動の基盤となるものであり、「生きる力」に資するものである

とし、「これらの考え方は、OECD 欧州委員会のキーコンピテンシー（引用者注：主要能力 知識基盤社会の時代を担う子どもたちに必要な能力⁴⁰⁾）等と認識を共有」⁴¹⁾ともしている。

以上から、情報活用能力は、「PISA 型読解力」に繋がる概念であり、それは「生活読み」ともいえる読書の力に通じるといえよう。

3.5 読書と情報リテラシー

「読書」は英訳では reading であり、読解も同じ reading である。少なくとも英語圏では、読書と読解を分けて考えていないようだ。倉澤のいうように⁴²⁾読解は読書法の中の一部分であって、

本来「PISA 型読解力」が読書力というべきであり、PISA 型読書力育成のための指導が読書指導であるといえる。

「読書」に関する指導が本来全教科にわたる命題であるならば、1999 年の学習指導要領改訂で設けられた総合的な学習の時間はそれに取り組むのに適した時間であったといえよう。

1999 年の学習指導要領では、総合的な学習の時間に関して「各学校は、地域や学校、生徒の実態等に応じて、横断的・総合的な学習や生徒の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行うものとする。」と述べるにとどまっているが、

「2 総合的な学習の時間においては、次のようなねらいをもって指導を行うものとする。

- (1) 自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること。
- (2) 学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにすること。
- (3) 各教科、道徳及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにすること。」として、

配慮事項の一つに

「(4) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などについて工夫すること。」

を挙げている。

2009 年改訂の新学習指導要領では、総合的な学習の時間についての記述は他科目と同列に列挙され、目標に「横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。」とされて、やはり配慮事項に学校図書館その他社会教育施設の活用が盛り込まれている。

「読書」の語そのものは出現しないものの、「自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成する」「横断的・総合的な学習や探究的な学習」には、倉澤⁴³⁾のいう「さまざまな文献を読んで生活に役立てること」「文献として活用すること、すなわち生活読みが不可欠である。「読むときに何かの目的や動機から文章を読んで生活に役立てようとする」ことが読書なのであり、そういう意味からは、総合的な学習の時間に生活読みという意味での「読書」を設定することは必然であり、学校図書館の活用がそこで明記されたのもまた当然であるといえよう。

ここで学校図書館についてみると、一般に、学校図書館の機能は読書センター及び学習情報センターとされる。たとえば 2009 年作成の学校図書館のリーフレット「学校図書館のチカラを子どもたちのチカラに」でも、学校図書館の機能を読書センターと学習情報センターと明記してい

る（図表1⁴⁴）ように、「読書センター」と「学習情報センター」に機能が二分されて説明されている⁴⁵。「読書」はあくまでも「おもしろい」「ためになる」本を読むことが主であって、新聞記事や雑誌などで情報を調べて読んだり、インターネット情報資源を検索して確認することなどは「学習情報」の機能を活用した活動で、読書とは別の活動という印象である。学校図書館は学習と娯楽・修養の両面を担う場としての認識があるものの、「読書」となると、その言葉の概念は、主に文芸作品やその他の説明的な文章の掲載された書物を「通読」することと考えられている傾向が強いといえよう。

図表1 文部科学省パンフレット「学校図書館のチカラを子どもたちのチカラに」

〈読書センター〉

多くの人との出会いがその人の成長を促すように、様々な本との出会いは子どもの心を育て、子どもをより大きくします。

感性を磨き、表現力を高め、創造力をはぐくみ、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で、豊かな読書体験が大きな意味を持つことになります。

このような子どもの読書活動を支えるのが、各学校に置かれる学校図書館です。

学校図書館は、子どもたちが、自由に好きな本を選び、静かに読みふける場を提供したり、子どもたちがおもしろいと思える本、それぞれの子どもたちにとってためになる本を紹介して、読書の楽しさを伝えたりできる、いちばん身近な「読書センター」です。

〈学習情報センター〉

変化の激しいこれからの社会を担う子どもたちには、基礎的な知識・技能を習得させるとともに、それらを活用して、さまざまな問題に積極的に対応し、解決していける力を付けていくことが重要です。

このような力をはぐくむ上で、学校図書館を、「学習センター」「情報センター」として活用していくことが、より一層大切になります。

学校図書館は、各教科等での学習のために活用されるとともに、教科学習で学んだことを確かめる、資料を集めて、読みとり、自分の考えをまとめて、発表するなどの主体的な学習活動を支援するための拠点として、その威力を発揮します。

このことは、「読書」と「情報の獲得・評価・選択」とは、全く異なるものという見方にもつながりかねないのではないか。

現に、2002年以降各自治体で策定され始めている子ども読書活動推進計画の多くは、国の法律及び「子どもの読書活動推進の基本的な計画」の読書の意義を踏襲して、情操面や人間性の育成といった面を読書活動の意義として求め、その推進すべき「読書活動」は、およそ「本を読むこと」と同義であることを前提として述べている。その場合の「本」とは、たとえば熊本県第1次計画（2004年）では、「本計画でいう本は、小説や物語、伝記歴史物語、絵本、科学読み物、図鑑のことを指し、マンガ、雑誌、攻略本は含まないものとします」と明記していた⁴⁶。宮城県第2次計画（2009年）は「人々が読書の対象とする図書や資料については、新聞、雑誌、マンガや小説など多種多様に及んでいます。そのいずれも、人々の生活に必要な情報や知識を伝えるための重要な役割を担っています。」と述べているものの、「ただし、この計画では、読書の対象は「書籍」に絞っており、新聞、教科書、学習参考書、マンガ、雑誌や付録を除きます。なお、子どもにとっては、自ら本を読むことはもちろん、お話し会・読み聞かせの会など子どもと本に関わる様々な行事に参加することや読書感想文を書くことなども読書活動と捉えています。」

としている。情報活用の対象となりうるメディアである新聞や雑誌を読書活動推進計画の対象から排除して、「通読」できる書物を対象としている様子がみられる。すなわち、「教養読書」「思索のための読書」が第一に想定されており、実用文（新聞雑誌記事、インターネット記事）は想定外の印象である。

さらに、国の第1次基本計画（2002年）の「今日、テレビ、ビデオ、インターネット等の様々な情報メディアの発達・普及や子どもの生活環境の変化、さらには幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子どもの「読書離れ」が指摘されている」の記述を受けて、同様の記述をしている地方自治体の計画がみられるように、メディアの発達と読書を対立させて述べる「読書活動推進計画」もある。

国の第2次計画（2008年）ではこの表現は「テレビ、ビデオ・DVD、インターネットなどの様々な情報メディア・情報媒体の発達・普及により、多様かつ大量の刺激的な情報が、簡単・瞬時に入手できるようになった。このような情報化によって利便性が向上した反面、近年、子どもたちのテレビ、インターネットサイトの見過ぎ、ゲームのし過ぎなどに伴う文字・活字離れが懸念されているところである。」と変更された。ただ、たとえばインターネットサイトで提供される文字情報に接している子どもを、なお「文字・活字離れ」というのかという疑問は残り、情報の獲得と読書の関係については依然あいまいな表現にとどまっているといえる。

このように、新しいメディア情報を読み解いて情報を獲得し、それを活用することはまだまだ明確に「読書」と位置づけられていないのが一般的であるといえよう。

新学習指導要領では、中学校国語の学習指導要領の「C 読むこと」に「(2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。」という項を新しく加えている。その内容として例示しているものには「文字、音声、画像などのメディアによって表現された情報を、課題に応じて読み取り、取捨選択してまとめること」「現代の社会生活で必要とされている実用的な文章を読んで内容を理解し、自分の考えをもって話し合うこと」「様々な文章を読み比べ、内容や表現の仕方について、感想を述べたり批評する文章を書いたりすること」⁴⁷⁾などがあり、「テキストの内容や表現を吟味・検討したり、その妥当性を客観性、信頼性などを評価したり、自分の知識や経験と結び付けて建設的に批判したりする」「批判的な読み（クリティカル・リーディング）」⁴⁸⁾を取り入れようとしている姿勢が見られる。ただし、「情報活用能力」という用語は用いられておらず、それとの関係は明記はされていない。

これに先立つ「読解力向上プログラム」でも、メディア・リテラシーについて触れている⁴⁹⁾ものの、情報リテラシー・情報活用能力との関連は明確には述べていなかった。

一方、総務省「ユビキタス時代における新たな ICT メディアリテラシー育成手法の調査・研究」⁵⁰⁾では、学習項目の選定（ICT メディアリテラシー学習項目）として、次の11項目を選定している。

- ① ICT メディアの特性を理解する能力
- ② ICT メディアを操作できる能力

- ③情報を収集する能力
- ④情報を処理・編集する能力
- ⑤情報を表現する能力
- ⑥情報を伝達する能力
- ⑦ICT メディアにおける送り手の意図を批判的に読み解く能力
- ⑧主体的にコミュニケーションする能力
- ⑨コミュニケーションする相手を尊重する能力
- ⑩ICT メディアを安全に使う能力
- ⑪情報の権利（著作権・肖像権）を保護する能力

情報の収集、処理・編集、表現、伝達、批判的に読み解く、など、PISA 型「読解力」と重なる部分は多分にある。しかしここも、やはりメディアリテラシーと読解力や読書との関連は明記されていない。

また、情報教育において、新学習指導要領発表後に提示された「教育の情報化に関する手引」（2009 年）では、学校図書館や司書教諭、読書の語はいずれもほとんど出現せず、学校図書館と情報教育の乖離が指摘されている⁵¹⁾。

同じく新学習指導要領発表後に提示された 2010 年の「教育の情報化ビジョン」でも、先に引用した箇所（p 27）以外に言語活動と情報教育について触れた文はない。この「ビジョン」は、教科指導における情報通信技術の活用、校務の情報化についてデジタル教科書・デジタル教材や校務支援システムなど具体的に述べる一方で、情報活用教育については「「教育の情報化に関する手引」において示された、各学校段階において期待される情報活用能力やこれを身に付けさせるための学習活動の例等について学校現場へ一層の周知を図るとともに、学校現場で展開された好事例等の収集・提供に努めること」「子どもたちへの情報モラル教育の充実を図ること」、「地域において、小・中・高等学校等の子どもたちに対して、例えばデジタルコンテンツの制作やプログラミング等に関するワークショップ等を展開することが重要である」などととどまっている。

新学習指導要領において、国語科では、情報を読み取り、取捨選択してまとめるなどの一連の言語活動が視野に入れられるようになったものの情報活用能力との関連は明確には示されておらず、一方、情報活用能力の育成を目標とする情報教育の側からは言語活動としての「読書」との関連がまだ十分考慮されていないことが指摘できる。

4 考 察

4.1 学校教育の問題点 読書教育と情報リテラシー教育の乖離

以上検討してきたように、現代社会において求められるようになった「PISA 型読解力」は実は情報リテラシー・情報活用能力として育成すべき力と共通するところが多いことがわかる。しかし、日本の「読書」は学習読み・読解指導を国語科が担ってきたのみに過ぎず、さまざまな資

料を読む「生活読み」については学校教育の中で計画的に教えられてこなかった。「読書」は、文芸作品等を通読するという通念が根強く、活用を含めた広い意味の生活読みよりも狭い意味で捉えられ、情報活用能力との関連は考えられてこなかった。

たとえば、『何をどう読ませるか』（全国学校図書館協議会）は、指導者対象の読書指導の図書だが、「どのような観点から図書群を選んだか」の章において、「読書指導は読書意欲、読書能力、読書態度等を体系的に指導することと読書を通して子どもの人間形成をはかること」として、必読図書選択の基準として前者を「読書生活を豊かにする観点」「人間形成をはかる読書材」としたことを述べている。そして、前者からは、おもしろいとわからせて読書意欲を起こさせること、途中でやめなくて読み通すこと、読書の視野を広げ描かれた情景や心情を深く読み取ること、集団で読みあうこと、といった指導のねらいが、後者からは豊かな心情を育てる、自己の発見と確立を図ること、社会の中での生き方を考えること、科学的な思考と態度を育てること、を挙げている。この基準の設定や取り上げている読書材は文学作品が大半であることからみても、読書は、子どもの情操教育・人間性を豊かにするという側面が強調されており、情報の獲得・処理という視点はほとんど感じられない。

そしてまた、2000年 PISA の付帯調査で「趣味で読書をすることはない」と回答した生徒と、「毎日1時間以上2時間未満読書をする」と回答した生徒の総合読解力の得点差が、諸外国では大きいのに比べ、日本ではその差が小さい⁵²⁾ことから、日本の生徒が行ってきた「読書」はリーディングリテラシーに直結していないともいえる。「彼ら（引用者注：文章読解能力の非常に優れているはずの生徒）が何年間もかけて訓練してきた能力は、実際は本を読む能力などではなかった⁵³⁾という指摘もある。「学校や塾でどんなにいい成績をあげても、それがその後の読書と作文の実生活、そして私たちの文化の向上には結びつかないということも示しています。」と工藤が言うのは、すなわち学校での読解力指導は、「生活読み」にはなっていないということであろう。

ただ、先に述べたように（p 28）、新しい学習指導要領では「生活読み」の視点も取り入れた、学習活動が取り上げられるようにはなっている。

たとえば、高等学校新指導要領の国語総合では、「ここでの文章の「形態」とは、文学的な文章（詩歌、小説、随筆、戯曲など）、論理的な文章（説明、論説、評論など）、実用的な文章（記録、報告、報道、手紙など）のことを指す」、中学校新指導要領国語科でも「現代の社会生活で必要とされている実用的な文章を読んで内容を理解し、自分の考えをもって話し合うこと。「実用的な文章」とは、一般的には、具体的な何かの目的やねらいを達するために書かれた文章であり、国語科においても、「実用的な文章」も「読む」ための教材に含めていることが示されている。

そして、高等学校国語科では「オ 幅広く本や文章を読み、情報を得て用いたり、ものの見方、感じ方、考え方を豊かにしたりすること。」の中で、

「幅広く本や文章を読む」むの「幅広く」には、文学的な文章や論理的な文章ばかりでなく、実用的な文章も読む対象とするという文章の形態の幅広さ、芸術的な内容、社会科学的内容、自然科学的内容など文章の内容や分野の幅広さとともに、図書館の目録を検索したりウェブページを検索したりして様々な文章を探して読むという、本や文章を手に入れる方法や場の幅広さも含んでいる。

「情報を得て用い」るためには、適切な情報源の選択、得た情報の評価、目的に応じた適切な加工などという、その過程にかかわる指導が必要である。幅広く本や文章を読むことは、そのための基礎となる。「ものの見方、感じ方、考え方を豊かに」するためには、書き手の意図をとらえ、共感したり、疑問に思ったり、思索したりして、文章を読み味わうことが大切である。それによって生徒は自らの心情を豊かにし、思考力や想像力を伸ばし、人間、社会、自然などに対して自分なりの考えをもつようになっていく。

幅広く様々な本や文章を読んでこそ、ものの見方、感じ方、考え方を豊かにすることができる。

そこで、学校図書館などとも連携して適切な読書指導を行い、文学的な文章に偏ることなく、できるだけ多くの種類の文章に接する機会をもたせることが必要となる。

と、読むことが情報の獲得・利用につながることが明記されている。

中学校の新学習指導要領においても、新規に創設された箇所（C 読むこと）の指導の例示として「イ文字、音声、画像などのメディアによって表現された情報を、課題に応じて読み取り、取捨選択してまとめること。」をあげている。

これらは、従来の読解力指導中心であった国語科にとって、目新しい視点といえるであろう。中学校新指導要領では上の「イ 文字、音声、画像などのメディアによって表現された情報を、課題に応じて読み取り、取捨選択してまとめること。」に続けて「この言語活動では、情報科担当教員や司書教諭などとも連携して、インターネットを利用したり、学校図書館や地域の図書館などで必要な情報の収集、選択を行ったりする必要がある。」としている。

新学習指導要領は、国語科においては、まさに PISA 型読解力の育成を意識しているといえる。「情報の獲得」や「情報を読み取り取捨選択してまとめる」ことが明記され、連携をとる対象として情報科担当教員や司書教諭が明記されていることは、情報活用能力との関連も視野に入れているといえるだろう。ただし、「情報活用能力」との関連が明記されていない点は曖昧さが残る。

一方、情報教育においては、「読書」との関連は示されていない。情報リテラシー教育に携わる者は、「問題解決のために情報を活用したりまとめたり伝えたりする作業をよりよく行うためには、読書（図書などの読書材）やことばに親しんだり、読書習慣を身につけておくことが重要であること、楽しむために自己の世界を構築するための読書と学習研究のため読書を同じ「読

書」]として扱い、指導しようとする考えを持っている]⁵⁴⁾ようだが、これは教育界において一般的な考えになっているとは言えないだろう。

まだまだ、読書と情報活用は別のものととらえられがちで、たとえば、学校図書館の機能説明のように、これらが対置されることも少なくないのが現状であるといえる。

今日は、検索エンジン・検索データベースの普及、性能の向上などにより、何らかのキーワードを入れれば何かしらの検索結果は得られるようになっており、一見、情報を獲得することに以前ほどのエネルギーを必要としなくなったように見える。しかし、情報爆発の中で自身が、求める情報を検索するためには、求める概念を的確に表す「言葉」を選ばなくてはならない。それは、自身の求める概念についてその意味するところを明らかにして、それを「言葉」と結び付ける作業であり、読むことの逆の道筋をたどる作業ともいえよう。また、情報を検索しそれが自身の求める情報であるかどうかの判断には、情報を読んで、その文章が意味するところを読み理解しなくてはならない。どちらも読む力が必要とされることは明白である。

読書と情報活用能力のつながりを明確に意識して、それに取り組むことが、情報教育においても求められる。

4.2 読書推進策の問題点 情報リテラシー育成のための環境整備への視点の乏しさ

海外の読書支援策に目を向けてみると、たとえば英国ではブックスタートが開始されたように、幼児期の読書支援策は子どもの教育の開始という位置づけにあり、リテラシー向上との関連が指摘されている。サービス開始時から図書館との連携を実施しており、図書館利用者の育成が目的の一つであるとされている。米国では、低所得者層など特別なニーズのある子どもに重点を置き、図書館との連携は必ずしも強固であるとは言えないものの、学力向上の目的を背景として、リテラシー教育と読書支援との連携の強さが指摘されている⁵⁵⁾。

しかし、現代の日本の読書教育では、これまでみてきたように、情報教育との関連に関する配慮が希薄であるのが現状である。

そしてまた、国によって推進されている読書推進政策においても、情報教育、情報活用との共通点を明確にして読書を定義しようとする姿勢はほとんど感じられない。

「国民読書年」にあたって提示された「国民読書年行動計画」⁵⁶⁾では、「活字文化と電子メディアの共生をめざす」として、7項目の取り組み事項を挙げているが、たとえば国民総読書量どのようにしてそれを測定し、効果を測るのか、雑誌・新聞を「読む」行為はどのように扱うのか、などを始めとして、全体的に、祭典やその他の行事以外には、具体的な実施策が見えない。どのように行動を起こし、その効果を測るのか、きわめて不明点の多い行動計画であることが指摘されている⁵⁷⁾。そもそも対象が明確になっていないものを推進しようとする点に無理があるのではないだろうか。

「読書」に関する調査においても、読書対象は通読を前提とした狭い意味の読書材料に限定されることが多く見受けられるが、曖昧な点も少なくない。

たとえば、文化庁が実施した「国語に関する世論調査」(2008年度)⁵⁸⁾は、「雑誌、マンガを除く」として調査している。ただし雑誌等を除く意味は述べられていない。

一方、1947年から毎年実施の毎日読書世論調査⁵⁹⁾では、「書籍(単行本、文庫・新書本)を読む」と回答した人の割合を読書率、「週刊誌、月刊誌のいずれか(マンガ誌を含む)を読む」と回答した人の割合を雑誌読書率とし、そのいずれかを「読む」と回答した人の割合を「総合読書率」として算定している。書籍、雑誌以外の新聞、テレビ、ラジオ、ネットはそれぞれ、「メディア」としてそれらの接触割合や時間が報告されている。

雑誌や新聞の「読み」の取り扱いが曖昧であること、またインターネットなどで提供される情報の「読み」については今のところ「読書」としては扱われていないことが指摘できよう。

今後、まずは読書推進計画などの読書政策において、情報活用の一連の処理を「読書」に含めて捉える視点を盛り込む必要がある。

そして、読書には、学校教育における情報教育との連携が不可欠であることが政策においても深く認識されるべきである。そのためには、従来から「読書」を担ってきた図書館が、もっと「情報」の面においても環境整備される必要があるのはいうまでもない。まさに、その環境整備こそが、情報社会の読書政策として取り組まれるべきことといえよう。

5 ま と め

日本においては、音読の歴史を背景に読書は「通読する」という通念が根強いこともあって、「読書」は、通読できる読書材料を修養的に読むこと、というイメージを強くもって語られる。情報活用を含めた「生活読み」よりも狭い意味で捉えられてきたといえる。

それに相互に影響しあったのが、日本の学校教育における読書指導である。実際生活で求められる「生活読み」が全教科的であるために学校教育では結局取り組まれてこなかったと同時に、「読書」は全教科にわたる人間形成的なものと捉えられ、適切な評価法が開発されてこなかったこともあって、学校教育の中で計画的に教えられてこなかった。国語科が担ってきたのは、「学習読み」の読解指導であって、「生活読み」とは異なる。

一方国際社会においてリーディングリテラシーとされるのは、「PISA 型読解力」といわれる力で、それは日本の教育現場で指導が行われてきた学習読みとは異なり、「生活読み」も含めた、情報リテラシーに通じる力である。情報リテラシーについては、日本の学校教育の場では「情報活用能力」として情報教育の場で語られてきた。

今日、日本においても「PISA 型読解力」すなわち生活読みの視点に立った国語科教育が、新たな学習指導要領で示されている。しかしそこには情報活用能力との関連は明記されていない。一方、情報教育においては、読書との関連への配慮は希薄である。

今後学校教育において、読書と情報活用能力のつながりを明確に意識して、それに取り組むことが、国語科からだけでなく、情報教育においても求められる。そして、それらを踏まえて、現

在すすめられている読書に関する政策においても、情報活用との関連を意識して、それを含めて捉える視点や、それへの環境整備が必要となる。

注

- 1) 文部科学省「都道府県及び市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定状況に関する調査結果について」(平成22年4月22日)(http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/22/04/1292895.htm) (2010. 9. 29 確認)
- 2) 松岡要「子どもの読書活動推進法、子どもの読書活動の推進基本計画、文字・活字文化振興法」『子どもの読書環境と図書館』(日本図書館研究会編集委員会編) 2006. 5, p 23-51
- 3) 篠原由美子「子どもの読書をめぐる法と政策」『図書館界』Vol 60, No 5 (2009. 1) p 322-33
- 4) 米谷優子「子どもの読書推進計画にみる読書概念の分析と比較検証」『日本図書館情報学会 2007 年春季研究集会発表要綱』(日本図書館情報学会) 2007, p 43-46
- 5) 松尾昇治「子どもの読書環境を整備するための政策」『解放教育』No 502 (2009. 9) p 16-23
- 6) 岩崎れい「子どもの読書支援施策の課題と展望」『解放教育』No 502 (2009. 9) p 7-15
- 7) 岩崎れい「子どもの読書活動推進の傾向と課題」『現代の図書館』Vol 46, No 1 (2008) p 3-8
- 8) 福永智子「読書推進政策と図書館」『新図書館法と現代の図書館』(塩見昇, 山口源治郎編著) 日本図書館協会, 2009. 12, p 271-290
- 9) 紀田順一郎『読書三到』松籟社, 2005, p 10-11
- 10) コンコーダンス (concordance) とは、本・作品などの用語索引・語句索引を指す。聖書索引 (バイブル・コンコーダンス) は、「聖書のなかの同じ語句を集めて整理配列し、研究や学習の便を与えているのが聖書語句索引である。ある語句がどの場所でどのように用いられているか、またどのような文書のなかに幾回用いられるかを知るのに必須 (ひっす) のものである」(『日本大百科全書』小学館) と解説されている。
- 11) 永嶺重敏『読書国民の誕生』日本エディタースクール出版部, 2004
- 12) 黒澤浩「読書教育」『新・こどもの本と読書の事典』ポプラ社, 2004, p 187
- 13) 倉澤栄吉『情報化社会における読解読書指導』(倉澤栄吉国語教育全集 11) 角川書店, 1988, p 94
- 14) 「読解の文字は、戦前から使われていた。しかし、今日のごとく一般化した意味で用いられ普及したのは、昭和三十年以降である。それは、従来の読みの指導が一種の心情主義に陥ったり、不正確な曖昧な読みをゆるしていたりしたのではないかという反省に基づいている。読みは生活に根ざしたものであるが、学校で教えるべきことは、生活の基礎になるべき力である。だから、生活に根ざした読みを認めながらも、学校では、文字・文章と正しく対面して、その意味をただしくかつ十分に理解すべきであるというのは、当然の考えである。かくして、学校における読みは二つに分化した。すでに「生活読み」と「学習読み」という提示が昭和三十一年にあり、この考えは今も受け継がれている。」『情報化社会における読解読書指導』(倉澤栄吉国語教育全集 11) 角川書店, 1988, p 360
- 15) 阪本一郎『読書指導 原理と方法』牧書店, 1950
- 16) 滑川道夫『読書指導』牧書店, 1959
- 17) 有元秀文『国際的な読解力を育てる新しい読書教育の方法』少年写真新聞社, 2009, p 118-119
- 18) 足立幸子「海外の読書調査と読書文化から何を学ぶか」BERD 06 (2006) p 19
- 19) 鎌田首治朗『真の読解力を育てる授業』図書文化, 2009. 5, p 38-45
- 20) 前掲 15) p 118
- 21) PISA 2000 年調査国際結果の要約 国立教育研究所編「生きるための知識と技能 OECD 生徒の学習到達度調査 PISA 2000 年調査国際結果報告書」ぎょうせい (http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/index 28.htm)
- 22) 国立教育研究所編「生きるための知識と技能 OECD 生徒の学習到達度調査 PISA 2000 年調査国際結

果報告書」ぎょうせい, p 13-14

23) 前掲 21) p 30

24) 朝日新聞, 2004. 12. 7, 夕刊

「経済協力開発機構 (OECD) が昨年実施した国際的な学習到達度調査の結果が7日, 世界同時に公表された。41 カ国・地域の計約 27 万 6 千人の 15 歳を対象に, 知識や技能の実生活への応用力をみるテストが行われた。日本は, 前回 (00 年) 8 位だった「読解力」が OECD 平均レベルの 14 位まで低下。「数学的リテラシー (応用力)」は前回の 1 位から 6 位になった。文部科学省は日本の学力について初めて「世界のトップレベルとはいえない」との表現を使い, 厳しい現状認識を示した。」(1 面)

「(略) 読解力は, 文章や図表を理解して利用し, 熟考する能力と位置づけられ, 設問は計 28 題。1 位のフィンランドの平均点が 543 点で, 日本は 498 点。前回に続いて参加した国の中では, 前回に比べ最悪となる 24 点の減になった。習熟度レベルの高い (得点の高い) グループは前回並みだったものの, 習熟度レベルの低いグループで落ち込みが大きく, 学力格差が広がった形だ。

OECD の学習到達度調査で読解力が 14 位, 数学的リテラシーが 6 位となった結果について, 中山文部科学相は「日本の学力が低下傾向にあるということをはっきりと認識すべきだ。危機感, 切実感を持つべきだ」と強調した。そのうえで, 義務教育改革の中で全国学力テストの実施を打ち出していることに触れ, 「低下傾向に歯止めをかけなければならず, 競い合う教育をしないといけない」との考えを示した。」(5 面)

25) 朝日新聞, 2007. 12. 5, 1 面

「日本は, 「読解力」で前回 (03 年) 14 位から 15 位, 「数学的リテラシー (応用力)」では 6 位から 10 位に順位を落とした。

先行して公表された「科学的リテラシー」でも 2 位から 6 位に下がっている。参加した国や地域が 16 増えたことや読解力の点数は 03 年の前回と同じだったことなどから, 日本の学力がさらに落ちたとは言い切れない。ただ, 文部科学省が「世界トップレベルと言えない」と分析した前回調査からの 3 年間で対策は目に見えた効果をあげておらず, 学力をめぐる議論が再燃しそうだ。

(略) 今回受験した生徒は現行の学習指導要領が施行された 02 年春に小学 6 年だった。文科省は順位が落ちたことを「課題として受け止める」とし, 指導要領の改訂で理数の授業増や各教科で言語力の育成などを盛り込む方針。これが, 調査で浮かんだ課題への対策の中心となる。(略)」

26) 文部科学省「読解力向上プログラム」2005 年 12 月

27) 足立幸子の用法。「海外では一片の文章を読むものにも, 一冊の本を読むものにも, 日々の読書にもすべて Reading = 読書と言う言葉が用いられる。本稿では海外の状況をより正確に反映するために「読解力」ではなく「読書力」という言葉を用いる。」(足立幸子「海外の読書調査と読書文化から何を学ぶか」BERD 06 (2006) p 15

28) 足立幸子「初等教育段階における国際読書力調査 PIRLS の特徴: 他の国際テスト・国内テストとの比較から」新潟大学教育人間科学部紀要, 人文・社会科学編 9(2): pp 171-189, 20070200, 新潟大学

29) 前掲 27) p 185

30) 文部科学省「『情報化の進展に対応した初等中等教育における情報教育の進展等に関する調査研究協力者会議』1997.

31) 文部科学省「教育の情報化に関する手引」2009. 3. 10 (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1259413.htm) (2010. 9. 29 確認)

32) 前掲 30) p 4

33) 前掲 30) p 13 表 2-1 小学校 学習指導要領における教育の情報化に関する主な記述 社会科 (解説における記述の抜粋等) の項

34) 杉本洋「情報リテラシー教育を通して育成する PISA 型「読解力」」『学校図書館』2008. 9, p 53-56

35) 金沢みどり「PISA 型読解力と情報活用能力の育成」『学校図書館』2007. 6, p 15-17

36) アイゼンバークらが提唱する Big 6 Skills は

1 課題の決定 2 情報探索の方策 3 所在とアクセス 4 情報利用 5 統合
6 評価 となっており、情報リテラシーと関連が深いとされている

- 37) 前掲 33) p 54
- 38) 前掲 34) p 16
- 39) 文部科学省「教育の情報化ビジョン（骨子）」2010. 8. 26（2010. 9. 29 確認）
（http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/22/08/_icsFiles/afieldfile/2010/09/03/1297089_1_2_1.pdf）
- 40) 前掲 38) p 3
- 41) 前掲 38) 参考資料 1 表
- 42) 前掲 13) p 94
- 43) 前掲 12) p 93「読書とは書物を読むことと考えられている。この常識によると、書物として、本の形を成していないものを読むことは読書には入らない。一方国語科では読むことの指導は読解指導と読書指導とから成り立っている。そうすると一冊の本の形を成していない文章によって問題を解決したり疑問を投げかけたりすることは、読解でも読書でもないということになり、国語科の指導の対象外になってしまう。これでは困るので、最近では読書を広い概念としてとらえ、さまざまな文献を読んで生活に役立てることを、広く読書と呼ぶようになった。つまり文章を「文献として活用する」ことを意味するようになった。こうなると読書とは、いわゆる生活読みという概念に包括される。つまり書物かどうかと言う対象によって考えるのではなくて、どういう読まれ方がされるかという働きによって区別するのである。対象は活字であれ肉筆であれ、製本されていようがいまいが、その長短を問わず、文章であればよい（ときには短い語句である場合もあろう）読むときに何かの目的や動機から文章を読んで生活に役立てようとするか、直接生活目的にかかわりなく、文章表現と内容を探求しようとするかで、読書と読解が分かれるのである。」
- 44) 文部科学省パンフレット「学校図書館のチカラを子どもたちのチカラに……ここに、未来への扉」
（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/meeting/houkoku/080613/002.pdf）（2010. 9. 29 確認）
- 45) 2001 年 3 月の「新しい時代に対応した学校図書館の施設・環境づくり」の中では「学習センター・情報センター・読書センター」の 3 機能になっていたが、「情報化の進展に対応した教育環境の実現に向けて」（情報化の進展に対応した初等中等教育における情報教育の推進に関する調査研究協力者会議最終報告 1998 年 8 月で、情報化の側面から学校図書館を学習情報センターとして述べていたこともあったのだろうか、その後は学習情報センターと読書センターという二分法になり、現在でもこの考え方で説明されることが多い。
- 46) ただし、2009 年策定の第 2 次計画では、「本」や「読書」の定義は見られない。
- 47) 文部科学省「中学校学習指導要領」
- 48) 文部科学省「『読解力』向上に関する指導資料」2 PISA 調査（読解力）の結果を踏まえた指導の改善
2 読解力を高める指導例（1）指導のねらい ア テキストを理解・評価しながら読む力を高めること
「文章等を十分に吟味、評価しながら読む能力の育成については、学習指導要領（筆者注：1999 年学習指導要領）にも「様々な文章を比較して読む」という言語活動例が示されているなど、その視点は含まれている。しかし、これまでも必ずしも十分取り組まれてこなかった点であり、今後は重視していく必要がある。
「加えて、メディア・リテラシー（メディアが形作る『現実』を批判的（クリティカル）に読み取るとともに、メディアを使って表現していく能力）にかかわる指導も必要になってくると思われる。」文部科学省「『読解力』向上に関する指導資料」2 PISA 調査（読解力）の結果を踏まえた指導の改善 2 読解力を高める指導例（1）指導のねらい ア テキストを理解・評価しながら読む力を高めること
- 49) 文部科学省「『読解力』向上に関する指導資料」2「加えて、メディア・リテラシー（メディアが形作る『現実』を批判的（クリティカル）に読み取るとともに、メディアを使って表現していく能力）に

- かかわる指導も必要になってくると思われる。」PISA 調査（読解力）の結果を踏まえた指導の改善
- 2 読解力を高める指導例 (1) 指導のねらい ア テキストを理解・評価しながら読む力を高めること
- 50) 総務省 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/pdf/0705_ictmedia.pdf (2010. 9. 29 確認)
学習項目の選定 (ICT メディアリテラシー学習項目)
「リテラシーを身につけるために学習すべき事項は数多くありますが、限られた時間の中で効率的に学ぶことができるよう、小学校 5、6 年レベルで優先的に身につけるべき能力を分析・整理し「ICT メディアリテラシー学習項目）」として、次の 11 項目を選定しました」として、ICT メディアリテラシー項目を挙げている。ただし教科との関連や情報教育との関連は述べていない。
- 51) 米谷優子, 北克一「教育の情報化と学校図書館の役割」『図書館界』Vol.62 No.3 (2010. 9) p 222-239
- 52) わが国が 27 点であるのに対し、オーストラリアは 92 点、ドイツ 84 点、フィンランド 79 点、カナダ 77 点、ニュージーランド 76 点 また、趣味で読書をしないと回答をした者の総合読解力得点は 514 点 (OECD 平均は 481 点) で参加国の中では一番高かった。
- 53) 工藤順一『国語のできる子どもを育てる』講談社現代新書, 1999, p 162
- 54) 野口久美子「情報リテラシー育成における読書指導の位置づけ」『図書館総合研究』第 8 号 (2009. 8) p 21-32
- 55) 前掲 6)
- 56) 文字・活字文化振興機構「国民読書年計画」(http://www.mojikatsuji.or.jp/pdf/2010_dokushonenplan.pdf) (2010. 9. 29 確認)
- 57) 米谷優子「読書推進政策の傾向と課題」『Journal of Informatics』Vol.6 No.1 (2009)
- 58) 文化庁「平成 20 年度「国語に関する世論調査」の結果について」(http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/kyoronchousa/h20/kekka.html) (2010. 9. 29 確認)
- 59) 最新刊は『読書世論調査 2010 年版』毎日新聞社, 2010. 3.

[まいたに ゆうこ 図書館情報学]

女子大学生のエイズ・性感染症に関する意識¹⁾

——養護教諭、保健体育教諭を目指す学生の当事者・支援者意識——

山崎裕美子¹・近藤 照敏¹・加納 亜紀¹
林 照子¹・浦川 文恵²・井上 史子²
出井 梨枝¹・井上 敏子²・浦岸 英雄¹
林 淑美¹・吉川 祥代²・阪田 典子²
牧川 優¹

¹ 園田学園女子大学

² 尼崎市保健所

キーワード：女子大学生、エイズ、性感染症、当事者意識、支援者としての意識

Abstract

The objectives were to investigate and analyze the awareness of the female university students who want to be school nurse teachers or health and physical education teachers, concerning HIV/AIDS and STD/STI. The participants were female university students, 1st to 3rd years in a women's university. We used the original questionnaires, and the valid answers were 202 (84.2%). From the results, we could say that they thought about HIV/AIDS with "awareness of the concerned persons". But the answer ratio related "awareness of their supporters" was low. It seems to be important to offer participation-type and community collaboration-type learning opportunities to improve their awareness.

はじめに

エイズ（AIDS；Acquired Immune Deficiency Syndrome、後天性免疫不全症候群）患者は、1981年にはじめて米国 CDC（Centers for Disease Control and Prevention、米国疾病予防管理センター）で、その後1985年には日本でも最初の患者が確認された。

1988年、WHO（World Health Organization、世界保健機関）は、世界133カ国で8万人以上の患者数を報告し²⁾、同年12月1日を世界エイズデーと定め、世界的な予防啓発活動を繰り広げてきた。しかしその20年後となる2008年、HIV（Human Immunodeficiency Virus、ヒト免疫不全ウイルス）感染者数は約3340万人（うち、15歳未満210万人）、2008年の新規HIV感染者数

は約 270 万人（同 43 万人）、2008 年のエイズによる死亡者数は約 200 万人（同 28 万人）と推計され³⁾、増加の一途をたどっている。地域別に見ると、サハラ以南アフリカが推計 2240 万人を占めて圧倒的に多いが、アジアでも南・東南アジアが 380 万人、東欧・中央アジア 150 万人、東アジアでも 85 万人となっており、さらなる拡大が懸念されている。

日本国内では、2008 年エイズ発生動向⁴⁾によると、新たな HIV 感染者 1126 件とエイズ患者 431 件で、新規発生件数は計 1,557 件と過去最高となった。地域別では、HIV 感染者、エイズ患者数ともに東京都、大阪府が 1、2 位を占め、大都市を中心とした拡がりをみせている。著者らの属する大学および保健所の所在である兵庫県も 10 位以内に入っている。15 歳から 24 歳の層でも増加傾向にあって、女性の割合が他の年齢層より高いという特徴があると指摘されている⁵⁾。

そのような中で医療や教育の果たす役割は大きいですが、本研究では、養護教諭や保健体育教諭として、近い将来、学校におけるエイズ教育・性教育に中心的役割を果たすことが期待される学生の意識に焦点を当てた。

学校におけるエイズ教育は、医療において治療や予防、早期発見が推し進められてきたことと関連しながら、同時に学校教育として取り込まれてきており、保健科教育の中で位置づけられている。現行の学習指導要領においても、感染症予防の内容として明記されている。教員養成の段階で保健体育教諭、養護教諭を目指す学生にとっては、教科教育法及び保健指導の中で履修課題となっているのである。

教育研究では、すでに 20 年前には養護教諭の役割についての研究がみられ⁶⁾、現在では予防教育、性教育、健康教育、授業研究や教材研究といった観点から研究され⁷⁾⁸⁾、学校と地域の連携も論点となっている⁹⁾。

本研究では、1～3 年生 202 名の女子大学生の回答から、エイズをはじめとした性感染症¹⁰⁾に関する意識について、とりわけ当事者意識、支援者としての意識について検討した。病名や感染経路、予防法は多くの学生に大学入学前に学習済みと認識されていた。また真剣に自分の問題として悩み考えようとしていることなど、当事者意識につながる意識を持つものも多いことがわかった。今後必要な知識として、さらなる知識の補強に加え、感染者の生活実態への関心も割合高かった。支援方法や予防方法といった行動レベルでのニーズは少なかったが、養護教諭や保健体育教諭を目指す学生が多い対象者において、地域連携型や学生参加型の教育機会を提供することにより、今後支援者としての成長が期待される結果だと考えられた。

I 目 的

主に養護教諭や保健体育教諭を目指す健康系学科に所属する女子大学生の、性感染症やエイズについての学習状況や考えを知り、特に当事者意識や支援者としての意識について検討することを目的とした。

II 用語の定義

1. 当事者意識

自分自身がエイズをはじめとした性感染症に感染・発症したり、恋人や家族など身近な人が感染・発症する可能性がある存在、すなわち当事者であると認識していることを指す。関連する思考や行動を規定する。

2. 支援者としての意識

性感染症、とりわけ HIV 感染者（陽性者）やエイズ患者・その家族らを支えたすける、すなわち支援しようとする意識を指す。

III 方 法

1. 対象

A 女子大学における健康関連の同一学科に所属する 1～4 年生 330 名を対象として調査を実施し、うち 1～3 年生 240 名を本論文での分析対象とした。調査の説明を受け、依頼文を読み調査に同意した学生から回答を得た。

2. 調査方法

保健所側共同研究者の提示による設問案を基に検討し、簡単に回答できる A4 用紙 1 枚に 5 つの設問－小・中・高など今までの学校の授業での学習内容（〈設問 1 初等中等教育での学習内容〉）、自分自身の感染予防方法（〈設問 2 自分自身の感染予防〉）、パートナーからエイズ感染を打ち明けられたときの交際（〈設問 3 パートナーからの感染告知時の交際〉）と、同じ状況での行動（〈設問 4 パートナーからの感染告知時の行動〉）、これから知りたいこと（〈設問 5 今後必要な知識〉）－を配した無記名自記式質問紙を作成した。

調査は、2008 年 7 月に実施した。授業前後の時間を活用して、依頼状と調査用紙を配布し、趣旨・方法・個人情報保護に関する説明を行い、無記名での回答を求め、その場で中折にして回収箱に回収した。

3. 分析方法

結果は表計算ソフトウェア Microsoft Office Excel[®] Version 11.6539（マイクロソフト株式会社）を用いて入力し、記述統計をおこなった。質問項目間の相関性については、統計解析ソフトウェア SPSS[®] Version 17.0.0（エス・ピー・エス株式会社）により、Spearman 相関係数を求めた。有意差は 1% 水準で判断した。自由記述は、内容分析により意味内容を検討し、カテゴリー

分類した。

4. 倫理的配慮

依頼状および質問紙、対象者への説明と同意、個人情報の保護等の研究計画全般について、園田学園女子大学生命倫理委員会の審査を受け、承認を得た。それに基づき、研究の各段階で倫理的に配慮した。

IV 結 果

1. 回答者について

回答は、1年生 79名、2年生 57名、3年生 66名の計 202名（回収率は学生数 240名に対して 84.2%）で、すべてを有効回答とした。

2. 学年と相関のあった項目

〈設問 2 自分自身の感染予防〉における「性感染症についての正しい知識を身につける」は、学年進行との間で有意に正の相関がみられた（ $\rho=0.223$ 、 $p=0.0015$ ）。

3. 初等中等教育での学習内容

小・中・高校等での性感染症に関する学習内容を複数回答で尋ねた（表 1）。多い順から、「感染経路・予防法」176件（87.1%）、「性感染症の病名」162件（80.2%）、「性感染症の症状」140件（69.3%）であった。「性感染症の病名」と「性感染症の症状」とに有意な相関を認めた（ $\rho=0.208$ 、 $p=0.003$ ）。

4. 自分自身の感染予防

自分が性感染症にかからないためにしたいことについて、複数回答で尋ねた（表 1）。「正しい知識を身につける」174件（86.1%）、「コンドームを必ず使う」172件（85.1%）がほぼ同数で多かった。「自分は感染しないだろうから特に何もしない」はなかったが、「特定の相手であれば大丈夫」と安心感を持つ回答が 18件（8.9%）、「わからない」が 4件（2.0%）あった。

5. パートナーからの感染告知時の交際と行動

1) 交際について

パートナーから「自分がエイズに感染していることがわかった」と言われた時の交際について、複数回答で尋ねた（表 1）。「今までどおり交際を続ける」は、81名（40.1%）と最も多く、次は「交際の方法を変更する」61名（30.2%）で、そのうち自由記述に具体的方法を記入した者は 39名（63.9%）にのぼった。「交際をやめる」は 44名（21.8%）、無回答が 16名（7.9%）あ

表1 エイズ、性感染症に関する学習や意識に関する回答と相関 N=202、人(%)

設問	項目と回答数	
初等中等教育での学習内容	感染経路・予防法	176 (87.1)
	性感染症の病名	162 (80.2)
	性感染症の症状	140 (69.3)
	その他	1 (0.5)
	自由記述	1 (0.5)
	延べ回答数	480
自分自身の感染予防	性感染症についての正しい知識を身につける	174 (86.1)
	コンドームを必ず使う	172 (85.1)
	特定の相手であれば大丈夫	18 (8.9)
	自分は感染しないだろうから特に何もしない	0 (0.0)
	わからない	4 (2.0)
	延べ回答数	368
パートナーからの感染告知時の交際	今までどおり交際を続ける	81 (40.1)
	交際の方法を変更する	61 (30.2)
	(内、具体的に記述あり：表2)	39 (63.9)
	交際をやめる	44 (21.8)
	無回答	16 (7.9)
	合計 (%)	202 (100.0)
パートナーからの感染告知時の行動	自分でエイズの検査を受ける	156 (77.2)
	専門家(医師・看護師・保健師など)に相談する	106 (52.5)
	身近な人(友人・親など)に相談する	64 (31.7)
	パートナーに相談する	44 (21.8)
	その他	1 (0.5)
	延べ回答数	371
今後必要な知識	症状や感染の予防のための正確な知識	142 (70.3)
	エイズに感染している人の現状や生活	141 (69.8)
	感染者への支援の方法	45 (22.3)
	感染防止を訴えるための方法	36 (17.8)
	その他	2 (1.0)
	延べ回答数	366

注：＜パートナーからの感染告知時の交際＞以外は、複数回答。 **p<0.01 (Spearman の相関)

った。

「交際の方法を変更する」39名の自由記述を内容分析した(表2)。「診察をうける」「性交渉を検討する」「話し合う」「現実的に検討する」「別離を選択する」「知識を補強する」「支援者になる」の7項目に分類できた。

2) 行動について

パートナーから感染を伝えられたときの自分自身の行動を、複数回答で尋ねた(表1)。「自分でエイズの検査を受ける」が156名(77.2%)と最も多く、次いで「専門家(医師・看護師・保健師など)に相談する」が106名(52.5%)であった。「身近な人(友人・親など)に相談する」は64名(31.7%)で、最も少なかったのは「パートナーに相談する」44名(21.8%)であった。

「身近な人(友人・親など)に相談する」は「パートナーに相談する」との間に正の($\rho =$

表2 交際方法変更の具体策（自由記述の内容分析）

項目	記述内容（例）
診療をうける	<ul style="list-style-type: none"> ・病院にちゃんと行ってもらう ・病院に行く ・病院に通院してもらい一緒に頑張る ・病院と一緒に行って調査して、結果を参考にする
知識を補強する	<ul style="list-style-type: none"> ・血液の接触を避けたり。 ・きちんと勉強する ・正しい知識をもって、感染しないようにしながらつきあう
性交渉を検討する	<ul style="list-style-type: none"> ・性交渉をしない ・エイズにうつらないようにしながら今まで通り仲良くする ・性行動をあまりしないようにする ・わからないが、性交渉はなくなるかもしれない．． ・性行為をしない、コンドームなどで感染しない方法を考える．．．エイズだからといって別れるのは差別にあたると思う。
話し合う	<ul style="list-style-type: none"> ・真剣に話し合いをする ・話し合いをした上で交際を続けるか友人関係にするか決める
現実的に検討する	<ul style="list-style-type: none"> ・リアルに考える
別離を選択する	<ul style="list-style-type: none"> ・私のせいで、うつったのであれば、一緒に治していくけど私とじゃなかったら別れます。
支援者になる	<ul style="list-style-type: none"> ・付き合うのではなく支えていく

0.259、 $p=0.0002$)、「自分でエイズの検査を受ける」との間に負 ($-0.239, 0.0006$) の、それぞれ有意な相関を認めた。

6. 今後必要な知識

エイズや性感染症についてこれから知りたいことについて、複数回答で尋ねた（表1）。

「症状や感染の予防のための正確な知識」142名（70.3%）、「エイズに感染している人の現状や生活」141名（69.8%）がほぼ同数で多かったが、負の相関をみとめた（ $\rho=-0.310, p=0.0000$ ）。「感染者への支援の方法」は45名（22.3%）、「感染防止を訴えるための方法」は36名（17.8%）であった。

自分自身を感染の可能性がある存在ととらえた自由記述として、「自分がもしなってしまった場合、やはりそれなりの知識を持っておきたい。」があった。また、「もしエイズなどで苦しんでいるなら手助けしてあげたい」という、支援する気持ちを記載したものがあつた。

7. 設問間の相関

5つの設問間では、有意に相関のある項目がみられた（表1）。

〈設問1 初等中等教育での学習内容〉の「感染経路・予防法」は〈設問4 パートナーからの感染告知時の行動〉の「自分でエイズの検査を受ける」（ $\rho=0.250, p=0.0003$ ）と、また「性感染症の病名」は、〈設問2 自分自身の感染予防〉における「コンドームを必ず使う」（0.212、

0.002) と、それぞれ有意な正の相関がみられた。「コンドームを必ず使う」はまた、〈設問 5 今後必要な知識〉の「エイズに感染している人の現状や生活」と有意に相関が認められた (0.210、0.0026)。

〈設問 4 パートナーからの感染告知時の行動〉の「自分でエイズの検査を受ける」は〈設問 5 今後必要な知識〉の「感染者への支援の方法」(0.234、0.0008) と、また「パートナーに相談する」は〈設問 5〉「感染防止を訴える方法」との間 (0.256、0.0002) に、有意に相関を認めた。

V 考 察

1. 初等中等教育での学習内容

〈初等中等教育での学習内容〉としては、「感染経路・予防法」が 9 割弱、「性感染症の病名」を 8 割程度、「性感染症の症状」はやや低く 7 割程度であったが、およそ学習済みと認識されていた。また「病名」と「症状」間に、有意に相関が認められ、病名を学習している学生は症状も共に学習している傾向にあると考えられた。

しかし各項目にそれぞれ 1~3 割程度の学生がチェックしていないことに目を向けると、初等中等教育での学習が不十分な可能性のある学生が少なからずいるということがわかる。学校教育における性教育、エイズ教育の展開方法や学習深度に課題があると考えられる。また正答を尋ねた設問ではないため、確かな知識が身につけているかについては、別の調査が必要である。

2. 当事者意識

対象者は、大学生、社会人として、エイズや性感染症についても当事者意識を持つことがのぞまれる年代にさしかかっている。自分自身の感染予防について、また仮定的設問としてのパートナーの感染告白時の対応について、を中心に検討する。

1) 自分自身の感染予防

自分が性感染症にかからないための予防策を知っておく必要があるが、「性感染症についての正しい知識を身につける」「コンドームを必ず使う」には、それぞれ 8 割 5 分以上の高い割合で回答があった。また、上級学年になるほど「正しい知識を身につける」ことが感染予防につながると考えていた。これらはひとつには、大学における専門教育が正しい知識を持つ機会となり、一定の成果がでている可能性を示している結果と考えられる。

反面、「特定の相手であれば大丈夫」と安心感を持つ回答が 1 割近くあり、さらに「わからない」もごく少数だがあった。これらは、行動レベルで感染予防について具体的に考える力の不足している者がいることを意味している。大学生活のなるべく早い時期、あるいはもっと早い時期に性交渉における感染可能性について学習の機会を作る必要がある。

総じて、大学教育の中で、さらにエイズや性感染症を予防するための啓発学習機会を持ち、学生が自分自身の感染予防に役立つ正しい知識を持てるよう育成する必要がある。保健所と共催

し、学生企画担当を募り、共に事前の学習を重ねながら開催した2008世界エイズデー企画「エイズを通じて生と性を考える」など、大学における参加型の学習機会の提供は、成人教育型の大学授業の一形態として意義があろう。

「コンドームを必ず使う」は、〈設問1 初等中等教育での学習内容〉「性感染症の病名」と有意な相関があり、コンドーム使用についての教育が浸透している面もあると考えられる。「コンドームを必ず使う」はまた、〈設問5 今後必要な知識〉「エイズに感染している人の現状や生活」とも相関があった。対象者は、机上の知識としてのみならず、使用しなかったらどのような事態になるか現実的に考えようとする、当事者として一歩進んだ意識を持ちつつあるのではないかと捉えられる。

このことは、エイズに対する深刻さの認知は男性に比して女性が有意に高いという、大学生を対象とした調査¹¹⁾と同様に、女性としての深刻さの受け止め方が影響しているかもしれない。再度本調査の対象者である女子大学生の置かれている状況を見ると、わが国においてHIV感染、エイズ患者共に増加してきている中で、女性の割合が他の年齢層より高いという15歳から24歳の層¹²⁾に属している。エイズを自分の問題、つまり当事者として捉えることを余儀なくされている対象といえよう。また、今回の調査では質問していないが、この年代は性交経験が半数近く、学年ごとに有意に上昇するという報告¹³⁾もあるように、成人への移行期であることも影響している可能性があるだろう。

2) パートナーからの感染告知時の交際と行動

仮定的な設問として、パートナーからの感染告知時の交際について尋ねた。交際を何らかの形で継続するとの回答が、計7割以上となった。パートナーとの関係性を大切にしながら、共に歩んでいこうとする意識が伺えた。反面、「交際をやめる」を選択する回答が2割、さらに無回答も1割弱あり、交際への深刻な影響を及ぼす可能性が伺えた。交際の変更に関する自由記述欄にも、6割以上が記載しており、当事者としての問題として考えようとし、真剣に悩んだ姿がうかがえた。

パートナーからの感染告知時の行動についての設問では、「自分でエイズの検査を受ける」という自律した行動を選択する回答が8割近く、最も多かった。この行動は「身近な人に相談する」と負の相関があった。また、初等中等教育における「感染経路・予防法」学習と正の相関があることから、予防教育の定着が当事者意識を高め、自律的な決断・行動を選択する気持ちを強化している面があると捉えられる。

3. 支援者としての意識について

〈設問5 今後必要な知識〉をみると、対象者が現在持っている以上の「症状や感染予防のための正確な知識」や「感染者の現状や生活」の知識へのニーズは7割程度あり、欲求は高かったが、この2項目間には負の相関があり、感染予防知識への欲求と感染者の現状を知ることへの欲求を同時に持つには至っていないようであった。また「感染者への支援方法を知りたい」は2割

程度、「感染防止を訴える方法」も2割弱と、支援者としての意識に関わる回答割合は低かった。

今後、HIV陽性者や支援活動を実際に担っている個人や団体からの情報提供を受けたり、共に活動する場を設定することにより、支援者としての意識を高めることが課題となると考えられる。

「感染者への支援の方法」は、〈設問4 パートナーからの感染告知時の行動〉「自分でエイズの検査を受ける」と相関があった。また「感染防止を訴える方法」は「パートナーに相談する」との間に有意な相関があった。

感染者を支援する方法を求める意識と、自分で検査を受けるという行動をとろうとする意識には共に、自己決定という自律的態度が背後にあるのではないかと考えられる。一方、感染防止を訴える方法を求める意識には、自己決定という面もあるだろうが、どちらかというパートナーが感染という事態に直面した際に、共に当事者であることを強く意識して協同し、組織づくりやシステム作りをしながら社会にアピールしようとする、社会への働きかけに向かう傾向を示しているのではないかと考える。

この結果はまた、教育実習が設定されている（2008年度当時）4年生が含まれていないため、教育実習で子どもたちへの保健指導や授業を実際に担当する実践的・専門的役割を担うことによる影響はほぼない。教育実習が支援者意識に影響する可能性が予測されるため、今後、教育実習を経た学生への調査も含めて比較検討する必要がある。

それに加えて大学教育においてさらなる正しい予防知識を提供するためには、当事者意識を育てながら同時に支援者意識を高められるような学習機会を別に提供することが必要であると考えられる。HIV陽性者や患者、実際に支援活動を展開している保健センター・NPOなどの個人や組織と共に、活動し考える機会を得られるような、参加型・地域連携型企画を積極的に取り入れることが大切であろう。

お わ り に

四半世紀前には不治の病であったエイズも、近年治療が発達し、感染しても発症を防ぐことが可能な感染症のひとつとなってきた。しかし、地球レベルではエイズはますます広がり、深刻な問題であり、わが国においても全く楽観視できない。まさに今、その問題で苦悩している多くの人たちが共に生活し、同時に様々な場で支援者が育っている。

しかしながら、おそらく当事者意識を持つべきひとりであろう学生においても、日ごろの話題にエイズや性感染症が持ち上がることは少ないようで、支援者としての意識を持ち行動することに結びつく機会はさらに少ないと思われる。今回の結果からもそれが確認できた。

しかし、学生が企画段階から参加した2008世界エイズデー講演・パネルディスカッション企画「エイズを通じて生と性を考える」の出口調査¹⁴⁾では、自分にできることが「ある」との回答は6割を超え、「教師になった時に生徒との向き合い方や相談に役立てたい」「エイズ予防啓発活

動に参加したい」などの意見が綴られていた。性感染症予防啓発ボランティアや、HIV 陽性者、地域で活動する保健師、学校場で養護教諭としてエイズ教育にかかわった大学教員を招いた講演・パネルディスカッションで、学生も実際に当事者や支援者に会うのは初めてのものが多かったと思われる。

日ごろの問題意識は、日常的な経験から育っていく。学生たちが大学の内外で、実際の当事者・支援者と出会い、語り、共に考える経験を積み重ねながら、生きた学校教育ができる人材として育ち、今後の予防や啓発に貢献できるようにと希望する。

本研究は、単一大学の1学科1～3年生202名の女子大学生から得られた、限定された回答の分析であるが、世界的にエイズや性感染症が拡大し、日本においても問題となっている中で、大学として取り組む必要のある課題の一部を示す結果が得られたと考える。今後、この年齢層の女性の感染予防や、学校教育の場での有効な予防教育がますます重要となる。広範囲での調査や教育の試行が求められよう。

謝辞

本研究は、尼崎市保健所にご共催いただいた、2008年度総合健康学科学術企画「エイズを通じて生と性を考える」の一環として実施した調査を基に、まとめたものである。

調査にご協力いただきました皆様に感謝いたします。また、集計時の作業を、総合健康学科実習支援室千葉求美さんに一部援助していただきました。ありがとうございました。

注

- 1) 本論文は、山崎裕美子他、女子大学生のエイズ・性感染症に関する意識、総合健康学科学術企画報告書 エイズを通じて生と性を考える、41-48, 2010. を基に、1～3年生のデータに絞って再検討したものである。
- 2) 小林壽子，“性教育シリーズ”〈そのⅢ〉-養護教諭として如何にエイズ教育を行うか-，鈴鹿短期大学紀要9, 55-72, 1989.
- 3) UNAIDS, World Health Organization, 2008 AIDS EPIDEMIC UPDATE,
http://api-net.jfap.or.jp/spPage_2009/htmls/images/world.pdf (2010. 3. 10 検索)
- 4) 厚生労働省エイズ動向委員会, 平成20(2008)年エイズ発生動向-概要-
http://api-net.jfap.or.jp/mhw/survey/08_nenpo/gaiyou.pdf (2010. 3. 10 検索).
- 5) 同上
- 6) 前掲2)
- 7) 久保田美雪, 渡邊典子, 小柳恭子, 新潟県における高校生のエイズに関する調査, 新潟青陵大学紀要3, 183-191, 2003.
- 8) 深田博己, 高本雪子, 深田成子, AIDS 教育用印刷教材の効果(1), 広島大学心理学研究7, 273-289, 2007.
- 9) 今枝真理子, 保健師と養護教諭の連携によるエイズ予防教育の展開(特集 学校・家庭・地域とつながる), セクシュアリティ31, 58-63, 2007.
- 10) 性感染症は, STD (Sexually Transmitted Disease) あるいは STI (Sexually Transmitted Infections) と略される。(仲尾唯治, HIV/AIDS の社会言論的展開, 日本保健医療行動科学会年報24 健康格差社会における病気と医療-行動科学的アプローチ-, 1-15, 2009.)
本論では日本語表記とした。

- 11) 前掲 8)
 - 12) 前掲 4)
 - 13) 忠津佐和代, 梶原京子, 篠原ひとみ他, 大学生の性に関する認識の実態とピアカウンセリングへの期待－ピアによる性教育ニーズと教育内容の検討－, 川崎医療福祉学会誌, 17(2), 313-331, 2008.
 - 14) 加納亜紀, 山崎裕美子文責, 参加者のご意見・ご感想 (会場での質問紙調査から), 総合健康学科学術企画報告書, エイズを通じて生と性を考える, 30-31, 2010.
-

[やまさき ゆみこ 基礎看護学]
[こんどう あきとし 医学]
[かのう あき 養護学]
[はやし てるこ 学校保健学]
[うらかわ ふみえ 地域保健学]
[いのうえ ふみこ 地域保健学]
[いでい りえ 養護学]
[いのうえ としこ 地域保健学]
[うらぎし ひでお 教育学]
[はやし よしみ 栄養学]
[よしかわ さちよ 地域保健学]
[さかた のりこ 地域保健学]
[まきがわ まさる 健康学]

女子学生のボディイメージとライフスタイル

藤 沢 政 美

緒 言

2008年(平成20年)の国民栄養調査¹⁾では、20歳以上の日本人における肥満者の割合は、20歳代(14.6%)から30歳代(29.5%)で2倍に跳ね上がっており、それ以降40歳、50歳代までは30%を超えている。そして、女性では20歳から60歳代に至るまでほぼ直線的に肥満者の割合が高くなっている。一方、低体重者(BMI<18.5)の割合は、2008年において男性では20歳代で9.6%と増加傾向にあるものの、30~50歳代では2~3%程度であった。これに対して女性では、20歳代の22.5%、30歳代の16.8%が低体重であることは特記すべき点であり、40歳代を含めて、これらの若い層では、この26年間で低体重の者が約2倍に増加している。この理由の一つとして、女性においては体重を減らそうとする者の割合が高く、とくに15~60歳未満の者では、BMIが18.5~25未満の「普通」の者においても約6割前後の者が体重を減らそうとしているということがあげられる。その背景には、健康日本21²⁾の目標項目にも掲げられているように、健康にとっての“適正体重”を正しく認識しているかどうかということがある。このような適正体重の認識のズレの原因として、いわゆる“ボディイメージ”について考える必要がある。すなわち、体重が「普通」である、さらに極端な例としては「低体重」であるにもかかわらず、自分の体型を「太っている」と答えた者の割合は、1998年と比較して、女性においてはどの年齢階層においても増加しており、とくに15~19歳、20~40歳代でその増加傾向は顕著であった。このようなボディイメージに関する意識の変化が、実際の減量行動に結びつき、それがとくに若い世代の成人女性での低体重につながっているのではないかとと思われる³⁾。

そして、若年層を中心に、やせる必要がないのにやせたいために過剰なダイエットを続ける食習慣が蔓延し、月経の異常や骨粗鬆症などの身体への障害も懸念され、ダイエットが疾病に移行すると摂食障害へも発展してしまう。

このため、現代の女性は、自分が肥満か否か、あるいは痩せなければならないか否かを認識するために、正しい肥満判定を行うことが重要であるとともに、対象者の実態を把握し、良好な身体状態を目指した健康教育が必要となる。

そこで、本学女子学生のBMIと体脂肪率をもとに、理想と現実の体型の差や体型の自己認識を調べ、ライフスタイルとの関連について検討する。

方 法

1. 対象

本学に在籍する 1～4 年生（18～22 歳）の女子学生 50 人。

2. 実施方法

あらかじめ設定した 2 日間のうちのいずれかの 1 日で、体脂肪計の測定条件の「起床後 3 時間を経過している」、「食後 3 時間を経過している」ことを考慮して 16 時～17 時に、形態及び体重測定を含む体脂肪率測定、ならびにライフスタイルに関する質問紙法による調査を行なった。

①形態測定と肥満度の算出および分類

形態については、身長測定、ならびに体脂肪率測定時の体重から BMI（Body Mass Index：体重 (kg)/(身長 (m))²）を算出した。肥満とやせの判定は、肥満の判定基準⁴⁾をもとに、BMI の数値が 18.5 未満を「やせ」、18.5 以上 25 未満を「普通」、25 以上を「肥満」とし、さらに、森田ら⁵⁾の方法によって「普通」を標準値である 22.0 を境に 2 つに分類した。そして、BMI の値が 18.5 未満を A 群、18.5 以上 22 未満を B 群、22 以上 25 未満を C 群、25 以上を D 群とした。

②体脂肪率測定および分類

体脂肪率は TANITA 社製 体組成計 BC-118 D を用いて測定を行った。この 8 電極法を用いた体重計一体型体組成計の標準値が 21% 以上 35% 未満とされているため、21% 未満を「やせ群 (a 群)」、標準値である 21% 以上 35% 未満の中央値とされる 28% を境界として 2 つに分け、21% 以上 28% 未満を「標準マイナス群 (b 群)」、28% 以上 35% 未満を「標準プラス群 (c 群)」、そして 35% 以上を「肥満群 (d 群)」とした。

尚、以下の 7 点を条件として、測定を行った。

- ・起床後 3 時間を経過している
- ・食後 3 時間を経過している
- ・当日はアルコールを飲まない
- ・当日激しい運動をしない
- ・過度の飲食、極度の脱水症状はさける
- ・生理中でない
- ・測定前に排尿をする

3. 統計処理

身長および体重はそれぞれ平均値および標準偏差であらわした。平均値の有意差検定には対応のない Student の t テストを用い、その有意水準は、危険率が 5% 未満 ($P < 0.05$) のものを採用した。

結果および考察

1. 身体状況

①対象者の身体特性

平均年齢は 20.4 ± 1.0 歳、身長、体重および BMI はそれぞれ、 157.8 ± 5.3 cm、 52.5 ± 8.2 kg および 21.1 ± 3.2 kg/m² であり、平成 20 年度体力・運動能力調査結果⁶⁾ (20~24 歳) の身長 158.71 ± 5.28 cm、体重 50.62 ± 5.97 kg と比較しても大差はないが、BMI は標準をやや下回る値であった。

これらを、群ごとにわけた BMI でみると (表 1)、身長は A 群が 9 名 (18%) で 156.3 ± 3.7 cm、B 群は 26 名 (52%) で 159.8 ± 5.6 cm、C 群は 11 名 (22%) で 154.9 ± 5.1 cm および D 群は 4 名 (8%) で 157.5 ± 2.1 cm であった。BMI の標準値が 22.0 よりも低い A 群および B 群の者は、50 名中 35 名と 7 割を占めていた。また、「普通」の判定基準に該当する 18.5 以上 25.0 未満の者は 50 名中 37 名 (74%) であった。

表 1 対象者の BMI およびグループごとの身体特性

	身長 (cm)	体重 (kg)	BMI (kg/m ²)	体脂肪率 (%)
平均	157.8 ± 5.3	52.5 ± 8.2	21.1 ± 3.2	29.6 ± 5.7
A 群 (n=9)	156.3 ± 3.7	42.9 ± 3.1	17.5 ± 0.8	23.8 ± 3.6
B 群 (n=26)	159.8 ± 5.6	51.7 ± 4.3	20.3 ± 1.0	28.4 ± 3.6
C 群 (n=11)	154.9 ± 5.1	55.2 ± 3.6	23.0 ± 0.7	32.6 ± 2.9
D 群 (n=4)	157.5 ± 2.1	73.0 ± 4.7	29.5 ± 2.4	42.0 ± 3.2

②体脂肪率について

表 2 に示すように、体脂肪率の平均値は $29.6 \pm 5.7\%$ で標準とされる 28.0% をやや上回る値であった。これを群ごとにみても、21% 未満の a 群は 2 名で全体の 4%、21% 以上 28% 未満の b 群は 19 名で 38%、28% 以上 35% 未満の c 群は 23 名で 46% および 35% 以上の d 群は 6 名で 12% であった。「標準」の判定基準に該当する b および c 群の合計は 50 名中 42 名 (84%) で、多くの者がこの範囲に含まれていた。

表 2 対象者の体脂肪率およびグループごとの身体特性

	身長 (cm)	体重 (kg)	体脂肪率 (%)	BMI (kg/m ²)
平均	157.8 ± 5.3	52.5 ± 8.2	29.6 ± 5.7	21.1 ± 3.2
a 群 (n=2)	158.0 ± 4.2	43.6 ± 3.0	19.4 ± 0.7	17.4 ± 0.3
b 群 (n=19)	158.3 ± 5.6	47.5 ± 5.2	25.0 ± 1.9	18.9 ± 1.3
c 群 (n=23)	157.6 ± 5.6	53.7 ± 4.5	31.0 ± 2.0	21.6 ± 1.4
d 群 (n=6)	157.0 ± 4.8	64.6 ± 11.1	39.7 ± 3.6	26.2 ± 4.6

③体脂肪率および BMI

表3に示すように、体脂肪率が a 群で、BMI が A 群の体脂肪率、体重ともに少ない者、いわゆる「やせ」の者は、2名で全体の4%であった。体脂肪率が b 群で BMI が A 群の体脂肪率は標準よりも少なく、BMI はやせに属する者は6名で12%、BMI が B 群の体脂肪率、体重ともに標準よりも少ない者は13名で26%であった。体脂肪率は c 群で BMI が A 群の体脂肪率は標準よりも多いが、BMI は「やせ」の範囲に属する者は1名で2%、B 群の体脂肪率は標準よりも多いが、体重は標準よりも少ない者は12名で24%、C 群の体重は標準よりも多い者は10名で20%であった。体脂肪率が d 群で BMI が B 群は1名で2%、C 群が1名で2%、D 群の体脂肪率、BMI ともに「肥満」に属する者は4名で8%であった。

BMI の判定が「普通」(B 群および C 群)であり、体脂肪率の判定も「標準」(b 群および c 群)である者は35名で全体の70%であった。体脂肪率では「肥満」であるが BMI では「普通」でしかも標準より低い B 群、また、「普通」だが標準より多い C 群のいわゆる「かくれ肥満」の者は、それぞれ1名ずつ(2%)であった。体脂肪率で「肥満」である d 群、BMI でも「肥満」である D 群の者は4名(8%)であった。

体脂肪率と BMI との関係は、相関係数 0.9057 ($p < 0.001$) と有意な相関を示した。大野ら⁷⁾は体脂肪率および BMI の相関係数が 0.71 ($p < 0.001$) と高い相関を認めているが、本研究のものはそれよりさらに高い相関が認められた。

表3 体脂肪率と BMI による分類

			BMI			
			A 群	B 群	C 群	D 群
			18.5 未満	18.5 以上 22 未満	22 以上 25 未満	25 以上
体脂肪率	a 群	21% 未満	2 (4%)	-	-	-
	b 群	21% 以上 28% 未満	6 (12%)	13 (26%)	-	-
	c 群	28% 以上 35% 未満	1 (2%)	12 (24%)	10 (20%)	-
	d 群	35% 以上	-	1 (2%)	1 (2%)	4 (8%)

2. 現在の体型と自己認識

現在の体型の自己認識は、「やせている」と答えた者はなく、「程よいと思う」と答えた者は10名で全体の20%で、「太っている」と答えた者は40名(80%)と矢倉⁸⁾の報告同様大変高い割合を占めていた。

①現在の体型の自己認識と BMI (表4)

「程よいと思う」と答えた者のうち A 群は3名、B 群は7名で、C 群および D 群はいなかった。A 群、B 群のように BMI が標準値よりも少ない者では、現在の体型に満足し、「程よいと思う」と思う傾向がある。

一方、「太っている」と答えた40名のうちわけは、A群が6名、B群19名、C群1名およびD群が4名であり、「太っている」と思っている者がすべての群に分布する結果であった。すなわち、太っていることに関しては、BMIが低い、高いにかかわらず、自己認識にズレが生じており、肥満であるD群だけではなく標準より少ないA群やB群でも「太っている」と認識している。

②現在の体型の自己認識と体脂肪率（表4）

「程よいと思う」と答えた者のうち、a群は2名、b群は6名、c群は2名およびd群はいなかった。「太っている」と答えた者は、a群にはおらず、b群が12名、c群は21名およびd群は7名であった。これらから、体脂肪率が低いa群では、今の体型に満足し、「程よいと思う」と認識している。

表4 BMI、体脂肪率別の現在の体型に対する自己認識

	BMI				体脂肪率			
	A群	B群	C群	D群	a群	b群	c群	d群
やせている								
程よいと思う	3	7			2	6	2	
太っている	6	19	11	4		13	21	6
計	9	26	11	4	2	19	23	6

3. 対象者の理想体型

①理想の体型について

理想的な体型の平均は身長 161.2 ± 5.7 cm、体重 48.0 ± 8.5 kg であった。これをBMIであらわすと 18.3 ± 1.7 kg/m² となり、標準22を大きく下回り、「やせ」の範疇であった（表5、表6）。「やせたい」と思う者は46名で全体の92%と極めて多く、やせ願望が大変高い。そして「このままでよい」と思う者はわずか8%の4名であった。一方、「太りたい」と思う者はいなかった

表5 理想とする体型 (BMI) () は範囲

グループ	身長 (cm)	体重 (kg)	BMI (kg/m ²)
全体	161.2 ± 5.7 (150~182)	48.0 ± 8.5 (38~55)	18.3 ± 1.7 (12.3~21.5)
A群 (n=9)	159.8 ± 4.2 (155~165)	43.1 ± 3.9 (38~49)	16.9 ± 1.5 (14.9~19.1)
B群 (n=26)	162.4 ± 6.2 (155~182)	48.7 ± 3.4 (55~43)	18.5 ± 1.3 (15.6~20.7)
C群 (n=11)	161.1 ± 6.1 (155~180)	49.3 ± 4.2 (40~55)	18.7 ± 2.3 (12.3~20.7)
D群 (n=4)	158.8 ± 2.5 (155~160)	50.0 ± 4.1 (45~55)	19.8 ± 1.1 (18.9~21.5)

表6 理想とする体型（体脂肪率） ()は範囲

グループ	身長 (cm)	体重 (kg)	BMI (kg/m ²)
a 群 (n=2)	156.5±2.1 (155~158)	42.0±0.0 (42.0)	17.1±0.5 (16.8~17.5)
b 群 (n=19)	161.7±4.5 (156~175)	46.6±4.4 (38~53)	17.8±1.6 (14.9~19.9)
c 群 (n=23)	162.0±6.0 (150~182)	49.3±3.5 (45~55)	18.7±1.3 (15.6~20.7)
d 群 (n=6)	162.9±8.1 (155~180)	48.9±4.9 (40~55)	18.6±3.0 (12.3~21.5)

表7 BMI、体脂肪率別の理想とする体型

	BMI				体脂肪率			
	A 群	B 群	C 群	D 群	a 群	b 群	c 群	d 群
やせたい	6	25	11	4		17	23	6
このままでよい	3	1			2	2		
太りたい								
計	9	26	11	4	2	19	23	6

(表7)。

BMI 別でみると、「やせたい」と思う者は、A 群で6名、B 群25名、C 群11名、そしてD 群は4名であり、標準体重の範囲内の健康な女子学生でも、80%を超える者が現在よりやせたいとする先行研究⁹⁾を支持する結果となった。「このままでよい」と思う者は、A 群が3名、B 群が1名、そしてC 群およびD 群はいなかった。体脂肪率別でみると、「やせたい」と思う者は、a 群にはおらず、b 群が12名、c 群23名そしてd 群が7名であった。一方、「このままでよい」と思う者は、a 群、b 群がそれぞれ2名ずつで、c 群およびd 群はいなかった。

このことより、自らの体型を BMI の基礎となる体重で把握するのではなく、体脂肪率で行うべきであると考えられる。

②理想と現在の身長差、体重差

理想と現在の差の平均は、身長 5.3±6.7 cm、体重 -4.5±7.3 kg であった (表8)。BMI 別でみると、身長差および体重差はそれぞれ A 群で +4.7 cm および +0.2 kg、B 群 +4.1 cm および -

表8 BMI 別の理想身長と現在の身長の差および体重の差

	理想の身長-現在の身長 () 範囲	理想体重-現在体重 () 範囲
BMI	+5.3±6.7 cm (-9.0~32.0)	-4.5±7.3 kg (-32.8~8.5)
A 群 (n=9)	+4.7±2.5 cm (0~8.0)	+0.2±4.2 kg (-4.5~8.5)
B 群 (n=26)	+4.1±6.4 cm (-9.0~25.0)	-2.8±4.5 kg (-15.3~4.4)
C 群 (n=11)	+8.1±9.4 cm (-5.0~32.0)	-5.9±4.9 kg (-13.7~3.5)
D 群 (n=4)	+1.3±3.5 cm (-3.0~5.0)	-23.0±7.2 kg (-32.8~-16.6)

表9 体脂肪率別の理想身長と現在の身長の違いおよび体重の違い

体脂肪率	理想の身長－現在の身長（ ）範囲	理想体重－現在体重（ ）範囲
a 群 (n=2)	-1.5±6.4 cm (-6.0~3.0)	-1.6±3.0 kg (-3.7~0.6)
b 群 (n=19)	+3.8±4.5 cm (-9.0~9.0)	-0.9±3.7 kg (-6.7~8.5)
c 群 (n=23)	+5.9±6.8 cm (-4.0~25.0)	-4.4±5.1 kg (-15.3~4.4)
d 群 (n=6)	+5.9±11.9 cm (-3.0~32.0)	-15.7±11.1 kg (-32.8~-0.4)

2.9 kg、C 群+8.1 cm および-5.9 kg、そして D 群で+1.3 cm および-23.0 kg であった。BMI が標準よりも多い C 群の身長差が 8.1 cm と他群よりも著しく高い結果となった。

体脂肪率別では、身長差および体重差はそれぞれ a 群で-1.5 cm および-1.6 kg、b 群+3.8 cm および-0.9 kg、c 群+5.9 cm および-4.4 kg、そして d 群で+5.9 cm および-15.7 kg であった (表 9)。

全体的に今より高い身長を望み、逆に体重は、BMI の値が高くなるにつれて体重を減らしたいと思っていることがわかる。そして、BMI と理想体重との関係は、相関係数 0.822 (p<0.001) と有意な相関を示した。

4. ダイエット

①ダイエットの関心度

ダイエットに関心が「ある」と答えた者は 41 名 (82%)、「ない」と答えた者は、9 名 (18%) とダイエットへの関心度が高い結果であった。

BMI 別でみると、「ある」と答えた者は A 群が 6 名、B 群 20 名、C 群 11 名、そして D 群は 4 名であった。これは、矢倉らによる、非肥満者の 39.9% が肥満意識を持っており、そのうち 69% は減量を実行したいとする報告を大きく上回る結果となった。一方、「ない」と答えた者は A 群が 3 名、B 群が 6 名で、C 群および D 群はいなかった (表 10)。体脂肪率別では、「ある」と答えた者は a 群にはおらず、b 群が 15 名、c 群 20 名および d 群は 6 名であった。一方、「ない」と答えた者は a 群が 2 名、b 群 4 名、c 群は 3 名となり、d 群はいなかった。

このように、BMI の値が高い者ほどダイエットへの関心度が高いが、体脂肪率別では BMI ほどの関心度が明確ではないため、多くの者が体重を基準にダイエットを考えている様子がみられ、自己の体型認識と体脂肪率とが一致していない。

表 10 BMI、体脂肪率別ダイエットの関心度

		BMI				体脂肪率			
		A 群	B 群	C 群	D 群	a 群	b 群	c 群	d 群
ダイエット の関心度	ある (n=41)	6	20	11	4	0	15	20	6
	ない (n=9)	3	6	0	0	2	4	3	0

②ダイエット経験

ダイエット経験が「ある」と答えた者は29名（58%）で、「ない」と答えた者の21名（42%）を上回り、半数以上が何らかのダイエットを経験していた（表11）。

また、ダイエット経験者の目標とするものは、「体重」で、次に「見た目を細くする」、「部分・全身やせる」の順であった。一方、ダイエットを終えた理由で最も多かったものは「挫折」であり、次に、「見た目（自己評価）の満足」、「他者からの評価」の順であった。

表11 ダイエット経験

		BMI				体脂肪率			
		A群	B群	C群	D群	a群	b群	c群	d群
ダイエット 経験	ある (n=29)	2	15	9	3	0	11	14	4
	ない (n=21)	7	11	2	1	2	8	9	2

5. 現在の活動状況

①活動状況

「活動的である」と答えた者は11名（22%）で、「普通」が15名（30%）、そして「あまり活動的ではない」が23名（46%）とほぼ半数を占めた（表12）。

これをBMI別にみると「活動的である」者はA群が1名、B群7名、C群3名でD群にはいなかった。「普通」の者は、B群が6名で、A群、C群、D群がそれぞれ6名ずつであった。そして、「あまり活動的ではない」者は、A群が5名、B群12名、C群5名およびD群が1名であった。体脂肪率別でみると、「活動的である」者はa群およびd群はおらず、b群が3名、c群が8名であった。「普通」の者はa群にはおらず、b群が7名、c群5名およびd群が3名で、「あまり活動的ではない」者はa群が2名、b群9名、c群10名およびd群が2名であった。BMIが高く、体脂肪率も高い者は「活動的でない」ことが伺えるが、「活動的である」から体脂肪率が少ないとは必ずしもいえないようである。これはこの質問項目自体が活動量を客観的な指標で示さなかったことによる、主観的な判断基準の差によるものとの関係があるかもしれない。

表12 現在の活動状況

	BMI				体脂肪率			
	A群	B群	C群	D群	a群	b群	c群	d群
活動的である	1	7	3	0	0	2	8	0
普通	3	5	3	3	0	7	5	3
あまり活動的でない	2	12	5	1	0	8	10	2
計	6	25	11	4	0	17	23	5

「やせたい」と答えた者のうち、「活動的である」者を BMI 別でみると、A 群が 1 名、B 群 7 名、C 群 3 名であり、D 群はいなかった。体脂肪率別では、a 群および d 群にはおらず、b 群が 2 名、c 群が 8 名であった。逆に、「活動的でない」者を BMI 別でみると、A 群が 2 名、B 群 12 名、C 群 5 名および D 群が 1 名で、体脂肪率別では、b 群が 8 名、c 群 10 名、d 群が 2 名で a 群はいなかった。

②歩行数

普段から歩行数を増やすようにしているかという質問では、「実施している」が 6 名で全体の 12% であったのに対し、「意識はあるが、あまり実施していない」と答えた者が 30 名（60%）、「実施していない」と答えた者が 13 名（26%）であった。

BMI 別でみると「実施している」と答えた者が A 群、B 群、C 群いずれも 2 名ずつで、D 群はいなかった。「意識はあるが、あまり実施していない」者は A 群が 6 名、B 群 14 名、C 群 8 名、そして D 群が 2 名であった。「実施していない」者は A 群 1 名、B 群 10 名、C 群 1 名そして D 群が 2 名であった。体脂肪率別では、「実施している」と答えた者が b 群で 1 名、c 群 5 名で、a 群および d 群はいなかった。「意識はあるが、あまり実施していない」者は、a 群が 2 名、b 群 11 名、c 群 13 名および d 群が 2 名であった。「実施していない」者は、a 群にはおらず、b 群、c 群がそれぞれ 5 名ずつ、そして d 群が 4 名であった。

6. 運動実施状況

「日ごろ運動をしている」者は、50 名中 19 名（38%）であり、運動していないの方が 31 名と多かった（表 13）。

「日ごろ運動をしている者」を BMI 別でみると、A 群が 2 名、B 群 10 名、C 群 6 名、D 群が 1 名で、体脂肪率別では a 群はおらず、b 群が 6 名、c 群 12 名、d 群が 1 名であった。「普通」でも標準より多い C 群および c 群は運動している者と、していない者とが同数であった。BMI、体脂肪率ともに「肥満」である D 群および d 群は日ごろ運動していない者がそれぞれ 3 名および 5 名と多かった。

表 13 現在の運動実施状況

	BMI				体脂肪率			
	A 群	B 群	C 群	D 群	a 群	b 群	c 群	d 群
運動している	2	10	6	1	0	6	12	1
運動していない	7	16	5	3	2	13	11	5
計	9	26	11	4	2	19	23	6

7. やせ願望と食生活状況

「やせたい」と思っている者で、「毎食主食にご飯やパン、麺などのいずれかを摂取している」

表 14 BMI 別のやせ願望と食生活

	BMI				
	A 群 = 6	B 群 = 25	C 群 11	D 群 = 4	計
はい					
①食事はいつも腹八分目である	1(17%)	6(24%)	2(18%)	1(25%)	10(22%)
②よく噛んでゆっくり食べる	2(33%)	11(44%)	5(45%)	2(50%)	20(43%)
③ほぼ毎日、朝食をとる	5(83%)	17(68%)	7(64%)	2(50%)	34(74%)
④食事は就寝 2 時間前までに終える	5(83%)	14(56%)	4(36%)	2(50%)	25(54%)
⑤毎食主食にご飯・パン・麺などのいずれかを食べる	6(100%)	23(92%)	9(82%)	4(100%)	42(91%)
⑥毎食おかず魚・肉・卵・大豆製品などのいずれかを食べる	4(67%)	18(72%)	8(72%)	4(100%)	34(74%)
⑦ほうれん草・人参などの色の濃い野菜を食べる	5(83%)	15(60%)	10(91%)	3(75%)	33(72%)
⑧漬物・塩辛いものをよく食べる	3(50%)	7(28%)	7(64%)	0	17(37%)
⑨フライやてんぷら等、油で揚げたものをよく食べる	4(67%)	11(44%)	3(27%)	2(50%)	20(43%)
⑩アルコールを飲まない日は週に 2 日以上ある	5(83%)	22(88%)	9(82%)	3(75%)	39(85%)

表 15 体脂肪率別のやせ願望と食生活

	体脂肪率				
	a 群 = 0	b 群 = 17	c 群 = 23	d 群 = 6	計
はい					
①食事はいつも腹八分目である	0	3(18%)	5(22%)	2(33%)	10(22%)
②よく噛んでゆっくり食べる	0	4(24%)	11(48%)	4(67%)	19(41%)
③ほぼ毎日、朝食をとる	0	12(71%)	17(74%)	2(33%)	31(67%)
④食事は就寝 2 時間前までに終える	0	10(59%)	12(52%)	3(50%)	25(54%)
⑤毎食主食にご飯・パン・麺などのいずれかを食べる	0	17(100%)	19(83%)	6(100%)	42(91%)
⑥毎食おかず魚・肉・卵・大豆製品などのいずれかを食べる	0	11(65%)	18(78%)	5(83%)	34(74%)
⑦ほうれん草・人参などの色の濃い野菜を食べる	0	11(65%)	10(43%)	4(67%)	25(54%)
⑧漬物・塩辛いものをよく食べる	0	6(35%)	10(43%)	1(17%)	17(37%)
⑨フライやてんぷら等、油で揚げたものをよく食べる	0	7(41%)	11(48%)	2(33%)	20(43%)
⑩アルコールを飲まない日は週に 2 日以上ある	0	13(76%)	21(91%)	5(83%)	39(85%)

と答えた者は 42 名で全体の 91% の高頻度であった。また、「アルコールを飲まない日は週に 2 日以上ある」、「毎食おかず魚・肉・卵・大豆製品などのいずれかを食べる」ことは全体の約 80% が回答していた。それに対して、「食事はいつも腹八分目である者」は 21% で、「色の濃い野菜を摂取している」者は 34% にとどまった。このことからやせ願望はあるものの、必ずしも好ましい食生活を行っているとは言いがたい。

8. 意識調査

体脂肪率計を持っていると答えた者は22名(44%)であった。これを、BMI別で見ると、A群が4名、B群9名、C群7名およびD群が2名で、体脂肪率別では、a群が1名、b群6名、c群11名およびd群が4名であった。しかしながら、この中には、個人所有ではなく家族での所有も含んでおり、必ずしも体脂肪率に関する意識が高いとはいえない。

「体重」、「体脂肪率」及び「BMI」のうち、どれをもっとも意識しているかという質問では、「体重」と答えた者が31名(62%)と多くの者が体重を気にしており、「体脂肪率」と答えた者が17名で、「BMI」と答えた者はわずか1名であった。尚、この「体重」と答えた者をBMI別で見るとA群が8名、B群13名、C群6名、D群が4名で、体脂肪率別で見るとa群が2名、b群12名、c群11名、d群が6名であった。

この結果から、安価で購入できる体脂肪率計が普及したこともあり、手軽に自己の身体組成を測定することが可能になったが、体脂肪率よりも誰もが認識している体重による判断がなされていることがわかる。

以上より、体重ではなく、体脂肪率の測定を行うことで、自らの体型、ボディイメージを客観的に判断していく必要がある。そして、やせが増えている若い世代の女性にとって、減量、ダイエットの基本である身体活動・運動を日常生活に取り入れ、ゆっくり噛んで食べるなどで食事を抑える、あるいは朝食をしっかり摂り、夜食は控えるなどの健康教育を行っていかねばならない。

参考文献

- 1) 厚生労働省：平成20年国民健康・栄養調査結果の概要について，2009
- 2) 健康日本21企画検討会・健康日本21計画策定検討会編：21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）について報告書（平成12年2月），2000
- 3) 吉池信男，藤井絃子，金田美美：日本における肥満の動向，臨床栄養104(4)：381-387，2004
- 4) 片岡邦三：肥満の判定と肥満症の判断基準について，肥満研究9(1)：23-24，2003
- 5) 森田薫，藤沢政美，深津千恵美，衣笠治子：女子学生の食事と身体活動-BMIを指標として-。園田学園女子大学論文集，37：77-86，2002
- 6) 文部科学省スポーツ・青少年局生涯スポーツ課：平成20年度体力・運動能力調査報告書，2008
- 7) 大野誠，堂満憲一，池田義雄，懸俊彦：体脂肪量（率）測定からみた肥満症の診断。第13回日本肥満学会抄録集：70-73，1992
- 8) 矢倉紀子，広江かおり，笠置綱清：思春期周辺の若者のヤセ願望に関する研究（第一報）-ボディイメージとBMI，減量実行との関連性-。小児保健，52(5)：521-524，1993
- 9) 久保木富房，宮坂菜穂子：摂食症の病態生理と診断・治療，真興交易医書出版，東京，2000

[ふじさわ まさみ 運動生理学]

女子大学生のスポーツ活動における熱中症予防の実態

加納 亜紀¹・木田 京子²・板谷 昭彦¹
衣笠 治子¹・五十嵐裕子¹・牧川 優¹

¹ 園田学園女子大学人間健康学部総合健康学科

² スポーツ振興室

1. はじめに

熱中症は、文字通り「熱に^{あた}中る」ことを意味し、脱水と高体温によって引き起こされる身体の機能障害の総称であり、予防の基本は、①過度の体温上昇の抑制と②脱水の予防の2点にしまわれる。人体は、呼吸や心拍といった基礎代謝など基本的な生命活動を行う中で常に体内から熱を産生しており、幅広い温度環境の中で、体温を常に一定に保つ体温調節機能を発揮することで体内の恒常性は維持されている。暑熱環境においては、身体から発生する熱と外部環境から体内に流入する熱に対して、皮下の血流量が増加して皮膚温が上昇し放射と対流によって熱の放散が起こるとともに、発汗によって起こる蒸散によって気化熱が生じ皮膚表面の熱が奪われて、体温を下げる体温調節が行われる。通常はこれらの組み合わせで体温の異常な上昇が抑えられているわけである。しかし、真夏の炎天下で気温が高い場合や、梅雨の時期で湿度が高い場合などでは、体温を下げるためのメカニズムが有効に機能しなくなり、その結果、異常な体温上昇をもたらすことがある。特にスポーツ活動では、もともと体内で産生される代謝熱に加えて、筋肉で大量の熱が発生するため、それだけ熱中症の危険が高まるといえる¹⁻⁴⁾。

平成22年、総務省消防庁によると、全国で熱中症により5月31日から8月31日までに救急搬送されたのは4万8,304名(速報値)にのぼり、そのうち163名が死亡した⁵⁾。搬送者のうち5,165名は満7歳から18歳までの少年である。温暖化の進行とともに暑熱環境において熱中症の発生頻度が高まっている。熱中症対策は予防教育が重要であり、学校現場での予防教育も推進されている。学生スポーツ活動の盛んな大学においても、熱中症の実態を把握し、熱中症予防に対する取り組みを行うことで、安全にスポーツ活動を楽しめる環境を提供していくことが求められる。

そこで、本研究では、運動部に所属する女子学生を対象に、熱中症予防に関する実態について調査し、熱中症予防教育に生かすことを目的に検討した。

2. 対象と方法

1) 対象

園田学園女子大学の学生で、運動部に所属する 216 名を対象とし、151 名の回答（回収率 69.9 %）を得た。所属する運動部の内訳は、剣道部 15 名、ソフトボール部 47 名、テニス部 8 名、バスケット部 38 名、バレーボール部 28 名、ラクロス部 15 名（五十音順）であった。

表 1 属性

		全体 N = 151 (100%)	学習あり群 n = 128 (100%)	学習なし群 n = 23 (100%)
属 性	年齢	19.8 ± 1.2	19.8 ± 1.2	19.3 ± 1.1
	所属学部・学科			
	1. 未来デザイン学部／文化創造学科	5 (3.3)	3 (2.3)	2 (8.7)
	2. 人間健康学部／総合健康学科	121 (80.1)	111 (86.7)	10 (43.5)
	3. 人間健康学部／人間看護学科	1 (0.7)	1 (0.8)	0 (0.0)
	4. 人間健康学部／食物栄養学科	7 (4.6)	7 (5.5)	0 (0.0)
	5. 人間健康学部／幼児教育学科	3 (2.0)	2 (1.6)	1 (4.3)
	6. 人間教育学部／児童教育学科	10 (6.6)	2 (1.6)	8 (34.8)
	7. 短期大学部／生活文化学科	3 (2.0)	2 (1.6)	1 (4.3)
	学年			
	1. 1 年	52 (34.4)	38 (29.7)	14 (60.9)
	2. 2 年	36 (23.8)	32 (25.0)	4 (17.4)
	3. 3 年	34 (22.5)	32 (25.0)	2 (8.7)
	4. 4 年	29 (19.2)	26 (20.3)	3 (13.0)
	所属している部活			
1. 剣道	15 (9.9)	11 (8.6)	4 (17.4)	
2. ソフトボール	47 (31.1)	44 (34.4)	3 (13.0)	
3. テニス	8 (5.3)	7 (5.5)	1 (4.3)	
4. バスケットボール	38 (25.2)	27 (21.1)	11 (47.8)	
5. バレーボール	28 (18.5)	26 (20.3)	2 (8.7)	
6. 野球	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
7. ラクロス	15 (9.9)	13 (10.2)	2 (8.7)	
所属している部活での役割				
1. 主将	3 (2.0)	3 (2.3)	0 (0.0)	
2. 副将	5 (3.3)	4 (3.1)	1 (4.3)	
3. マネージャー	4 (2.6)	4 (3.1)	0 (0.0)	
4. 一般部員	139 (92.1)	117 (91.4)	22 (95.7)	
レギュラー／非レギュラー				
1. レギュラー	32 (21.2)	27 (21.1)	5 (21.7)	
2. 非レギュラー	113 (74.8)	95 (74.2)	18 (78.3)	
チームレベル				
1. 国際大会レベル	1 (0.7)	1 (0.8)	0 (0.0)	
2. 全国大会レベル	85 (56.3)	74 (57.8)	11 (47.8)	
3. 県大会レベル	47 (31.1)	37 (28.9)	10 (43.5)	
4. 地域大会レベル	15 (9.9)	13 (10.2)	2 (8.7)	
スポーツ指導者への志望の有無				
1. はい	81 (53.6)	74 (57.8)	7 (30.4)	
2. どちらともいえない	45 (29.8)	37 (28.9)	8 (34.8)	
3. いいえ	24 (15.9)	16 (12.5)	8 (34.8)	

2) 調査期間と方法

調査は、無記名式選択肢質問紙を用いて行った。2010年8月3日に運動部の代表者数名を対象に熱中症発症のメカニズムと予防方法、起こった際の対処方法を内容とする講習を行い、その際に代表者を通じて質問紙を各運動部に配布、9月3日までに回収できたものを検討した。

3) 調査内容

属性、熱中症学習経験の有無、熱中症発症経験の有無、熱中症予防意識・行動について、個人レベル、集団レベルに分けて調査した。調査内容は、表1～3に示すとおりである。

4) 分析方法

データの集計には Microsoft 社 Excel 2007 を、統計処理には SPSS 社 SPSS Statistics 17.0 を用

表2 熱中症の学習経験、発症経験

		全体 N = 151 (100%)	学習あり群 n = 128 (100%)	学習なし群 n = 23 (100%)
熱中症の 学習経験・ 発症経験	熱中症学習経験			
	1. ある	128 (84.8)	128 (100.0)	
	2. ない	16 (10.6)		16 (69.6)
	3. 覚えていない	7 (4.6)		7 (30.4)
	学習機会…上記で「ある」と回答したもののうち(複数回答あり)	107 (70.9)	107 (83.6)	
	1. 中学・高校での保健の授業	17 (11.3)	17 (13.3)	
	2. 講習会	7 (4.6)	7 (5.5)	
	3. その他			
	熱中症経験			
	1. ある	28 (18.5)	24 (18.8)	4 (17.4)
	回数/平均	1.7±0.8	1.7±0.8	1.3±0.6
	発症年齢/平均	16.8±2.5	16.8±2.6	17.0±0.0
	発症月			
	3月	1 (3.6)	1 (4.2)	0 (0.0)
	7月	6 (21.4)	6 (25.0)	0 (0.0)
	8月	12 (42.9)	11 (45.8)	1 (25.0)
	9月	1 (3.6)	1 (4.2)	0 (0.0)
	発症場面			
	1: 部活中	25 (89.3)	21 (87.5)	4 (100.0)
	2: 体育の授業中	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	3: 課外活動中	1 (3.6)	1 (4.2)	0 (0.0)
4: その他	1 (3.6)	1 (4.2)	0 (0.0)	
発症時の対応(複数回答)				
1: 活動を続けた	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
2: 活動を中断したが、すぐ再開した	5 (17.9)	4 (16.7)	1 (25.0)	
3: 練習をやめた	10 (35.7)	9 (37.5)	1 (25.0)	
4: 涼しい場所へ移動した	13 (46.4)	12 (50.0)	1 (25.0)	
5: からだを冷やした	10 (35.7)	10 (41.7)	0 (0.0)	
6: 医療機関に運ばれた	3 (10.7)	2 (8.3)	1 (25.0)	
7: その他	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	
2. ない	92 (60.9)	78 (60.9)	14 (60.9)	
3. わからない	29 (19.2)	26 (20.3)	3 (13.0)	

表3 熱中症の予防意識・行動

		全体 N=151(100%)	学習あり群 n=128(100%)	学習なし群 n=23(100%)	P
予防意識／行動	個人レベルでの意識／行動				
	温度や湿度など環境条件を把握するようにしている	48 (31.8)	42 (32.8)	6 (26.1)	
	水分・塩分はいつも用意している	130 (86.1)	111 (86.7)	19 (82.6)	
	体調管理に気をつけている	126 (83.4)	110 (85.9)	16 (69.6)	
	練習前、練習中の水分補給を計画的に行っている	107 (70.9)	94 (73.4)	13 (56.5)	
	のどが渇く前に水分補給をしている	84 (55.6)	75 (58.6)	9 (39.1)	
	吸湿性や通気性のよい薄い着衣を心がけている	91 (60.3)	79 (61.7)	12 (52.2)	
	万一のときの対応を普段から考えている	30 (19.9)	28 (21.9)	2 (8.7)	
	製氷機の場所を把握している	132 (87.4)	110 (85.9)	22 (95.7)	
	体調が悪いとき、あなたは練習を休んでいますか。	57 (37.7)	50 (39.1)	7 (30.4)	
	集団レベルでの意識／行動				
	その日の環境条件（温度と湿度、気流、輻射熱）を把握するようにしている	60 (39.7)	53 (41.4)	7 (30.4)	
	屋外の場合は、テントなどで日陰のある場所を確保している	75 (49.7)	67 (52.3)	8 (34.8)	
	運動強度に合わせて休憩時間を計画的に設定している	85 (56.3)	73 (57.0)	12 (52.2)	
	時間給水、自由給水を設定している	133 (88.1)	114 (89.1)	19 (82.6)	
	部全体で水分・塩分の補給の用意をしている	144 (95.4)	121 (94.5)	23 (100.0)	
	責任の所在を明確にし、連絡体制は整備している	104 (68.9)	91 (71.1)	13 (56.5)	
	今までに熱中症を起こしたことがある人を把握している	62 (41.1)	52 (40.6)	10 (43.5)	
	基礎疾患のある人を把握している	52 (34.4)	46 (35.9)	6 (26.1)	
	体調不良の人がいる場合は、練習を休ませている	119 (78.8)	103 (80.5)	16 (69.6)	
吸湿性や通気性のよい薄い着衣を着させるようにしている	97 (64.2)	84 (65.6)	13 (56.5)		
熱中症対策について、ミーティングなどで話し合っている	74 (49.0)	65 (50.8)	9 (39.1)		
年齢の差、個々の能力の差を把握してメニューを組んでいる	35 (23.2)	31 (24.2)	4 (17.4)		
メンバー同士で体調をチェックさせている	83 (55.0)	75 (58.6)	8 (34.8)	*	
お互いに配慮できる(言いやすい)関係づくりができている	112 (74.2)	100 (78.1)	12 (52.2)	**	

学習あり群 v.s. 学習なし群, $p < 0.05^*$, $p < 0.01^{**}$

注) 熱中症の予防意識・行動について、各項目に「はい」と回答したもののn数とパーセンテージについて示している

いた。熱中症発症経験別の比較では、熱中症を起こした経験が「ある(28名)」、「ない(92名)」、「わからない(29名)」と回答した者を発症あり群、発症なし群、わからない群のそれぞれ3群に分け比較した。熱中症学習経験別の比較では、これまでに熱中症について学習した経験が「ある(128名)」と回答した者を学習あり群、「ない(16名)及び覚えていない(7名)」を学習なし群として2群に分けて比較した。それぞれ χ^2 検定を用いて独立性の検討を行い、有意水準は5%とした。なお、表1~3には無回答を除いて頻度や割合を記している。

3. 結 果

1) 運動部における熱中症の実態について

対象全体の熱中症の実態(表2)について、18.5%(28/151名)の者は、熱中症の発症経験があると回答しており、対象の5人に1人は熱中症を経験していた。60.9%(92/151名)の者は発

症経験がないと回答したが、発症したことがあるかどうか分からないと回答した者が19.2% (29/151名)いた。発症経験のある者は、過去に熱中症を7月、8月に集中して平均 1.7 ± 0.8 回(mean \pm SD)起こしており、89.3% (25/28名)が部活運動中に起こしていた。その際の対応として、涼しい場所に移動した46.4% (13/28名)、練習をやめた35.7% (10/28名)、からだを冷やした35.7% (10/28名)、医療機関に運ばれた10.7% (3/28名)という結果であったが、活動を中断したがすぐ再開したという回答も17.9% (5/28名)あった。

熱中症予防に関する意識・行動(図1)について、個人レベルでは、「水分・塩分はいつも用意している(86.1%、130/151名)」、「練習前、練習中の水分補給を計画的に行っている(70.9%、107/151名)」について70~80%程度の者が意識していると回答しており、水分・塩分補給に関する事柄に気を付けていると回答した者が多かった。しかし「のどが渇く前に水分補給をし

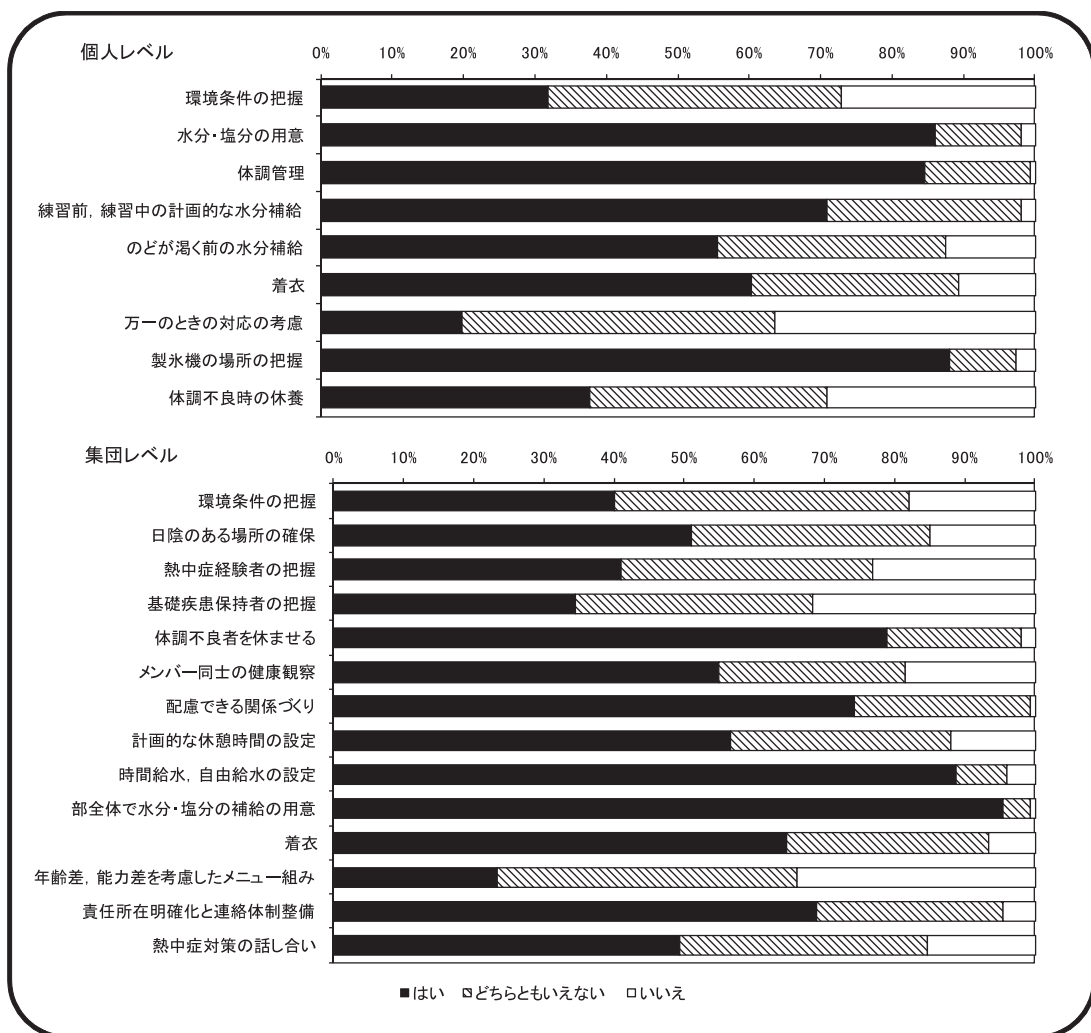


図1 熱中症予防意識・行動の状況

ている」と回答した者は55.6%（84/151名）であり、水分・塩分補給に気を付けているという一方で、効果的な補給に関する知識は希薄であるという結果を示した。「体調管理に気を付けている」者は83.4%（126/151名）いたが、「体調が悪い時練習を休む」者は37.7%（57/151名）であった。その他、「温度や湿度など環境条件を把握するようにしている（31.8%、48/151名）」、「万一の時の対応を普段から考えている（19.9%、30/151名）」については20～30%程度が意識している結果で、環境条件の把握や緊急時の場合の対応を意識している者は少なかった。

集団レベルでは、「部全体で水分・塩分の補給の用意をしている（95.4%、144/151名）」、「時間給水・自由給水を設定している（88.1%、133/151名）」については80%以上が意識・行動していると回答しており、水分・塩分補給に関する意識・行動は高かった。しかし、「運動強度に合わせて休憩時間を計画的に設定している（56.3%、85/151名）」、「年齢の差、個々の能力の差を把握してメニューを組んでいる（23.2%、35/151名）」については、あまり意識が高い結果とはいえ、効果的な練習や休憩のあり方について意識されているとはいえない結果だった。

熱中症予防の前提である体調管理について、「体調不良の人がいる場合は練習を休ませている（78.8%、119/151名）」、「お互いに配慮できる関係づくりができている（74.2%、112/151名）」で70～80%の者が意識していたが、「メンバー同士で体調をチェックさせている（55.0%、83/151名）」、「今までに熱中症を起こしたことがある人を把握している（41.1%、62/151名）」、「基礎疾患のある人を把握している（34.4%、52/151名）」では30～50%程度しか意識されておらず、健康状態を把握するための情報収集や管理、健康観察の方法についての知識が不足している結果であった。

その他、「責任の所在を明確にし、連絡体制は整備している」と回答した者は、68.9%（104/151名）いたが、「その日の環境条件を把握するようにしている（39.7%、60/151名）」、「屋外の場合は、テントなどで日陰のある場所を確保している（49.7%、75/151名）」、「熱中症対策について、ミーティングなどで話し合っている（49.0%、74/151名）」といった環境条件や救急体制の整備に関しては意識が低かった。

2) 熱中症発症経験別熱中症予防意識・行動の比較

熱中症発症経験別に予防意識・行動を比較した。その結果、個人レベルでは、「体調が悪い時に練習を休む」と回答した者は、発症あり群32.1%、発症なし群45.7%、わからない群20.7%であり、発症なし群に比べ、発症あり群やわからない群は体調不良時に練習を有意（ $p < 0.05$ ）に休んでいなかった（図2）。つまり、熱中症の経験がある、あるいは経験したことがあるかわからないと回答した者ほど、体調不良時に練習を休んでいないという結果であった。発症経験があるほど「体調管理に気を付けている」意識が高い傾向はみられたが、体調不良時に休むということを含めた体調管理の意識がないことを示していた。それ以外の個人レベルの項目で、発症経験によって予防意識・行動に有意な差は見られなかった。集団レベルにおいても差は見られなかった。過去の熱中症発症経験が現在における予防意識や行動にほとんど反映されていないという

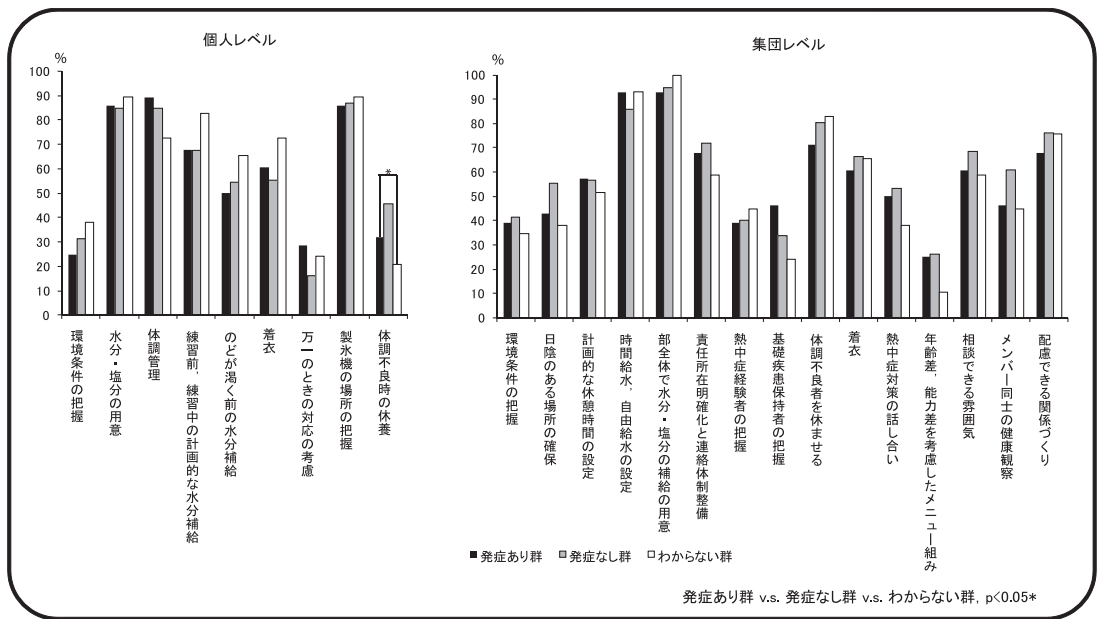


図2 熱中症発症経験別予防意識・行動の比較

結果を示した。

3) 熱中症学習経験別熱中症予防意識・行動の比較

熱中症学習経験別に予防意識・行動を比較した。その結果、個人レベルでの予防意識・行動については、「体調管理に気を付けている」「のどが渇く前に水分補給をしている」で、学習あり群に比べ、学習なし群は意識が低い傾向を示したが、有意な差ではなかった。

集団レベルでは、「メンバー同士で体調をチェックさせている」と回答した者は、学習あり群は58.6%、学習なし群は34.8%であり、「お互いに配慮できる関係づくりができています」と回答したのは、学習あり群78.1%、学習なし群52.2%で、学習なし群は学習あり群に比べ体調管理や健康状態の把握に関する意識が有意に低い結果であった(表3)。

熱中症の学習経験がないほど、熱中症予防の意識が低い結果であった。

4. 考 察

総務省消防庁の平成20年及び21年の7月～9月における報告⁵⁾によれば、熱中症で救急搬送された者は、平成20年は2万3,071名、平成21年は1万2,971名であり、そのうち満7歳～18歳の少年は、平成20年は3,633名、平成21年は1,897名で、全体に占める少年の割合は少ない。文部科学省においては、学校管理下での熱中症発生状況として、各校種で医療費を支給した件数が報告⁶⁾されており、消防庁の報告と年齢層がほぼ一致する小学校、中学校、高等学校、高等専門学校の総数では、平成20年度は3,320名、平成21年度は1,935名で、多くは部活動を

行う中学・高校において発生していた。熱中症はそればかりではないものの気象条件を大きな要件として夏季に集中して発生することを考えると、単純に比較することはできないが、消防庁の報告と文部科学省の報告とはほぼ一致しているといえる。日本スポーツ振興センターの学校事故事例データベースを検索⁷⁾すると、平成18年～20年の熱中症での死亡事例8件中7件は、中学・高校での部活動中に起こっていた。スポーツ活動中の熱中症事故発生の実態について、川原は1960年から1999年に児童生徒に学校管理下における死亡事故は153件発生しているが、そのほとんどはスポーツ部活動によるものと報告している。本研究においても、過去に熱中症を発症したことがあるものは、中学・高校時代の7月～9月に部活動中において起こしたとほとんどが回答していた。青少年期に熱中症を発症する子どものほとんどは学校での部活動を中心としたスポーツ活動の中で発症しているといえる。

以上から、スポーツ活動と熱中症の関係性は非常に高く、特に学校現場での管理・指導体制のあり方が重要な視点となるといえる。

大学で運動部に所属しスポーツ活動を行っている本対象においては、日々の練習の中で暑熱環境に馴化する過程を経ており、また運動部によっては部活動を行う時間帯を比較的安全な時間帯にする他、練習の時間の短縮化や中止、水分・塩分補給などを含む安全対策がとられていると考えられる。しかし、養護教諭を中心として学校保健活動が行われている高校までと異なり、大学での教育ではそれぞれの専門分野での教育を行う高等教育機関であり、学生スポーツ活動は個々の自主性に任されることが多い。競技種、競技レベル、運動部や指導者ごとの意識の差も大きいと考えられ、けがや疾病に対する知識を専門に学ぶ機会がなければ、知識が不十分なまま危険な行動をとってしまうとも限らない。熱中症の発生には、環境の条件や運動の条件もあるが、個人の条件も大きく関与しており、体調不良や体力・暑さへの耐性の低さ、肥満などは熱中症のリスクを高める⁸⁾。さらには、スポーツ活動には個人で行う場合と集団で行う場合があるが、個人で行う場合には、状況に合わせて個人で活動を調節できるものの、集団でスポーツ活動を行う場合には、集団活動であるという拘束力が働く故に個人的判断で状況に応じた行動をとりにくい状況が生じやすいといえ、個人レベル、集団レベルそれぞれでの予防が意識される必要がある。

今回の調査結果で、熱中症を18.5%が経験しており、発症したことがあるかわからないと回答した者が19.2%いた。個人レベルでは、体調管理に気をつけている者は83.4%いるにもかかわらず、体調が悪い時に練習を休んでいる者は37.7%と少ない結果であった。また、練習前、練習中の水分補給をしている者は70.9%と多いにもかかわらず、のどが渴く前に水分補給をしている者は55.6%と少ない結果であった。集団レベルでは、時間給水や自由給水を設定することや部全体で水分・塩分の補給の用意することについては80%以上が意識・行動されていたが、熱中症発症経験者や基礎疾患保持者の把握、メンバー同士での体調のチェックなど健康状態の把握に関する意識は低かった。

これらのことから、学生自身に体調不良とはどのような状態を指すのか、その時にどのような対応をするのかといった自らの体調に関する認識や理解が低いことや熱中症は初期症状での対応

が重要であるにもかかわらず、どのような状態が熱中症の初期症状であるかということが意識されていないこと、健康状態の把握の方法についての知識や効果的な水分・塩分補給の方法など熱中症予防に関する知識の乏しさが伺えた。

熱中症は、死に至る危険性のある病態であるが、適切な予防法を知っていれば予防でき、また適切な応急処置により救命することも可能なものである。熱中症についての学習経験がない者ほど予防意識が低かったことから、大学での保健指導のさらなる充実が必要といえる。また、熱中症の発症経験は予防意識に影響を与えていなかったことから、なぜ自分は熱中症になったのか、その時の状況や気象はどうだったか、その時の自分の体調はどうであったかなど、熱中症を発症した後の対応として、その時の自らの状況を振り返り、今後に備える丁寧な事後指導を行っていく必要がある。

その他、個人レベル・集団レベルの両方で、環境条件の把握や救急体制についての意識が低かった。夏季に運動部の活動が行われる場所は、熱中症をおこすリスクの高い場所であり、その場所の暑熱環境がどの程度であるか、危険な時間帯や安全な時間帯はいつかなどを把握しておくことは、安全に活動を行う上でのよい判断材料となるはずである。実際、各種の予防対策マニュアルで推奨されている^{1-4,9)}。WBGT は、労働や運動時の暑熱ストレスの指標とされており、環境由来の暑熱ストレスを客観的に測定できる測定器であるが、WBGT を用いて予防対策を講じることは可能である。本調査で対象とした運動部が主に活動する場所には残念ながら、WBGT の設置はなく、今回行った講習会を機会に8月2日より体育館に、温度計と湿度計が設置されているのみである。WBGT の設置をすること、あるいは、環境省熱中症予防情報サイト¹⁰⁾でその日の暑さ指数を知ることは可能なので、環境条件を知る手段についての情報提供を行うなど、習慣的にその日の環境条件を知った上で、活動内容を柔軟に変更していけるようにすることが必要である。

救急体制についても、大学としての体制を積極的に組織し、学生への周知徹底を図るなどの活動をしていくことが求められる。

以上から、今後の熱中症予防活動として、第一に、大学として環境条件や救急体制の整備を行うこと、第二に、熱中症に対する保健指導の実施、熱中症の初期症状や熱中症を起こしやすい具体的な体調等に重点をおいた指導の充実があげられる。

5. 結 論

女子大学生スポーツ選手 151 名を対象に、熱中症予防の実態に関する調査を行った。

その結果、熱中症は 18.5% の者が経験していたが、熱中症の発症の有無がわからないという回答が 19.2% いた。熱中症予防の意識・行動について個人レベルでは、環境条件の把握や、万一の場合の対応について意識している者は 20～30% で非常に低かった。体調管理や水分補給に気をつけている者は 70～80% であるが、体調が悪い時に練習を休むものは 37.7% と低かった。

集団レベルでは、水分・塩分の補給については意識・行動が高かったが、環境条件の整備や健康状態の把握、熱中症対策についての意識づけは低い結果であった。

以上から、環境条件と自らの体調に関する認識が低いことや熱中症の初期症状等の予防に関する知識が乏しかった。

今後の熱中症予防活動として、第一に、大学として環境条件や救急体制の整備を行うこと、第二に、熱中症に対する保健指導の実施、熱中症の初期症状や熱中症を起こしやすい具体的な体調等に重点をおいた指導の充実があげられる。

謝辞

調査に協力くださった本学運動部の学生、指導者の皆様に感謝申し上げます。また、論文を作成するにあたり、貴重なご助言をいただきました。岡山大学大学院教育学研究科の高橋香代先生、上村弘子先生に深謝いたします。

文 献

- 1) 環境省. 熱中症環境保健マニュアル 2009. (URL) http://www.env.go.jp/chemi/heat_stroke/manual.html
- 2) 日本スポーツ振興センター. 熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー. (URL) http://naash.go.jp/anzen/anzen_school/anzenjouhou/taisaku/nettyuusyo/tabid/114/Default.aspx
- 3) 日本体育協会. スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック 2006. (URL) http://www.japan-sports.or.jp/publish/guidebook.html#guide_01
- 4) 中井誠一, 新矢博美, 芳田哲也, 他. スポーツ活動及び日常生活を含めた熱中症予防対策の提案. 体力科学 (2007) 56.437~444.
- 5) 総務省消防庁. 熱中症情報. (URL) http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList_9_2.html
- 6) 文部科学省. 学校の管理下における熱中症の発生状況. (URL) http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/_icsFiles/afieldfile/2010/07/14/1295727_1.pdf
- 7) 日本スポーツ振興センター. 学校安全 Web. 学校事故事例検索データベース. (URL) http://naash.go.jp/anzen/anzen_school/tabid/822/Default.aspx
- 8) 川原貴. スポーツ活動における熱中症とその予防. 臨床スポーツ医学 2002. 19(7) 733-739.
- 9) 伊藤武彦, 三村由香里, 鈴木久雄. 熱中症予防対策のための湿球・黒球温度の簡便な自動測定記録装置. 岡山大学大学院教育学研究科研究集録 (2009) 140.7-11.
- 10) 環境省. 熱中症予防情報サイト. (URL) <http://www.nies.go.jp/health/HeatStroke/index.html>

[かのう あき 養護教育]
[きだ きょうこ スポーツ科学]
[きぬがさ はるこ 栄養学]
[いたたに あきひこ 運動方法学]
[いがらし ゆうこ 養護教育]
[まきかわ まさる スポーツマネジメント]

保育所保健に関する実態調査

——保育所における与薬の実際と保育所保健の認識——

高橋 清子¹・川村千恵子²
西谷 香苗¹・堀井 二実³

¹ 園田学園女子大学 人間健康学部

² 甲南女子大学 看護リハビリテーション学部

³ 園田学園女子大学 短期大学部

I. はじめに

わが国の少子化に歯止めをかけるために少子化対策が施されてきた。今や国や自治体のみならず、企業や地域を巻き込んだ子どもを産み育てる環境が整えられつつある。その対策のひとつとして、働きながら子育てができる環境としての保育所が注目されている¹⁾。

保育所に入所している子どもの親の多くは就労しており、長時間保育所で生活する子どもも少なくない。入所する子どもは健康であることが前提となっていたが、入所している子どもの様相として、低月齢乳児保育²⁾、アトピー・喘息などのアレルギー疾患³⁾、心疾患・腎疾患等の慢性疾患を持つ子どもや、障がい⁴⁾や医療的ケアを必要とする子どもの受け入れ⁵⁾、さらには、病後回復期の子ども⁶⁾なども含まれ、保健的対応、特に与薬は日常的な保育の中で行われている⁷⁾⁸⁾。

保育所で家族ではない第三者である保育士等が子どもに薬を与えることについて、保育所側は「保護者の就労支援」や「保育サービスのひとつ」として与薬を受け入れてきた。しかし、与薬に対する捉え方の違い⁷⁾や、法的な見地から子どもへの与薬について議論がなされてきた⁹⁾。厚生労働省の通達(2005)¹⁰⁾によるとは、福祉施設における医療行為について、状態が安定し連続的な観察が必要でない場合の医薬品使用等の介助は、看護職員による実施が望ましいと注記しながらも、医療行為でないとし、福祉施設における与薬に関する統一した理解が示された。

そこで、本研究では保育所における与薬の実際と保育所保健の認識について明らかにすることを目的として調査を行った。

II. 研究目的

保育所における与薬の実際と保育所保健の認識を明らかにする。

Ⅲ. 研究方法

調査期間は平成 20 年 9 月～12 月末日で、研究の主旨・目的に賛同した近畿圏内の保育所（園）の施設長、主任保育士、および、保育士経験年数 3 年未満の保育士を対象とし、309 部配布した。郵送法による質問調査用紙配布、および無記名式の返信によるデータ収集方法とし、返信をもって同意が得られたと判断した。

調査内容は、施設の概要（運営主体、看護職の有無と配属形態、保健担当者）や研究協力者（保育士）の背景（職位、保育士経験年数）、与薬状況および与薬マニュアルの有無、子どもの健康状況に関する状況、保育所保健についての認識とした。与薬や子どもの健康状況、保育所保健についての認識の設問は、「よくしている（よくある・よく思う）」「している（ある・思う）」「あまりしていない（あまりない・あまり思わない）」「していない（ない・思わない）」の 4 段階方式を用いた。

Ⅳ. 分析方法

統計ソフト SPSS ver.16.0 を使用し、各項目の単純集計、および、 χ^2 検定においては「よくしている（よくある・よく思う）」「している（ある・思う）」の群と「あまりしていない（あまりない・あまり思わない）」「していない（ない・思わない）」の群との比較分析を行った。有意差を $p < 0.05$ とした。

Ⅴ. 倫理的配慮

本研究は園田学園女子大学の研究倫理委員会の承諾を得ている。

返信用封筒による個別式郵送返却法で、研究の趣旨・目的の説明文を同封し、研究への協力は本人の自由意思であり、返信をもって同意が得られたと判断した。また、返信用調査紙は無記名式で、得られたデータは統計的処理を行い、個人が特定されないように配慮すること、調査用紙の保管に関しては、研究者が責任を持って、施錠式収納庫にて保管・管理し、研究終了後にはすべての資料をシュレッダーにて廃棄処分すること、本研究で得られたデータは本研究以外で使用することがないこと、保育系・看護系学会および学術雑誌に公表することを明記した説明文を同封した。

VI. 研究結果

1. 研究協力者の背景（表1）

調査紙の回収数は112部（回収率36.2%）、そのうち有効回答数111部（99.1%）であった。回答施設は98.2%が私立保育所で、回答者は、施設長36名（32.4%）、主任保育士33名（29.7%）、保育士42名（37.8%）で、保育士の経験年数が、3年未満23名（20.7%）、3年以上10年未満24人（21.6%）、10年以上55名（49.5%）であった。看護職が配置されていると回答した割合は26人（23.4%）、そのうちクラス配属11名（42.3%）、単独配属11名（42.3%）、病（後）児保育室配属が1名（3.9%）、無回答3名（11.5%）であった。保健担当者では、看護職のいるところでは看護職を保健担当者として位置付けており、それ以外では主任保育士と保育士がそれぞれ4割であった（複数回答）。

表1 対象者の背景

n = 111

		人数	(%)
職位	施設長	36	(32.4)
	主任保育士	33	(29.7)
	保育士	42	(37.8)
施設の種類	私立	109	(98.2)
	公立	1	(0.9)
	無回答	1	(0.9)
保育士の経験年数	3年未満	23	(20.7)
	3年以上10年未満	24	(21.6)
	10年以上	55	(49.5)
	無回答	9	(8.1)
看護職配置の有無	有	26	(23.4)
	無	85	(76.6)
看護職の勤務形態 (n=26)	常勤	16	(61.5)
	非常勤	10	(38.5)
看護職の配属形態 (n=26)	クラス配属	11	(42.3)
	単独配属	11	(42.3)
	病（後）児保育室配属	1	(3.9)
	無回答	3	(11.5)
保健担当者 (複数回答、無回答は3人(2.7%)、 各職位の非該当は省略)	施設長	32	(28.8)
	主任保育士	53	(47.7)
	保育士	45	(40.5)
	看護職	25	(22.5)
	事務職	4	(3.6)

2. 与薬の状況（表2、表3）

与薬に関して、【基本的には与薬は受け付けていない】で「よくしている」「している」と回答した割合が71人（63.9%）、【保護者から要請があった薬はすべて与薬・塗布する】で「あまりしていない」「していない」と回答した割合は76人（68.4%）で、逆に「よくしている」「して

表2 与薬の状況

n = 111

		人数	(%)
基本的に与薬は受け付けない	よくしている	33	(29.7)
	している	38	(34.2)
	あまりしていない	9	(8.1)
	していない	24	(21.6)
	無回答	7	(6.3)
要薬時すべての与薬・塗布をする	よくしている	9	(8.1)
	している	18	(16.2)
	あまりしていない	29	(26.1)
	していない	47	(42.3)
	無回答	8	(7.2)
医師の指示のあった薬以外は与薬しない	よくしている	67	(60.4)
	している	13	(11.7)
	あまりしていない	10	(9.0)
	していない	13	(11.7)
	無回答	8	(7.2)
与薬票の記入を求めている	よくしている	88	(79.3)
	している	4	(3.6)
	あまりしていない	5	(4.5)
	していない	7	(6.3)
	無回答	7	(6.3)
与薬時の確認を2人以上で行う	よくしている	40	(36.0)
	している	26	(23.4)
	あまりしていない	13	(11.7)
	していない	23	(20.7)
	無回答	9	(8.1)
薬の作用・副作用を理解した上で与薬している	よくしている	32	(28.8)
	している	24	(21.6)
	あまりしていない	30	(27.0)
	していない	15	(13.5)
	無回答	10	(9.0)
与薬後の観察を行う	よくしている	53	(47.7)
	している	40	(36.0)
	あまりしていない	12	(10.8)
	していない	1	(0.9)
	無回答	5	(4.5)

いる」割合は27人(24.3%)であった。【医師の指示のあった薬以外は与薬しない】で「よくしている」「している」と回答した割合は80人(72.1%)であった。また、【与薬票の記入を求めている】では「よくしている」「している」割合は92人(82.9%)で、 χ^2 検定では、看護職のいる施設の保育士ではすべて(100%)記入を求めており、看護師がいないところ(84.6%)より有意に差があった(表3)($p < 0.05$)。そして、【与薬の確認をふたり以上で確認する】が「よくしている」「している」と回答した割合は66人(59.4%)であった。さらに、【薬の作用・副作用を理解したうえで与薬している】と回答した割合は、「よくしている」「している」を合わせると56人(50.4%)、逆に「あまりしていない」「していない」は45人(40.5%)であった。【与薬後の子どもの様子を観察している】かについては、93人(83.7%)が「よくしている」「している」と回答していた。

表3 与薬の状況と看護師の有無

		看護師の有無 (%)		p
基本的に与薬は受け付けない	している	いる (n=24) 19 (79.2)	いない (n=80) 52 (65.0)	n.s.
	していない	5 (20.8)	28 (35.0)	
要請時すべての与薬・塗布をする	している	いる (n=24) 6 (25.0)	いない (n=79) 21 (26.6)	n.s.
	していない	18 (75.0)	58 (73.4)	
医師の指示のあった薬以外は与薬しない	している	いる (n=25) 20 (80.0)	いない (n=78) 60 (76.9)	n.s.
	していない	5 (20.0)	18 (23.1)	
与薬票の記入を求めている	している	いる (n=26) 26 (100.0)	いない (n=78) 66 (84.6)	*
	していない	0 (0.0)	12 (15.4)	
与薬時の確認を2人以上で行う	している	いる (n=23) 16 (69.6)	いない (n=79) 50 (63.3)	n.s.
	していない	7 (30.4)	29 (36.7)	
副作用を理解した上で与薬している	している	いる (n=24) 16 (66.7)	いない (n=77) 40 (51.9)	n.s.
	していない	8 (33.3)	37 (48.1)	
与薬後子どもの様子を観察している	している	いる (n=26) 22 (86.6)	いない (n=80) 71 (88.7)	n.s.
	していない	4 (15.4)	9 (11.3)	

*p<0.05

「している」:よくしている/している 「していない」:あまりしていない/していない

3. 与薬に関するマニュアルの活用状況 (表4、表5、表6)

【与薬に関するマニュアルがある】と回答した割合は全体の77.4%であった。また、看護職のいる施設の保育士の方が看護職のいない方より【与薬に関するマニュアルを活用している】割合が高い傾向であった (p=0.056)。さらに、【与薬に関するマニュアルを活用している】と回答した方が、「マニュアルがない/あまり活用していない」と回答した方より【医師の指示があった薬以外は与薬しない】割合が有意に多かった (p<0.05)。

表4 与薬に関するマニュアルの活用

n = 111

		人数	(%)
与薬に関するマニュアルがある	マニュアルがありよく活用している	44	(39.6)
	マニュアルがあり活用している	37	(33.3)
	マニュアルはあるがあまり活用していない	5	(4.5)
	マニュアルはない	19	(17.1)
	無回答	6	(5.4)

表5 与薬マニュアルと看護師の有無

	看護職有 (n=25)	看護職無 (n=80)	p
マニュアルありよく/活用している	23 (92.0%)	58 (72.5%)	0.056
マニュアルなし/あまり活用していない	2 (8.0%)	22 (27.5%)	

表6 与薬状況と与薬マニュアル

		マニュアルあり 活用している	マニュアルなし・ あまり活用していない	P
基本的に与薬は受け付け ない	している	(n=75) 51(68.0)	(n=24) 16(66.7)	n.s.
	していない	24(32.0)	8(33.3)	
要請時すべての与薬・塗布を する	している	(n=75) 17(22.7)	(n=22) 6(27.3)	n.s.
	していない	58(77.3)	16(72.7)	
医師の指示のあった薬以外 は与薬しない	している	(n=78) 64(82.1)	(n=19) 11(57.9)	*
	していない	14(17.9)	8(42.1)	
与薬票の記入を求めている	している	(n=80) 72(90.0)	(n=19) 16(84.2)	n.s.
	していない	8(10.0)	3(15.8)	
与薬時の確認を2人以上で 行う	している	(n=76) 53(69.7)	(n=20) 10(50.0)	n.s.
	していない	23(30.3)	10(50.0)	
副作用を理解した上で与薬 している	している	(n=77) 45(58.4)	(n=18) 9(50.0)	n.s.
	していない	32(41.6)	9(50.0)	
与薬後子どもの様子を 観察している	している	(n=80) 71(88.8)	(n=20) 17(85.0)	n.s.
	していない	9(11.2)	3(15.0)	

*p<0.05

「している」:よくしている/している 「していない」:あまりしていない/していない

4. 子どもの健康状態に関する状況 (表7)

子どもの健康状態に関しては、全回答者が何らかの形で【子どもの健康状態について保育への反映】を実施していた。しかし、【子どもの健康状態に関する対応の困難さ】では、「よくある」「ある」を合わせると95人(85.6%)であった。また、【受傷や体調不良児への対応とクラス全体への保育のバランスの困難さ】では、72人(64.8%)が「よくある」「ある」と回答していた。どの項目も看護職の有無による差はなかった。

表7 子どもの健康状態に関する状況

n = 111

		人数	(%)
子どもの健康状態の保育への反映	よくしている	76	(68.5)
	している	35	(31.5)
子どもの健康状態に関する対応の困難さ	よくある	26	(23.4)
	ある	69	(62.2)
	あまりない	11	(9.9)
	ない	2	(1.8)
	無回答	3	(2.7)
受傷・体調不良児の対応とクラス保育のバランスの困難さ	よくある	21	(18.9)
	ある	51	(45.9)
	あまりない	27	(24.3)
	ない	7	(6.3)
	無回答	5	(4.5)

5. 保育所保健についての認識 (表8、表9)

【今の保育体制で保育園保健はよいと思う】が「とても思う」「思う」を合わせて46人(41.4%)、一方、「あまり思わない」「思わない」が51人(45.9%)で、そのうち看護職がいないと回答した方が現状の保育体制における保育保健の在り方に疑問をもつ割合(60.5%)が有意に高かった($p<0.05$) (表9)。また、保育所保健に関して、【体調不良児に対応する専門職がいるとよいと思う】割合、および、【保健面に対応する専門職員がいるとよいと思う】割合は「とても思う」「思う」を合わせると9割以上で、看護職の有無での差はなかった。

表8 保育所保健についての認識

n = 111

		人数	(%)
今の保育体制で保育園保健はよいと思う	とても思う	10	(9.0)
	思う	36	(32.4)
	あまり思わない	39	(35.1)
	思わない	12	(10.8)
	無回答	14	(12.6)
体調不良児に対応する専門職員がいるとよいと思う	とても思う	57	(51.4)
	思う	44	(39.6)
	あまり思わない	5	(4.5)
	思わない	2	(1.8)
	無回答	3	(2.7)
保健面に対応する専門職員がいるとよいと思う	とても思う	56	(50.5)
	思う	46	(41.4)
	あまり思わない	4	(3.6)
	思わない	1	(0.9)
	無回答	4	(3.6)

表9 保育所保健の認識と看護職の有無

		看護職有	看護職無	p
体調不良児に対応する専門職がいるとよいと思う	よく思う／思う	いる(n=24) 22(91.7)	いない(n=84) 79(94.0)	n.s.
	あまり思わない／思わない	2(8.3)	5(6.9)	
今の保育体制で保育園保健はよいと思う	よくある／ある	いる(n=21) 16(76.2)	いない(n=76) 30(39.5)	*
	あまりない／ない	5(23.8)	46(60.5)	
保健面に対応する専門職員がいるとよい	よく思う／思う	いる(n=24) 23(95.8)	いない(n=83) 79(95.2)	n.s.
	あまり思わない／思わない	1(4.2)	4(4.8)	

* $p<0.05$

Ⅶ. 考 察

保育所における与薬に関して、2005年の厚生労働省の福祉施設における与薬を含む介助についての通達¹⁰⁾が出される以前は、子どもへの与薬について医療行為として捉えていたが、保護者からの要請に応じている現状があった⁷⁾。また、今回の調査では、7割以上が【与薬マニュアル

を活用】していたが、与薬に関するマニュアル化がすすんでいない地域もある¹¹⁾。これについては、全国的にも看護職のいる保育所は少なく、その上、与薬が医療行為として捉えられてきた結果と考えられる。

今回は与薬マニュアルの内容の詳細については調査しなかったが、【基本的に子どもへの与薬は受け付けない】と6割以上の保育士が回答しており、清水らの調査¹²⁾と比較すると高い割合であった。また、薬を預かるときや与薬するときの問題が指摘されているが⁷⁾12)、今回の調査では、約7割が【保護者からの要請するすべての薬に対応】せず、【医師の指示のあった薬以外は与薬】していなかった。さらに、8割以上の保育士が【与薬票の記入を保護者に求め】、【与薬後の観察】を行い、不特定の薬ではなく特定された薬を対象とし、与薬の安全管理を図る方法がとられていた。厚生労働省の福祉施設における介助に関する通達以降、福祉施設での与薬が医療行為ではないとしながらも、状態が安定し連続的な観察が必要でない場合と範囲を明確にし、実施者に対しての研修や訓練が行われ、さらに看護職による与薬の実施が望ましいなど、与薬行為の安全性について明記されたことが、今回の調査の一端に反映されたのではないと思われる。

しかしながら、今回の調査では看護職の有無による差はなかったものの、保育士は与薬時の確認方法や薬の作用・副作用の理解が十分とは言えない結果であった。与薬忘れや時間通りに与薬できないなどの与薬状況もあるという報告もある¹¹⁾。これらの背景には、処方される薬の種類により服薬時間が異なり、また、感染症が発症しやすい時期では、同時に複数の子どもへの与薬が必要となることがある。特に低年齢になるほど与薬率は高い傾向⁸⁾がある。さらに、看護職の有無にかかわらず担任の保育士が与薬を担当しており¹³⁾、アレルギーや発達障がいをもつ子ども、小児慢性疾患を有する子どもや医療的ケアを要する子どもなどへの対応⁵⁾を含む、通常の保育を行いながら与薬の介助を行っている¹¹⁾。今回の調査でも【子どもの健康状態に関する対応の困難さ】や【受傷や体調不良児の対応とクラス保育のバランスの困難さ】があり、看護職のいない施設の保育士の方が看護職のいる方より【今の保育体制でよい】とは思っていなかった。これは、国の定める保育士対数の最低基準¹⁴⁾では、ひとりひとりの子どもに十分に目が行き届いているとは言い難く、健康管理を要する子どもを複数受け持ちながらの保育状況では、与薬に対する安全性の確保が難しいと推測される。

阿保らの調査¹¹⁾によると、保育士の与薬に対する認識において、看護職のいる施設のほうが「施設に看護職者は必要である」と認識が高く、また、看護職者がいることで保育士に薬の知識提供を行い安心感をもたらしていると報告している。さらに、与薬忘れや与薬できなかったことが有意に少なかったとし、看護職者の保育士への関わりが関係しているのではないかと述べている。また、保育所における看護職の役割に関する調査¹⁵⁾16)17)においても、受傷や体調不良児の世話や子どもへの健康教育、さらに感染症蔓延や保護者への保健指導など、保育士からも保護者からも看護職の役割を期待していた。平成21年に改訂された保育所保育指針¹⁸⁾の子どもの健康や安全管理に関する項目や、平成17年に通達された厚生労働省の福祉施設における医療行為に関する解釈¹⁰⁾のなかにおいても、保健や医療の分野の専門職である看護職による活動が明記され、

保育所における看護職の役割期待が高まっている。

入所する子どもの抱える健康問題の多様化に対応し、子育て世代を支援する拠点としての保育所において、地域を含めた子どもたちが健やかに成長・発達することを保障するうえでも、保育士と連携し協働する看護職が今後重要な役割を果たすと考える。

VIII. 結 論

保育所における与薬の対応として、7割以上が【与薬マニュアルを活用】していた。そして、【基本的に子どもへの与薬は受け付けない】と6割以上の保育士が回答し、また、約7割が【保護者からの要請するすべての薬に対応】せず、【医師の指示のあった薬以外は与薬】していなかった。さらに、8割以上の保育士が【与薬票の記入を保護者に求め】、【与薬後の観察】を行い、不特定の薬ではなく特定された薬を対象とし、与薬の安全管理を図る方法がとられていた。

【与薬時確認を2人以上で行う】が保育士の6割弱、【薬の作用・副作用を理解したうえで与薬する】では5割と与薬時の確認方法や薬の作用・副作用の理解が十分とは言えない状況であった。また、【子どもの健康状態に関する対応の困難さ】では8割余や【受傷や体調不良児の対応とクラス保育のバランスの困難さ】では6割余の保育士が感じており、多様化する子どもの健康問題への対応と通常保育の狭間で、与薬に対する安全性の確保が難しい状況が存在すると推測された。子どもの安全と健やかな成長・発達を保障するためにも、看護職が今後重要な役割を果たすと考える。

謝辞

本研究にご協力いただきました保育所所長並びに保育士の皆様に深く感謝申し上げます。

本研究は園田学園女子大学共同研究助成金の交付を受けたものです。

引用文献

- 1) 内閣府：平成22年版子ども・子育て白書，東京，2010.
- 2) 茂本咲子，出井美智子：岐阜県における乳幼児の事故の実態 発生する可能性がある事故を含めた分析，岐阜県立看護大学紀要，4(1)，32-38，2004.
- 3) 伊藤玲子，奥典宏，真部哲治他：保育園・幼稚園・学校における小児アレルギー疾患の問題点と対処 横浜市内幼稚園・保育園における食物アレルギーの実態，日本小児アレルギー学会誌，21(1)，51-55，2007.
- 4) 多田敦子，川口千鶴，朝野春美他：幼稚園・保育所における子どもたちの健康問題と障害をもつ子どもの受け入れの現状 ある地域における幼稚園教諭・保育士に対するアンケート調査の結果から，自治医科大学看護学部紀要，4，55-62，2007.
- 5) 深水京子，荒木田美香子：保育所における保護者への保健情報に関する要因の検討，小児保健研究，67(5)，738-745，2008.
- 6) 今井七重，福富真智子，榎本ひとみ他：病児保育園での保育中の症状の変化についての検討，保育と保健，12(2)，31-33，2006.
- 7) 松本紀子，加藤忠明，豊永せつ子他：保育園における投薬の実態 -福岡市および福岡県における保育

- 所（園）の投薬の現状－，保育と保健，5(2)，36-42，2000.
- 8) 後藤咲子，飯塚春美，隠岐信孝他：保育所で行われている与薬の実態－秋田市認可保育園におけるアンケート調査より－，あきた小児保健，37，46-50，2001.
 - 9) 安斎芳高：保育所の与薬に関する法的側面とその対応への考察－これからの保育所における保健対応機能のあり方－，川崎医療福祉学会誌，11(2)，229-235，2001.
 - 10) 厚生労働省医政局長：医師法第17条，歯科医師法17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について，厚生労働省通達，2005.
 - 11) 阿保智子，扇野綾子，富澤登志子：H市内における保育所での与薬の実態と保育士の認識－看護職者および与薬マニュアルの有無による比較－，小児保健研究，343-349，2009.
 - 12) 清水純，齋藤貴志，五十嵐浩他：保育園，幼稚園における与薬の実態と問題点，日本小児科学会雑誌，112(5)，842-847，2008.
 - 13) 齋藤貴志，清水純，五十嵐浩他：小山市の保育園，幼稚園における与薬の実態調査，小児保健研究，66(1)，92-96，2007.
 - 14) 森上史朗：最新保育資料集，86-87，ミネルヴェ書房，2007.
 - 15) 湯目礼子：保育園における看護職の活動の実態と役割意識－神奈川県下のアンケート調査から－，看護教育研究集録，23，448-455，1998.
 - 16) 荒木暁子，遠藤巴子，羽室俊子他：岩手県の保育園保健の実態と看護職の役割，岩手県立大学看護学部紀要，5，47-55，2003.
 - 17) 稲毛映子：福島県内の保育施設における看護職の現状に関する調査－期待される役割に関する一考察－，福島県立医科大学看護学部紀要，9，25-40，2007.
 - 18) 保育所保育指針解説書. <http://www.mhlw.go.jp/kodomo/hoiku04/pdf/hoiku04b.pdf>

[たかはし さやこ 小児看護学]
 [かわむら ちえこ 母性看護学]
 [にしたに かなえ 児童教育学]
 [ほりい ふたみ 幼児教育学]

妊婦のサポート希求力

——フォーカス・グループ・インタビューからの因子分析——

田 中 響

第1章 序 章

1. 研究背景

現在の日本では、「子育ての孤立化」「母子カプセル化」と言われている¹⁾ように、母親が1人で育児を行っていることが多くなっている。多くの先行文献は、子育てには様々な不安やストレスがあり、育児支援や母親をサポートするシステムを作る必要があると述べている²⁾。

精神医学者である House の定義³⁾は、①情緒的サポート：共感したり、愛情を注いだり、信じあげたりする、②道具的サポート：援助を必要とする人に直接手助けをする、仕事を手伝ったり、お金や物を貸してあげたりする、③情動的サポート：個人的あるいは社会的な問題への対処に必要な情報や知識を提供する、④評価的サポート：個人の行動や業績に最もふさわしい評価を与える、の4つである。松井⁴⁾は、House のソーシャルサポートは4つの機能のうち、1つないしそれ以上の要素を含む相互作用と定義している。特に育児には、情緒的サポートと道具的サポートが必要であると言われている³⁾⁵⁾⁶⁾。

先行文献において育児支援のためのサポートは、育児不安の特徴や子育ての状況、子供の発達に合わせたサポートが必要であり⁵⁾、育児支援サポートのシステムづくりについては、父親が積極的に子育てに参加することが母親の育児不安や育児困難感を軽減するため父親の積極的な子育て参加ができるよう父親自身への働きかけと、父親が家事・子育てに参加することをさせる社会的な基盤整備が必要であると述べられている⁷⁾。また、出産後、地域における育児支援の重要性が述べられており、育児不安や育児困難を感じた時の相談できる場所や人の確保など地域における育児支援サポートシステムの充実が必要であると述べられている⁵⁾⁷⁾⁸⁾⁹⁾。育児とは子どもとの絶え間ない相互交渉である。育児ストレスとサポートの研究において、母親側の要因を考慮した研究は少なく、子どもが一方的にストレスサーとして扱われる事が多い。育児をする中で母親がストレスと感ずる程度は母親により異なるのではないか。

これらの先行文献には、妊婦を取り巻く周囲の育児支援サポートの必要性やシステム作りについて多く研究されていたが妊婦の育児支援サポートを受けるために必要な力、妊婦自身のサポート希求の方法やサポートを享受するための環境や能力についての具体的な文献は乏しかった。また、母親側の特性を考慮に入れたサポートについての研究の集積の必要性についても述べられて

いる⁵⁾。

妊婦のサポート希求力について研究していく上で、女性が妊娠し母親となっていく過程においてどのように成長発達し、妊娠することで起こってくる様々な不安や危機について知っておく必要がある。女性は妊娠し母親になっていく過程で、身体的・精神的・社会的な問題や危機に直面し、それらの経験の中でアイデンティティを獲得し成長発達していく。

女性のアイデンティティの発達をみると、女性は結婚・育児、夫の転勤、親の介護などに自分を適応していくため、自分の一生を連続的なアイデンティティとして形成させていく、夫・子供・家族など、他者との関係性のなかでアイデンティティを獲得していく側面が強い。アイデンティティは、さまざまな危機に直面し経験することで獲得されていくといわれている。

まず、結婚し新しい家族がスタートする。結婚することで、夫と妻の双方がそれぞれの生まれ育った家族から自立して、夫婦関係の基盤を築き上げることで、結婚とはこれまでまったく異なった環境で育った男女が共同生活を始めることであり、お互いをよく理解するように努力し、夫または妻として相手から期待される役割に適応していくことが必要になる。そして、妊娠すると身体的な変化に伴う不快感や苦痛、精神的な不安を乗り越えなければならず、妊娠による家族への影響を考へるようになり、母親役割が果たせるかどうかの不安、出産という痛みや恐怖を乗り越えることができるかという不安に直面する。そして、新たに子供が家族に参入することで家事・仕事の役割を調整、夫婦による子育てと祖父母による子育ての役割調整も伴い、さまざまな危機に直面することになる。それらの危機を乗り越えていくためには、育児の場合と同様に様々な支援・サポートが必要なのである¹⁰⁾。

現在、新エンゼルプラン¹¹⁾などにより子育て環境の整備が進められているが、社会的環境としての子育て支援のサポートシステムが整っていても妊婦自身に十分にサポートを受けられる力がなければサポートシステムを十分活用することができない。

妊婦が母親になったときに、子供に対して与える側の人間になるためには、まず受け入れる側の人間になることが必要であると考えられている。妊娠期は「人に何かを与えるよりも与えてもらいたい（受容的傾向）」というニーズが高いといわれ、妊婦のこの受容的傾向は、与える側の人間になる準備段階として重要な意味をもつとされている。すなわち、家族や身近な人々からの献身的な愛やいたわり、安全の保証や保護、共感的理解、暖かい支持を提供され、さらに医療者からは、専門的関心、専門的知識に基づく保証、個を尊重したケアや擁護などを提供されることによって、妊婦の心的エネルギーが満ち溢れる。このエネルギーは、生まれてくる子供を育てるエネルギーの源になる¹²⁾といわれている。

ゆえに、母親となる妊婦が上手にそれらのサポートを享受する力＝サポート希求力をもつことが育児ストレスに対して上手に対処でき、健康な次世代育成へとつながり、よりよい社会を構築し、個々の人間が自分らしく、より良く生きていけることにつながっていくのではないかと考える。

2. 研究目的

本研究では、母親となる妊婦が、様々な問題を解決していくために必要な力の1つであるサポート希求について明らかにする。そして、妊婦を取り巻く様々なサポートを妊婦自身が、うまく活用するために必要な力やその成り立ちを検討していきたいと考える。

- 1) 妊婦が必要とするサポートが明確になる。
- 2) サポート希求力が明らかになる。
- 3) サポート希求力育成に関しての知見が得られる。

現在、行われている母親学級や保健指導が必要な理由として、妊婦は、①妊娠・出産・育児に関する基礎的知識が不足している、②知識はあるが、健康行動の実行に関する自信のなさや負担感が強い、③生活を整えていくための社会的・経済的条件が十分ではない、④知識や技術を習得する機会や場がない、⑤家族を含めた周囲の協力が得られない¹²⁾、などということがある。健康行動を行えるような行動変容を促す指導のためには、サポート希求力を明らかにし、サポート希求力育成に努めていく必要がある。

第2章 研究方法

1. 用語の定義

1) サポート希求力

子どもや育児に関する出来事や状況などが母親によって脅威であると知覚されることや、その結果、母親が経験する困難な状態を育児ストレスと定義付けられている¹³⁾。母親は様々な育児ストレスを抱え、ストレスに対して自分なりに何らかの対処を行いながら育児を行っていると考えられる。ストレスへの対処能力の1つにサポートを上手に受けること、サポート希求がある¹⁴⁾。

認知的、社会的なシステムも含めたサポート（支えること、支持。支援。助け。）や支援（ささえ助けること、援助すること。）を自ら希求（願い求めること。）でき、サポートや支援を受けるために必要な行動変容を起こそうとすることができる、または、起こすことができる力をサポート希求力とする。

2) 里帰り出産

妊婦は、一般に妊娠35週くらいまでに、実家に帰り、実家の近くの病院で分娩、産後1～2か月まで実家の家族のサポートを精神的、身体的、社会的面すべてにおけるサポートを受ける事が出来る日本やオーストラリアでみられる出産の慣習である。里帰り出産を行う利点は、前述したように精神的、身体的、社会的面すべてのサポートを受けることが出来る。しかし、欠点として実家の近くの出産施設を探し、受診したり妊娠中に通院している病院との連携をとる必要があること、妊娠後期から、パートナーや家族とおおよそ3か月間離れて生活することで密なコミュニケーションの必要があること、上の子がいる場合は特にパートナーやパートナーの実家の理解が必要なことが挙げられる¹⁵⁾。

3) パートナー

胎児の父親または血縁関係がなくても妊婦自身がパートナーであると認識している人とする。パートナーの存在は身体的、精神的、社会的にも妊婦に与える影響が大きい。配偶者や家族の定義が現代社会の中で多様に変化しているように、結婚、入籍しているかどうかは関係なく、妊婦自身がパートナーと認知していることが大切であると考えられる。

4) 家族

血縁関係だけでなく精神的な思いやりでつながった、絆を感じる温かい共同体であるという意識を共有している人や集団とする¹⁶⁾。

2. 研究デザイン

妊娠中の女性を対象とし、フォーカス・グループ・インタビュー法（以後、F. G. I とする）を用い、質的に内容分析を行い、その結果から質問紙を作成し、質問紙法による調査を行う。

3. 調査方法

1) 対象者

①F. G. I

A 市立病院の分娩予定者で、A 市立病院が主催する母親学級を受講した妊婦のうち、研究に承諾の得られた健康な妊婦 9 名を対象とした（表 1）。F. G. I は前期母親学級 4 名（つわりの時期を含み、初産婦が多くの割合を占める）と後期母親学級 5 名（分娩に近い時期であり、初産婦・経産婦ともに受講し経産婦の参加割合が多い）の 2 回行った。調査期間は 2008 年 8 月の母親学級開催日の 2 日間である。

②質問紙

A 市立病院に通院中であり、A 市立病院で分娩予定の健康な妊婦 105 名である。そして、調査期間内に妊婦健診を受診した妊婦で、研究の依頼を文書で行い、研究に承諾の得られた妊婦を対象とした。調査期間は、2008 年 9 月の 3 週間とした。

2) 調査内容

本研究の調査内容は以下の通りである。

①F. G. I

妊婦自身の現在の状況や過去の経験、希望などから、妊婦が必要としているサポートまたどのようなサポートを妊婦は受けているのかを調査する。そして、それらのサポートを受けるために妊婦自身が持つべき力や周りの環境について調査する。

以上の内容について、F. G. I を行い、内容を逐語録とし、内容分析を行う。

②質問紙調査

①の結果より、サポート希求力の 6 つのカテゴリーからそれぞれ 5~10 の質問項目、合計 50 問（表 5）を作問し、健康な妊婦に質問紙調査を行う。調査結果を因子分析し、サポート希求力

を明らかにする。

4. 統計的手法

F. G. I については、内容を逐語録とし、内容分析を行い、サポート希求力に関連する文脈を抽出しラベル化し、類似性にそって分類、カテゴリーを形成し、質問を作成した。質問紙調査は、得られたデータを SPSS student version 13.0 J を用いて分析した。背景要因によるサポート希求力への関連と傾向を分析するため、順序相関 Kendall τ 検定を行った。そして、サポート希求力についての質問項目の因子分析を行った。

5. 倫理的配慮

研究への参加は対象となる人の自由意志を尊重し、研究目的・方法、拒否や中断の権利等について、依頼文と口頭で十分に説明し、同意書に署名し研究終了時まで保存しておく事を約束した。また、質問紙調査は無記名とし、研究協力を拒否する場合は質問紙の提出の必要がない事を依頼文にて説明した。得られたデータは対象者のプライバシー保護に十分留意して、保存及び処分することにした。なお、本研究は研究計画書を H 大学研究倫理委員会に申請し、承認を得、A 市立病院の倫理委員会に申請し、承認を得た後に実施した。

第3章 結果

1. F. G. I について

1) 対象者の特性：

対象者の背景は、A 市立病院の母親学級受講後の妊婦で本研究に参加、協力の同意が得られた妊婦 9 名である。初産婦 6 名、経産婦 3 名。平均年齢は 27.33 歳 (SD 4.47)、平均妊娠週数は妊娠 30.33 週 (SD 3.71) であった (表 1)。

表 1 F. G. I 対象の特性 (n=9)

		年齢 (歳)	出産経験	妊娠数数 (週)
1 回目	A	32	初産婦	28
	B	33	初産婦	27
	C	29	初産婦	24
	D	24	初産婦	28
2 回目	E	30	経産婦	34
	F	23	初産婦	34
	G	25	初産婦	33
	H	30	経産婦	31
	I	20	経産婦	34

2) サポート希求力について：

妊婦からのデータを内容分析し、カテゴリー化した結果を表2から表4に示し、以下に述べる。(以後、メインカテゴリーを『 』、サブカテゴリーを〈 〉として表記し、さらに下位のカテゴリーを〔 〕で、「 」は要約を表記する。)

メインカテゴリーは『妊婦のサポート』『サポート希求力』『学校教育』の3つに分類できた。

まず、3つのメインカテゴリーの1つである『妊婦のサポート』は、〈家庭〉〈仲間〉〈社会の理解〉〈専門家〉〈つわりの時期〉の5つのサブカテゴリーから構成されていた。『妊婦のサポート』はサポート希求する対象や時期や環境システムなど全てである(表2)。

次に2つめのメインカテゴリーである『サポート希求力』は〈自分自身をメタ認知できる〉〈ありのままの自分を他者に表現できる〉〈アサーティブに他者と向き合う〉〈他者に自分を理解してもらおう〉〈他者への感謝の気持ちをもつ〉〈理解しあおう〉の6つのサブカテゴリーからなっていた。妊婦が様々なサポートを希求するために必要な力である(表3)。

3つ目のメインカテゴリー『学校教育への希望』は、対象となった妊婦がすでに受けてきた学校教育の学びの中から、今後の学校教育への希望として抽出された内容である。それらは〈月経教育〉〈妊娠に対する教育〉〈命の大切さ〉の3つのサブカテゴリーに分類された(表4)。

3) サポート希求力に関する質問紙項目の作成

表2～表4の結果と先行文献より、質問項目43項目を作成した。また基礎データ項目を3項

表2 妊婦のサポート

メインカテゴリー	サブカテゴリー	下位のカテゴリー
妊婦のサポート	家庭	実家のサポート
		義父母のサポート
		パートナーのサポート(理解、行動)
		家族の理解
		家族の信頼
	仲間	同じ妊娠週数の友人
		育児休暇明けの職場の友人
		メール交換する友達
		口コミ情報
		同じ目線で教えてくれる友人
		産後日数の少ない友人
	社会の理解	職場の理解
		他人からの理解
		妊婦を理解するための教育
		妊婦への気遣い
	専門家	病院
		助産師
	つわりの時期	サポートが一番欲しい時期

表3 サポート希求力

メインカテゴリー	サブカテゴリー	下位カテゴリー
サポート希求力	自分自身をメタ認知できる	自分の出来ないことを認める
		助けて欲しいことが具体的にわかる
		自分のストレス解消法を知っている
	ありのままの自分を他者に表現できる	甘え上手になる
		自分の思いを言葉にして気持ちを伝える
		助けて欲しいといえる勇氣
		良い娘・嫁でいようと思わない
	アサーティブに他者と向き合う	上手に頼む
		解ってもらえるまで言う
		角が立たないように話す
	他者に自分を理解してもらう	夫への妊娠教育
		社会での妊娠教育
		妊娠を気付いてもらう
	他者への感謝の気持ちをもつ	感謝する
		うれしい気持ちを表現する
理解しあう	相互理解	
	コミュニケーションが良い	
	妊娠前からの人間関係が良い	

表4 学校教育への希望

メインカテゴリー	サブカテゴリー	下位カテゴリー
学校教育への希望	月経教育	初潮や生理時の対応方法
		保健の授業や助産師から
		ポジティブに捉えられるような教育
		時期は小学校高学年とする
	妊娠に関する教育	妊娠することで心身にどのような影響があるのか変化するのかを教育する
		妊婦を見たら電車やバスの席を譲る
	命の大切さ	思いやりの気持ちを育てる教育

目、教育に関する調査項目を記述式とし4項目を合わせ、全部で50項目の質問紙を作成した(表5)。

なお、パートナーや実父母などからのサポートに関する質問(項目7~13)については関連要因である。

2. 質問紙調査について

1) 対象者の特性:

A市立病院の産科外来へ調査期間内に妊婦健診を受診した妊婦で、研究に承諾の得られた妊婦105名に質問紙を配布し、記入後、産科外来に設置した質問紙回収箱に投函してもらった。回

表5 サポート希求力に関する質問項目

関連要因（基礎データ）
1. 年齢 2. 初産婦か経産婦 3. 妊娠週数 4. 里帰り分娩の有無 5. 友人の有無 6. 友人とどこで知り合ったか
関連要因及び結果
7. パートナーからのサポートを受けているか 8. 実父母からのサポートを受けているか 9. 義父母からのサポートを受けているか 10. 兄弟、姉妹からのサポートを受けているか 11. 友人からのサポートを受けているか 12. 社会的サポートを受けているか 13. その他のサポート
サポート希求力
14. パートナーのサポートを受けることができる（声かけ、認めてくれる、労ってくれる、気持ちがかかる） 15. 身近な人との人間関係がよい 16. 妊婦検診を定期的に必ず受診する 17. 妊娠や出産の怖さを知っている 18. 何か行動する時常に自分の健康状態を考えている 19. 自分の健康状態の悪化を早めに気が付くようにしている 20. おなかが大きくなってきた姿や妊娠線など体の変化が受容できる 21. 妊娠による不快な症状（マイナートラブル）への対処ができる 22. 緊急時（おなか張ったり、出血したりした時）の対処ができる 23. 母親学級を受講することができる 24. 出産や育児のための社会的支援（妊婦健診の費用の公費負担、養育医療など）を活用できる 25. 妊娠、出産後、様々な相談できる所を活用できる 26. 分娩や出産に関して計画を立て準備ができる（分娩施設の決定や入院中の家族のサポートなど） 27. 自分の様々な問題を解決するための行動が起こせる 28. 実母や義母の手助けを受けることができる 29. 妊娠や育児の情報に興味を持ち、自然と耳が傾く 30. 家族といつも良いコミュニケーションを持っている 31. 友人とのネットワークがある 32. 自分は甘え上手である 33. サポートを受けるためには自分のプライドを捨てる勇気が必要 34. 良い娘、良い嫁だと思われようとしないことが上手にサポートを受ける為には必要である 35. 自分の気持ちをありのまま表現（言葉や行動）することがサポート受けるためには必要である 36. 妊娠中の身体的、心理的な苦痛をパートナーが理解してくれる 37. 困ったときに相談できる専門家がいます（身近な専門家・助産師、看護師、保健師など） 38. 誰にでも感謝することができる気持ちを持っている 39. 自分自身の感情をうまくコントロールできる 40. パートナーは妊娠の大変さを理解し、父親としての自覚を持っている 41. 家族の絆がある 42. 言いたいことが言えなくても代弁してくれる人がいる 43. 立ち直る力（レジリエンス）がある 44. 物事をやり遂げ、継続する力（根気）がある 45. 今の自分の状態（気持ちや要望）を身近な人に表現し、伝えることができる 46. さまざまな問題が起こってもポジティブに考えるようにしている
関連要因（学校教育への希望）
47. 中学・高校の教育で妊娠、出産、育児に関して役立っている、または覚えている内容がありますか 48. 覚えている内容はなんですか 49. 妊娠、出産、育児について、中学・高校に望む教育
その他（サポート希求力の内容）
50. サポートを受けるのに必要な力はどのようなこと（自由記述）

表 6 質問紙調査対象者の特性 1 (n=102)

年齢 (平均)	29.99 歳 (SD 5.24)		
妊娠週数 (平均)	妊娠 28.32 週 (SD 8.81)		
出産経験 (人)	初産	42	41.2%
	経産	60	58.8%
里帰りの有無 (人)	里帰りである	31	30.4%
	里帰りでない	68	66.7%
	不明	3	2.9%
親しい友人の有無 (人)	いる	93	91.2%
	いない	8	7.8%
	不明	1	1%
学校教育の影響 (人)	ある	23	22.5%
	ない	76	74.5%
	不明	3	3%

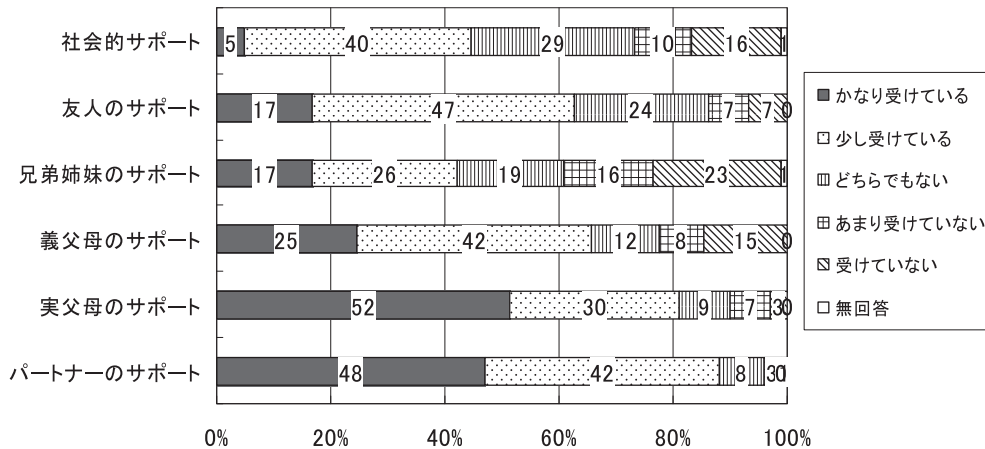


図 1 質問紙調査対象者の特性 2

収率は 97.1% (102 名回収) であった (表 6、図 1)。

2) サポート希求力と関連する要因について

(1) サポート希求力とサポート希求力に関連する要因

サポート希求力と関連する要因を明らかにするために χ^2 検定を行った。

「出産の経験」初産婦、経産婦の差によるサポート希求力への関連性は、サポート希求力の項目全てにおいて有意に関連していなかった。最も有意に関連している項目数が多かったのは、「パートナーのサポート」を受けているかどうかであり、サポート希求力 33 項目中 16 項目に関連がみられた。次に多く関連していたのは、「兄弟姉妹のサポート」で 13 項目に関連を示し、3 番目に多く関連していたのは、「親しい友人」の有無で 12 項目であった。「実父母のサポート」は 4 項目のみの関連を示していたが、「義父母のサポート」は 10 項目との関連を示した。また、「学校教育の影響」に関連していた項目は、項目 34. 「良い娘、良い嫁だと思われようとしなことが上手にサポートを受ける為には必要である」、と項目 37. 「困ったときに相談できる専門

家がいる」の2項目であった。

サポート希求力の項目について見てみると、サポート希求力に関連する要因12項目のうち、一番多くの項目に関連していたのは、項目26.「分娩や出産に関しての計画が立てられ準備ができる」であり、「親しい友人の有無」「パートナーのサポート」「実父母のサポート」「義父母のサポート」「兄弟姉妹のサポート」「友人のサポート」「社会的サポート」の6項目と関連していた。

(2) サポート希求力関連要因間相互関連

サポート希求力の関連要因間の相互関連性を検討するために χ^2 検定を行った。「里帰りの有無」と「出産経験」「実父母のサポート」は関連しあっていた。そして、「実父母のサポート」は「里帰り」「義父母のサポート」「兄弟姉妹のサポート」「友人のサポート」と関連しあっていた。「義父母のサポート」は「出産経験」「実父母のサポート」「友人のサポート」「社会的サポート」と関連していた。「パートナーのサポート」と関連していたのは「友人のサポート」のみであった。「学校教育の影響」は他の要因と関連がなかった。「実父母のサポート」「義父母のサポート」「兄弟姉妹のサポート」など身近な人のサポートが相互に関連していたが、「パートナーのサポート」は別であった。

(3) サポート希求力と関連要因との順序相関

質問項目2、4、5、7、8、9、10、11、12、47（サポート希求力に関連する要因）と14～46（サポート希求力）の関連性について順序相関 Kendall τ 検定を行った（表7）。初産・経産婦の「出産経験」の違いによる、サポート希求への関連は、項目40.「パートナーは妊娠の大変さを理解し、父親としての自覚を持っている」だけが経産婦の方が高いという関連を示していた。「里帰りの有無」にはサポート希求力への有意な順序相関がみられなかった。「友人の有無」はサポート希求力33項目中16項目に関連が見られ、友人がいる方がサポート希求力に高い関連を示していた。「パートナーのサポートの有無」は、サポート希求力33項目中21項目に、パートナーサポートがある方にサポート希求力が高いという関連があり、サポート希求力への関連が一番高い事示していた。「実父母のサポート」は5項目、「義父母のサポート」は10項目、「兄弟姉妹のサポート」は13項目、「友人のサポート」は12項目、「社会的サポート」は13項目、「学校教育の影響」は3項目に関連が見られ、それぞれサポートがある方にサポート希求力が高い事を示していた。

学校教育の影響に関連する項目は、項目15.「身近な人との人間関係がよい」と項目36.「妊娠中の身体的、心理的な苦痛をパートナーが理解してくれる」と項目37.「困ったときに相談できる専門家がいる」の3項目であった。

サポート希求力の全ての項目は、サポート希求力に関連する要因が少なくとも1つ以上は関連していた。サポート希求力に関連する要因が、サポート希求力に全く関連しない項目はなかった。

サポート希求力に関連する要因が一番多く関連していたのは、項目26.「分娩や出産に関しての計画が立てられ準備ができる（分娩施設の決定や入院中の家族のサポートなど）」で7項目が

表7 サポート希求力と関連要因の順序相関表 (Kendall τ 検定)

	産婦種類	里帰り	友人の 有無	パートナー のサポート の有無	実父母 サポート	義父母 サポート	兄弟姉妹 サポート	友人 サポート	社会的 サポート	学校教育
14. パートナーからのサポート受容	0.042	0.029	-0.029	0.345**	0.055	0.177*	0.175*	0.063	0.005	-0.193
15. 身近な人との人間関係	-0.052	-0.111	-0.291**	0.286**	0.172	0.146	0.103	0.212*	-0.007	-0.223**
16. 健診の定期的な受診	0.020	0.043	-0.172	0.221*	0.092	0.049	0.121	0.125	0.048	-0.033
17. 妊娠・出産の怖さを認知	0.196	0.050	0.018	0.106	-0.040	-0.046	0.053	0.188*	0.105	0.016
18. 自分の健康状態を考える	-0.075	-0.122	-0.095	0.197*	-0.033	0.057	0.107	0.067	0.077	-0.158
19. 健康状態悪化の早期発見	0.000	-0.167	-0.030	0.225*	0.016	0.083	0.143	0.096	0.143	-0.059
20. ボディイメージ変化の受容	-0.087	-0.062	-0.152	0.238**	0.037	0.066	0.104	0.176*	0.194*	-0.141
21. マイナートラブルへの対処	0.077	-0.027	-0.208*	0.140	-0.085	0.004	0.096	0.029	0.128	-0.158
22. 緊急時の対処	0.104	-0.049	-0.243**	0.210*	-0.010	0.083	0.076	0.106	0.179*	-0.052
23. 母親学級の受講	-0.158	-0.180	-0.085	0.056	0.120	0.139	0.190*	0.096	0.144	-0.029
24. 社会的支援の活用	0.018	0.004	-0.182	0.253**	0.067	0.120	0.063	0.025	0.373**	-0.029
25. 相談場所を活用する	-0.090	-0.063	-0.127	0.276**	0.178*	0.170*	0.238**	0.151	0.211*	-0.136
26. 出産の準備や計画が出来る	0.063	-0.113	-0.335**	0.255**	0.356**	0.243**	0.342**	0.215*	0.255**	-0.095
27. 問題解決のための行動力	0.073	-0.031	-0.249**	0.288**	0.096	0.171*	0.211*	0.127	0.244**	-0.057
28. 実母などのサポート受容	0.073	-0.055	-0.253**	0.150	0.357**	0.418**	0.254**	0.175*	0.218*	-0.114
29. 妊娠などの情報に興味がある	-0.160	-0.170	-0.256**	0.265**	0.121	0.112	0.202*	0.235**	0.144	0.034
30. 家族との良いコミュニケーション	0.052	0.023	-0.227*	0.362**	0.143	0.286**	0.154	0.209*	0.151	-0.070
31. 友人のネットワークがある	-0.014	-0.087	-0.277**	0.144	0.057	0.140	-0.031	0.36**	0.197*	0.097
32. 甘え上手である	-0.152	-0.140	-0.225**	0.166	0.076	0.085	0.106	0.123	0.091	-0.134
33. プライドを捨てる勇氣	0.000	-0.128	-0.135	0.053	0.098	-0.008	0.123	0.275**	0.012	0.056
34. 良い嫁と思われたい	0.056	-0.021	-0.049	0.090	0.152	0.134	0.097	0.175*	0.050	0.039
35. ありのままに自分を表現	0.064	0.056	-0.091	0.222*	0.168	0.182	0.154	0.298**	0.158	0.003
36. パートナーの理解	-0.094	-0.028	-0.121	0.404**	0.204*	0.231**	0.323**	0.170	0.245**	-0.192*
37. 相談できる専門家がいます	-0.087	-0.015	-0.161	0.294**	0.108	0.150	0.242**	0.112	0.163	-0.283**
38. 感謝の気持ち	0.006	-0.021	-0.103	0.166	0.108	0.236**	0.147	0.174	0.196*	-0.128
39. 感情のコントロール	0.070	-0.022	-0.253**	0.169	-0.013	-0.007	-0.177*	0.097	0.092	-0.070
40. パートナーの父親としての自覚	0.197*	0.147	-0.205*	0.469**	0.126	0.264**	0.220*	0.122	0.199*	-0.106
41. 家族の絆	0.132	0.051	-0.203*	0.474**	0.174	0.310**	0.254**	0.204*	0.285**	-0.149
42. 代弁してくれる人がいる	-0.021	0.114	-0.147	0.140	0.175*	0.088	0.300**	0.009	0.046	-0.172
43. 立ち直る力がある	-0.003	-0.070	-0.316**	0.287**	0.138	0.054	-0.002	0.115	0.133	0.006
44. 根気がある	0.028	-0.126	-0.266**	0.208*	0.039	0.008	-0.045	0.117	0.160	0.088
45. 気持ちを表現できる	0.089	0.044	-0.263**	0.241**	0.152	0.168	0.121	0.256**	0.306**	-0.054
46. ポジティブに考える	0.035	0.072	-0.176	0.027	0.031	-0.030	-0.093	0.056	0.191*	0.071

関連していた。

3) サポート希求力の因子分析

因子分析の目的は、F. G. I の結果と先行文献より、抽出されたサポート希求力について出来るだけ共通因子の少ない項目を抽出し、サポート希求力をより具体的な項目として査定するのである。

(1) 因子分析

①天井効果、フロア効果の有無

まず、サポート希求力 33 項目の平均値、標準偏差を算出した。そして天井効果のある項目の確認をした。

天井効果があったのは、項目 14・5.22 (平均+SD)、項目 15・5.12 (平均+SD)、項目 16・5.17 (平均+SD)、項目 24・5.04 (平均+SD)、項目 28・5.24 (平均+SD)、項目 30・5.09 (平均+SD)、項目 36・5.03 (平均+SD)、項目 41・5.14 (平均+SD) の 8 項目であった。本研究の目的は F. G. I の結果や先行文献より明らかになったサポート希求力をより具体的な項目として査定することであるため、天井効果のみられた項目は除外し、因子分析した。

②因子数の検討

サポート希求力の項目はそれぞれが独立していることは少なく、何らかの相関関係があり、共通性があると考えため、分析方法は、主因子法 Promax 回転による因子分析を行い、因子数を以下の5つから検討した。

- 研究者の仮説は、F. G. I の分析結果より6因子とする。
- 主因子法 Promax 回転による因子分析の結果と固有値が1以上の因子数は第7因子である。
- 固有値やスクリープロットを見て、固有値が大きく落ち込む所は、前後の因子間の固有値の差を算出してみると第7因子と第8因子の差(0.11)が前後に比べて差が大きく、8因子と仮定する。
- 累積寄与率が50%を越える因子数としては第5因子である。
- 固有値の変化で1を越えるのは、3因子である。

主因子法 Promax 回転による因子分析を行った結果、3因子が一番、除外する項目が少なく、各因子の項目数が、7項目、8項目、5項目に分類された。

したがって、因子数は3因子が妥当と考えられた。

③因子の命名

3因子数で、Promax 回転後の最終的な因子パターンと因子間相関を表8に示す。なお、回転前の3因子で23項目の全分散を説明する割合は47.23%であった。

表8 サポート希求力の因子分析結果 (Promax 回転後の因子パターン)

項目内容	I	II	III
46. さまざまな問題が起こってもポジティブに考えるようにしている	0.820	-0.209	0.007
39. 自分自身の感情をうまくコントロールできる	0.794	0.023	-0.048
44. 物事をやり遂げ、継続する力(根気)がある	0.777	0.054	-0.060
45. 今の自分の状態(気持ちや要望)を身近な人に表現、伝える事ができる	0.696	0.148	-0.110
43. 立ち直る力(レジリエンス)がある	0.659	-0.119	0.134
38. 誰にでも感謝することができる気持ちを持っている	0.515	0.154	-0.114
31. 友人とのネットワークがある	0.395	0.058	0.160
25. 妊娠、出産後、様々な相談できる所を活用できる	-0.089	0.720	-0.004
29. 妊娠や育児の情報に興味を持ち、自然と耳が傾く	-0.051	0.716	-0.126
26. 分娩や出産に関しての計画が立てられ準備ができる	0.065	0.685	-0.020
18. 何か行動する時常に自分の健康状態を考えている	-0.079	0.535	0.266
20. おなかが大きくなってきた姿や妊娠線など体の変化に受容できる	0.048	0.515	0.093
23. 母親学級を受講することができる	0.044	0.473	-0.150
21. 妊娠による不快な症状(マイナートラブル)への対処ができる	0.280	0.400	0.147
27. 自分の様々な問題を解決するための行動が起こせる	0.267	0.367	0.112
33. サポートを受けるためには自分のプライドを捨てる勇気が必要	-0.078	-0.011	0.568
34. 良い娘、良い嫁だと思われようとしないこと	0.134	-0.250	0.565
35. 自分の本当の気持ちをありのまま表現(言葉や行動)すること	0.115	-0.059	0.564
17. 妊娠や出産の怖さを知っている	-0.078	0.195	0.473
42. 言いたいことが言えなくても代弁してくれる人がある	-0.111	0.058	0.453
因子間相関	I	II	III
I 自己コントロール	-	0.47	0.51
II 自分の健康に関する意識や行動		-	0.39
III 対人関係			-

第1因子は7項目で構成されており、「さまざまな問題が起こってもポジティブに考えるようにしている」「自分自身の感情をうまくコントロールできる」「物事をやり遂げ、継続する力（根気）がある」など、自分自身の自尊感情を高め、物事に関してポジティブ思考ができ、継続していくために自分をコントロールできる内容の項目が高い負荷量を示していた。そこで「自己コントロール」と命名した。

第2因子は8項目で構成されており、「妊娠、出産後、様々な相談できる所を活用できる」「妊娠や育児の情報に興味をもち、自然と耳が傾く」「分娩や出産に関しての計画が立てられ準備ができる（分娩施設の決定や入院中の家族のサポートなど）」「何か行動する時常に自分の健康状態を考えている」など健康や妊娠に対する知識を持ち健康的に考え行動できる内容の項目が高い負荷量を示していた。そこで「自分の健康に関する意識や行動」因子と命名した。

第3因子は5項目で構成されており、「サポートを受けるためには自分のプライドを捨てる勇気が必要」「良い娘、良い嫁だと思われようとしなくていいことが上手にサポートを受けるためには必要である」など、ありのままの自分を他者に表現できる内容の項目が高い負荷量を示していた。そこで「対人関係」因子と命名した。

(2) 下位項目間の関連

サポート希求力の3つの因子に相当する項目の平均値を算出し、「自己コントロール」因子得点（平均 3.84、SD 0.61）、「自分の健康に関する意識や行動」因子得点（平均 4.05、SD 0.50）、「対人関係」因子得点（平均 3.65、SD 0.51）とした。内的整合性を検討するために各因子の α 係数を算出したところ、「自己コントロール」では $\alpha = 0.85$ 、「自分の健康に関する意識や行動」で $\alpha = 0.81$ となり、高い値が得られた。また「対人関係」では、 $\alpha = 0.64$ とやや低めの値が得られた。

サポート希求力のカテゴリー間の相関を表9に示す。3つの因子は互いに有意な正の相関を示した。

(3) サポート希求力へ関連する要因とサポート希求力（3因子）の順序相関

「自己コントロール」「自分の健康に関する意識や行動」「対人関係」の3因子とサポート希求力関連要因10項目との順序相関を検定した（表10）。有意な関連が認められた要因について、相関の強い順に列挙する。

「自己コントロール」は「友人の有無」「社会的サポート」「パートナーのサポート」「友人のサポート」による有意な関連がみられた。

表9 サポート希求力のカテゴリー間相関（Kendall τ 検定）と平均、SD、 α 係数

	自己 コントロール	自分の健康に関する 意識や行動	対人関係	平均	SD	α
I 自己コントロール	—	0.41**	0.27**	3.84	0.61	0.85
II 自分の健康に関する意識や行動		—	0.27**	4.05	0.50	0.81
III 対人関係			—	3.65	0.51	0.64

**P<0.01

表 10 3 因子の順序相関

	出産経験	里帰りの有無	友人の有無	パートナーのサポート	実父母のサポート	義父母のサポート	兄弟姉妹のサポート	友人のサポート	社会的サポート	学校教育
自己コントロール	0.037	-0.074	-0.285**	0.203*	0.043	0.132	-0.052	0.184*	0.228**	0.017
自分の健康に関する意識や行動	-0.074	-0.124	-0.257**	0.265**	0.114	0.159*	0.219**	0.197*	0.239**	-0.124
対人関係	0.069	-0.003	-0.108	0.157	0.126	0.084	0.210**	0.262**	0.080	0.025

*p<0.05 **p<0.01

「自分の健康に関する意識や行動」は「パートナーのサポート」「友人の有無」「社会的サポート」「兄弟姉妹のサポート」「友人のサポート」「義父母のサポート」に有意な関連がみられた。「対人関係」は「友人のサポート」「兄弟姉妹のサポート」に有意な関連がみられた。

また、3 因子に有意な関連を示さなかった項目は、「出産経験」「里帰りの有無」「実父母のサポート」「学校教育の影響」であった。

第4章 考 察

1. 妊婦のサポート希求力について

女性は結婚し、妊娠、出産し、新しい家族が増え、人生のこの時期に様々なライフイベントを体験する。ライフイベントを乗り越えるたびに生きる力が養われていく¹⁷⁾。

女性は妊娠し出産し、母親となるライフイベントの中で、妊婦は生きる力を獲得していくと考える。単純に出産するという事だけを捉えて、生きる力が養えるとは考えにくく、何らかの力が身に付き、生きる力につながると考える。

妊婦が妊娠・出産・育児を通して、育児不安や育児困難感がなく、より良い育児を行えるためにはまわりの様々なサポートを受けることが必要である。そこで、上手にサポートを享受する力「サポート希求力」とはどのような事なのかを明らかにするため、F. G. I を行い、妊婦のサポート希求力について質的に内容分析を行った。

サポートとは、支えること、支持する、支援する、助けることを言う。妊婦の周囲にあるサポートには、「家庭」パートナーや実父母、義父母、姉妹兄弟などからのサポート、「仲間」友人などのサポート、「社会の理解」や「専門家」などの社会的なサポートがある。また、妊娠中のサポートしてほしい時期について F. G. I に参加した妊婦全員が「つわりの時期」に最もサポートが必要であると述べていた。

「つわり」は妊婦の 50～80% にみとめられ、吐き気やおう吐などの消化器症状を主としており、心理的・社会的要因も大きく関係し、夫や家族のサポートが必要な時期であるといわれている¹²⁾。

そして、サポートを上手に受けるための力であるサポート希求力は、「自分自身をメタ認知」でき、「ありのままの自分を他者に表現」できる、「アサーティブに他者に向き合う」事ができ

て、「他者に感謝の気持ちを持つ」、「他者に自分を理解してもらう」こと、そして「理解しあう」事ができる力である。言い換えると、自分自身を理解し、自分自身の言葉で、ありのままの自分を他者に表現できること、そして、他者へ感謝の気持ちを持ち、言葉や態度で表現することがサポート希求力の反映であると言える。

妊娠・出産・育児における学校教育は「性の教育」「妊娠に対する教育」「命の大切さ」が実感出来る教育が必要である。「性の教育」には、男女の性の違いやお互いの性を認め合うことが含まれ、「妊娠に対する教育」には他者を思いやる気持ちが含まれる。

さらに、F. G. I の結果から得たサポート希求力には、「出産の経験」や「友人の有無」「里帰り出産」「学校教育の影響」や「パートナーのサポート」「実父母のサポート」「義父母のサポート」「兄弟姉妹のサポート」「社会的サポート」「友人のサポート」が関連していることが示唆された。

2. 妊婦のサポート希求力に関連する要因について

(1) サポート希求力に影響する妊婦自身のもつ力と環境

初産婦は出産の経験がないため妊娠、出産、育児への情報が少なく、具体的なサポートやその方法について理解できていないことが多いと考え、サポート希求力は弱いと仮定していた。しかし、今回の結果からは「出産経験」のサポート希求力への関連性はみられなかった。有意な関連が見られなかったのは、サンプル数の少なさが考えられ、今後の課題としたい。

サポート希求力と関連する要因の「パートナーのサポート」が、サポート希求力に最も多く関連していた。母親の不安・抑うつ傾向には、夫の心身不調や家族関係等の心理が関係する⁷⁾という報告にもあるように、パートナーのサポートは妊婦自身のサポート希求力であることが考えられる。また、産褥期の母親に対しては、受け止め、認めるケアが必須であり¹⁸⁾、産後の母親が求めるサポートは、母親自身が選択した育児技術や育児方法を認めてほしいということである¹⁹⁾と報告されている。このようなサポートは一番そばにいるパートナーからのサポートによるところが大きいと考える。今回の結果は、これらの報告と合致しているといえる。

次に、サポート希求力との関連を多く示していたのは、「兄弟姉妹のサポート」と「親しい友人の有無」であった。本研究ではこれらのサポートの具体的な内容について言及していないが、サポート希求力是对人関係が上手に出来ることが含まれているため、兄弟姉妹や親しい友人はありのままの自分を表現できる身近な相手であり、サポート希求力への関連がみられたのではないかと推察する。

「実父母のサポート」は4項目のみの関連を示していた。実父母のサポートはパートナーと同じぐらいのサポート希求力に関連すると考えていたが、関連する項目は4項目だけであった。実父母は、妊婦にとって、一番自分を理解し受け入れてくれサポートしてもらえる相手であり、サポート希求力への関連が多くあると考えていたが、今回の研究では多くの関連を示すことはなかった。

実父母と妊婦の関係は、家族として基本的な信頼関係が成立しており、相互に深く理解し合っているため、実父母にサポート希求を意識的に行なわずとも無意識にサポート希求を行っており、無意識に自然にサポートされているのではないかと考える。これについての検証は今後の課題である。実父母へのサポート希求内容を具体的にするためには、いつも感謝の気持ちを持ち、サポートを受けていることを意識することで気付く内容があるのではないかと考える。その反面、「義父母のサポート」は「実父母のサポート」に比べ、サポート希求力への関連が多く示された。

サポート希求力の項目 26「分娩や出産に関しての計画が立てられ準備ができる」は、「親しい友人の有無」「パートナーのサポート」「実父母のサポート」「義父母のサポート」「兄弟姉妹のサポート」「友人のサポート」「社会的サポート」と関連性があり、サポート希求力の項目の中で一番多くの関連要因と関連していた。この項目は、出産というイベントを乗り越えていくためのプロセスを具体的に示していた。出産というイベントを乗り越えるための計画、準備には、より多くのサポート希求力が必要となることを示している。

妊娠、出産、育児期は、新しい家族構成員を迎えたことによる家族関係の変化や以前の生活状況との違いを経験する女性のライフサイクル上の移行期である²⁰⁾。この時期は精神的な不安が大きく、身体的にも影響を及ぼすことがいわれ²¹⁾、妊娠中、出産後の心身の状態には、夫や周囲の社会的サポートが大きく影響していることが示唆されている²²⁾。

妊婦は妊娠、出産、育児の問題に対して、情報を集め、その中から正しい情報を選択し、意思決定し問題に対処できるように準備や計画し、行動を起こす力が必要である。そのためには、多くの正しい情報、身体面や心理面の支援が必要である。この時、相談のできる相手が多くいることが関係すると考える。これは、核家族であることや育児相談者がいない状態では母親が育児の対応を一人に課せられたことによるストレスへの影響が大きい²³⁾ということと合致していると考えられる。

(2) 妊婦自身のもつ力と環境との関係

サポート希求力に関連する要因間について χ^2 検定を行い、関連性を考察する。

「里帰りの有無」と「出産経験」「実父母のサポート」は関連しあっていた。

産後の里帰りを育児支援の一つと考えた時、育児支援に果たす役割として「夫以外のものの助力や人手を得やすい」「住居のスペースや周囲の生活環境が実家の方がしばしば優れている」²⁴⁾といわれ、加藤らは産後の里帰りを経験した群は、経験をしなかった群と比べて、妊娠・出産・育児に関する身体的・精神的な助言助力を、実家の親族によって得ることができると里帰りの効果を指摘している²⁵⁾。すなわち、里帰りをすることと「実父母のサポート」を受けることが関連することは当然であると考えられる。

「出産経験」との関連について、経産婦は、初産婦に比べ、里帰りをするためには上の子の幼稚園や保育園、小学校への通学の問題や世話をしてもらう人の調整などを行う必要があり、里帰りしにくいことが考えられる。そのため「里帰り」との関連が示されたのではないかと推察す

る。

「実父母のサポート」は「義父母のサポート」「兄弟姉妹のサポート」「友人のサポート」と関連していた。これらは、より良い関係性、対人関係を保てなければサポートをうけることができない関連要因である。「実父母のサポート」を上手にうけることができることは対人関係が必要となるサポートとの関連性があることが考えられる。

本研究で妊婦の74.5%が、学校教育が妊娠や育児に役立たないと答えていた。学校教育について今後検討をしていくべきであることが示唆された。

(3) サポート希求力の大きさに影響する要因について

関連要因とサポート希求力との関連を Kendall の順序相関係数により分析した(表7)。

「出産経験」と「里帰りの有無」はサポート希求力との有意な順序相関がほとんどみられなかった。経産婦は、出産、育児を経験しているため知識をもっており、妊娠後に起こる問題が予測できると考え、初産婦に比べサポート希求力は高いという仮説を立てていたが、結果は仮説と反していた。これは、出産経験が関連するのではなく、妊婦自身のもつ「自己コントロール」「自分に関する健康への意識や行動」「対人関係」の力がサポート希求力に関連するためであると考えられる。

また「里帰りの有無」においても里帰りをするのは、事前に分娩の計画・準備・調整を行う必要があるため、サポート希求力に関連するという仮説と反していた。確かに、里帰りをするのは事前の計画や準備、調整をすることは必要である。しかし、里帰りは日本における慣習であるため、妊婦自身がサポート希求を行わなくても家族など周囲のサポートが里帰りできるように整えてくれていることから関連がほとんどみられなかったのではないとも考えられる。

「友人の有無」はサポート希求力33項目中16項目に有意な関連が見られ、友人がいる方がサポート希求力に高い関連を示していた。ピア(仲間)、すなわち同じ立場の者どうしが、情報を交換し、悩みを分かち合い、支えあうことで、それぞれに力を得ていくピアサポートができることは育児支援には重要であるといわれている¹²⁾。友人というのは、ありのままの自分を表現でき、共感しあえたり、批判しあえたり、さまざまな情報を集めることができる。友人がいるということは、自己理解し、他者理解でき相互作用によりよい対人関係が成り立っている状態であるとすると、サポート希求力と重なる点が多い。

また、友人のサポートは、義父母、兄弟姉妹のサポートとともに有意な関連を示した。友人のサポートを得ている場合には、家族のサポートも得ている傾向にあったわけである。一方、親しい友人の存在とは無関係であった。

「パートナーのサポートの有無」は、サポート希求力33項目中21項目に、パートナーのサポートがある方にサポート希求力が高いという関連があり、サポート希求力への関連が関連項目の中で一番多かった。これは先述したように、妊婦のサポートには、夫の心身不調や家族関係等の心理が関係⁸⁾し、受け止め、認めるケア⁷⁾が必須である。このようなサポートは一番そばにいるパートナーからのサポートのよるところが多いと考える。

「学校教育の影響」に有意に順序相関が関連する項目は、項目 15・「身近な人との人間関係がよい」、項目 36・「妊娠中の身体的、心理的な苦痛をパートナーが理解してくれる」、項目 37・「困ったときに相談できる専門家がいる」の 3 項目であった。項目 15 は対人関係、項目 36 は他者理解、項目 37 は自己表現と考えられる。

文部科学省の学習指導要領²⁶⁾中学校学習指導要領・道徳の解説によると、「温かい人間愛の精神を深め、他の人々に対し思いやりの心をもつ」、「生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する」などがある。また、学習指導要領の理念「生きる力」は「基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」「自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性」といわれている。それらの指導の中で、コミュニケーションなど人間関係の大切さや女性の性への知識の学習の効果が影響しているのではないかと考えられる。しかし、解説の中にはサポート希求力を育成するための具体的な内容、例えば、何か問題が起こったときや困ったときに相談するための方法や専門家に相談することなどは道徳、家庭科、保健体育の解説にはなかった。本研究の結果、妊婦の 74.5% は、学校教育が妊娠や育児に役立たないと答えていたのは、具体的な内容を示した教育が必要であり、またそれらは道徳だけでなく他の教科との連携のもとに指導されていくべき内容であることが考えられる。

さらに、妊婦のサポート希求力は、妊娠してから育成するのではなく、妊娠する前から学校教育の中で仲間とともに集団の中で培われていくものであると考える。

サポート希求力の全ての項目 14~46 において、サポート希求力に関連する要因が少なくとも 1 つ以上は関連していた。ゆえに、サポート希求力はさまざまな関連要因によって影響されることが示唆された。

3. サポート希求力の因子分析

(1) 事前に設定した下位カテゴリーどおりに分かれるのかを検討

F. G. I の結果からサポート希求力は 6 つのカテゴリーに分類された。因子分析を行うことで 6 つのカテゴリーに分かれるかを検証する。

サポート希求力はもともと因子間が関連しているため、想定する下位カテゴリー間の相関があると仮定し、主因子法 Promax 回転による因子分析を行った。天井効果のみられた項目、相関係数が 0.350 以下もしくは複数の因子に 0.350 以上の相関がみられた項目を除外する項目とし、因子数について分析を行った。3、5、6、7、8 因子と仮定し、分析を行った結果、サポート希求力は 3 つの因子に分けることができた。3 つの因子間の相関係数は高いが、1 つの項目が多く関連した因子を持つことが考えられるため、全く独立した因子と考えるのは妥当でなく、それぞれの因子が何らかの関連性を持ちサポート希求力となると考える。

因子分析の結果、F. G. I の結果の 6 因子「自分自身をメタ認知できる」「ありのままの自分を他者に表現できる」「アサーティブに他者と向き合う」「他者に自分を理解してもらおう」「他者へ

の感謝の気持ちをもつ」「理解しあう」ではなく、3因子「自己コントロール」「自分の健康に関する意識や行動」「対人関係」に分類された。しかし、両者の関係は、まったく違った分類ではなく、F. G. I の6因子がそれぞれに関連しあい、重なりあっている部分を再考し、より抽象度を上げることにより、3因子に分類できるのではないかと考える。

(2) サポート希求力の因子名

F. G. I の結果と先行文献より、抽出されたサポート希求力について出来るだけ共通因子の少ない項目を抽出し、サポート希求力をより具体的な項目として査定する。

3つの因子名を検討する。第1因子である項目31、38、39、43、44、45、46、は上手に自分自身の感情や行動をコントロール出来る力を示している。その為「自己をコントロールし心身ともにより良い状態にする」=「自己コントロール」とした。第2因子は、項目18、20、21、23、25、26、27、29からなり、自分自身の体の変化や健康状態について理解できる事を示しており、「健康問題について自分自身の事を正しく理解し興味をもつ」=「自分の健康に関する意識や行動」とした。第3因子は、項目17、33、34、35、42からなり、パートナーや身近な人と上手に対人関係を持つことができ、相談できる事を表しているため「ありのままの自分を表現し、よりよい対人関係をもつことができる」=「対人関係」とした。

「自己コントロール」「自分の健康に関する意識や行動」「対人関係」の3つの因子がサポートを希求するための力であることがわかった。そして、3つの因子はサポート希求の実現のための過程を示しているのではないかと考えられる。

健康問題について自己を正しく客観的にメタ認知し理解できた（「自分の健康に関する意識や行動」）上で、自分自身の感情や情緒いわゆる自己をコントロールする（「自己コントロール」）ことが必要である。そして、ありのままの自分を素直に相手に表現でき、よりよい対人関係がとれること（「対人関係」）がサポート希求力であるという知見を得ることができた。

また、下位カテゴリー間の相関についても、それぞれに α 係数も高く、内定整合性もみとめることができた。「対人関係」は他の因子に比べ0.64と低めではあるが、対人関係という幅広い概念と考えるため、この5つの項目だけでは十分に対人関係を表すのは難しいのではないかと考える。3因子間の相関関係は正の相関を示していた。つまり、「自己コントロール」が高い人は「自分の健康に関する意識や行動」も「対人関係」も高いのである。それぞれが関連しあってサポート希求を構成していることがわかった。

(3) F. G. I の6因子と因子分析による3因子の関係

因子分析によって分類された3因子は、F. G. I の結果から導き出された6因子の項目内容が重複していた。F. G. I の分類は、他者と自己との対人関係性を中心に分析を行っていたため、健康に関する意識や行動についての項目を分類することは出来なかった。しかし、因子分析を行うことで、サポート希求力は、自分と他者の関係性だけではなく、健康に関する意識や行動も含まれることがわかった。

F. G. I の6因子は自己と他者との対人関係性を細かく分類したものであり、6因子の内容を自

己と他者の関係について「対人関係」という枠組みとし、「対人関係」に含まれる項目以外で分類を行うと「自己コントロール」「自分の健康に関する意識や行動」の因子に分類出来ると考える。

サポート希求力とは、サポートする側とサポートされる側の関係性だけであらわせるものではないことが示唆された。

本研究では、サポート希求力を3因子に分類したが、因子に含まれる内容が十分でない項目もいくつか含まれており、また、得られたデータを一般化するにはサンプル数が102と少なく、サンプル数を増やし、内容とともに検討していくことが今後の課題である。

第5章 結論

妊婦のサポート希求力は、自分自身を冷静に客観的に理解し、自己を上手にコントロールし、自分自身の言葉で、ありのままの自分を他者にアサーティブに表現できる力であった。そして、他者へいつも感謝の気持ちを持ち、その感情を言葉や態度で表現することを伴うことでサポートを受けることができるといえる。すなわち、健康への自己理解を深め、自己コントロールでき、より良い対人関係を築くことができると、双方が理解しあえサポートを受けることができる。そして、妊婦を取り巻くサポート環境、「家庭」すなわちパートナーや実父母、義父母、姉妹兄弟のサポートや「仲間」友人などのサポート、「社会の理解」や「専門家」の社会的なサポートが整っていることがサポートを受けるためには必要であることがわかった。

また、妊婦のサポート希求力を育成していくには、母親学級での妊婦自身に力をつけるための教育を行うことが必要である。さらに、周囲の環境を整えた上で、妊婦自身にその環境を上手に利用できるスキルを教育していく必要がある。

引用文献

- 1) 蒲原基道：これからの総合的な子育てについて考える，現代のエスプリ，2001，408，p 93-100
- 2) 富岡晶子：育児支援に関する研究の動向と課題，川崎市立看護短期大学紀要，2004，p 1-10
- 3) James S. House：WorkStress and Social Support, Addison-Wesley, Reading, MA, 1981
- 4) 松井豊：対人行動研究シリーズ7人を支える心の科学，誠信書房，1998，p 195
- 5) 田中宏二：育児ストレスにおけるソーシャル・サポート研究の概観，岡山大学紀要，1996，p 177-185
- 6) 芳賀道：母親の育児ストレスに対する父親のソーシャル・サポートの緩衝効果について，大学研究年報，2001，30，p 211-218
- 7) 佐々木綾子：母親の育児支援に関する基礎的研究（1），福井医科大学研究雑誌，2001，1. 3. p 427-445
- 8) 間三千夫：母親の育児ストレス・コーピングと精神的健康の関係，和歌山大学研究雑誌，1998，p 54-58
- 9) 富岡晶子：育児支援に関する研究の動向と課題，川崎市立看護短期大学紀要，2004，p 1-10
- 10) 山村文：幼児をもと母親の生活満足度とソーシャル・サポートの関連性について，帝京大学心理学紀要，2005，9，p 73-92
- 11) 厚生労働省ホームページ 2008. 12. 15 http://www.1.mhlw.go.jp/topics/syousika/tp_0816-3_18.html

- 12) 石井邦子：系統看護学講座 専門 25 母性看護学各論，医学書院，2008，p 56-60
- 13) 佐藤達哉：育児ストレスとその抑うつ重症度との関連，心理学研究，64，p 409-416
- 14) Lazarus, R. S., & Folkman, S.: Stress, appraisal, and coping. New york : Springer
- 15) 南貴子：育児初期の母親の育児支援のあり方に関する検討：「産後の里帰り」経験に焦点をあてて，日本家政学会誌，2006，57，12，p 807-817
- 16) 堀内成子：臨床看護学総論，医学書院，2005，p 45-53
- 17) 北村琴美：成人の娘の心理適応と母娘関係：娘の結婚・出産というライフイベントに着目して，発達心理学研究，2001，12，1，p 46-57
- 18) 小林康江ら：1 か月の子供を育てる母親の育児困難感，山梨看護ジャーナル，2006，Vol.5 No.1，9-16
- 19) 鶴山愛子ら：産後 1 か月の母親が必要としているソーシャル・サポートの検討，日本ウーマンズヘルス学会誌，2004，4：19-31
- 20) 南貴子ら：育児初期の母親の育児支援のあり方に関する検討-「産後の里帰り」経験に焦点をあてて-，日本家政学会誌，2006，Vol.57 No.12，807-817
- 21) 駒田洋子：妊婦の睡眠習慣と睡眠健康に関する横断的探索的研究，日本女性心身医学会雑誌，2002，Vol.7 No.1，87-94
- 22) 吉川由希子ら：青森県における周産期保健の現状（第 3 報）～出産後の妊産婦への質問紙調査から～，2006，7(1)，135-144
- 23) 田淵紀子ら：生後 1 か月から 1 年までの乳児の泣きに対する母親の情動反応に関する縦断的研究，日本助産学会誌，2006，Vol.20 No.1，26-36
- 24) 品川信良ら：「里帰り分娩」に対する社会医学的考察，日本医師会雑誌，1978，80，351-355
- 25) 加藤忠明ら：里帰り分娩の実態調査，小児保健研究，1986，45，32-36
- 26) 文部科学省ホームページ 2008. 12. 19 [http : //www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/chu/gika.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/chu/gika.htm)
[http : //www.mext.go.jp/](http://www.mext.go.jp/)

[たなか ひびき 看護基礎学]

福祉実習に関する教育的効果について

高 田 美 子

キーワード：RL・自己理解・他者理解・対人援助・セルフエスティーム

I. はじめに

地球規模で進む高齢化は、団塊の世代が65歳に達する2015年を目前にし、さらに10年後の2025年には75歳以上の後期高齢者数が2,000万人を超えることが見込まれ、行政、労働、福祉等多くの分野で社会問題化してきている。

高齢化とは単に高齢者人口の割合が増加する現象だけではなく、15歳未満の人口の割合も併せて低下する社会であり、わが国の高齢化社会の特徴は先進国と比較して、最も急速に少子・高齢社会に移行していったことにある。家族の規模は着実に縮小化へと進み、家族機能に変化をもたらした新たな生活問題を生み出している。平均寿命の伸びは、そのまま介護期間の延長すなわち介護期間の長期化を意味する。

2000年以降の介護保険制度導入による、介護の社会化は、従来の家族中心のケアから、もはや社会的に、対応していかなければならない重要な課題として提示されている。したがって福祉人材教育の果たす役割はきわめて大きい。

福祉人材教育においては、学生は介護福祉実習という形で、実践現場で初めて出会うことになる。高齢者・障害者と出会い、直接的な関わりをもつ際の戸惑いは少なくない。戸惑いを受けとめ、新しい人間理解へと深めていくことが介護福祉実習の大きな課題である。ある程度の基礎知識があるにもかかわらず、実際の福祉実習場面に直面すると、様相を異にするのである。中でも学生が最も困難と感じていることはコミュニケーションである。初対面で高齢者・障害者、さらにコミュニケーション障害がある人々と、人間関係を構築していくことは容易ではない。介護福祉実践は、介護を必要とする高齢者及び障害者との直接的な関わりを通じて展開される援助である。実践教育は、すぐれて対人的・対面的性格を持っていることから、介護を展開する上で、サービス利用者（高齢者）をどのように理解するか、きわめて重要である。

介護福祉士を志す学生は、福祉実習に対する期待感や福祉実習意欲の裏側に、福祉実習に対する不安感や切迫感、未知の経験へのおそれ、人間関係での自信のなさ、戸惑いなど、福祉実習でつまづき、挫折していく例も少なくない。そうした学生との関わりを通して、福祉実習における学生たちの苦悩が見えてきている。

そのつまずきの原因を小林¹⁾は、対人関係能力の弱さ、共感性の乏しさ、他者理解や他者受容の弱さなど様々な問題として指摘している。つまり規範意識の低下や家庭の教育力の低下など、成長発達の過程で問題を処理する能力が、育ちそびれていることが原因であるといえる。

福祉教育の現場において教育を展開していくとき、育ちそびれていること、問題解決能力の不足などを視野に入れ、今日の若者の特性を理解し教育を進めなければならない。若者の育った環境、社会的背景など、特に1990年以降の教育改革による「ゆとり教育」「教育環境の変化」などを考慮して、精神的、社会的に未成熟な傾向にある学生であることを、教育者側が理解を深めなければならないと考える。

また学生は、福祉実習に対するイメージは楽しみととらえながらも、不安感とはとてもなく大きい。学内では出来る限り福祉実習準備をするのであるが、介護技術や日々の学習など学ばなければならないことが数多くある。学生は福祉実習全体をしっかりとイメージ出来ないまま福祉実習に入るのである。ある学生は福祉実習になった途端、食欲が減少し腹痛を訴えたり、心理的な原因が引き起こす身体症状の異常が出現した例がある。福祉教育のあり方として、高齢者に関する学生のコミュニケーション能力のスキルアップにつなげられるような教育を展開していかなければならない。学生は「実習」という限られた時間の中で、新しい人間関係の構築を迫られるのである。他者理解が促進され、福祉実習において、実習をより効果的に行うため、本研究では福祉実習前後の学生の意識をロールレタリング **RoLe Lettering** 「役割交換書簡法」(以下 **RL** と表記)、自尊感情尺度、**KISS-18** によって明らかにした。小林(2007)¹⁾は、**RL** とは「文を書く」という行為を通して他者理解や自己理解を行う技法であり、「ロール」という言葉が示しているように「自分から他者へ」は通常のリタリングであるが、「他者から自分へ」は、自分が他者の役になって手紙を書くということにこの技法の特徴があると指摘している。そこで、往復書簡を実施し、他者としての高齢者イメージを捉えさせ、コミュニケーションを図るきっかけを会得し、福祉実習に対する不安の軽減につなげようと試みた。高齢者との生活経験が乏しかったり、自尊感情の低い学生たちも、福祉実習を主体的にとらえ、対人援助行為にポジティブな受け止めができるようになった。福祉実習に関する臨床教育的効果についてここに報告する。

II. 研究の方法

1. 対象

K 専門学校介護福祉科 新入学生 25 名

2. 福祉実習に関する質問紙調査を用いた質的研究

- 1) ローゼンバーグ自尊感情尺度 (福祉実習前後に行う)
- 2) 学生の社会性に関する実態調査 社会的スキル **KISS-18** (福祉実習前後に行う)
- 3) 福祉実習前後に対象者 25 名に学生の自己理解、他者理解を促進することを目的とした **RL**

往復書簡を実施し、書かれた RL を質的に分析考察する。

書簡相手は 往復 (往) 私から利用者である「私」へ
(復) 利用者である「私」から私へ

3. 期間

平成 20 年 5 月～12 月

4. 仮説

本研究では、自尊感情と社会的スキル (KISS-18) の獲得の度合いが高齢者支援を進めていく上で相関関係があると仮定し、2つの調査を RL 導入する前と後に行うこととした。福祉実習の効果を見るために福祉実習前後に RL「役割交換書簡法」の導入を試みた。RL は役割交換という独自の書記的方法による技法である。学生にとって「私から利用者へ」「利用者になった私から実習生である私へ」の RL では、ありのままの自分を他者に向けて表現し、他者の視点からも自分を捉え書くという技法であることから、特に初めて福祉実習体験をするこの時期に RL の実践をすることに意味があると考えた。福祉実習教育は、すぐれて対人的・対面的性格を持つていることから、介護を展開する上で、高齢者をどのように理解するか、きわめて重要である。そのために福祉実習の目標の一つとして、他者理解、自己理解を深めようと考えた。

5. 研究の意義

先行研究では、福祉教育、介護福祉士教育に関する研究、井上ら (2005) による福祉実習教育方法に関する研究⁷⁾、など、福祉実習プログラム研究はなされている、介護福祉実習そのものについてまた、高齢者理解を促す基礎的方法として、これまで書記的方法を導入した研究はなく、その意味で本研究の意義は教育実践の位置付けとして重要である。こうして本研究をすすめることによって、福祉人材教育の視点からも重要な知見を提供することになると考える。

6. 倫理的配慮

1) ロールレタリング実施指導案の資料を事前に配布し説明を行った。一人二役すること役割交換をして手紙を書くこと、要項を基に指示した。

2) 福祉実習前であり高齢者のイメージを想像だけではなく、ボランティア体験福祉実習で関わった高齢者とイメージし RL の書簡相手を限定し、学生自身が戸惑わないように配慮した。

3) 研究承諾が得られた 25 名の学生を対象とし、福祉実習成績には一切関係のないこと、気持ちが進まないときにはいつでも中止ができることを伝え実施する。

4) 得られたデータは研究以外には一切使うことなく、個人が特定されないように配慮した。

5) M 大学倫理委員長の承認を得ている。

Ⅲ. 結果および考察

1. 学生の自尊感情の調査

自尊感情尺度 (Self-Esteem Scale) : 本尺度はローゼンバーグ (Rosenberg, 1965)⁽²⁾が作成し山本ほか (1982) が邦訳したものである。自尊感情とは、自分自身についてどのように感じるのかという感じ方のことであり、自己の能力や価値観についての評価的な感情や感覚のことである。他者との比較により生じる優越感や劣等感ではなく、自身で自己への尊重や価値を評価する程度のことを自尊感情と考えている。また、自身を「非常によい (very good)」と感ずることではなく「これでよい (good enough)」と感ずる程度が自尊感情の高さを示すと考えており、自尊感情が低いということは自己拒否、自己不満足、自己軽蔑を表し自己に対する尊敬を欠いていることを意味するものである。10項目の感情的評価の測定尺度からなっている (資料 I)。合計得点は10点~50点の範囲に分布する5段階尺度を得点化し (表 1) の結果が得られた。全体の得点は男女共に、30~21点台に集中しており、自己の価値や存在など自己評価は必ずしも高い値であるとはいえない。自尊感情が低いということは自己拒否、自己不満足、自己軽蔑を表し自己に対する尊敬を欠いていることを意味するのである。しかし福祉実習前後での平均値では、福祉実習前は、平均 28.6、福祉実習後は、平均 29.2 であった。わずかではあるが福祉実習後の自尊感情の値が高い結果となった。

2. 学生の社会的スキル (KISS-18) の調査

社会的スキルとは「対人関係を円滑に運ぶために役立つスキル (技能)」⁽³⁾と定義される (菊池 1998)。ゴールドSTEINら (1986) は若者にとって必要な社会的スキルを大きく6種類に分類した。①初歩的スキル②高度のスキル③感情処理のスキル④攻撃に代わるスキル⑤ストレスを処理するスキル⑥計画のスキルである。この分類にしたがって本尺度は、若者にとって必要な社会

表 1 自尊感情尺度値 (福祉実習前後)

(単位: 人)

対象者	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y
実習前	29	29	34	25	25	28	30	22	25	32	30	28	28	25	31	31	31	27	22	31	48	29	30	29	18
実習後	28	21	30	21	27	33	33	19	31	30	26	31	42	25	36	28	31	32	28	27	50	29	26	32	16
前後の差	-1	-8	-4	-4	2	5	3	-3	6	-2	-4	3	14	0	5	-3	0	5	6	-4	2	0	-4	3	-2

表 2 実習前の学生の総合的な社会的スキル

(単位: 人)

対象者	全体	女子	男子
社会適応性高い (合計得点 66 点以上)	4	3	1
社会適応性平均 (合計点数 50~65 点以下)	22	16	6
社会適応性低い (合計点数 49 点以下)	5	2	3
総合的なスキルの平均値	54	58	48

的スキルについて測定したものである。尺度平均測定値は大学生男子（56.4）・大学生女子（58.31）となっている。結果、総合的な社会的適にもとづいてゴールドSTEINらが作成したスキルのリストをもとに、菊池章夫（1988）が項目を作成した。

応性（社会的スキル）の高さが判定される。表2が示すように、男女共に、（50～65）得点に集中していて、結果全体の平均値は一般大学生と比較して、女子の方がやや高く、男子が低い結果となった。次に、個々の社会的スキルを判定する18項目の質問に対して「いつもそうだ」から「いつもそうでない」までの5段階で答えたものを条件式を用いて個人の社会的スキルの高さを求めた（資料I・II）。

3. RL を用いた往復書簡

福祉実習前のレディネスとして、高齢者理解を深める目的のため新入学生25名を対象にRLを実施した。初めての福祉実習体験をする前の、この時期にRLをすることに意義があると仮定して行った。「私から利用者へ」「利用者になった私から私へ」を実施した。その上でRLの逐語録を起こしこの段階で学生の意識の実態について調べた。

介護福祉士は対人援助を最も必要とする専門職であり、自分をどう捉えているのか明確でなければならぬ、従って、自己理解や他者理解ができなければ他者への支援は難しいのである。そこでRLを導入することで福祉実習前の学生の実態を把握し、実践能力や主体性を伸ばしていくことを考えた。新入学生にとって福祉実習はすべてが初めての体験である、学生の福祉実習に対する全般的な捉え方、高齢者への学生の思い、期待感、不安感などについて、（往復書簡）には、福祉実習に対して表3、表4から分かるように緊張や不安に感じているという表現が素直に記述されていた。

今回さらに、RLと並行して福祉実習前後の自尊感情尺度と社会的スキルの得点を求め獲得の度合いからI～IVのカテゴリー別に分類し学生の変化をみることにした。

I～IVのカテゴリー別に学生の変化の結果は、以下である。

I群「福祉実習後の得点がKISS-18と自尊感情どちらもマイナス変化であった学生」6名

II群「福祉実習後の得点がKISS-18のみマイナス変化であった学生」は5名

III群「福祉実習後の得点が自尊感情のみマイナスであった学生」は7名

IV群「福祉実習後の得点がKISS-18と自尊感情どちらもプラスに変化した学生」は7名

自尊感情尺度と社会的スキルの獲得の度合いが高齢者支援を進めていく上で重要であると考えた「自尊感情」「社会的スキル」の関連について相関係数は1%水準で有意であった。福祉実習前後に測定した結果、自尊感情得点は福祉実習後に1ポイント上昇していたことが明らかになった。中でも今回は、I群とIV群のカテゴリーから抽出された福祉実習後の得点が自尊感情、KISS-18どちらも高値を示している学生群、低値であった学生群より1名ずつ無作為に抽出し比較した。

1) 表3に示した、I群「福祉実習後の得点が KISS-18 と自尊感情どちらもマイナス変化であった学生 A」福祉実習前の往復の RL では「失敗もたくさんして利用者さんを困らせることもありますが、一生懸命がんばります、福祉実習前の復から課題「利用者になった私から私へ」の RL では利用者になりきり「実習生さんありがとう楽しかったです。もっと話をしたかったです。私は人に話しかけるのが苦手なのでもっと話かけてほしかったです。」学生 A は話しかけることが苦手という記述から、役割交換をすることで、自分に気づき自身の性格ととらえることができ、福祉実習に対する素直な思いを表出していた。この学生は自尊感情や社会的スキルが低値であったが福祉実習後の RL では「利用者になった私から私へ」の RL で、「a さんの笑顔は一生忘れることは出来ない宝物です」と記述していた。学生 A は、何事にも代え難い貴重な経験をしたのである。まじめで素直な学生 A の素顔の一面が伺えた、また、肯定的な自分自身をみつめることができた。福祉実習で自尊感情と社会性を高めることは出来なかったが、対人援助者としての、専門性の自覚は高まったと言えるのではないかと。自分に自信がもてない学生 A は、対人援助者としての、社会性や自己理解は未成熟ではあるが、RL の実践から役割を交換し相手の立場になって考えることができたのではないかと。つまり他者理解が促進されたと言えるのではないかと。RL の効果は今回の結果だけでは評価はできないが学習の動機付けになったのではないかとと思われる。

2) 表4に示した、IV群「福祉実習後の得点が KISS-18 と自尊感情どちらもプラス変化であった学生 B」学生 B は、福祉実習前の RL から「私は今までにボランティアに参加したことがな

表3 I群 KISS・自尊感情どちらも低い群

		福祉実習前：ボランティア福祉実習で特に関わった特定の利用者をイメージした RL の記述	
	実習前	私（学生）から利用者さんへ	利用者になった（私）から 学生の私へ
		初めまして学生ボランティアの A です失敗もたくさんして利用者さんを困らせることもありますが一生懸命がんばりますのでよろしくお願いします。	学生さん今日はありがとう楽しかったです。もっと話をしたかったです。私は人に話しかけるのが苦手なのでもっと話かけてほしかったです。これからも頑張ってください応援しています。
学		一段階福祉実習体験後：福祉実習中一番心に残った利用者への RL の記述	
生	実習後	私（学生）から利用者さんへ	利用者になった（私）から 学生の私へ
		a さん2週間本当にありがとうございました。拘縮で体が固まっていて少しでも動くのが痛いのに、移乗介助の時など何度も体位変換や関節を強引に動かしてしまいました。あの時の痛そうな顔は今でも忘れることはできません。しかし、福祉実習最終日に見せてくれた a さんの笑顔は私にとって一生忘れる事は出来ない宝物です。a さんのおかげでたくさん勉強することが出来ました。私が最終日に「身体障害者施設」で良かったと思えたのは a さんのおかげです。これからも体気に気をつけてください。	学生さん2週間本当にお疲れ様最初は全く話せなかったね。けどだんだん話もできたね。「介助の時痛い」といって怖がらせてごめんね。まだ介護の勉強を始めたばかりなのでいっぱい失敗したり嫌になることもあると思うけどそれを乗り越えたら一流の介護福祉士に一歩近づくので頑張ってください。緊張するかもしれないけど話しかけてきてね、こちらもできる限りお話します。

表4 IV群 KISS・自尊感情どちらも高い群

		福祉実習前：ボランティア福祉実習で特に関わった特定の利用者をイメージした RL の記述	
学 生 B	実習前	福祉実習前：私（学生）から利用者さんへ 利用者さんへ、こんにちは、私の名前 B です。私は介護福祉士になるために毎日勉強しています。私は今までにボランティア等に参加したことがないので施設がどうい う所なのかどんな利用者さんたちが生活しているのか全然わかりませんが一所懸命が んばるのでよろしくをお願いします。	福祉実習前：利用者になった(私)から学生の私へ 初めての福祉実習で緊張していませんが緊張し すぎて挨拶を忘れてたり大きな声を出したりしな いようにしてください。焦って介助したりする よりゆっくりでも丁寧に介助をすればいいと思 います。いつも笑顔を忘れずにいつも通りの自 分らしさを忘れずに福祉実習してください。 学生さん今日はありがとう、車椅子をおしてく れたりコミュニケーションをしてくれてすごく 嬉しかったです。でも笑顔が少なかったと思い ました。次の福祉実習では笑顔を忘れずに頑張 ってくださいね。
	実習後	福祉実習後：一段階福祉実習体験後福祉実習中一番心に残った利用者への RL の記述 福祉実習前：私（学生）から利用者さんへ b さんへ 12 日間という短い期間でしたが ありがとうございました。私が朝フロアへ 行って挨拶するといつも返事をしてくださ った本当に嬉しかったです。今日も 1 日頑 張ろうという気持ちになれました。そんな b さんが一番印象に残っています。私は b さんから本当にたくさんのことを教えてい ただきました。コミュニケーションをして いるときも、いつも笑顔で接してくださ ったり着脱介助や排泄介助のときも、「勉強 のためだからいいよ」と私が観察すること や介助をすることを拒まずにしてくださ って昼の間の時間は b さんと会話したこ とを覚えておこうと思ったことがあります 。「今のうちは失敗してもいいまだまだ 若いし学生なんやからたくさん失敗をして 次成功したらそれで成長したことになるん だから」これは私のにとって本当に学びに なりました。まだまだ勉強することも多い ですが良い介護者になれるように頑張っ ていこうと思います。	福祉実習前：利用者になった(私)から学生の私へ 福祉実習さんへ 福祉実習に来て初日はすごく緊張していま したね。自分では思っていないかもしれないけれど 初めは笑顔ではなかったから怖かったなあと思 います。でも福祉実習になれてくると毎朝の挨 拶や声かけができるようになっていました。日 が経つごとに笑顔もみられるようになったと思 います福祉実習ではできたら初日から笑顔で元 気よく福祉実習に取り組んでみてください。12 日間と短い期間だったけど話し相手がいて楽し かったです。私の名前も覚えてくれてありがと う。福祉実習お疲れ様でした。これからも頑張 って立派な介護福祉士になってください。最初 あなたはとても緊張していましたね。私が話し かけるとあなたはおそるおそるだけど私の目を みてはなしをしてくれましたね。私は目をみて 話してくれてとても嬉しかったです。すこしづ つ私と話してくれる回数が多くなりましたね。

いので施設がどうい
う所なのか、どんな利用者さんたちが生活しているのか全然わかりません」と不安な様子を素直に RL の手紙に書いてあった。施設で暮らす高齢者のイメージが全くつかめない表現をしていた。福祉実習後の往復 RL から「今日も 1 日頑張ろうという気持ちになれました」と記述している。また、利用者より励ましの言葉を受け、技術向上のための努力を惜しまず、優しい態度の利用者と関わったことで、学生 B は対人援助者としてスムーズな人間関係の構築ができたと考える。福祉実習での経験が自己理解や他者理解を深められたのではないかと思われる。この事から学生は専門性と社会性がある程度深まったのではないかとと思われる。

3) RL I～IV カテゴリー別、文中のことばの分析

表5は、RL の書簡の文中から得られた、もっとも多かったものである。福祉実習前後の RL から抽出された最も多いことば、「不安 42」「緊張 47」「心配 5」であり、きわめて福祉実習でネ

ガティブなことばが多いことがわかる。一方、福祉実習後では「不安 17」「緊張 26」などがあるながらも、「ありがとう 32」「笑顔 16」「頑張る 26」「楽しい 31」など全体を通して感謝のことばが多かった。学生の心理状態は概してポジティブに変化していた。学生は高齢者や障害者と関わり「ありがとう」「頑張る」「笑顔」「楽しい」など感謝のことばを表わしている。したがって学生は他者である高齢者の直接のことばをポジティブに受け止めている様子が伺える。このことから学生は、対人援助の基本的部分である感謝の気持ちと優しさ、高齢者への配慮など、より自分自身を高められる体験をこの実習で得ることができたと言える。

福祉実習前後に RL を「書く」ことによって、感情と思考の統合と自己洞察ができ福祉実習に対する内的動機付けがある程度深まったのではないと思われる。また、RL の文書から抽出された最も多く使用されていた語彙を 5 つ抽出し、I～IV カテゴリー別に分析し学生の心理的な変化について考察した。I 群「福祉実習後の得点が KISS-18 と自尊感情どちらもマイナス変化であった学生」6 名であった。RL では福祉実習後の復の RL が書けない学生もいた。もともと自分に自信がないなどの学生が福祉実習でさらに自尊感情や社会性が落ち込んだのである。しかし、福祉実習後の RL の抽出語彙別表からも明らかであるように、「ありがとう」「うれしい」など、ポジティブな感謝のことばが福祉実習後に増加していたことがわかった。「緊張」の語彙では、I 群と IV 群で福祉実習後の語彙数を比較すると、福祉実習後の緊張が高くなっているのが IV 群で専門性の自覚がもてた結果であり、低値になっていたのが I 群であり興味深いものであった。先の IV 群での緊張の高まりは福祉実習を通して I 群の緊張の軽減は福祉実習での達成感や自信となった。福祉実習後の緊張は両方共に「肯定的な緊張」であると結論付けた。以上の事は学生にとって大きな成長となったと思われる。したがって今回この研究結果は有用なデータであると言える。

RL から抽出された語彙の分析カテゴリー別は以下の通りである。

I 群の福祉実習前後の RL 「私から高齢者へ」往の内容から「ありがとう」のことばについて、《I 群：自尊感情と社会的スキル得点のどちらもマイナス》の学生「ありがとう」のことばの数値が上昇していることに注目したい。0 から 5 ポイント上昇していた。自尊感情、社

表 5 福祉実習前後の RL 逐語録より多かったことば (述べ文字数)

	最も多く抽出されたことば	実習前		実習後	
		往	復	往	復
1	ありがとう	0	19	13	19
2	笑顔	3	5	8	8
3	楽しい・楽しかった	11	17	14	17
4	うれしい	2	12	13	12
5	感謝	0	1	1	0
6	頑張ります・頑張る	15	23	10	16
7	心に残った	1	0	0	0
8	さみしい	1	0	2	4
9	不安	24	2	12	5
10	心配	3	1	0	1
11	緊張	12	9	14	12
12	元気	4	4	5	9

表 6 ありがとうのことばから分析 (述べ文字数)

	実習前		実習後	
	往	復	往	復
I どちらもマイナス	0	4	2	1
II KISS のみマイナス	2	2	5	2
III 自尊感情のみマイナス	0	1	2	5
IV どちらもプラス	0	5	4	4

会性が最も低い群で、感謝の気持ち「ありがとう」Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、群中よりもプラスであった。Ⅰ群の学生は自分に自信がないなど自分を認められず、また社会的スキルも低く福祉実習においてもスムーズではなかったと思われる学生であること。福祉実習後のことばとして他の群との比較では、対人援助の基本的部分である感謝の気持ちや相手を思いやることの優しさがうかがえる。学生の温和で非常に心のこもった「ありがとう」であると言える。これらのことから学生は他者理解、自己理解が深まっていると言えるのではないか。

「うれしい」について、《Ⅳ群：自尊感情 KISS どちらもプラス得点》《Ⅰ群：自尊感情 KIS どちらもマイナス》では福祉実習後の復の RL から「うれしい」のことばの数値が減少している。これは福祉実習が終了したという安心した心理状況から減少したのではないかと思われる。また、実習において自尊感情を高められる経験が少なかったのではないか、とも考えられる。《Ⅲ群：自尊感情のみマイナス》の学生について見てみると、福祉実習後に4ポイント上昇していることから、自分に自信がもてなかった学生が福祉実習で自尊感情を高められる確かな学びを得たのではないかと分析でき、専門性の高まりにつながると考えられる。自己理解、他者理解が促進されたといえるのではないか。

「頑張る」を福祉実習前と福祉実習後でⅠ～Ⅳ群を比較して見てみると、福祉実習前の往復 RL 共に「頑張る」のことばが、多く福祉実習後には、減少していることがわかった。これは、福祉実習が終了した、安堵感から福祉実習後に減少したのではないか。

また、社会的スキルや自尊感情の高低の得点に関わらず、学生の多くは実習後に「頑張る」の言葉が減少している事実から、RL を書くことで、福祉実習を振り返り多くの体験を思い浮かべ、安堵感の裏側に自分自身に向けた多くの葛藤があったのではないか。その意味では学生の素直な思いが表出された。

「緊張」のことばを群別に比較してみると、Ⅰ・Ⅱ群の福祉実習後では「緊張」のことばが減少した。しかしⅣ群では福祉実習後の「緊張」の度合いが上昇している。以上のことから、「緊張」について二通りのことが言える。第一は、Ⅰ・Ⅱ群の福祉実習前の緊張について、不安感や高齢者観の否定的な要素などが考えられる。しかし、福祉実習後の「緊張」の軽減は達成感や自信に繋がり、「緊張」そのものが軽減したと考えられる。第二はⅣ群での「緊張」の増加

表7 うれしいのことばから分析 (述ベ文字数)

	実習前		実習後	
	往	復	往	復
I どちらもマイナス	0	6	5	2
II KISS のみマイナス	0	4	3	8
III 自尊感情のみマイナス	0	4	1	4
IV どちらもプラス	0	5	4	5

表8 頑張るのことばから分析 (述ベ文字数)

	実習前		実習後	
	往	復	往	復
I どちらもマイナス	2	5	2	3
II KISS のみマイナス	4	5	1	3
III 自尊感情のみマイナス	4	5	3	4
IV どちらもプラス	5	8	3	6

表9 緊張のことばから分析 (述ベ文字数)

	実習前		実習後	
	往	復	往	復
I どちらもマイナス	1	4	1	0
II KISS のみマイナス	3	2	2	2
III 自尊感情のみマイナス	6	2	5	5
IV どちらもプラス	2	1	6	5

は、福祉実習を通しての専門性の自覚が持てたのではないと思われる。自尊感情で、マイナスの学生が、実習を通して、介護に対する自信をと、解釈することができる。ゆえに福祉実習後の「緊張」が上昇していると考えられる。両方共に「肯定的な緊張」と言えるのではないか。Ⅳ群は社会性や自尊感情の高い群の学生である。対人援助職を目指す者として、「緊張」の高まりは、福祉実習を通じた「成長」であると結論付けることができる。

「不安」について福祉実習前後のⅠ～Ⅳ群をみると概ね福祉実習後には低下しているが、Ⅲ群のみ福祉実習後も「不安」値は高くⅠ・Ⅱ・Ⅳ群では福祉実習後の「不安」のことは減少している。これは、実習の体験から肯定的な減少と考えることができる。一方、Ⅲ群《自尊感情のみマイナス》の学生について、1ポイントであるが「不安」が高く、実習後において、専門性の自覚からくる不安の高まりではないと思われる。高齢者理解や慈しむ内容の言葉が多くみられた。RLを心に残った高齢者をイメージさせて書かせたことで、実習全体の振り返りと学生自身の気づきのきっかけとなった。他者理解や自己理解がある程度深まっているといえる。

表 10 不安のことはから分析 (述べて文字数)

	実習前		実習後	
	往	復	往	復
Ⅰ どちらもマイナス	4	1	2	1
Ⅱ KISSのみマイナス	6	0	3	0
Ⅲ 自尊感情のみマイナス	9	1	4	2
Ⅳ どちらもプラス	4	0	3	2

4) 福祉教育に生かすロールレタリング

RLを福祉実習前後に導入することで高齢者理解がある程度深まったと思える。学生が福祉実習での対象は高齢者・障害者であることは理解していても、具体的なイメージがつかめないうまま、不安や緊張を抱えている。また、極度に失敗を恐れている傾向もあった。そこで本研究では、福祉実習プログラムの一環としてRLを導入し、自己理解、他者理解の促進を試みた。その結果、福祉実習に対する学生の意識の変化がみられた、福祉実習前後のRLである程度深まった跡が見られた。福祉実習前後のRLの記述から自尊感情者・社会的スキルが共に低値であった学生も役割交換をすることで利用者を理解するきっかけとなり利用者理解の促進につながった。今回示したⅠ群とⅣ群のカテゴリーから抽出された福祉実習後の得点が自尊感情、KISS-18どちらも高値を示している学生群、低値であった学生が福祉実習を前にして不安や緊張を抱えて失敗することを極度に怖がっていた。利用者と関わる際、不安についてRLを通して、如実に表現されていた。一方で「笑顔を見るのを楽しみにしている」「高齢者に会うことを楽しみにしている」「精一杯がんばる」「福祉実習をする喜び」など福祉実習に希望をもっていることも分かった。学生の生活体験の不足や成功体験の脆弱さなどから福祉実習前はネガティブな思考になっていたが福祉実習を経験し「消極的な態度」であったと学生個人の課題として記述していたが、福祉実習を経験し肯定的な思考や表現に変化していたこうした福祉実習プログラムが必要であることがわかった。したがって、今後福祉実習プログラムに生かせる方法として考えられるのである。

また、今回参加した学生は生活体験の不足や成功体験の脆弱さに加えて、高齢者との生活経験が少ない学生であった。25名中、祖父母が近くに住んでいるという、学生は3名いるが、3世帯

同居をしている学生は、全くいなかった。また、家庭で高齢者と同居していても私生活を優先し、高齢者と関わる機会が家庭内でも減少している。したがって、福祉実習前後に RL を実践できたことは高齢者を理解する上できわめて貴重な体験であった。

介護はきわめて対人援助を必要とすることから、青年期の心理的社会的状況では若者は対人関係の深まりを避ける傾向にあることが指摘されている⁽¹⁰⁾。介護はきわめて対人援助を必要とすることから、また若者の育った生活環境や教育、社会状況なども含めて、このような学生に対して RL を実施したものである。また若者の育った生活環境や教育、社会状況なども含めて、このような学生に対して RL を実施したものである。

RL は言語的表出による「心理的安定」と「癒しを得るものであり」⁽¹⁾⁽⁴⁾フロイトは言葉で語ることが行動の代理的となり、鬱憤を誰かに語ることによって情動体験を発散することが可能であることを見出した。これをフロイトはカタルシス⁽⁸⁾と名づけている。自分を客観的に見つめる事が出来るようになる。距離をおいて自分をみるということは、自分のよさと同時に自分のいたらなさ、自分の問題点、自分の不合理、自分の弱さも見えてくる。ここにこそ自己洞察が生まれ、気づきも始まるのである。RL の実践から学生は自己理解が深まった。福祉実習で学生は真剣に悩み自己の問題解決に向い、学生は対人援助者として人間関係を客観視する学習ができた。福祉職を選んだ学生の優しい気質もベースにあると思われるが、学生の他者理解、自己理解を深めるきっかけとなり肯定的に事象を理解することができた。自律的で成熟した自己イメージに変化することができた。RL を行うことで相手の立場や気持ちに気付くことができた。学生自らの変化の体験から RL の必要性は示唆されたといえる。

RL における 7 つの実践的仮説 (春口 1995)⁽⁵⁾、今回は 1 回の RL の内容から学生 25 名について活用できたと思われる項目は以下である。

7 つの実践的仮説

1. 文章による感情の明確化 (自分の気持ちを素直に表出できた)
2. 自己カウンセリング (福祉実習での不安や失敗、喜びを告白していた)
3. カタルシス作用 (否定的感情を書いていた)
4. 対決と受容 (高齢者への否定的なイメージや感情表現は少ない)
5. 自己と他者の双方視点の獲得 (最も他者理解、自己理解が促進できた)
6. イメージ脱感作 (福祉実習で関わる全ての他者から受けた評価)
7. 非論理的・自己敗北的・不合理な思考形成への気づき

などである。福祉実習前後の RL 「私から利用者へ」「利用者になった私から私へ」の往復書簡を実施した結果、学生個人が対象とする他者としての高齢者イメージを捉えることができていた。コミュニケーションを図るきっかけや、福祉実習に対する不安の軽減につながり、学生自らが福祉実習を主体的に考えることができた。学生が自分自身の福祉実習として自覚し福祉実習を主体的に展開する能力を養う。学生が福祉実習先の環境に早期適応できる能力を養う。専門職としての成熟した社会性を養う。今日的視点で抜本的に見直す必要があると思われる。

IV. ま と め

学生が福祉実習で学ぶ対象が高齢者・障害者であることは理解していても具体的なイメージがつかない状況であることが理解できた。社会性や自尊感情が低く自分に自信がもてない学生も今回の RL の実践役割を交換し利用者になりきり、相手の立場になって考える事が出来た。RL を実践することで学生の成長をある程度促すことができたと思われる。福祉職を目指し、高齢者・障害者に対する志の高い学生が資格取得のためあるいは、やりがいを感じて入学してくる若者たちであっても、福祉実習での人間関係につまずき挫折していく学生も少なくない。退学や休学に追い込まないためにも質の高い教育が提供できる様一層の努力が必要である。対人援助職にふさわしい、温かなところと冷静な頭脳を持ち合わせた調和のとれた人材を育成しなければならない。

引用文献

- (1) 小林剛 2007「書くこと」による感情と思考の統合と自己洞察『現代のエスプリ』482, 52-60
- (2) 堀洋道 2001「心理測定尺度集Ⅰ 自己評価・自尊感情 自尊感情尺度」サイエンス社, 29-31
- (3) 菊池 1988「心理測定尺度集Ⅱ 4 対人関係」サイエンス社, 170-173
- (4) 小林剛 2007「ロールレタリング研究」第7号 1-25
- (5) 井頭久子・松岡洋一「2006 ロールレタリングによる母親の子育て支援」『ロールレタリング研究』第6集, 27-41
- (6) 井上桜・三富道子・渡辺薫「福祉実習教育方法に関する基礎的研究②」平成17年度特別研究費実績報告書

参考文献

- 1) 青年期のアイデンティティとその障害, 1990, 川島書店
- 2) 今泉信人・南博文編, 1991, 人間周期の中の青年心理学, 北大路書房
- 3) 相川充・津村俊充(共編著), 1996, 社会的スキルと対人関係・自己表現を援助する, 誠信書房
- 4) 遠藤辰夫・井上祥治・蘭千壽(分担執筆), 1992, セルフ・エスティームの心理学自己価値の探求, ナカシヤ出版
- 5) これからの社会福祉士・介護福祉士, 月刊福祉 2月号, 2007
- 6) 渡辺真, 2005, モラトリアム青年高肯定論現代のエスプリ No.460
- 7) 香山リカ, 2002, 若者の法則, 岩波書店
- 8) 相川充, 2001, 人づきあいの技術, 社会的スキルの心理学, サイエンス社
- 10) 大坊郁夫, 2003, 社会的スキルトレーニングの方法序説, 対人社会心理学研究第3号
- 11) 黒澤貞夫・前川美智子, 2004, リーディング介護福祉学, 福祉実習指導, 建帛社, 1-5
- 12) 岩瀬康理訳, 1973, Identity: Youth and Crisis W. W. norton, アイデンティティ青年と危機, 金沢文庫, 25-32
- 13) 安藤順一郎, 1990, 青年期の育成と福祉, ライブラリ総合福祉4, 学文社刊, 第一発行, 159-168
- 14) 岩瀬康理訳, 1973, Identity: Youth and Crisis W. W. norton, アイデンティティ青年と危機, 金沢文庫, 25-32

[たかた よしこ 老熟看護学]

資料Ⅰ 自尊感情尺度

項目内容	自尊感情尺度
教示 次の特徴のおおのについて、あなた自身にどの程度あてはまるかをお答え下さい。他からどう見られているかではなく、あなたが、あなた自身をどのように思っているかを、ありのままにお答え下さい。	
選択肢 あてはまる…5、ややあてはまらない…4、どちらともいえない…3、ややあてはまらない…2、あてはまらない…1	
項目	あてはまる 5 4 3 2 1
1. 少なくとも人並みには、価値のある人間である。	_____
2. 色々な良い素質をもっている。	_____
●3. 敗北者だと思ふことがある。	_____
4. 物事を人並みには、うまくやれる。	_____
●5. 自分には、自慢できるところがあまりない。	_____
6. 自分に対して肯定的である。	_____
7. だいたいにおいて、自分に満足している。	_____
●8. もっと自分自身を尊敬できるようになりたい。	_____
●9. 自分は全くだめな人間だと思ふことがある。	_____
●10. 何かにつけて、自分は役に立たない人間だと思ふ。	_____
(実施時には、逆転項目を示す●マークを削除する。)	

資料Ⅱ KISS-18 測定尺度

項目内容	KISS - 18
教示 以下の文章を読んで、自分にどれだけ当てはまるかお答え下さい。	
【選択肢】	
5. いつもそうだ	
4. たいていそうだ	
3. どちらともいえない	
2. たいていそうでない	
1. いつもそうでない	
項目	いつも 5 4 3 2 1
1. 他人と話していて、あまり会話が途切れない方ですか。	_____
2. 他人にやってもらいたいことを、うまく指示することができますか。	_____
3. 他人を助けることを、上手にやれますか。	_____
4. 相手が怒っているときに、うまくなだめることができますか。	_____
5. 知らない人でも、すぐに会話が始められますか。	_____
6. まわりの人たちのあいだでトラブルが起きても、それを上手に処理できますか。	_____
7. こわさや恐ろしさを感じたときに、それをうまく処理できますか。	_____
8. 気まずいことがあった相手と、上手に和解できますか。	_____
9. 仕事をするとき、何をどうやらよいか決められますか。	_____
10. 他人が話しているところに、気軽に参加できますか。	_____
11. 相手から非難されたときにも、それをうまく片付けることができますか。	_____
(p173～続く)	

項目内容	KISS - 18
	たいてい 5 4 3 2 1
12. 仕事の上で、どこに問題があるかすぐに見つけることができますか。	_____
13. 自分の感情や気持ちを、素直に表現できますか。	_____
14. あちこちから矛盾した話が伝わってきて、うまく処理できますか。	_____
15. 初対面の人に、自己紹介が上手にできますか。	_____
16. 何か失敗したときに、すぐに謝ることができますか。	_____
17. まわりの人たちが自分とは違った考えをもっている、うまくやっていけますか。	_____
18. 仕事の目標を立てるのに、あまり困難を感じないほうですか。	_____

実習前後の個々の社会的スキル

2008/10/6 実習後KISS-18																									
	1	5	15	2	10	16	4	7	13	3	6	8	11	14	17	9	12	18	total	a	b	c	d	e	f
1	2	3	3	2	2	5	2	3	2	3	2	3	2	3	4	3	3	3	50	8	9	7	8	9	9
2	3	2	1	3	3	5	1	5	2	3	3	3	5	4	5	3	3	3	57	6	11	8	9	14	9
3	4	4	2	4	3	3	4	4	3	4	4	4	3	3	2	3	2	3	59	10	10	11	12	8	8
4	1	1	2	2	1	5	4	1	2	4	3	2	1	4	4	1	1	3	42	4	8	7	9	9	5
5	2	1	2	3	2	4	2	2	3	3	2	2	3	3	3	1	1	2	41	5	9	7	7	9	4
6	1	5	3	1	1	5	1	5	3	2	5	5	1	2	5	4	1	5	55	9	7	9	12	8	10
7	2	1	2	2	2	4	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	4	3	42	5	8	6	6	7	10
8	3	1	2	3	2	5	3	2	3	3	1	2	4	4	3	2	3	4	50	6	10	8	6	11	9
9	4	4	3	2	3	5	2	3	4	2	2	3	3	4	3	4	3	2	56	11	10	9	7	10	9
10	3	4	4	3	4	5	3	3	5	3	3	3	3	4	3	5	4	65	11	12	11	9	10	12	
11	3	3	3	3	2	4	3	2	3	3	2	3	2	2	3	3	3	50	9	9	8	8	7	9	
12	4	3	3	1	3	4	3	2	2	2	2	2	2	4	2	3	3	48	10	8	7	6	9	8	
13	3	2	2	3	3	3	3	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	51	7	9	8	9	9	9	
14	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4	88	15	15	15	15	15	13	
15	4	3	3	2	2	4	3	3	4	3	3	3	2	3	4	3	3	55	10	8	10	9	9	9	
16	3	3	4	3	3	3	4	3	4	4	4	3	4	4	4	3	4	3	63	10	9	11	11	12	10
17	3	3	3	3	4	4	3	2	4	4	3	2	2	2	4	3	2	3	54	9	11	9	9	8	8
18	3	3	4	4	3	4	4	2	3	3	3	4	2	4	4	4	4	62	10	11	9	10	10	12	
19	3	4	2	3	4	4	4	3	4	4	3	4	3	3	4	3	2	59	9	11	11	11	10	7	
20	2	2	1	2	2	4	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	3	39	5	8	6	6	7	7
21	2	3	4	1	3	4	2	2	3	2	2	2	3	3	3	3	1	46	9	8	7	6	9	7	
22	5	5	4	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	89	14	15	15	15	15	15	
23	4	4	4	4	3	5	4	3	3	4	3	4	3	3	4	4	3	4	66	12	12	10	11	10	11
24	3	1	2	3	1	5	2	3	4	2	3	2	2	3	4	2	2	3	47	6	9	9	7	9	7
25	4	5	5	4	3	5	3	4	5	4	4	3	3	5	3	4	5	72	14	12	12	11	11	12	
26	2	2	3	1	1	2	3	2	2	2	2	2	2	2	1	2	2	35	7	4	7	6	5	6	

実習前KISS-18																									
	1	5	15	2	10	16	4	7	13	3	6	8	11	14	17	9	12	18	total	a	b	c	d	e	f
1	2	2	2	2	2	5	3	3	3	3	2	3	2	4	4	2	3	3	50	6	9	9	8	10	8
2	4	3	3	3	2	5	3	4	4	3	3	3	3	3	5	3	3	3	60	10	10	11	9	11	9
3	3	3	2	3	3	4	4	4	3	3	3	3	3	4	3	3	3	57	8	10	11	9	10	9	
4	3	2	5	3	5	2	3	2	1	2	1	3	1	2	3	2	1	3	44	10	10	6	6	6	6
5	2	1	4	2	1	4	3	3	2	2	3	4	3	4	3	3	3	5	52	7	7	8	9	10	11
6	3	1	4	2	1	3	3	2	3	3	1	1	3	1	2	1	2	2	38	8	6	8	5	6	5
7	1	5	2	1	1	2	3	5	3	2	2	4	3	4	3	2	4	3	50	8	4	11	8	10	9
8	3	5	5	4	5	5	3	2	3	5	4	5	4	5	4	5	4	75	13	14	8	14	13	13	
9	1	2	3	2	2	4	3	2	3	2	2	2	2	3	3	2	3	4	44	6	8	8	6	8	8
10	4	4	4	3	3	4	3	3	3	3	2	3	3	4	2	4	3	3	58	12	10	9	8	9	10
11	4	2	3	4	5	2	2	3	3	2	2	3	1	4	2	4	4	1	51	9	11	8	7	7	9
12	4	4	4	3	4	5	3	3	4	3	4	3	3	4	4	3	3	4	65	12	12	10	10	11	10
13	3	3	3	3	2	4	3	2	3	3	3	3	3	3	4	4	3	3	55	9	9	8	9	10	10
14	4	3	4	1	4	4	3	3	4	3	4	3	2	3	4	3	3	3	58	11	9	10	10	9	9
15	4	4	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	60	12	12	9	9	9	9
16	3	4	4	3	4	4	3	3	3	3	3	4	3	3	4	4	3	3	61	11	11	9	10	10	10
17	2	3	4	3	2	4	4	3	3	3	4	4	3	3	4	3	3	3	58	9	9	10	11	10	9
18	4	4	3	2	3	4	3	2	3	3	3	3	2	3	3	3	3	3	54	11	9	8	9	8	9
19	3	3	4	2	3	5	4	2	4	3	4	4	4	1	4	4	2	4	60	10	10	10	11	9	10
20	3	2	3	4	4	3	3	3	2	3	2	2	3	3	2	4	2	2	50	8	11	8	7	8	8
21	3	3	2	4	3	3	4	2	2	4	4	2	3	3	3	4	4	3	56	8	10	8	10	9	11
22	3	1	2	3	4	3	4	4	3	3	3	3	2	3	3	2	2	3	53	8	11	10	9	8	7
23	3	2	2	1	2	3	1	2	1	2	1	2	1	2	3	2	2	3	34	6	6	4	5	6	7
24	4	4	3	3	5	4	3	3	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	60	11	12	10	9	9	9
25	4	4	5	4	3	5	4	3	4	4	3	4	3	3	5	3	3	3	67	13	12	11	11	11	9
26	3	1	5	1	3	5	3	3	5	3	2	3	3	3	4	3	4	4	58	9	9	11	8	10	11
27	5	4	5	5	5	5	5	4	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4	84	14	15	14	15	14	12
28	3	4	2	2	2	4	3	3	4	3	3	3	3	3	4	3	3	3	55	9	8	10	9	10	9
29	4	5	5	4	4	5	4	4	5	4	3	4	3	5	5	3	3	4	74	14	13	13	11	13	10
30	4	1	3	2	3	2	1	1	2	3	1	2	3	2	1	2	3	3	39	8	7	4	6	6	8
31	3	3	3	3	3	3	4	3	3	4	3	3	3	3	4	3	3	3	57	9	9	10	10	10	9

*対象学生の人数の増減は実習に参加できなかった学生も含んでいる。

不妊治療を受けた就労夫婦の経験と心理

——4組の夫婦へのインタビュー調査を基に——

林谷 啓美¹・鈴木江三子²

¹ 園田学園女子大学

² 川崎医療福祉大学

はじめに

不妊による受診者数は、2007年には17万9千人にのぼり¹⁾、決して少ない人数とは言えない。不妊治療を継続するには、夫婦の協力体制が重要な条件となり、不妊治療を受ける夫婦の約7割は体外受精を受けることについて十分話し合い、治療を進めているという。また、9割以上の夫は治療に対してとても協力的であり²⁾、夫婦間の関係性がより親密性を増している³⁾と報告されている。しかし、不妊治療が長期に持続すると、夫婦間にストレスを生じ易く、結婚を後悔する人も珍しくないという⁴⁾。とくに、妻側に不妊の原因がある場合、子どもが産めないことに引け目や劣等感を感じ⁵⁾、治療の長期化や妊娠しないこと、高度生殖医療を受けることでのストレス、不安、葛藤など、夫の想像以上に妻の精神的な負担は大きいと指摘されている^{6)~14)}。

この他、不妊治療は保険適応外の治療や薬品を多く使用するため、多くの夫婦が経済的負担を強いられていた²⁾。不妊治療助成金制度による援助だけでは、経済的な負担は軽減されていないのである。そのため、夫婦で就労しながら不妊治療を継続するカップルは多く、両者の職場環境を調整しながら治療の継続に向けた工夫をしていることがうかがえる。

いままで、不妊治療を受ける夫婦の中でも特に妻の方が身体的、社会的、心理的な負担は大きく、それらに関する心理的ストレスの調査は報告されてきた。しかし、これまで不妊治療を受ける就労夫婦の職場での体験や、不妊治療と仕事を両立する上での調整などの実態が明らかにされてこなかった。そこで、不妊治療を受ける就労夫婦がもつ職場での経験と、それに伴う心理について明らかにし、不妊治療を受ける就労夫婦が安心して治療を継続するための、看護師の役割について考察する。

研究目的

不妊治療中の就労夫婦がもつ経験と、それに伴う心理を明らかにし、不妊治療を受ける就労夫婦が安心して治療を継続するための、看護師の役割について考察する。

研究方法

1. 調査対象者と調査手順

調査対象者は、不妊治療の経験がある就労夫婦で、本研究の同意が得られた者とした。研究協力者の募集は、スノーボール・サンプリング法により行った。データ収集期間は2009年4月初め～同年6月末までである。

2. 調査方法

データの収集は、不妊治療の経験がある就労夫婦別々に、インタビューガイドを用いた半構造的面接法により行った。会話は対象者の了解を得てICレコーダーに録音し、全て逐語録とした。インタビューガイドの主な内容は、「プロフィール（年齢、職業）」「治療について（治療内容、治療経過、治療期間）」「不妊治療にまつわる職場での経験とその思い」「不妊治療と仕事を両立していく上での経験と思い」であった。

3. 分析方法

分析は、逐語録から事例ごとに不妊治療を受けた就労夫婦の経験と心理について、カテゴリー分類を行った。この際、単語や文節毎に細分化せず、文脈単位で抜き出すように試みた。分析結果の妥当性確保の方策としては、①メンバーチェック、②データ収集及び研究者間による解釈、調査対象者の意図が違っていないか、分析方法のトライアングレーションにより、データ分析結果の信頼性を保持するように努めた。

分析結果の提示方法としては、本文中には夫婦の語りをそのまま用いた。その際は、調査者の解釈を地の文章として述べながら、抽出した夫婦の語りを「 」内に、類似した語りをまとめて意味づけしたカテゴリーは【 】で、夫婦の語りを調査者が補足した場合は、（ ）に示した。

4. 倫理的配慮

倫理的配慮として、調査依頼時、および面接開始時に調査の主旨と概要を説明し、研究に使用するデータは研究以外で使用することはなく、個人が特定されることもないこと、研究協力を拒否しても不利益をこうむることがないことを確認した。データの入力及び分析はインターネットに接続されていないPCを用いて行った。分析後、データは確実に破棄することを約束した。本研究は川崎医療福祉大学倫理委員会の承認（承認番号112）を得て行った。

結 果

1. 調査対象者の属性

調査対象者の概要は表1に示した。

本研究に参加協力が得られた夫婦は4組であった。女性の平均年齢は38歳（±12）歳、夫の平均年齢は38.9歳（±12）歳であった。受診した医療機関数は平均1.5施設であり、通算した不妊治療の平均治療年数は4年3カ月（±9年8カ月）であった。

不妊の原因は、主として「女性側にある」1名、「夫婦共にある」2名、「原因不明（機能性不妊）」1名であった。

不妊治療の内容はタイミング法1名、人工受精1名、体外受精2名であった。

表1 対象の属性

	妻の年齢	既往歴	不妊の原因	治療	治療期間(年)	中断期間	治療のためにかかった医療機関	職業	職業の形態	夫の年齢	職業	費用
A	35	卵巣腫瘍の疑い	妻・夫両方	排卵誘発剤 タイミング 体外受精 2回	2	なし	2	看護職	フルタイム	42	会社員	200万
B	41	抗リン脂質 症候群 双核子宮	妻	タイミング	3	なし	1	医療関係	パート	41	幹部社員	200万
C	32	なし	妻・夫両方	人工授精 9回	1.2	なし	1	看護職	パート	32	会社員	40万
D	44	子宮筋腫	原因不明	人工授精 体外受精	11	5年	2	事務職 (自営業)	フリー	44	自営業	30万

2. 不妊治療を受けた就労女性の経験と心理

女性について、フルタイム労働での職場においては、【職場におけるプライバシーの保持困難】【上司の不妊治療を受ける女性に対する無理解】【上司への気兼ね】【同僚の妊娠・出産に対する気持ちの揺れ】などの思いを抱えていた。そして、不妊治療に専念するために【パートタイム労働という選択】をしているものもいた。また、代々続く自営業においては、女性自身が【後継ぎに対するプレッシャー】を感じていた。そして、【夫とのかかわり】や【同じ体験を持つ人とのかかわり】により、自らの精神的なバランスを保ち、【不妊治療に関する自己決定・自己解決】をしていた。さらに、不妊治療を受ける上では仕事や仕事と趣味の両立をすることが【不妊治療を継続するための気分転換】になっていた。しかし、先の見えない、結果のでない不妊治療について【経済的な負担】を感じていることがわかった。

1) 職場におけるプライバシーの保持困難

職場において、個人のプライバシーが守られるということは重要なことであるにもかかわらず、女性が不妊治療を受けていることが職場の話題となっていた。

「主任に伝わったら、翌日にはスタッフみんなが知ってました。」(A)

「辞めるときにどこから聞いたんやろか？(上司が)知ってた。おしゃべりが多いやんか。同僚に話してて。まさか上司にしゃべると思わないからたぶん、そこからもれた以外は考えられないけど。」(B)

2) 上司の不妊治療を受ける女性に対する無理解

不妊治療の内容や経過等については、仕事とは無関係のことであるにもかかわらず、上司が興味本位で聞いてくることがあった。その上、副作用により、休みを取得しているにもかかわらず、上司からは不必要な休暇ではなかったのかと、その理由に対して信用されない返事をもらっていた。

「報告がないとよく怒られました。(治療について)最初は報告せえへんかったんですよ。いちいち言わんかったら「今、どないなん？」って聞かれる。(中略)「そんなことまでして子ども欲しいの」って言われて・・・(略)。「感情に波ある」とかね。「それは薬の影響なわけ？」と聞かれた。普通に仕事しながら「治療うけてるから卑屈になってるのかなあ」って、目合わせへんように、「そうですかね」って言うしかなかった。(そのことを上の人に)言ったら倍になって返ってくる。」(A)

「卵巣刺激過剰症候群で休んだときも「報告がない」って電話がかかってきて、おなかが痛いっていうてるのに、主任には言ってるのに、部長に「報告がない」って。電話したら「本当にそうなの？」って。嘘言いますか。毎日診察に行ってたから、たまたま、家に電話かけてきてでなかったら「寝とおって言うたのに。」って言われるし、そんなんがあってしんどくて何ヶ月か休みました。」(A)

3) 上司への気兼ね

不妊治療中の就労女性は、予測のつかない治療の日や時期、診察時間の制約があり、休暇取得の許可を取り扱う上司との関係を大切にしなければならなかった。そして、Aの職場は、本来ならば、不妊治療や女性の心理などを理解し、率先して協力すべき専門職集団であった。つまり、そのことが、更に女性の心理的苦痛を増強させていた。

「薬の飲み方とか注射の方法とかを聞いて、皆に言うんですよ。いいんですけど。隠してなかったから。興味本意で聞かれていると思うんですけど、しゃあないですよ。」「ほっといてく

ださいよ」って言うたら、もう治療を受けさせてもらわれへんのかなって思った。機嫌を伺ってた。」(A)

4) 同僚の妊娠出産に対する気持ちの揺れ

職場の同僚が妊娠や出産したことについて受容できず、そのことが女性の自己嫌悪につながっていた。

「職場に子ども連れて挨拶ね。育児休暇取った人が必ず連れてきはるけど、辛くてトイレにいらしてみたり、席はずしてました。そんな事、ひとでなしみたいに思われるから言わへんですよ。なんでもうちょっと前向きになられへんのやろかとか。自分自身が嫌になりますよね。」(A)

5) パートタイム労働という選択

パートタイム労働を選択した理由は、不妊治療中心で勤務の都合がつくということや、職場に迷惑をかけたくないということなどであった。それらのことから仕事の形態が制限されていることがわかった。

「(上司に) 詳しいことは言ってない。週4日だったから自分の休みの日に(病院に) 行ったり、後は夜に行ったりしてました。」(B)

「治療に専念していた。仕事は、ほんとに信用に関わるから、急に変わるんでは迷惑になるから絶対にしなかったんですよ。もし、仕事の時に受精する日に来てって言われたら夜ですよ。ね。(仕事が) 終わってから行って。」(C)

6) 後継ぎに対するプレッシャー

代々続く自営業においては、後継ぎのことを気にしなければならなかった。周囲から、とくに後継ぎについて言われているわけではないが、女性自身の中で、そのことを意識せざるをえない状況が、女性のプレッシャーとなっていた。

「ここは(後継ぎが) いるだろうなと思って。それで、何年も、結婚してできないんだから、お互いに別れば、もしかしたら違う人とできるかもしれないって。どっか悪いとかじゃないから。ここにとっても別れてだれかと結婚するほうがいいだろうし、私にとってもよその人と結婚して子どもができることの方が大事やと思ったから、若いうちに早く別れてよっていう気がしました。もう十何年もたったときは。そうじゃないともう私は産めなくなるじゃないですか。」(D)

7) 夫ととのかかわり

不妊治療を受ける女性にとっての支えは夫であり、不妊治療に関することについては、夫婦で話しあう機会をもっていた。

「(職場で) 何言われたとかこんながあったとか他に言われへんから、ぶつける先は1つしかなくて、一応最後まで聴いてくれるから、聴いてないかもしれないけど。とりあえずうんうんってきいてくれるからはきだして。」(A)

「治療中の心の支えはベースは旦那。話し聴いてるだけやけどね。それでいいじゃないですか。なんか言われても何言われても腹立つからね。ふんふんって聴いてくれたらいいんですよ。」(C)

8) 同じ体験を持つ人とかかわり

同じ体験を持つ人には気持ちを理解してもらえると考えていた。そして、不妊治療に関する情報を知りたいという思いで、ピアサポートの会に入会しているものもいた。

「力になったのは、同じ時期に、同じ治療をしていた友達とのメールです。遠方(東京)だったし、病院も違うけど、タイムリーに分かり合えた感じがして、毎日のようにメールしました。」(A)

「(会員になったのは) わたしは、情報があるかなと思って。こういう先生がいいですよとかこういう体験したとか。」(B)

9) 不妊治療に対する自己決定・自己解決

不妊治療を受ける女性は、自らの状態を理解し、不妊治療経験者などから話をきくことで、不妊治療を自分で引き受け、自分で対処していくという意識であった。

「話したって結局ね。こうしたいってあるんですよ。ベースは決まってるじゃないですか。それにいろんな人の話を聞いて、自分が通したいこの根拠を見つけたいだけで、あんまりほんとにどうしよって相談しよって思ってることはまあまずない。」(C)

8) 不妊治療を継続するための気分転換

仕事そのものや、仕事と趣味というメリハリをつけることで、不妊治療による苦痛やストレスを軽減するようにしていた。また、夫と共通の楽しみにより気分転換を図っていた。

「なぜ治療を続けられたのかというと、仕事があったから気がまぎれたのかもしれない。(仕事中は) 治療のこと忘れてるし、いらんこと考えんでいい。あー今日治療がいややな、治療やか

らはよ行かなって言う時間が1分でもない。時間に追われていることを忘れる時間があってよかった。」(A)

「テニスのおかげでここにおれたっていう感じなんですよ。他にすることもなし。じっと家でひきこもっても仕方ないから。テニスと仕事があったから救われたんですよ。」(D)

「(食事は) しんどかったらいいよ。外で食べよう」って。それもたぶん気分転換になってたと思うんですよ。治療の帰りとか待ち合わせして。ちょっと今日ははりこもかとか。」(A)

9) 経済的な負担

不妊治療は、治療や薬品が保険適応外の治療や薬品が多いため、経済的負担が生じる。さらに、不妊治療は、先の見えない治療であり、治療の回数が増えることで、経済的な負担が増強し、今後の生活に対する不安が生じる。また、そのために、女性は、不妊治療に専念したくても、仕事の継続を余議なくされることもある。

「最初はお金じゃないと思って始めたんですけど。実際のところはどこまで続くんやろうって思って。お金を理由にストップしたくはないけど、あそこについて通院の支払いの概念が変わったんですけど。初めていったときに財布に2万しか入ってなくて、今度から絶対カードやわって思って。毎回、そんなんやからこれはある程度のところでストップせなあかんかもしれんっていうのはありましたね。お金は、二人の共通の貯金はからでした。助成も意味ないなあって思います。最初、クリニックで説明してくれるんですけど、「ゼロがまちがってませんか」って言うたんです。(仕事を) 辞めようと思った時も専業主婦がしたかったんじゃないくて、治療代だけは稼げるだけのパートとかしようと思ってたんです。」(A)

「(お金が) かかりますよ。結構、まあまあいきましたよ。確定申告とかも2年ぐらい連続で10万以上絶対こすから。」(C)

「ここで働いて給料もらってたので、働けば良いわと思ってました。私が、不妊治療始めたときの体外受精よりも、再開したときの体外受精の方が安くなってたんじゃないかと。私らが始めたとき、もっといったんじゃないかなあ。でもがんばらなきゃなあ。働くかあって。そこまで考えなかった。何回するかはわからなかったから。でもよくね。何回もしてて、もうほんとお金もなくなっちゃうし、精神的にも参ってしまうし、どこを区切りにしたら良いかって。分らないって言う方とかもいるでしょ。ほんまにそうやなって思う。」(D)

3. 不妊治療を受ける夫の経験と心理

会社員の夫については、不妊治療のための休暇取得について【上司の理解】があった。女性とは違い、頻回に受診する必要のない夫については、クリニックが開いている時間帯や営業などの職種については【受診しやすい環境】が整っていた。会社としては、【休暇取得しやすい環境へ向けての整備】がすすんでいるものの、夫自身に【職場への気兼ね】があった。また、就労夫婦

であるため、【夫婦での仕事の調整困難】をきたしていた。

そのような状況においても、夫は、【妻の身体的ストレスの軽減】として家事の負担軽減につとめ、【妻の精神的ストレスの軽減】として話を聞くようにしていた。しかし、夫自身に【妻を支えるプレッシャー】があった。そして、人にあまり相談することなく、【不妊治療に関する悩みの自己解決】をしていた。また、自分自身や夫婦での【不妊治療を継続するための気分転換】を図っていることがわかった。

1) 上司の理解

A の夫は、不妊治療をしていることについて上司に報告しており、上司は理解を示していた。しかし、A の夫自身は、もしかしたら理解されていないかもしれないと考えていた。

「それについては協力的で、どんどん休んで休んでっていうことでした。例え、嫌な顔されても普通の日がんばってるからいいやんと。割り切ろうと思ってました。」(A の夫)

2) 受診しやすい環境

会社員でも営業であれば、時間に余裕があり、仕事の都合をつけて受診することは可能であった。また、それ以外の職種の人も、勤務終了後や土、日の受診が可能であった。

「診察が土曜日とかもしてたんで、不都合はなかったです。クリニックは土日もしているので。そのときは夜に行きました。」(A の夫)

「診察は、仕事終わってからいくような形か、土曜日とかそういう休みの日に行ってたと思いますね。(クリニックが) かなり遅くまでやりましたんでね。仕事の現場もそう遠くはなかったですから」(C の夫)

3) 休暇取得しやすい環境へ向けての整備

夫の職場環境については、職業によって、休暇取得が可能かどうかの相違はある。職場環境は、今後、休暇取得が容易になる可能性はあるが、周囲の理解が得られない不妊治療による休暇取得は困難な状況にある。

「育児休暇はとってないですね。できたのは、ここ一年くらいじゃないですかね。そういう男でも育児休暇とれるっていうのは。会社では、ワークライフバランスっていう、仕事と家庭の両立ですね、自分たちで制度を利用してやってくださいっていう形で言ってきました。比較的そういうのは休みとか取りやすくなってきたと思いますね。」(C の夫)

「私たちの会社でも、育児休暇とか不妊治療も休日もらえるんじゃないかな。会社としてはアシストはするようになり始めました。そういう休む取り組みはしています。ワークライフ

バランスと育児休暇の取れる環境ですね。参加しなさいっていうので私も育児休暇をとりました。2日間ですけど。1週間2週間単位でたぶん大丈夫なんですけど。何ヶ月でも大丈夫なんじゃないですかね。休暇は2日間連続で、2日間以上とりましようと言われてたので2日とったんですけど。」(Bの夫)

4) 職場への気兼ね

会社員は、組織で働いているために、すべての人の協力がいないことや休暇取得の理由として不妊治療が困難な状態であることをあらわしていた。

「妻が病気になったら、「大変やからはよ帰ってあげ」っていうことになるけど、不妊治療って言ったら、「この忙しいのにそんなんで帰らんでいいやん」になる。直属の上司が理解しててもその次の上司が理解してなかったら難しいし。やっぱり職場はむずかしいですね。」(Aの夫)

5) 夫婦での仕事の調整困難

就労夫婦であるため、双方の仕事の調整を図る必要があった。そして、仕事の内容によっては、仕事と治療の両立が困難な状況を予想していた。その上、同僚への気兼ねがあった。しかし、治療を優先させたい思いが強かった。

「どうしてもお互い休まなアカンとき、仕事の間、忙しくない時、仕事の都合を考えて行ってきました。春先、年度末（は仕事が忙しいので）、治療の日をずらさな仕方ないなって思っていました。家に帰れない状況もなるので、治療の休みについては言えないですね。それでも言ってたかもしれない。全面的協力はしんどいかもしれませんが。期日をずらせない仕事が多いから、（わたしがもし休めば）他の人に負担をかけることになる。こっちもつつい周りみながらこのタイミングだったら良いかなとか考えて。いつになったら子どもつくるねん。結局、仕事のことを考えながら治療していかな。」(Aの夫)

6) 妻の身体的ストレスの軽減

不妊治療を受ける夫は、Cの夫以外、全員が積極的に家事労働を引き受け、妻の身体的負担の軽減に努めていた。また、Cの夫も、「家事はあまりしないですね」といいながら、ごみ出し、ふろ掃除、食器洗い、洗濯物を取り入れる等、妻から頼まれると家事労働に参加していることから、不妊治療を受ける夫は妻に対して、不妊治療を受ける妻の身体的負担が多いことを理解し、そのストレスの軽減に努めていた。

「家事をやっけてないと、本人も体調すぐれないときもありますし。家事は、朝ごはんの用意であるとか、洗濯ですね。あと掃除もたまにして。」(Aの夫)

「お風呂の掃除とか重労働じゃないですけど、そういうのはできるだけやりました。」(Bの夫)

7) 妻の精神的ストレスの軽減

妻の精神的負担の軽減を図るために、妻との会話をする時間を大切に、妻の愚痴を聞くなどしていた。なかには敢えて不妊治療の状況には触れないようにするなど、妻のその時々状況に応じた配慮をしていることが分かった。

「気持ち的にしんどいことがあれば、話は聞くようになっていう形ですね。こちらからプレッシャーはかけずに。向こうが主体でうけてるわけですから、向こうの意見を尊重するような形でいこうかなって思っていました。」(Cの夫)

「単身赴任中は、ほとんど、メールと電話でちょっとでも毎日会話して。そうですね。普段からいろんなことをよく話しあってます。」(Bの夫)

「妻には、悪い言い方すると、触れなかったっていうたらあれですけど、あんまり言うてあげるのがかわいそうやし、やっぱり本人が一番つらいし、そっと見守るといふか、それしかできなかったっていうんですかね。」(Dの夫)

8) 妻を支えるプレッシャー

夫は、治療の原因が妻だけでなく、夫にも原因がある場合であっても、治療中の体験としては、自らの体験ではなく、妻を支えるという意識が強かった。その支え方にしても妻の気持ちや性格を配慮していた。だが、妻を支えることの難しさは感じており、妻をどのように支えていけばよいのかということについての情報交換を希望していた。そして、妻を支えながらも夫にも子どもができないことについての心の揺れがあった。

「肉体的にも精神的にもしんどい。気分の落ち込み見てるのがしんどかった。一緒に生活して、片方の機嫌が悪かったらこっちも機嫌が悪くなるというか。」(Aの夫)

「妻の負担があると思うんです。(中略) フォローの仕方を聞きたかった。いかに妻を支えるか、皆さんどうされているのか。人の話を聞いたことがなかった。女性だけでなく、男性のネットワークが、あるかもしれないが、少ない気がします。」(Aの夫)

「気持ちの面ではもうぼろぼろで、どうにもできひんし、その中でなんかできることはないかなっていう感じですね。だから、ぎりぎりやっと思いますわ。年齢的にも気力的にもね。二人ともべつに問題あるとは言われなかったのに授かれなかったっていうのがあったんで、あきらめきれへんしね。とにかく気持ちをつないでいくのが精一杯ですわね。」(Dの夫)

9) 不妊治療に関する悩みについての自己解決

夫は全員が不妊治療を受ける中で経験した妻への支援、妻との関係性の維持、こどもができな

いことによる自らの苦悩、職場との調整等の多様なストレスを抱えていた。しかし、それらに対しては夫自身で対処し、ほとんど誰にも相談していなかった。Cの夫は、高校時代の友人に相談していたが、不妊治療を経験してない人には気持ちはわからないと考えていた。

「直接的には相談してなかったです。身近に不妊治療してる人がいなかったし。男性はそういうことは意外とないかもしれない。そういう機会があったほうが良い。」(Aの夫)

「(今まで悩みは、) 相談したかもしれませんね。高校の時のつれとかにね。まだできひんねんとか言うて。たぶん、何人かには相談したと思います。(中略) みんないい加減なこと言うんですけどね。経験者にはわかるやろうけど経験してなかったら・・・。」(Cの夫)

10) 不妊治療を継続するための気分転換

夫婦共通の楽しみを見出したり、夫自身も趣味や友人との交流を通して気分転換を図っていた。

「(気分転換は、) 土曜日とか検査の後、食べて帰ろかって。最初は明石だったので、たこ焼き食べたりとか、買って帰ろかっていうことになったり。」(Aの夫)

「おいしい店があったら食べに行ったり。食べに行くのが好きなほうなんでね。温泉とか旅行も好きだったんでね。結構あちこち行きましたけどね。」(Dの夫)

「僕は、海が近いんで魚釣りにいったりね。結構うろうろ遊んでましたけどね。休みの日に朝早く起きて釣りにいったり、友達と遊びにいったりとか。」(Dの夫)

11) 経済的不安

不妊治療は、1回あたりの検査、治療の金額が大きく、さらに治療の回数が増えることで経済的な負担が増強していた。

「やっぱり、金銭面ですね。桁違い。生活していける範囲ではあります。共働きで、私だけでは結構きついと思います。お金については深い話をしてなかったです。いつくらいまで治療を続けるか考えたこともありません。」(Aの夫)

「(お金については) あんまり気にしなかったですね。まあ、あんまり。そこはがんばって結果であればそれで。金額はどうやったんかな。あんまりそこは高いという認識はなかったかもしれないですね。それでなんとかなればっていうか。」(Bの夫)

「あれ、高いですもんね。かなり負担はありますよね。妻に任せてましたけどね。結構な額だったってというのは伝わってきました。何回も行ってたんで、回数が増えるとそれだけ負担も増えますので、結構痛いなあっていうのはありました。」(Cの夫)

「そうですね。実際はやっぱり、どうしても治療続けると一回そういうね。検査やっても何万

といますし、そっちのほう(不妊治療)メインでもしんどいのはしんどになりましたんでね。30前半のころはまだ、稼ぎもそんなによくないし、しんどいしというのもありましたね。ある程度、貯えとかその何年かの間にね。年齢的にちょうど38や9で、普通の営業やってたのが専務というところまで行ってたっていうのもあったし、まあ、それでお金的にはなんとかいけるようになってたっていうのもありましたね。でもやっぱり実際ずっとずっと続けとったら確かに費用もかかるし。」(Dの夫)

考 察

1. 不妊治療を受ける就労夫婦の関係性

不妊治療を継続するには、夫婦の協力が絶対不可欠な条件といっても過言ではない。そのため、不妊治療を受ける夫婦の7割は体外受精を受けることについて十分話し合い、治療を進めており、その結果、9割以上の夫は治療に対してとても協力的である²⁾。本研究の対象者である4組の夫婦においても、女性は、「治療中の心の支えはベースは旦那。話し聴いてるだけやけどね。」(C)など職場の無理解に対する思いや不妊治療におけるつらい思いについて夫に話し、【夫とのかかわり】を重要視していた。そして、夫は、「気持ち的にしんどいことがあれば、話は聞くようになっていう形ですね。こちらからプレッシャーはかけずに。向こうが主体でうけてるわけですから、向こうの意見を尊重するような形でいこうかなって思っていました。」(Cの夫)など話を聞くことで【妻の精神的ストレスの軽減】に努めていた。

また、「おいしい店があったら食べに行ったり。食べに行くのが好きなほうなんでね。温泉とか旅行も好きだったんでね。結構あちこち行きましたけどね。」(Dの夫)など夫婦共通の楽しみを見出したり、「テニスのおかげでここにおれたっていう感じなんですよね。他にすることもなし。じっと家でひきこもっても仕方ないから。テニスと仕事があったから救われたんですよ。」(D)「僕は、海が近いんで魚釣りにいったりね。結構うろうろ遊んでましたけどね。休みの日に朝早く起きて釣りにいったり、友達と遊びにいったりとか。」(Dの夫)など夫婦それぞれが【不妊治療継続のための気分転換】を図っていた。

しかし、その一方で、そうした努力が夫婦の暮らす社会生活や職場環境等にも反映され、夫婦の状況を理解しているのかといえ、その状況は随分と異なる。日常生活の1/3を費やす職場においても、夫婦が置かれている状況の理解や治療に対する協力は得られていない。この社会的な環境が整わない理由の一つには、不妊治療中の夫婦は社会的偏見を警戒し、治療中であることを他人に知られたくない人が多いということがあげられる。体外受精治療中の夫婦を対象に調査をした結果、「知られたくない人」51%という報告もあり¹⁵⁾、不妊治療を受けていることは夫婦間のみ話題となっている。本研究においても女性は、「話したって結局ね。こうしたってあるんですよ。ベースは決まってるじゃないですか。それにいろんな人の話を聞いて、自分が通したいこの根拠を見つけたいだけで、あんまりほんとにどうしよって相談しよって思ってることはま

あまらずない。」(C) など、【不妊治療に対する自己決定・自己解決】をしていた。夫においても、同様に「直接的には相談してなかったです。身近に不妊治療してる人がいなかったし。男性はそういうことは意外とないかもしれない。」(A の夫) など【不妊治療に関する悩みについての自己解決】をしていた。

つまり、男女とも不妊のストレスについて、社会的なサポートには消極的で、それぞれが問題解決をしているのである¹⁶⁾ことから、不妊治療を受けている夫婦は、孤立的な状態にあるといえる。そのため、夫婦間の関係性がより親密性を増し、「接近した関係」「自己表出」「分かち合い」「ともに取り組む」「大切にされている感覚」「安心」「信頼」「性的満足感」という感情を表出している³⁾。しかし、不妊治療が長期に持続するに伴って、この親密感が変化し、双方のストレスを生じ易いことも指摘されている¹⁵⁾。夫は、妻を支えるように努力しているが、「肉体的にも精神的にもしんどい。気分の落ち込み見てるのがしんどかった。一緒に生活してて、片方の機嫌が悪かったらこっちも機嫌が悪くなるというか。」(A の夫) など【妻を支えるプレッシャー】があった。不妊治療中の夫婦は、治療が長期化することで結婚生活全般における幸せ感が変化し、結婚を後悔する人も珍しくないのである⁴⁾。閉塞感の中にある親密性と圧迫感は表裏一体であり、関係性の変化によってどちらにも変容する可能性がある。妻を支える夫は、前述したように、【不妊治療に関する悩みについての自己解決】をしているが、実際には、「妻の負担があると思うんです。(中略) フォローの仕方を聞きたかった。」(A の夫) など女性をどのように支えていけばよいのかということについての情報交換を希望しており、男性のネットワーク構築も今後、重要となってくる。つまり、そのような機会を設けることが、夫婦の関係性を維持しながら不妊治療を継続していくために重要なのである。

さらに、今までほとんど不妊治療をうける夫の心理や社会面については報告されていなかったが、今後はさらに夫にも話を聞き、受け止めていくことも医療者、専門家に求められる重要な役割の一つである。

2. 不妊治療を受ける就労夫婦を取り巻く職場環境

不妊治療を受ける就労女性の中でも、特に専門職として仕事に従事している場合は、「主任に伝わったら、翌日にはスタッフみんなが知ってました」(A) などの【職場におけるプライバシーの保持困難】や「卵巢刺激過剰症候群で休んだときも電話したら「本当にそうなの？」って(聞かれました)」(A) など【上司の不妊治療を受ける女性に対する無理解】があった。そして、治療のために必要な休暇取得における【上司への気兼ね】や【同僚の妊娠・出産に対する気持ちの揺れ】などの思いを抱いており、そのことが、就労女性のストレスを高めていたと考えられる。これらのことから、職場において、上司の理解や協力を得られにくい状況にあり、不妊治療をうけながら就労する女性という存在は、上司に「否認」されていたことになる。彼女たちは、専門家集団ではあくまでも1人のスタッフとしてしか認められておらず、それ以外の要素をそこに持ち込むことは許されていない。不妊治療においてはホルモン剤の副作用である卵巢刺激症候

群などにより急な休暇取得が必要となっている。それは、「妊娠」「育児」をしながら仕事に就く女性ならだれにでも起こりうることであり、不妊治療を受ける女性だけの例外ではない。しかし、不妊治療の場合は、休暇取得の理由や治療の経過など詳細な報告が求められ、説明しても、上司がそれを恣意的に解釈することによって、なかなか取得できなかった。そのことが不妊治療を受けながら就労する女性を追い詰めることにつながっていたと考えられる。

さらに、上司や同僚からの理解が得られなかった職場とは医療の専門職集団であった。つまり、女性が圧倒的に多い専門職集団の中では、いかなる理由があっても休暇取得がゆるされない風潮がある。それは、女性が労働に参入してきてから、男性なみの仕事をしていかなければ認めてもらえない状況で、「女性の体の問題」とする妊娠・出産にまつわる休暇の取得は許されなかったからである。ましてや、不妊治療による休暇の取得となれば、なおのこと困難が生じてくる。なぜなら、不妊治療については、近年において急速に普及しているものであり、それが職場でのコンセンサスを得られるまでにいたってないことによると考えられる。とくに管理職となりうる女性においては、不妊治療が普及していない時代に出産を経験している可能性があり、「妊娠は自然にできるもの」という勝手な思い込みがあるため、不妊治療のために休暇を取得するなど理解と想像を超えるものだということが伺える。

すなわち、不妊治療におけるさまざまな問題が自己責任とされることによって、不妊治療と仕事の両立は女性の自己管理能力を問われるものとなる。身体的能力も個人の能力として評価される職場においては、不妊治療をしながら通常の仕事ができるかどうかは能力差の問題となる。通常に働けるものが能力の高い者として評価され、それができないものは能力の低い者とされてしまう。休まずに仕事ができるということが評価の対象となろう。その評価が、不妊治療を受ける就労女性の後ろめたさにつながっていくのである。

以上のことから、不妊治療と仕事の両立をとりまく厳しい状況の一端が確認できた。しかし、不妊治療はあくまでプライベートな問題であり、周囲の興味の対象にはなっていない。不妊治療をうける女性の困難は声として上がりにくいものとなっている。したがって、不妊治療をうける女性の声が職場に反映されるような取り組みが必要である。

夫の職場環境については、【休暇取得しやすい環境へ向けての整備】がなされ、今後、育児・家事などのための休暇は取得が容易になる可能性が高まってきた。今まで日本人男性は仕事中心であり、「男は仕事、女は家庭」という伝統的な性別役割分業があった。しかし、高度成長期時代以降、女性の社会進出が拡大すると、「男は仕事、女は家庭と仕事」という形になってきた。現実には、多くの男性が生涯、働き続けるのに対して、女性は結婚後に家事・育児などの役割を担っており、夫の家事・育児への参加はほとんどなかった。本研究においても、「育児休暇はとってないですね。できたのはここ1年くらいじゃないですかね。」(Cの夫)「私も育児休暇をとりました。2日間ですけど。」(Bの夫)など、夫の育児休暇という制度が最近までなかったり、休暇取得が可能であっても最小限の日数にしていた。

しかし、2006年、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活

の調和推進のための行動指針¹⁷⁾が決定された。ワークライフバランスとは、仕事と家庭の調和である¹⁷⁾。その背景には、ライフスタイルや意識の変化により、仕事と家庭の両立を希望しているが、どうしても仕事中心になる男性と、家庭責任が重く希望する形での就労が難しい女性という現実の姿があり、それが、心身の健康に悪影響を与えているという現実があったからである。そして、「会社では、ワークライフバランスっていう、仕事と家庭の両立ですね、自分たちで制度を利用してやってくださいっていう形で言ってきました。比較的休みとか取りやすくなってきたと思いますね。」(Cの夫)「私たちの会社でも、(休暇について)アシストはするようになり始めました。そういう休む取り組みはしてます。ワークライフバランスと育児休暇の取れる環境ですね。」(Bの夫)という本研究の語りからもわかるように、ワークライフバランスは、現在、会社全体の取り組みとして始まったばかりである。職場全体としてはそのような啓蒙活動により、育児・家事に関する休暇の取得が容易になる可能性はある。しかし、不妊治療に関する休暇の取得については、特にプライベートな問題であり、さらに、実際には、「妻が病気になったら、「大変やからはよ帰ってあげ」っていうことになるけど、不妊治療って言ったら、「この忙しいのにそんなんで帰らんでいいやん」になる。」(Aの夫)ということからも、職場の理解を得るには困難な状況である。そして、女性の職場と同じように、組織で働いていたら必ずしもすべての上司の協力が得られるわけでもない。また、「どうしてもお互い休まなあかんと、仕事の間、忙しくない時、仕事の都合を考えて行っていました。春先、年度末(は仕事が忙しいので)、治療の日をずらさな仕方ないなって思っていました。家に帰れない状況もなるので、治療の休みについては言えないですね。それでも言ってたかもしれない。全面的協力はしんどいかもかもしれませんが。期日をずらせない仕事が多いから、(わたしがもし休めば)他の人に負担をかけることになる。こっちもついつい周りみながらこのタイミングだったら良いかなとか考えて。いつになったら子どもつくるねん。結局、仕事のことを考えながら治療していかな。」(Aの夫)など、就労夫婦であるため、お互いの仕事調整が必要であり、部署によっては仕事が忙しい時期や周囲の人の負担を増やしてしまう可能性があることへの気兼ねもあり、そのことによりさらに不妊治療による休暇取得は困難な状況に陥るのである。したがって、不妊治療を受ける夫の職場においても、そのような声が職場に反映されるような取り組みが必要である。

3. 不妊治療と経済的負担

不妊治療はまだまだ保健適応外の治療や薬品が多く、多くの夫婦が経済的負担を痛感していた²⁾。そのため、「体外受精を受けるための経済的援助がほしい」という希望から¹⁸⁾、少子化問題解決の一環として、不妊治療助成金制度が開始となったが、これには所得制限があり¹⁹⁾、まだまだ経済的な負担は軽減されていない。本研究においても、「最初はお金じゃないと思って始めたんですけど。実際のところはどこまで続くんやろうって思ってた。これはある程度のところでストップせなあかんかもしれないっていうのはありましたね。」(A)「やっぱり、金銭面ですね。桁違い。私だけ(働くの)では結構きついと思います。」(Aの夫)など【経済的な負担】が生

じていた。そのため、「(仕事を) 辞めようと思った時も専業主婦がしたかったんじゃないくて、治療代だけは稼げるだけのパートとかしようと思ってたんです。」(A) など、離職を考えながらも夫婦で就労しながら不妊治療を継続するカップルは多い。確かに、夫婦で就労することにより経済的な負担は軽減されるものの、職場との労務調整が問題になるのである。例えば女性が就労者の場合、予測のつかない治療の日や時期、診察時間の制約があり、仕事か治療かの選択がせまられることもある。治療を始めてから約 60% の人が仕事をやめたいと思ったことがあり、その理由として、「仕事の都合をつけるのが難しい」「治療に専念したほうが成功の可能性が高くなると思う」「仕事と治療で精神的に疲れた」などの意見があった。そして、働きながら通院する女性にとっての仕事が続ける理由は、「治療費・生活費のため」と「気分が紛れる、楽しい」といった経済的、精神的効果をあげていた²⁰⁾。

以上、生殖年齢にある夫婦にとっては身体的、心理的な負担の上に、さらなる経済的な負担が重くのしかかるのである。そのため、早急な経済的な支援策と、社会システムとしてのサポート体制の確立が必要不可欠である。

4. 不妊治療を受ける就労夫婦を取り巻く社会の協力体制づくり

不妊治療をうける女性は、多様なストレスを経験し社会的支援を必要とする人々であると考えられるが、現実には周囲の人々からの不適切な支援を経験している。周囲の人々からの支援行動を不妊女性が否定的に受け止める要因として、不妊に対する因習的価値観、不妊体験のない相手、妊孕性の優劣、治療経過に伴う心理状態と支援内容との不一致、支援行動の過剰が挙げられる²⁰⁾。本研究の結果においても、職場で不妊治療に対するコンセンサスが得られなかったのは、「子どもは自然にできるもの」という価値観や、不妊体験のない上司であった。また、職場の同僚が妊娠・出産したことを素直に喜べない自分を責めることもあった。結果として、不妊女性たちが適切な支援を提供されるためには、周囲の人々が不妊女性の心情やニーズを適切に理解した上で支援行動をとることの必要性があり、この理解を促すことが、医療者、専門家に求められる重要な役割の一つである²⁰⁾。

また、不妊治療は、夫婦を単位としており、通常の日常生活以上の相互理解と共同性が求められる。そこには想像できなかった課題が次々と浮上するため、医療機関には相談窓口も準備されている。しかし、多くの場合、それらの諸問題は、きわめて個別的で夫婦で解決をするしかないのである。とくに、就労夫婦においては、前述したように不妊治療と仕事の両立に関する様々な問題が生じている。そのため、看護の役割として今後発展させていきたいことは、職場への協力体制を支援することである。不妊治療を受けている人のいる職場だと、個人のプライバシーが守られないために特定して不妊治療への協力を呼びかけることは難しいと考える。しかし、職場においては、不妊治療に対する理解を深めるためにパンフレットなどを配布する、または、広く社会に啓発活動をしていくなど、不妊治療を受ける就労夫婦が安心して治療に専念でき、仕事も継続できるような環境づくりに寄与したいと考える。

4. 今後の課題と展望

不妊治療を受ける就労夫婦においては、不妊治療に関することに職場の調整などが加わり、不妊治療を継続させていくためには、さらなる問題が生じている。今回の研究では、不妊治療を受ける夫婦が日常生活や仕事を続けながら、不妊治療をどの様にして継続させているかということの一端が明らかになった。中でも今まではほとんど明らかにされていなかった夫の不妊治療に対する思いやどのように仕事の調整をつけて不妊治療を受けているかということの実態が明らかになった。また妻においても仕事の調整が困難であることや、上司や同僚との関係形成の困難さ、休暇取得が困難な状況であることが明らかになった。しかし、不妊治療は、プライバシーに関わることである。さらにそれぞれの夫婦の個性が大きいので、今後も個別に細やかに対応できるように不妊治療を受ける一人ひとりの思いを聴いていき、その夫婦の思いを尊重した関わりをしていく必要がある。

結 論

本研究では、不妊治療を受ける就労夫婦の職場における不妊治療にまつわる経験と思いや不妊治療と仕事を両立していく上での経験と思いなどについて明らかにした。

夫婦それぞれが組織を伴う職場で勤務しているケースでは、上司の理解が得られにくい状況があった。女性においては、不妊治療に専念するためにパートタイム労働を選択しているものもいた。また、代々続く自営業においては、女性自身が後継ぎに対するプレッシャーを感じていた。

会社員の夫については、不妊治療のための休暇取得について上司の理解があった。また、予測のつかない治療の日や時期、診察時間に制約がある女性とは違い、頻回に受診する必要のない夫については、比較的受診しやすい環境が整っていた。そして会社としては、休暇取得しやすい環境へ向けての整備がすすんでいた。しかし、夫自身に職場への気兼ねがあった。さらに、就労夫婦であるため、夫婦での仕事の調整困難をきたしていた。

不妊治療を受けた就労夫婦は、2人で話し合う機会をもち、夫は女性を身体的・精神的に積極的に支えていこうという意識であった。しかし、夫自身にそのことについてのプレッシャーがあった。そして、誰にも相談することなく、夫婦で不妊治療に関する自己決定・自己解決をしていた。さらに、不妊治療を継続するために夫婦共通の楽しみを見つけたり、夫婦それぞれにおいて気分転換を図るようにしていた。しかし、先の見えない、結果のでない不妊治療について経済的な負担を感じていることがわかった。

看護職の役割としては、不妊治療に伴い生じるさまざまな個別の問題に対応できる相談体制を確立することが必要である。また、夫は、女性をサポートするにあたっての情報交換を希望していることもあり、今後、男性のネットワーク構築も重要となってくる。さらに、今後も積極的に夫の思いを聴き、受け止めていくことも医療者、専門家に求められる重要な役割の一つである。

また、不妊治療を受ける就労夫婦を取り巻く職場環境は、夫婦ともに上司や周囲の理解がえら

れにくい状況にある。また、就労夫婦であるからこそ、不妊治療を行う際にもお互いの仕事の調整をする必要があり、不妊治療と仕事の両立を困難にしている状況がある。そのため、職場への協力体制を支援することが必要である。職場において、不妊治療に対する理解を深めるためにパンフレットなどを配布する、または、広く社会に啓発活動をしていくなど、不妊治療を受ける就労夫婦が安心して治療に専念でき、仕事も継続できるような環境づくりに寄与したいと考える。

そして、生殖年齢にある夫婦にとっては身体的、心理的な負担の上に、さらなる経済的な負担が重くのしかかる現実がある。そのため、さらに不妊治療を受ける就労夫婦の声を明らかにして、早急な経済的な支援策と、社会システムとしてのサポート体制確立の必要性について社会に働きかけていきたいと考える。

本研究の意義と限界

本研究では、不妊治療を受けた就労夫婦4組を対象に調査を行った。その結果、夫婦それぞれが組織を伴う職場で勤務しているケースでは、上司の理解が得られにくい状況があった。女性においては、不妊治療に専念するためにパートタイム労働を選択しているものもいた。また、代々続く自営業においては、女性自身が後継ぎに対するプレッシャーを感じていた。

会社員の夫については、不妊治療のための休暇取得について上司の理解があった。また、比較的受診しやすい環境が整っており、会社としては、休暇取得しやすい環境へ向けての整備がすすんでいた。しかし、夫自身には職場への気兼ねがあった。さらに、就労夫婦であるため、夫婦での仕事の調整困難をきたしていた。

不妊治療を受けた就労夫婦は、2人で話し合う機会をもち、夫は女性を身体的精神的に支えていこうという意識であった。そして、誰にも相談することなく、夫婦で不妊治療に関する自己決定・自己解決をしていた。さらに、不妊治療を継続するために夫婦共通の楽しみを見つけたり、夫婦それぞれの気分転換を図るようにしていた。しかし、先の見えない、結果のでない不妊治療について経済的な負担を感じていることがわかった。

今回の調査対象者は、不妊治療を受けた就労夫婦4組であり、これをもって一般化できるとは考えていない。しかしその一方で、あまり語られない不妊治療を受ける就労夫婦の職場における不妊治療にまつわる経験とことや不妊治療と仕事を両立していく上での経験とことなどについて明らかになったことは、意義のある調査であったと考える。

今後は、調査対象者数を増やすことで、さらに対象者の声を明らかにし、今回得た示唆をふまえた看護職の役割について検討を重ね、実践していきたいと考える。

謝辞

今回の研究をまとめるにあたり、調査にご協力いただきました方々に心より感謝申し上げます。

引用文献

- 1) 岩澤美帆, 三田房美. 日本の結婚と出産－第13回出生動向基本調査の結果から－(その1) 晩産化と
挙児希望女性人口の高齢化. 人間問題研究. 2007. 63(3), 24-41.
- 2) 伊藤久美子, 大木明美, 榎谷靖子. 体外受精を受けた患者の意識と看護に関する一考察. 母性衛生.
1996. 37(1), 103-109.
- 3) 野澤美江子. 不妊治療をうけているカップルの親密さ: 概念分析. 日本看護科学学会 2005. 25(4), 61
-69.
- 4) 森恵美, 折口恵子, 遠藤恵子, 他. 日本において不妊治療中の夫婦の夫婦関係－妊婦とその夫の夫婦
関係との比較から－. 母性衛生. 1999. 40(1), 168-175.
- 5) 渡辺利香, 後藤孝子, 倉橋千鶴美, 他. 不妊患者の「悩み」についての実態調査および CMI 健康調
査による心理評価. 日本不妊学会雑誌. 1999. 35-39.
- 6) 玉上麻美, 松本美知子. 不妊治療中の女性の意識調査－母性意識を中心に－. 大阪市立看護短期大学
部紀要第2巻. 2000. 33-38.
- 7) 遠藤恵子, 森恵美, 前原澄子, 他. 体外受精を受ける女性の不確かさに関する研究. 母性衛生. 1996.
37(4), 473-480.
- 8) 千葉ヒロ子, 森岡由紀子, 柏倉昌樹, 他. 不妊症女性の治療継続にともなう精神心理研究. 母性衛
生. 1996. 37(4), 497-508.
- 9) 新野由子, 岡井崇. 不妊治療を受ける患者に対する支援のあり方に関する研究 第1報. 母性衛生.
2008. 49(1), 138-144.
- 10) 早坂祥子. 不妊女性の心理に関する研究－体外受精・胚移植を受ける女性の不安と対処行動について
－. 母性衛生. 2005. 46(2), 292-299.
- 11) 五十嵐世津子, 藤井俊策, 木村秀崇, 他. 生殖医療を受けている女性の不安. 母性衛生. 2008. 49
(1), 84-90.
- 12) 森恵美, 森岡由紀子, 斉藤英和. 体外受精・胚移植法による治療患者の心身医学的研究 (第1報)－
不妊治療女性の心理状態について－. 母性衛生. 1994. 35(4), 332-340.
- 13) 白井瑞子. 不妊治療中女性の家庭生活満足度, 妻役割達成感に関する研究. 香川医科大学看護学雑
誌. 2002. 6(1), 103-110.
- 14) 森恵美, 森岡由紀子, 斉藤英和. 体外受精・胚移植法による治療患者の心身医学的研究 (第2報)－
不安とその関連要因との検討－. 母性衛生. 1994. 35(4), 341-349.
- 15) 大木明美, 伊藤久美子. 体外受精治療を受けている女性の意識の変化を看護－平成5年調査との比較
検討－. 母性衛生. 2001. 42(4), 573-580.
- 16) B. D. Peterson, C. R. Newton, K. H. Rosen and G. E. Skaggs : Gender differences in how men and women
who are referred for IVF cope with infertility stress. Human Reproduction, 21(9) : 2443-2449, 2006
- 17) 「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章」・「仕事と生活の調和推進のための行動」
<http://www.8.cao.go.jp/wlb/charter/charter.html> 2009/07
- 18) 庄子育子, 井上妙子, 八日市谷隆, 上原茂樹, 星合昊, 鈴木雅洲. 不妊症患者を対象とした体外受精
・胚移植についての意識調査. 母性衛生. 1984. 25(1), 112-116.
- 19) 厚生労働省: 不妊に悩む夫婦への支援について
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2007/03/h0327-2.html> 2008/09
- 20) 秋月百合, 高橋都, 齋藤民, 甲斐一郎. 不妊女性の経験するネガティブサポートに関する質的研究.
母性衛生. 2004. 45(1), 126-135.

[はやしたに ひろみ 老年看護学]

[すずい えみこ 助産学]

脂肪組織と脂質異常症における 遺伝子転写因子の発現制御

——脂肪組織と脂肪細胞の分化におけるホメオボックスファミリー遺伝子の
発現制御と脂質代謝異常症における病態との関連——

出口 安 裕

要旨：脂肪組織の遺伝子発現を制御する転写因子の発現制御は脂肪細胞の増殖や分化において重要である。又、脂質異常症をはじめとする病態の解析においても転写因子の発現制御は重要な情報を提供すると考えられる。本論文では最近のこの分野の知見を概略し、著者らが取り組んでいる脂肪組織における細胞分化と関連するホメオボックス関連遺伝子を中心とする転写因子の発現制御の研究の一端を述べる。又、脂質異常症マウスを用いた脂肪組織の病態との関連した研究についても一部を示す。このような脂肪組織における転写因子の研究は、脂肪細胞における組織特異的遺伝子発現の調節機能を通して、その遺伝子産物や異常分子による脂肪細胞の増殖分化の制御にも、ひとつの新たな方法論を提供し、肥満症をはじめとする生活習慣病の病態の予防や診断に貢献することが期待される。

Summary： Changes in gene expression in adipocytes are considered to be involved in adipocyte growth and differentiation. Hyperlipidemia with atherosclerosis shows several evidences of importance of aberrant growth and differentiation of adipocytes. In this study, coordinate expression of transcription factor genes related to cell growth and differentiation was studied in adipogenesis of hyperlipidemia with atherosclerosis.

キーワード： 脂肪細胞、転写因子、分化、脂質異常症

Key words： adipocyte, transcription factor, differentiation, adipogenesis of hyperlipidemia with atherosclerosis

1. はじめに

2006年度の国民健康・栄養調査では、脂質異常症は4,220万人にのぼると推定されている。脂質異常症は、虚血性心疾患や虚血性脳血管障害の重要な危険因子である。脂質代謝異常症をはじめとする生活習慣病は、増加の一途を辿り、また我々の生命予後を決定する。脂肪細胞は脂肪の産生、代謝を行うと同時に、刺激に応じてサイトカインやホルモンを産生分泌する組織として機能し、これらの機能異常は肥満や脂質代謝異常などの病態と関連する。内臓脂肪を構成する脂肪

組織の分子レベルの研究や肥満症における遺伝子レベルの脂肪細胞の病態解析はその予防や新しい治療戦略の観点からも重要である。近年、脂肪細胞の増殖・分化の制御や各脂肪組織（内臓脂肪や皮下脂肪、褐色脂肪組織や白色脂肪組織）を構成する脂肪細胞における遺伝子レベルの研究の重要性が明らかになってきた⁽¹⁻³⁾。

特に細胞の遺伝子発現を制御する転写因子の発現制御は細胞の増殖や分化のうえで重要である。脂肪細胞における転写因子の研究も最近行われているが、主なものについては表1の様であり、脂肪細胞の増殖や分化との関連で研究されているが⁽⁴⁻⁶⁾、以下に概説する。

表1 脂肪細胞に重要な転写因子

PPAR γ
C/EBP α C/EBP β C/EBP δ
TFAP 2 β (AP 2 β)
Foxo 1
GLUT 4 transacting factor
Homeobox family genes

2. 脂肪細胞における遺伝子転写因子

脂肪細胞において、精力的にこれまで研究されてきた転写因子は、脂肪細胞の分化との関連でロイシンジッパー型転写因子 C/EBP ファミリーと受容体型転写因子の PPAR γ である⁽⁴⁻⁶⁾。脂肪細胞の分化の系で、前駆脂肪細胞から成熟脂肪細胞への分化における転写因子の発現制御が、マウスの前駆脂肪細胞 3T3-L1 細胞のシステムを用いて詳細に解析された。

脂肪細胞分化誘導直後の一過性細胞増殖の段階に発現する転写因子 C/EBP β と δ が協調して活性化し、転写因子 PPAR γ 、C/EBP α の発現を誘導する。このうち PPAR γ は、脂肪細胞分化に必須の転写因子であり、脂肪細胞特有の遺伝子発現を促す。さらには脂肪細胞の脂肪蓄積能を誘導する。C/EBP α についてはインスリン感受性の獲得や脂肪細胞の増殖と分化の調節機能を有すると考えられている。実際、C/EBP α や PPAR γ のノックアウト（欠損）マウスが作製され、生体の脂肪組織形成におけるこれら転写因子の重要性が明らかとなった。一方、C/EBP β 、C/EBP δ のダブル（両）欠損マウスでは、脂肪細胞数の減少が認められるものの、分化した脂肪細胞では正常の PPAR γ や C/EBP α の発現が見られた。さらに C/EBP β 、C/EBP δ ダブル欠損マウスから得られた胎児繊維芽細胞は、C/EBP α 、PPAR γ の発現が全く誘導されず、脂肪細胞への分化が完全に抑制されていたことから判断すると、生体では C/EBP β 、C/EBP δ 以外の未知の転写因子が存在する可能性が示唆される。

別の系において、これら PPAR γ や C/EBP α を誘導する転写因子として C/EBP β 、C/EBP δ が同定されているが、C/EBP β と C/EBP δ を両方欠損したマウスでは、脂肪細胞数の減少が認められるものの、分化した脂肪細胞では PPAR γ や C/EBP α を正常に発現していることから、PPAR γ を誘導する未知の転写因子の存在が推定されている。転写因子 TFAP 2 B（マウスでは

AP-2 β) は、AP 2 転写因子ファミリーの一つであり、C 末端側が DNA への結合と 2 量体形成に関与し、N 末端側が転写活性に関与することが報告されているが、分化した成熟脂肪細胞において、転写因子 TFAP 2 B 遺伝子の発現が増加することが報告されている。転写因子 TFAP 2 B はインスリン非依存性に糖取り込みを亢進させることにより、中性脂肪の蓄積を引き起こし、脂肪細胞を肥大化、アディポサイトカインの分泌異常を誘導させる⁽⁷⁾。最近、TRAP 2 の過剰発現は脂肪細胞の機能異常と関連して、2 型糖尿病の発症進展に関与するとの報告もある。

フォークヘッド型転写因子のひとつである Foxo 1 は脂肪組織、肝臓、脾臓、骨格筋などのインスリン反応性臓器に発現し、インスリンシグナル依存的にリン酸化を受け、遺伝子転写の場である核内から細胞質へ移行することで転写調節機能が制御される。Foxo 1 の標的遺伝子には、酸化ストレスや細胞周期を制御する因子、糖新生律速酵素などが報告されている。また、糖輸送体 GLUT 4 は筋肉や脂肪組織に発現し、血糖値の調節に重要であるが、GLUT 4 が脂肪組織で発現するのに必要な遺伝子調節領域である ASE に結合する転写因子の脂肪細胞における重要性も報告されてきている。

本稿では我々が従来から取り組んできた脂肪細胞の増殖と分化に関連する遺伝子と転写因子の発現解析と脂質代謝異常を伴う肥満症をはじめとする病態の分子レベルの解析について報告する。特に、細胞分化関連遺伝子のひとつであるホメオボックスファミリー遺伝子の脂肪細胞における機能について述べる。

3. ホメオボックス遺伝子とその新しいファミリー遺伝子

細胞分化関連遺伝子のひとつであるホメオボックス (homeobox) 遺伝子は、従来、ショウジョウバエの発生に関与する形態形成遺伝子の中に共通して存在する 180 ヌクレオチドからなる類似の構造として発見された。それ以後今日まで数々の類似遺伝子が、ヒトに至るまで多くの生物において発見され、胚発生や形態形成および臓器発生におけるその役割が詳細に研究されてきている⁽⁸⁻⁹⁾。とくに、ホメオドメイン (homeodomain、ホメオボックスがコードする蛋白ドメイン) のカルボキシ末端 (C 末端) は、種々の DNA 結合性転写因子に認められるヘリックスモチーフ構造を示すことから、ホメオボックス遺伝子は発生や形態・臓器形成のパターンフォーメーションを調節する DNA 結合蛋白をコードすると考えられ、転写調節因子としての機能が個体レベルにおいて明らかになってきた。また、哺乳類の組織特異的転写調節因子の中にホメオドメイン構造をもつものが明らかとなり成体の組織において組織特異的転写調節因子として機能するホメオボックス遺伝子の新しい役割が示されてきた⁽¹⁰⁻¹³⁾。

従来の発生や形態形成に関与することで見いだされた典型的なホメオボックス遺伝子はヒト HOX (マウス *hox*) ファミリー遺伝子と分類され、構造的にも非常に類似し、染色体上において、クラスター (cluster) を形成して存在している。これらは発生や形態形成過程におけるパターンフォーメーション (pattern formation) に関与し、個々の遺伝子産物の形態形成の過程にお

ける機能について、個体レベルの遺伝子の導入実験などにより検討されてきた。

近年、同定されたいくつかの組織特異的転写調節因子は、この HOX (Hox) ファミリーのホメオドメインとは類似するが、その HOX (Hox) ファミリー遺伝子相互と比して、かなり異なる (diverge) ホメオドメイン (POU-homeodomain) (ホメオドメインのアミノ酸の比較にて HOX (Hox) ファミリー遺伝子と比べ、~30% 相同である。HOX (Hox) ファミリー遺伝子同士は 80~90% 以上相同。) を共通に有し、新しいホメオボックスのサブファミリー遺伝子と考えられている⁽⁸⁻⁹⁾。例えば、免疫グロブリン (immunoglobulin) 遺伝子や種々の遺伝子の転写を制御するプロモーター/エンハンサー (promoter/enhancer) に存在するオクタマーモチーフ (octamer motif) に結合する Oct-2 は、B 細胞特異的に存在し、種々の B 細胞特異的遺伝子の発現調節に関与するが、POU-homeodomain を有す。下垂体細胞に特異的に存在し、下垂体特異的遺伝子の発現を調節する転写因子である Pit-1 もこの部類に属す。このファミリーに属する遺伝子は、成体の組織における組織特異的な遺伝子の転写調節に関与している⁽¹⁰⁻¹³⁾。筆者ら⁽¹⁴⁻¹⁶⁾により同定された HLX (hlx) や HLX (hlx) 9 もこのファミリーに属し、その形態発生以外における機能が解析されてきている。これらは成体の血液系細胞や造血組織、膵臓などにおいて特異的に発現しており、染色体座 (chromosomal loci) もヒト第 1 染色体長腕上であり、従来のヒト HOX ファミリー遺伝子のそれとは異なる。さらに、成体の精巣や卵巣組織で発現している別の HOX (Hox) ファミリー遺伝子の機能が研究されている。

4. ホメオボックス遺伝子による他の構造遺伝子の発現調節

ホメオボックス遺伝子は、前述のように、ヘリックス-ループ-ヘリックス (HLH) タイプの DNA 結合性転写因子をコードする⁽¹⁷⁻¹⁹⁾。

(1) オクタマー結合蛋白

ホメオボックス遺伝子産物のうち、転写制御因子としての機能が明らかな例として、オクタマー結合蛋白質 (Oct 1~11)、脳下垂体成長ホルモン転写促進因子 (Pit-1)、および線虫の神経分化因子の unc-86 (Unc) に共通して存在する配列 (POU ドメイン) を有するものがある^(20,21)。この中で、オクタマーモチーフ (-ATTGCAT-) を認識するオクタマー結合蛋白質は現在まで複数同定されていて、その代表は Oct-1、Oct-2 である。オクタマー配列は免疫グロブリンや T 細胞レセプター遺伝子等の発現調節にきわめて重要であることが示されている。Oct-1 は様々な細胞に存在するが、Oct-2 の発現はリンパ系細胞に限られる。この Oct-2 はオクタマー配列への特異的結合をとおして、免疫グロブリン、T 細胞レセプターの特異的遺伝子発現因子として機能している。Oct-2 は B および T 細胞において免疫グロブリンまたは T 細胞レセプター遺伝子の組み換え (rearrangement) が生じる前から存在している。Oct-2 を発現していない非リンパ球性の細胞に、オクタマー配列をもったレポーター遺伝子と、発現ベクターに組み込んだ Oct-2 を同時

に導入すると、レポーターの遺伝子発現が生じる⁽²²⁾。ホメオドメインを除去した Oct-2 を用いれば、配列 DNA への結合、遺伝子発現機能は失われるので、ホメオドメイン部分は、この研究においても DNA 結合ドメインとして機能していることがわかる。

Oct-1 はヒストン遺伝子の上流領域のオクタマー配列に結合したり、ヘルペスウイルス初期遺伝子の 5' 上流領域に結合することが示されている。この場合、ウイルスにコードされる VP 16 蛋白質自体には DNA 結合機能はないので、Oct-1 は RNA ポリメラーゼ複合体等と相互作用して、蛋白質複合体を形成することによって機能していると考えられている⁽²³⁾。

(2) その他のホメオドメイン蛋白

ホメオドメイン蛋白は、特異的な DNA 配列を認識して結合するが、ショウジョウバエの形態形成に関与する一部のホメオボックス遺伝子において、よく研究されている (Ant、En、Dfx 等)⁽²⁴⁻²⁷⁾。これらは表 4 のような DNA 特異的結合部位が同定されており、これら遺伝子はその蛋白産物と DNA との親和性 (affinity) により、その結合が調節され、それを介して種々の形態発生に関与する遺伝子の発現が調節され、発生という複雑な生物学的現象がコントロールされている。En ホメオドメイン蛋白質と、Ftz ホメオドメイン蛋白質は非常に相同な塩基配列を認識して、En および Ftz 遺伝子の 5' 上流領域 DNA に結合する。ただし、その結合親和性は蛋白質により異なる。標的結合部位をエンハンサーエレメントとしてレポーター遺伝子につなぎ、Ftz 蛋白質を合成するような発現ユニットとともに細胞に導入すると、レポーター遺伝子の転写促進がみられる。この時、同時に En ホメオドメイン蛋白質を発現するように、En 発現ベクターも導入すると、この転写促進がみられなくなる。この実験等により、Ftz 蛋白質が、エンハンサーエレメント (標的配列) に結合して転写を促進し、同じ標的配列が En 蛋白質により結合されたときは転写がもはや促進されない (競合阻害)。

Ubx 遺伝子はショウジョウバエ胚パラセグメントに発現するが、その発現調節に Flz ホメオドメイン蛋白による転写促進と、En ホメオドメイン蛋白による転写抑制のバランスが関与していると考えられる。また、En 遺伝子の 5' 上流には、種々のホメオドメイン蛋白質が結合する部位が複数存在している。この領域をレポータープラスミドへつなぎ、Ftz、Prd、Zen、Zen 2 ホメオドメイン蛋白質のいずれかを発現させるベクターとともに細胞へ入れると、転写の促進がみられる。複数個のこれらホメオドメイン蛋白質を同時に発現させると、更に促進がみられる。興味あることに、この系に Eve または En ホメオドメイン蛋白質を同時に発現させると、促進が認められない。つまり、種々のホメオドメイン蛋白質が複数相互的に作用することで、転写の促進、抑制の調節がなされている⁽²⁴⁻²⁷⁾。

最近、マウスの Hox ファミリーに属する遺伝子の一部につき、その標的 DNA 結合配列が同定され、その機能が検討されているが、その配列はショウジョウバエの代表的なホメオボックス遺伝子の標的配列と共通性を有している (-ATTA-motif)⁽²⁸⁾。その配列をプロモーター領域にもった種々の構造遺伝子の発現を、Hox 蛋白質が実際に調節することが、レポータープラスミド

やプロモーター領域を用いたレポータープラスミドによる細胞導入実験により明らかとなってきている。例えば、マウス *Hox 2.5* や *Hox 2.4* は、この結合モチーフを介して神経細胞接着因子である N-CAM の遺伝子を調節する⁽²⁹⁾。また、マウスのホメオボックス遺伝子である *Evx-1* 遺伝子（ショウジョウバエの *Eve* 遺伝子と関連）は、*c-fos/AP-1* のシグナル伝達機構を介して、細胞外マトリックスである形態調節分子のテネイシン遺伝子の発現を調節することが報告されている⁽³⁰⁾。また、マウスの *Hox 3.1* 遺伝子産物は、 β -アミロイド遺伝子のプロモーターにこのモチーフを介して作用し、アミロイド蛋白発現を抑制することが知られている⁽³¹⁾。*Hox 3 D* 遺伝子等のような幾つかのホメオボックス遺伝子は、そのプロモーター領域にホメオドメイン蛋白産物自体に対する標的 DNA 結合部位を有しており、ホメオドメイン蛋白自体が、ホメオボックス遺伝子の発現に関与している⁽³²⁾。つまり、ホメオドメイン蛋白は、その構造上の類似性より比較的似た特異的 DNA 塩基配列を認識すると考えられるが、複数のホメオドメイン蛋白が共通の標的配列を異なる親和性で認識結合すると考えられる。

5. 脂肪組織における転写因子としてのホメオボックス遺伝子の発現制御：

内臓脂肪組織と皮下脂肪組織での比較

次に本研究においては、生活習慣病の病態と関連する脂肪組織の性質を分子レベルで明らかにすることを目的として、細胞分化と関連する転写制御因子の一つであるホメオボックス遺伝子の発現様式を系統的に解析することにより、脂肪組織の部位による脂肪細胞の性質を評価・分析した。脂肪細胞は脂肪の産生や代謝だけではなく、サイトカイン等を分泌して体内の代謝やエネルギー産生の調節等をおこなう⁽¹⁻³⁾。まず我々は、各種の脂肪組織におけるこれら遺伝子の発現の解析を行った。

生後 8 週の Specific Pathogen Free のオスのマウスから腸管膜周囲内臓脂肪と皮下脂肪、精巣周囲脂肪を取り出し、ホメオボックス遺伝子を主とした分化関連遺伝子の発現量の違いを解析した。実験方法は、グアニジンチオシアネート法 (P. Chomczynski, N. Sacchi) により RNA を抽出した。得た全 RNA を RT (reverse transcription) によって cDNA に変換し、各遺伝子の合成プライマーやランダムプライマーを用いて PCR (polymerase chain reaction) を行った⁽³³⁾。PCR に用いた遺伝子固有の合成プライマーは、HOX ファミリーと MSX ファミリーなどの Non-HOX のホメオボックス遺伝子とその他、細胞の増殖・分化関連遺伝子およびコントロールとしての *actin*、*HPRT* 遺伝子である。逆転写反応 (RT, Applied Biosystems: High Capacity cDNA Reverse Transcription Kit) は、 $10\times$ Reverse Transcription Buffer $2\ \mu\text{l}$ 、 $25\times$ dNTPs $0.8\ \mu\text{l}$ 、 $10\times$ Random Primers $2\ \mu\text{l}$ 、RNase Inhibitor $1\ \mu\text{l}$ 、Nuclease-free H_2O $3.2\ \mu\text{l}$ 、Sample (TotalRNA) $10\ \mu\text{l}$ 、Reverse Transcriptase ($50\ \text{U}/\mu\text{l}$) $1\ \mu\text{l}$ で全容量 $20\ \mu\text{l}$ とし、 25°C 10 分、 37°C 120 分、 85°C 5 秒の条件で行った。PCR は、 $10\times$ Buffer for Blend Taq $5\ \mu\text{l}$ 、 $2\ \text{mM}$ dNTPs $5\ \mu\text{l}$ 、Nuclease-free H_2O $37.5\ \mu\text{l}$ 、Primers $1\ \mu\text{l}$ 、cDNA $1\ \mu\text{l}$ 、Blend Taq ($2.5\ \text{U}/\mu\text{l}$) $0.5\ \mu\text{l}$ で全容量 $50\ \mu\text{l}$ とし、Preparation として 94°C 2 分を

表 2

gene	visceral	subcutaneous	testicular	gene	visceral	subcutaneous	testicular
Hoxa 1	(+)	(+)	(-)	Hoxd 1	(-)	(-)	(-)
Hoxa 2	(+)	(+)	(+)	Hoxd 3	(+)	(+)	(+)
Hoxa 3	(+)	(+)	(+)	Hoxd 4	(+)	(+)	(+)
Hoxa 4	(+)	(-)	(+)	Hoxd 8	(-)	(-)	(-)
Hoxa 5	(+)	(+)	(-)	Hoxd 9	(+)	(+)	(+)
Hoxa 6	(+)	(+)	(+)	Hoxd 10	(+)	(+)	(+)
Hoxa 7	(-)	(+)	(-)	Hoxd 11	(-)	(-)	(-)
Hoxa 9	(+)	(+)	(+)	Hoxd 12	(+)	(+)	(+)
Hoxa 10	(+)	(+)	(+)	Hoxd 13	(+)	(+)	(+)
Hoxa 11	(+)	(+)	(+)	γ HOX	(-)	(-)	(-)
Hoxa 13	(+)	(+)	(+)	MSX 1	(+)	(+)	(+)
Hoxb 1	(+)	(+)	(-)	MSX 2	(+)	(+)	(+)
Hoxb 2	(+)	(+)	(-)	Pdx 1	(+)	(-)	(+)
Hoxb 3	(+)	(+)	(+)	Cdx 2	(+)	(+)	(+)
Hoxb 4	(+)	(+)	(+)	Gbx 2	(+)	(+)	(+)
Hoxb 5	(+)	(+)	(-)	Nkx 6.1	(+)	(+)	(+)
Hoxb 6	(+)	(+)	(-)	Nkx 6.2	(+)	(+)	(+)
Hoxb 7	(+)	(+)	(-)	Nkx 2.2	(-)	(-)	(-)
Hoxb 8	(+)	(+)	(+)	Pax 6	(+)	(+)	(+)
Hoxb 9	(+)	(+)	(+)	Pax 4	(+)	(+)	(+)
Hoxb 13	(+)	(+)	(+)	Isl 1	(+)	(+)	(+)
Hoxc 4	(+)	(+)	(+)	Hlxb 9	(+)	(+)	(-)
Hoxc 5	(-)	(-)	(+)	Brain 4	(+)	(+)	(+)
Hoxc 6	(+)	(+)	(+)	Glut 2	(+)	(+)	(+)
Hoxc 8	(-)	(-)	(-)	Hlx	(+)	(+)	(-)
Hoxc 9	(+)	(+)	(+)	c-myc	(+)	(+)	(+)
Hoxc 10	(-)	(-)	(-)	c-jun	(-)	(-)	(-)
Hoxc 11	(+)	(-)	(-)	jun-B	(-)	(-)	(-)
Hoxc 12	(-)	(-)	(-)	CXCR 4	(+)	(+)	(+)
Hoxc 13	(-)	(-)	(+)	cyclinD 1	(-)	(-)	(-)

1 サイクル、Denaturation 94°C 30 秒、Annealing 55–60°C 30 秒、Extension 72°C、1 分を呼び実験で決めた最適サイクルの条件で行なった。その後、ポリアクリルアミドゲル電気泳動等において分析した。各ホメオボックス遺伝子の発現量については、同様に分析したコントロールである actin 及び HPRT 遺伝子の発現量と詳細に比較検討することにより、定量的／定性的に評価した。

その結果を表 2 に示す。各遺伝子発現の差異が、この詳細な分析によって確認された。腸管膜周囲内臓脂肪と皮下脂肪、精巣周囲脂肪において、発現に差異が見られた遺伝子は、Hoxa 1、Hoxa 4、Hoxa 5、Hoxa 7、Hoxb 1、Hoxb 2、Hoxb 5、Hoxb 6、Hoxb 7、Hoxc 5、Hoxc 11、Hoxc 13、Hlxb 9、Hlx であり、さらに、内臓脂肪と皮下脂肪においてのみ差異が見られた遺伝子は Hoxa 4、Hoxa 7、Hoxc 11 である。マウスにおいて腸管膜周囲内臓脂肪と精巣周囲脂肪は、一般的に類似した性質を持つとされているが、本実験においては、多くの遺伝子発現に差異が認められた。これは、脂肪組織による違いに加えて、ホメオボックス遺伝子が前後体軸に沿って発現することを考

表 3 Mouse Adipose tissues

Gene	Roles in Growth & Differentiation
Hoxa 1	Expressed along the entire length of the primitive streak
Hoxa 4	Expressed during development of the prepuberal testis
Hoxa 5	Expressed during embryogenesis and in adult kidney
Hoxa 7	Specific genes during keratinocyte proliferation
Hoxb 1	Role in neural crest development into glia of the peripheral nervous system
Hoxb 2	Role in controlling neurogenesis and neuronal differentiation
Hoxb 5	Involved in lung and gut development
Hoxb 6	Repress Globin mRNA
Hoxb 7	Associated with some cases of melanoma and ovarian carcinoma
Hoxc 5	Role in the genesis of anaplastic large-T-cell lymphomas
Hoxc 11	Binds to a promoter element of the lactase-phlorizin hydrolase
Hoxc 13	Involved in the control of hair keratin gene expression
Hlxb 9	Involved in pancreas development and function
HLX	Expressed within specific hematopoietic lineages
Hoxa 1	Expressed along the entire length of the primitive streak

慮しなければならない。なお、この系において変化の認められたホメオボックス関連遺伝子の従来報告されている発生分化における遺伝子機能を参考までにまとめると、表3のようになる。

6. 脂肪細胞の分化とホメオボックス遺伝子の発現制御

脂肪細胞の分化との関連におけるホメオボックス遺伝子の発現の差異を検討するために、マウス前駆脂肪細胞の培養細胞株である 3 T 3-L 1 を用いて、前駆脂肪細胞から脂肪細胞に分化する種々段階におけるホメオボックス遺伝子の発現変化を詳細に検討した。ホメオボックス遺伝子は、前述のように各細胞の発生・分化の制御に深く関わっているとされており、前駆脂肪細胞からの各分化段階におけるホメオボックス遺伝子の発現変化を解析することにより、成熟脂肪細胞へ分化するために重要と考えられるホメオボックス遺伝子の発現を解析することを目的とした。生体における脂肪細胞のライフサイクルについては、一般に、間葉系多機能幹細胞から前駆脂肪細胞が作られる。前駆脂肪細胞はクローン増殖した後、種々の分化段階を経て、脂肪細胞となる。その後、成熟・肥大化により、脂肪滴を蓄えた成熟脂肪細胞が形成される⁽¹⁻³⁾。機能を終えた成熟脂肪細胞は、アポトーシスなどにより生体より排除される。3 T 3-L 1 は、マウスの腹腔内から取り出された中胚葉由来の間葉系細胞である前駆脂肪細胞である。ダルベッコ変法イーグル培地にて、分化の全期間において胎児血清 (FBS) と、Day 0 から Day 2 にかけて、副腎皮質ステロイドホルモン剤であるデキサメタゾン、増殖因子であるイソブチルメチルキサンチン (IBMX)、インスリンを、Day 2 から Day 8 にかけてはインスリンを投与し、成熟脂肪細胞に分化誘導した⁽³⁴⁾。脂肪細胞の分化マーカーとして、AP 2 (アダプタータンパク質 2) や TTR (トランスサイレチン)- γ 、Fas (脂肪合成酵素) などが知られているが、AP 2 と Fas レベルは、Day

0 から Day 2 では非常に低いレベルであるが Day 4 より急激に上昇し、TTR- γ は Day 0 の時点で一定レベル存在しその後 Day 8 にかけて緩やかな上昇を見せる。これらのことから、3 T 3-L 1 の分化系において Day 4 は脂肪細胞の特徴を十分に獲得していると考えられる。また、我々の系においても Day 0 では繊維状であった前駆脂肪細胞が培養を進めるごとに形状が変化し、Day 4 ではすでに脂肪滴を蓄えており分化誘導を確認した。上記の条件で分化誘導した培養細胞の Day 0、Day 2、Day 4、Day 8 のそれぞれの分化段階の細胞の RNA を抽出し、同様の方法で細胞分化関連遺伝子の発現を詳細に解析した。

この結果を表 4 に示す。特に分化段階において発現に差異が見られた遺伝子は、Hoxb 1、Hoxb 5、Hoxb 9、Hoxd 1、Hoxd 3、Hoxd 8 である。Hoxb 1 は、Day 0 では全く発現せず、Day 2 以降は発現が認められた。Hoxb 5 と Hoxb 9 に関しては、Day 0 では発現がみられたが、Day 2 から Day 4 にかけて一旦発現がみられなくなり、Day 8 に再度発現がみられた。Hoxd 1 は、Day 0 に

表 4

gene	Day 0	Day 2	Day 4	Day 8	gene	Day 0	Day 2	Day 4	Day 8
Hoxa 1	(+)	(+)	(+)	(+)	Hoxd 1	(+)	(-)	(-)	(-)
Hoxa 2	(+)	(+)	(+)	(+)	Hoxd 3	(+)	(+)	(+)	(-)
Hoxa 3	(+)	(+)	(+)	(+)	Hoxd 4	(+)	(+)	(+)	(+)
Hoxa 4	(+)	(+)	(+)	(+)	Hoxd 8	(-)	(-)	(-)	(+)
Hoxa 5	(+)	(+)	(+)	(+)	Hoxd 9	(+)	(+)	(+)	(+)
Hoxa 6	(+)	(+)	(+)	(+)	Hoxd 10	(+)	(+)	(+)	(±)
Hoxa 7	(-)	(-)	(-)	(-)	Hoxd 11	(+)	(+)	(+)	(+)
Hoxa 9	(+)	(+)	(+)	(+)	Hoxd 12	(+)	(+)	(+)	(+)
Hoxa 10	(+)	(+)	(+)	(+)	Hoxd 13	(+)	(+)	(+)	(+)
Hoxa 11	(+)	(+)	(+)	(+)	γ HOX	(-)	(-)	(-)	(-)
Hoxa 13	(+)	(+)	(+)	(+)	MSX 1	(+)	(+)	(+)	(+)
Hoxb 1	(-)	(+)	(+)	(+)	MSX 2	(+)	(+)	(+)	(+)
Hoxb 2	(-)	(-)	(-)	(-)	Pdx 1	(-)	(-)	(-)	(-)
Hoxb 3	(+)	(+)	(+)	(+)	Cdx 2	(+)	(+)	(+)	(+)
Hoxb 4	(+)	(+)	(+)	(+)	Gbx 2	(+)	(+)	(+)	(+)
Hoxb 5	(+)	(-)	(-)	(+)	Nkx 6.1	(+)	(+)	(+)	(+)
Hoxb 6	(+)	(+)	(+)	(+)	Nkx 6.2	(+)	(+)	(+)	(+)
Hoxb 7	(+)	(+)	(+)	(+)	Nkx 2.2	(+)	(+)	(+)	(+)
Hoxb 8	(+)	(+)	(+)	(+)	Pax 6	(+)	(+)	(+)	(+)
Hoxb 9	(+)	(-)	(-)	(+)	Pax 4	(+)	(+)	(+)	(+)
Hoxb 13	(+)	(+)	(+)	(+)	Isl 1	(+)	(+)	(+)	(+)
Hoxc 4	(+)	(+)	(+)	(+)	Hlxb 9	(+)	(+)	(+)	(+)
Hoxc 5	(-)	(-)	(-)	(-)	Brain 4	(+)	(+)	(+)	(+)
Hoxc 6	(+)	(+)	(+)	(+)	Glut 2	(+)	(+)	(+)	(+)
Hoxc 8	(-)	(+)	(-)	(±)	Hlx	(+)	(+)	(+)	(+)
Hoxc 9	(+)	(+)	(+)	(+)	c-myc	(+)	(+)	(+)	(+)
Hoxc 10	(+)	(+)	(+)	(+)	c-jun	(-)	(+)	(±)	(-)
Hoxc 11	(+)	(+)	(+)	(+)	jun-B	(-)	(-)	(-)	(-)
Hoxc 12	(-)	(-)	(-)	(-)	CXCR 4	(+)	(+)	(+)	(+)
Hoxc 13	(+)	(+)	(+)	(+)	cyclinD 1	(-)	(-)	(-)	(-)

表 5 Adipocyte differentiation (3 T 3-L 1)

Gene	Roles in Growth & Differentiation
Hoxb 1	Role in neural crest development into glias of the peripheral nervous system
Hoxb 5	Involved in lung and gut development
Hoxb 9	Expressed in the embryonic and adult spinal cord
Hoxd 1	Expressed in presumed trunk neural crest and the dermatome
Hoxd 3	Detected in spinal cord, dorsal root ganglia, first cervical vertebra, thyroid gland, kidney tubules, esophagus, stomach and intestines
Hoxd 8	Associated with severe limb and genital abnormalities/Role in adult urogenital tract function

においては発現がみられたが、Day 2 以降は発現が見られなかった。興味深いことに Hoxd 8 は、Hoxd 1 と全く逆の動きを見せた。この 2 つの遺伝子の機能は今後の導入実験等の結果を待たねばならないが、これらの遺伝子は相補的に働いていることが示唆される。Hoxd 3 は、Day 0 から Day 4 にかけては発現が認められたが、Day 8 においては全く発現がみられなかった。これら 6 つの遺伝子は、分化の段階において選択的に発現していることから、脂肪細胞の分化に影響を与えていることが考えられる。これらの結果をもとに、各分化段階において発現量の変化が確認できなかった遺伝子も含め、各ホメオボックスファミリー遺伝子の発現の組み合わせ、つまりこれらの協調的発現制御によって脂肪細胞・脂肪組織全体の分化制御を行っていることが考えられる。

さらに、3 T 3-L 1 培養分化細胞における遺伝子発現の変化と、上述の実験に用いた正常マウスの内臓脂肪組織と皮下脂肪組織の遺伝子発現パターンについて比較検討した。今回我々は、十分に分化程度の進んだ 3 T 3-L 1 培養細胞の Day 8 (成熟脂肪細胞) の cDNA について詳細に比較検討を行った。今回解析した 60 個の遺伝子の内、遺伝子発現プロファイルが同じ遺伝子を検索したところ、内臓脂肪組織では 52 個、皮下脂肪組織では 50 個の遺伝子の発現が一致していた。皮下脂肪組織において特異的に発現プロファイルが異なる遺伝子は、Hoxa 4、Hoxa 7 等である⁽³⁵⁾。このことから、内臓脂肪組織は、細胞分化関連遺伝子であるホメオボックス遺伝子の発現制御の観点においては、3 T 3-L 1 培養成熟脂肪細胞により近似した遺伝子発現プロファイルを持つことが考察される。

なお、この系において変化の認められたホメオボックス関連遺伝子の従来報告されている発生分化における遺伝子機能を参考までにまとめると、表 5 のようになる。

7. 脂質代謝異常症における病態とホメオボックス遺伝子の発現：

病態マウスと高脂肪食誘導肥満ラットの系における解析⁽³⁵⁾

(1) 脂質代謝異常マウスにおける解析

脂質代謝異常による肥満症の関連病態の進行と関連するホメオボックスファミリー遺伝子をはじめとする細胞分化関連遺伝子の発現の変化を解析するために、遺伝的に脂質代謝異常症を発症する KOR (B 6.KOR-Apoesh1、以下 KOR) マウスを用いて、同様にホメオボックスファミリー

遺伝子の発現を解析・評価した。脂質代謝異常症は、メタボリックシンドロームの危険因子のひとつも重要な因子の一つとされており、特に高 LDL-コレステロール血症は、動脈硬化症とも密接に関係しているので、本マウスにおいてその発現を解析することは意義深い。ApoE 欠損自然発症脂質代謝異常マウスである KOR マウスは、Apo プロテイン E を先天的に欠損したコンジェニックマウス (congenic mouse) で、生後早期から脂質代謝異常症の病態を呈し、生後 20 週を越えると極めて高度の脂質代謝異常をとまなう動脈硬化病変を発症する。(コンジェニックマウスとは、変異遺伝子を、導入しようとするドナー系統に 12 回以上の戻し交配を行って、Apo E 遺伝子以外の遺伝的背景をほぼ入れ替えたマウスのことである。) KOR マウスの実際の総血清コレステロール値は、3 週齢のマウスでおよそ 600 mg/dl で、26 週齢のマウスではおよそ 800 mg

表 6

gene	Visceral Adipose Tissues		Visceral Adipose Tissues		gene	Subcutaneous Adipose Tissues		Subcutaneous Adipose Tissues	
	aged 3 weeks	aged 26 weeks	aged 3 weeks	aged 26 weeks		aged 3 weeks	aged 26 weeks	aged 3 weeks	aged 26 weeks
Hoxa 1	(+)	(-)	(+)	(-)	Hoxd 1	(+)	(-)	(-)	(-)
Hoxa 2	(+)	(-)	(+)	(+)	Hoxd 3	(-)	(+)	(+)	(-)
Hoxa 3	(+)	(-)	(+)	(-)	Hoxd 4	(+)	(+)	(+)	(+)
Hoxa 4	(-)	(-)	(-)	(-)	Hoxd 8	(-)	(-)	(-)	(-)
Hoxa 5	(+)	(-)	(-)	(+)	Hoxd 9	(+)	(+)	(-)	(-)
Hoxa 6	(+)	(+)	(+)	(+)	Hoxd 10	(+)	(+)	(+)	(-)
Hoxa 7	(-)	(-)	(-)	(-)	Hoxd 11	(+)	(+)	(+)	(+)
Hoxa 9	(+)	(-)	(-)	(-)	Hoxd 12	(+)	(+)	(+)	(-)
Hoxa 10	(+)	(+)	(+)	(+)	Hoxd 13	(+)	(-)	(+)	(-)
Hoxa 11	(+)	(+)	(+)	(+)	γ HOX	(-)	(+)	(-)	(-)
Hoxa 13	(+)	(+)	(+)	(+)	MSX 1	(+)	(-)	(+)	(-)
Hoxb 1	(-)	(+)	(+)	(+)	MSX 2	(+)	(+)	(+)	(+)
Hoxb 2	(-)	(-)	(-)	(-)	Pdx 1	(+)	(+)	(+)	(+)
Hoxb 3	(-)	(-)	(-)	(-)	Cdx 2	(+)	(-)	(+)	(-)
Hoxb 4	(+)	(+)	(+)	(+)	Gbx 2	(+)	(+)	(+)	(-)
Hoxb 5	(-)	(-)	(-)	(-)	Nkx 6.1	(+)	(-)	(+)	(-)
Hoxb 6	(+)	(-)	(+)	(+)	Nkx 6.2	(+)	(+)	(+)	(-)
Hoxb 7	(+)	(+)	(+)	(-)	Nkx 2.2	(+)	(-)	(+)	(-)
Hoxb 8	(+)	(+)	(+)	(+)	Pax 6	(+)	(+)	(+)	(+)
Hoxb 9	(+)	(-)	(+)	(+)	Pax 4	(+)	(+)	(+)	(+)
Hoxb 13	(+)	(-)	(+)	(-)	Isl 1	(+)	(+)	(+)	(+)
Hoxc 4	(+)	(+)	(+)	(+)	Hlxb 9	(+)	(+)	(-)	(-)
Hoxc 5	(+)	(-)	(+)	(-)	Brain 4	(+)	(+)	(+)	(+)
Hoxc 6	(+)	(+)	(+)	(-)	Glut 2	(+)	(+)	(+)	(+)
Hoxc 8	(-)	(-)	(+)	(-)	Hlx	(+)	(+)	(+)	(-)
Hoxc 9	(+)	(+)	(+)	(-)	c-myc	(-)	(-)	(-)	(-)
Hoxc 10	(-)	(-)	(+)	(-)	c-jun	(+)	(-)	(+)	(-)
Hoxc 11	(+)	(-)	(-)	(-)	jun-B	(-)	(-)	(-)	(-)
Hoxc 12	(-)	(-)	(-)	(-)	CXCR 4	(+)	(-)	(-)	(-)
Hoxc 13	(-)	(-)	(+)	(-)	cyclinD 1	(-)	(-)	(-)	(-)

/dl である。(ノーマルマウスの血清総コレステロール値は 100 mg/dl である。) 生後 3 週齢と生後 26 週齢の KOR マウスの腸管膜周囲内臓脂肪組織と皮下脂肪組織について、ホメオボックス遺伝子とその他細胞分化関連遺伝子の発現を評価した。

この遺伝子発現解析の結果を表 6 に示す。腸管膜周囲内臓脂肪組織と皮下脂肪組織の両方において、3 週齢と脂質代謝異常を伴う動脈硬化病変関連病態の進行した 26 週齢の KOR マウスにおいて遺伝子発現プロファイルに変化の見られる特定の遺伝子が存在した。また、3 週齢 KOR マウスの内臓脂肪組織と皮下脂肪組織との比較自体においても、調査した 60 個の遺伝子中 12 個の遺伝子に発現プロファイルの差異が認められ、ホメオボックスファミリー遺伝子が組織特異的発現プロファイルを示すことから、これらそれぞれの脂肪組織 (細胞) の性質がホメオボックスファミリー遺伝子発現制御の観点からも異なるものであることが考えられる。同様に、26 週齢 KOR マウスにおいても皮下脂肪組織と内臓脂肪組織において、16 個の遺伝子の発現が異なった。内臓脂肪組織においては、3 週齢と脂質代謝異常関連病態の進行した 26 週齢で病態の進展に関連して、発現に変化が見られた遺伝子は 21 個あり、その内、皮下脂肪組織では変化が見られず、内臓脂肪組織に特異的な変化を呈した細胞分化関連遺伝子は、Hoxa 2、Hoxa 9、Hoxb 1、Hoxb 6、Hoxb 9、Hoxc 11、Hoxd 1、 γ HOX、CXCR 4 である。皮下脂肪組織においては、同様に 3 週齢と 26 週齢で 23 個の遺伝子に変化があり、その内、皮下脂肪に特異的な変化を呈した遺伝子は、Hoxb 7、Hoxc 6、Hoxc 8、Hoxc 9、Hoxc 10、Hoxc 13、Hoxd 10、Hoxd 12、Gbx 2、Nkx 6.2、Hlx である。内臓脂肪組織と皮下脂肪組織に共に、病態の進展と関連して遺伝子発現プロファイルの変化した細胞分化関連遺伝子は、Hoxa 1、Hoxa 3、Hoxa 5、Hoxb 13、Hoxc 5、Hoxd 3、Hoxd 13、MSX 1、Cdx 2、Nkx 6.1、Nkx 2.2、c-jun である。内臓脂肪組織において、解析したホメオボックスファミリー遺伝子のうち、特に今回の実験に用いた 8 週齢の正常マウスと KOR マウスの 3 週齢の発現が同じで、26 週齢の KOR マウスにおける発現が異なるホメオボックス遺伝子は、Hoxa 2、Hoxa 3、Hoxb 9、Hoxb 13、Hoxd 13 である。皮下脂肪組織における同様の変化を示した遺伝子は、Hoxa 3、Hoxb 7、Hoxb 13、Hoxc 9、Hoxd 10、Hoxd 12、Hoxd 13 である。これらのホメオボックス遺伝子発現プロファイルの変化は、特に脂質代謝異常関連病態の進行による脂肪組織の性質の変化と関連し、その遺伝子発現プロファイルの変化が脂肪組織の病態と関係している可能性が示唆される。

前述のように、我々が実験に用いた 3 T 3-L 1 脂肪前駆細胞では、Day 4 から脂肪滴を蓄え始めており、脂肪細胞へと分化したことが他の脂肪細胞マーカー等と合わせて判断できるが、26 週齢の KOR マウスの細胞分化関連遺伝子発現プロファイルについて、Day 0 から Day 2 の脂肪細胞に分化する前の段階と、Day 4 から Day 8 の脂肪細胞が成熟する段階との発現プロファイルを比較検討したところ、病態の進行した 26 週齢の KOR マウスのホメオボックス遺伝子発現について比較解析すると、内臓脂肪組織においてみられた Hoxb 9 が、3 T 3-L 1 培養細胞では、Day 0 では発現しているが、分化誘導によって急速に down-regulation され、Day 2、Day 4 では発現せず、Day 8 の成熟脂肪細胞へと分化した段階では再び発現している。また、KOR マウスでは、

表7 Characteristics of differential profiles of homeobox genes

Gene	Roles in Growth & Differentiation
Hoxa 2	The encoded protein may be involved in the placement of hindbrain segments in the proper location along the anterior-posterior axis during development
Hoxa 9	Highly similar to the abdominal-B (Abd-B) gene of <i>Drosophila</i> A specific translocation event which causes a fusion between this gene and the NUP 98 gene has been associated with myeloid leukemogenesis
Hoxb 1	Role in neural crest development into glia of the peripheral nervous system
Hoxb 6	Involved in development of lung and skin Localized to both the nucleus and cytoplasm.
Hoxb 9	Increased expression of this gene is associated with some cases of leukemia, prostate cancer and lung cancer
Hoxc 11	Play a role in early intestinal development The product of this gene binds to a promoter element of the lactase-phlorizin hydrolase
Hoxd 1	Involved in the transcriptional regulation of key eukaryotic developmental processes

この Hoxb 9 については 3 週齢では発現しているが、病態の進んだ 26 週齢マウスでは発現していない。この発現の結果からも Hoxb 9 は、脂肪細胞の分化^(34,37)や脂質代謝異常の病態と関連して、内臓脂肪において何らかの役割を担っていることが推察される。

なお、この系において KOR マウスの内臓脂肪組織での 3 週齢と 26 週齢マウスとの比較から変化の認められたホメオボックス遺伝子のうち、皮下脂肪組織での同比較で変化の認められなかったホメオボックス遺伝子の従来報告されている発生分化における遺伝子機能を参考までにまとめると、表7のようになる。

(2) 高脂肪食負荷による肥満ラットを用いた解析

生体における食事による負荷、とくに高脂肪食負荷の転写因子や細胞分化関連遺伝子発現における影響を研究するために、同様にホメオボックスファミリー遺伝子をはじめとする細胞分化関連遺伝子の発現を高脂肪食負荷による肥満ラットの系において解析・評価した。ラットは 3 週齢より普通食と高脂肪食をそれぞれ 8 週間投与し、その直後、腸管膜周囲内臓脂肪組織と皮下脂肪組織、視床下部の組織、褐色脂肪細胞、筋組織（ひらめ筋・ひ腹筋）から RNA を同様に抽出し、ホメオボックス遺伝子発現プロファイルの差異を評価・分析した⁽³³⁾。内臓脂肪組織と皮下脂肪組織、筋組織においては、コントロールである同種同週齢の普通食摂取ラット（control）と比較して、高脂肪食負荷時（DIO）に遺伝子発現プロファイルに差異がみられるかも比較解析した。

褐色脂肪細胞はヒトにおいて、白色脂肪細胞が全身に分布しているのに対し、その分布は首周りや脇の下、肩甲骨間、心臓、腎臓周囲などに限られる。また、白色脂肪細胞が、余剰のエネルギーを中性脂肪として貯蔵し、必要に応じて遊離脂肪酸を血中に放出する脂質貯蔵の役割を担っているのに対し、褐色脂肪細胞は、遊離脂肪酸を自らの細胞内で酸化分解し、脱共役蛋白質 (UCP 1) を介してエネルギーを消費する熱産生の役割を担う。PAI-1 や TNF- α 、レプチン、アディポネクチンなどの分泌も白色脂肪細胞に限られる。白色脂肪細胞と褐色脂肪細胞におけるホメオボックス遺伝子の発現プロファイルの差異を見ることは、これらの細胞の性質の評価に有用であ

表 8

gene	Visceral Adipose Tissue		Subcutaneous Adipose Tissue		Hypothalamus		Brown Adipose Tissue
	DIO	Control	DIO	Control	DIO	Control	
Hoxa 4	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)
Hoxa 7	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)
Hoxa 9	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(-)	(+)
Hoxa 10	(+)	(+)	(+)	(-)	(+)	(+)	(+)
Hoxa 11	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)
Hoxa 13	(-)	(+)	(-)	(-)	(-)	(+)	(+)
Hoxb 5	(+)	(+)	(+)	(+)	(-)	(+)	(+)
Hoxb 9	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(-)	(-)
Hoxb 13	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)
Hoxc 6	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)
Hoxc 8	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)
Hoxc 11	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)
Hoxd 1	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)
Hoxd 3	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)
Hoxd 4	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)
Hoxd 10	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)
Hoxd 13	(+)	(+)	(-)	(+)	(+)	(+)	(+)
Cdx 1	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)	(+)
c-jun	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(+)	(-)

る。今回我々は、ラット褐色脂肪細胞におけるホメオボックス遺伝子の発現も同時に評価した。

腸管膜周囲内臓脂肪組織、皮下脂肪組織、視床下部組織、褐色脂肪細胞の実験結果を表 8、ひらめ筋細胞、ひ腹筋細胞の実験結果を表 9 に示す。まず、ラット脂肪組織の結果については、普通食コントロールラットにおいて、内臓脂肪組織と皮下脂肪組織では、今回の我々の研究において、Hoxa 10 と Hoxa 13 の 2 つの遺伝子の発現に差異がみられ、これらの選択的な発現が各脂肪組織の性質に関与している可能性が示唆される。腸管膜周囲内臓脂肪組織においては、Hoxa 13 がコントロールラットでは発現しているのに対し高脂肪食負荷ラットにおいては発

表 9

gene	Gastrocnemius		Soleus	
	DIO	Control	DIO	Control
Hoxa 4	(+)	(+)	(+)	(+)
Hoxa 7	(+)	(+)	(+)	(+)
Hoxa 9	(+)	(+)	(+)	(+)
Hoxa 10	(-)	(+)	(+)	(-)
Hoxa 11	(+)	(+)	(+)	(-)
Hoxa 13	(-)	(+)	(-)	(-)
Hoxb 5	(+)	(+)	(+)	(+)
Hoxb 9	(-)	(+)	(+)	(-)
Hoxb 13	(+)	(+)	(+)	(+)
Hoxc 6	(+)	(+)	(+)	(+)
Hoxc 8	(+)	(+)	(+)	(+)
Hoxc 11	(+)	(+)	(+)	(+)
Hoxd 1	(+)	(+)	(+)	(+)
Hoxd 3	(+)	(+)	(+)	(+)
Hoxd 4	(+)	(+)	(+)	(+)
Hoxd 10	(+)	(+)	(+)	(+)
Hoxd 13	(-)	(+)	(+)	(-)
Cdx 1	(+)	(+)	(+)	(+)
c-jun	(-)	(-)	(-)	(-)

現が見られなかった。また、皮下脂肪組織においては、Hoxa 10 がコントロールラットでは発現が確認できなかったが、高脂肪食負荷ラットにおいては、高いレベルの発現が確認され、逆に Hoxd 13 は、コントロールラットにおいては発現が見られたが、高脂肪食負荷ラットにおいてはその発現が確認できなかった。本実験結果において、褐色脂肪細胞 (BAT) は、今回調べた遺伝子のうち、Hoxb 9 と c-jun 以外の全ての遺伝子が発現しており、今回我々の結果では、その発現が内臓脂肪組織にも皮下脂肪組織のどちらか一方に類似しているわけではなかった。

ラットの筋組織のホメオボックス遺伝子発現プロファイルの解析結果は、表 9 に示したように、ひらめ筋とひ腹筋組織のコントロールラットにおけるホメオボックス遺伝子発現は、Hoxa 10、Hoxa 11、Hoxa 13、Hoxb 9、Hoxd 13 の 5 つの遺伝子において差異がみられた。高脂肪食負荷ラットの筋組織はひらめ筋、ひ腹筋共に、コントロールラットの筋組織とそれぞれ比較してホメオボックス遺伝子の発現プロファイルに変化が認められた。高脂肪食負荷により筋組織においても、細胞分化関連遺伝子レベルで発現プロファイルの違いが見られたことは、筋組織における高脂肪食負荷の影響が遺伝子発現制御の点でも病態と関連して変化していることの一例を示し、興味深いと考える。

更に前述した従来より脂肪組織において重要と考えられる表 1 に示したような PPAR γ や C/EBP 群などの転写因子、更には従来報告されている種々の転写因子に関して、脂肪細胞の分化や脂質異常症の脂肪組織の病態との関連、高脂肪食負荷の影響についても詳細に研究してきたが別稿に紙面の関係で述べる (submitted in publication)。

本稿で述べたように、脂肪組織においても、組織特異的転写因子としての各ホメオボックスファミリー遺伝子の協調的発現制御 (coordinate expression) は重要で、脂肪組織の特性や病態との関連で、各脂肪組織 (細胞) の性質が獲得されていると考えられる。つまり、脂肪組織において各ホメオボックス遺伝子の協調的発現制御は必要であるが、週齢、種、遺伝的背景に加えて、脂肪組織においても組織 (臓器) の種類や、脂質代謝異常などの病態、食餌など多くの因子との関連で変化することが本研究において明らかとなった。

現在、脂肪細胞における各ホメオボックスファミリー遺伝子や転写因子の導入やアンチセンス等による機能阻害実験、遺伝子欠損解析等により、より詳細に転写因子の発現制御及び機能と脂肪細胞の分化や性質の解析を行なっているところである。

8. 終わりに (結語)

以上述べたような方向の転写因子の研究は、最近スタートしたばかりであり、脂肪細胞特有の転写因子についても今後報告されてくると考える。また、ホメオボックスファミリー遺伝子を含む転写因子の脂肪細胞における機能や、脂質代謝異常等の肥満症関連病態における遺伝子発現プロファイルの変化や病態との関連については、今後の詳細な遺伝子産物の機能解析等の研究を待たねばならない。本来本稿で触れた、ホメオボックス遺伝子を含む多くの転写因子は、その複合

体としての組み合わせやカスケードの組み合わせで特異的に遺伝子発現を制御する。このような転写因子の組み合わせによる遺伝子の特異的発現制御の新しい研究の方向は、脂肪細胞の増殖や分化、ひいては脂肪細胞に関わる病態の研究にも今後寄与することが期待される。

本稿で詳述した特定のホメオボックス関連遺伝子の機能に関しては、従来のホメオボックス遺伝子の形態形成や発生における重要な機能に加え、広義のホメオボックスファミリー遺伝子産物の組織特異的 DNA 結合転写因子としての脂肪細胞における機能に加えて、脂質代謝異常を伴う肥満症関連病態の解明にひとつの糸口を提供しうると思われる。そして、特定の転写因子の研究において、脂肪細胞における組織特異的遺伝子発現の調節機能を通して、その遺伝子産物や異常分子による脂肪細胞の増殖分化の制御にも、ひとつの新たな方法論を提供し、肥満症や脂質異常症をはじめとする生活習慣病の病態の予防や診断に貢献することが期待される。

謝辞

最後になりましたが、暖かいご指導及び実験材料の提供にご協力頂いた国立循環器病研究所生化学部宮里幹也部長及び宮崎大学医学部伊達紫教授、そして、実験にご協力いただいた同志社女子大学生生活科学部出口ゼミのゼミ生に感謝いたします。

参考文献

- 1) Smas, C. M., Sul, H. S., *Biochem. J.*, 309, 697–710, 1995.
- 2) Gregoire, F. M., Smas, C. M., Sul, H. S., *Physiol. Rev.*, 78, 783–809, 1998.
- 3) Rosen, E. D. and Spiegelman, B. M., *Annu. Rev. Biol.*, 16, 145–171, 2000.
- 4) Rosen E. D., et al., *Gene & Deve.* 16, 22–26, 2002.
- 5) Wu, Z. Rosen, E. D. Brun, *Mol. Cell*, 3, 151–158, 1999.
- 6) Porse R. T., et al., *Cell*, 107, 247–258, 2001.
- 7) Tsukada, S., et al., *Mol. Endocrinol.*, 147, 1685–1695, 2006.
- 8) Ingraham, H. A., Chen, R., Mangalam, H. J. et al., *Cell*, 55, 519, 1988.
- 9) He, X., Treacy, M. N., Simmons, D. M. et al., *Nature*, 340, 35, 1989.
- 10) Sturm, R. and Herr, W., *Nature*, 336, 601–604, 1988.
- 11) Deguchi, Y., Moroney, J. F., Wilson, G. L. et al., *New biologists*, 3, 353, 1991.
- 12) Deguchi, Y., Fox, C. and Kehrl, J. H., *Blood*, 79, 2841, 1992.
- 13) Kongsuwan, K., Webb, E., Housiack, P. et al., *EMBO J.*, 7, 2131, 1988.
- 14) Deguchi, Y., Moroney, J. F., Kehrl, J. H., *Blood*, 78, 445, 1991.
- 15) Magli, M. C., Barba, P., Celetti, A. et al., *Proc. Natl. Acad. Sci. USA.*, 88, 6348, 1991.
- 16) Deguchi, Y., Kirshenbaum, A. and Kehrl, J. H., *Blood*, 79, 2841–2848, 1992.
- 17) Desplan, C., Thesis, J., O'Farrell, P. H., *Nature*, 318, 630–635, 1985.
- 18) Hoey, T., Levine, M., *Nature*, 332, 858–861, 1988.
- 19) Otting, G., Qian, Y.-q., Muller, M., Affolter, M., Gehring, Wand Wuthrich, K., *EMBO. J.*, 7, 4305–4309, 1988.
- 20) Sturm, R. A., Herr, W., *Nature*, 336, 601–605, 1988.
- 21) Finney, M., Ruvkun, G. and Horvitz, H. R., *Cell*, 55, 757–769, 1988.
- 22) Clerc, R. G., Corcoran, L. M., LeBowitz, J. H., Baltimore, D. and Sharp, P. A., *Genes & Dev.*, 2, 1570–1581, 1988.
- 23) Sturm. R. A., Das, G. and Herr, W., *Genes & Dev.*, 2, 1582–1599, 1988.

- 24) Beachy, P. A., Krasnow, M. A., Gavis, E. R. and Hogness, D. S., *Cell*, 55, 1069–1081, 1988.
- 25) Cohen, S. M., Brunner, G., Kuttner, F., Jurgens, G. and Jackle, H., *Nature*, 38, 432–434, 1989.
- 26) Jaynes, J. B. and O'Farrel, P. H., *Nature*, 336, 744–749, 1988.
- 27) Han, K. H., Levine, M. S., and Manley, J. L., *Cell*, 56, 573–583, 1989.
- 28) Schhier, A. F. and Gehring, W. J., *Nature*, 356, 804–807, 1992.
- 29) Jones, F. S., Prediger, E. A., Bittner, D. A., De Robertis, E. M. and Edelman, G. M., *Proc. Natl. Acad. Sci. USA.*, 89, 2086–2090, 1992.
- 30) Jones, F. S., Chalepakis, G., Gruss, P. and Edelman, G. M., *Proc. Natl. Acad. Sci. USA.*, 89, 2091–2095, 1992.
- 31) Violette, S. M., Shashikant, C. S., Salbaum, J. M., Belting, H. G., Wang, J. C. H. and Ruddle, F. H., *Proc. Natl. Acad. Sci. USA.*, 89, 3805–3809, 1992.
- 32) Arcioni, L., Simeone, A., Guazzi, S., Zappavigna, V., Boncinelli, E. and Mavilio, F., *EMBO J.*, 11, 265–277, 1992.
- 33) Guo, X. and Liao, K., *Gene*, 251, 45–53, 2000.
- 34) Tamori, Y., Kawanishi, M., Niki, T., Shinoda, H., Araki, S., Okazawa, H., Kasuga, M., *J. Biol. Chem.*, 273, 19740–19746, 1998.
- 35) Deguchi, Y., et al. In press.
- 36) Deguchi, Y., et al. In press.
- 37) Nadler, S. T., Stoehr, J. P., Schueler, K. L. et al., *Proc. Natl. Acad. Sci. U.S.A.*, 97, 11371–11376, 2000.

[でぐち やすひろ 内科学、臨床病態学、健康科学]

働く若年女性の生活習慣の実態

——勤務形態別の分析と評価——

黒田 薫・石井 和子・平野 賢一¹

¹ 大阪大学医学部循環器内科

緒 言

若年女性の健康問題にはマスメディアなどによる痩せた体型が美しいという社会的風潮や、社会進出に伴う不規則な勤務形態の増加がみられる。平成20年国民健康・栄養調査¹⁾によると20代の女性の44%、30代女性の53%が自分が太っていると認識しており、20代の女性の55.8%、30代女性の50.6%が体重を減らそうとしている。男性で増加している肥満がさまざまな生活習慣病の要因になる一方で、減量を重視することも貧血、月経異常、神経性食欲不振症、過食症といった健康障害の要因となる²⁾³⁾。

また、女性は出産、育児に伴う身体・環境面の変化や閉経によるホルモンバランスの変化など、生活習慣病のリスクが大きく変化するため⁴⁾、長期的な健康管理が必要である。

さらに、1999年の労働基準法改正により女性の深夜や早朝などの交代勤務が可能となり、不規則な勤務形態による生活習慣の乱れの要因となっている。

以上のことを踏まえ、本研究では働く若年女性の食生活の問題点を明らかにすることを目的として、某大手航空会社に勤務する20～30歳代の女性社員を対象に食事調査を行い、勤務形態や年齢の違いによってどのような傾向が見られるか実態を評価した。

方 法

1. 対象者

某大手航空会社に勤務する女性社員を対象に調査を行った。調査を依頼した航空会社は交替制の勤務である。同一の勤務形態において始業・終業時刻に幅があり、就業時間は以下の通りで1日の就業時間は原則として、拘束8時間30分（実働7時間30分 休憩1時間）である。勤務時間は表1のとおりある。

表1 対象者の勤務時間

	始業時刻	終業時刻
早出	3:15～11:45	8:30～17:00
常勤	9:00～17:30	11:30～20:00
遅出	12:00～20:30	17:30～2:00

2. 調査内容

食事調査、血液検査、身体検査を実施した。

a. 食事調査

自記入式の調査用紙を作成した。調査用紙には4日分の勤務形態（早出・常勤・遅出・休日）と食事時間、食事内容の記入を依頼した。食事内容は主食、主菜、副菜、牛乳・乳製品、飲み物、サプリメント、間食の記入欄を設け、それぞれ食事時間ごとに記入する形式をとった。調査用紙を回収後「エクセル栄養君 Ver.4.5[五訂増補日本食品標準成分表・日本人の食事摂取基[2005年度版対応]」を用いて栄養価計算・集計を行った。対象者へは食事バランスガイドを用いた成績表を作成し、食事内容に対する評価、改善を促した。

摂取栄養素量の評価には日本人の食事摂取基準（2010年度版）⁵⁾の値を参考にした。対象者の仕事の内容から身体活動レベルをⅡと仮定し、脂質、炭水化物の基準値を目標量より、脂質：44～55g、糖質：250～350gとした。その他の栄養素については目標量及び推定平均必要量を基準値とした。

172名の回答が得られ、男性及び対象の年齢から外れる者と記入漏れの著しい者を除外し、123名を分析の対象とした。

b. 血液検査・身体測定

定期健康診断の結果を使用した。検査項目は以下のとおりである。

【血液検査の項目】

総コレステロール、中性脂肪、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール

【体格の測定】

身長・体重の測定結果より、BMIを算出した

血液検査、身体検査は213名（20代：139名、30代74名）の結果が得られた。

3. 統計処理

各項目の測定、調査結果は平均値±標準偏差で示した。統計解析ソフト「SPSS Statistics 17.0」を使用し、統計有意水準は5%未満（ $p<0.05$ ）に設定した。

結 果

1. 身体的特徴

対象者の身体的特徴を表2に示した。日本肥満学会が定めた肥満症判定基準⁶⁾により、対象者を分類したところ、肥満（ $BMI \geq 25$ ）の者は9%、（20代：0%、30代2.7%）、痩せ（ $BMI < 18.5$ ）は39.0%（20代：38.1%、30代：40.5%）、普通（ $18.5 \leq BMI < 25$ ）は60.1%（20代：61.9%、30代：56.8%）であった。

表2 身体特徴

	全体 (n=213)	20代 (n=139)	30代 (n=74)
	平均値±SD	平均値±SD	平均値±SD
Ht (cm)	159.7±4.6	159.1±4.6	160.7±4.3
Bw (kg)	48.6±5.6	48.2±5.5	49.5±5.7
BMI	19.1±1.8	19.1±1.6	19.2±2.3

2. 欠食・間食の状況

表3は欠食日数及び間食日数を示したものである。4日間で一度も欠食がなかった者は全体の25.4%であった。昼食欠食者は最も少なく、19.7%であった。また、夕食を3日以上欠食した者は認められなかった。

間食は86.9%が4日間の間に摂取している結果となった。間食による摂取エネルギー量は平均137±119 kcalであり、200 kcal以上を間食から摂取している者は28.7%であった。

表3 欠食・間食日数

	0日 (%)	1~2日 (%)	3~4日 (%)
欠食 (人)	31 (25.4)	68 (55.7)	23 (18.9)
朝食欠食 (人)	66 (54.1)	42 (34.4)	14 (11.5)
昼食欠食 (人)	98 (80.3)	21 (17.2)	3 (2.5)
夕食欠食 (人)	85 (69.7)	37 (30.3)	0 (0.0)
間食 (人)	16 (13.1)	54 (44.3)	52 (42.6)

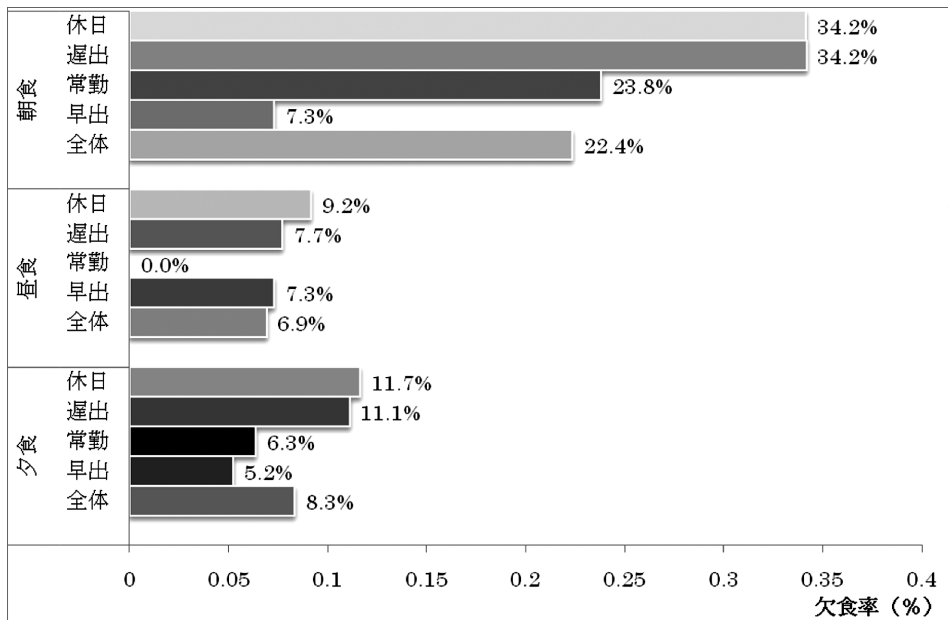


図1 勤務形態別の欠食率

図1に勤務形態別の欠食率を示した。朝食の欠食率は、休日と遅出で、34.2%と高い結果となった。常勤での昼食欠食者は認められなかった。

3. 栄養素摂取量の評価

食事調査をもとに算出した4日間の平均摂取栄養素量と評価を表4に示した。

日本人の食事摂取基準（2010年度版）をもとに定めた基準値と比較すると、基準値に満たない不足群はたんぱく質7.4%、脂質24.6%、炭水化物88.5%であった。一方、基準値上限を上回っている者の割合は脂質54.1%、炭水化物0%であった。

表4 摂取栄養素量と評価

(n = 122)

	平均値±SD	MIN	MAX	基準値	不足群 (%)	過剰群 (%)
E (kcal)	1577 ± 301	838	2263	—	—	—
P (g)	57.1 ± 12.2	22.8	90.6	40 ^{*1}	9 (7.4)	—
F (g)	56.7 ± 16.4	18.6	101.9	44~55 ^{*2}	30 (24.6)	66 (54.1)
CH (g)	201.4 ± 38.6	108.6	289.6	250~350 ^{*2}	108 (88.5)	0 (0)
Ca (mg)	396 ± 124	129	929	550 ^{*1}	110 (90.2)	—
Fe (mg)	6.1 ± 1.8	1.8	12.0	8.5 ^{*1}	107 (87.7)	—
VC (mg)	94 ± 58	13	348	85 ^{*1}	61 (50.0)	—
DF (g)	9.9 ± 2.5	4.4	18.5	17 ^{*2}	121 (90.2)	—
NaCl (g)	7.3 ± 1.7	3.6	11.9	7.5 ^{*2}	—	56 (45.9)

*1 日本人の食事摂取基準（2010年度版）推定平均必要量より設定

*2 日本人の食事摂取基準（2010年度版）目標量より設定

5. 血液検査の結果

対象者の血液検査の結果を表5に示した。20代と30代の検査結果の数値の平均を対応のないt-testで分析を行ったところ総コレステロールの値で、有意な差(p<0.01)が認められた。表6に日本動脈硬化学会の動脈硬化性疾患予防ガイドライン（2007年度版⁷⁾に基づき、総コレステロール≥220、中性脂肪≥150、LDL-コレステロール≥140、HDL-コレステロール>40の者を異常群とし、平成19年国民健康栄養調査⁸⁾の結果と合わせて示した。総コレステロール異常群は20代7.2%、30代28.4%と約4倍の差があった。

表5 血液検査の結果

	全体	20代 (n = 139)	30代 (n = 74)	t-test
	平均値±SD	平均値±SD	平均値±SD	
T-chol (mg/dl)	189.1 ± 27.6	184.4 ± 25.5	197.9 ± 29.28	**
TG (mg/dl)	69.0 ± 40.1	69.6 ± 39.3	68.0 ± 41.90	NS
HDL-C (mg/dl)	73.9 ± 13.1	73.1 ± 12.7	75.5 ± 13.65	NS
LDL-C※ (mg/dl)	101.4 ± 23.1	97.4 ± 20.4	108.8 ± 26.01	NS

※Friedwaldの式 LDL = T-chol-TG/5より算出

表 6 血液検査結果異常者の割合と国民健康・栄養調査の比較

	20代 (n=139)		30代 (n=74)	
	異常群※ (%)	H 19 国民健康・※ 栄養調査 (%)	異常群※ (%)	H 19 国民健康・※ 栄養調査 (%)
T-chol	10 (7.2)	5.9	21 (28.4)	14.9
TG	9 (6.5)	2.5	4 (5.4)	6.2
HDL-C	0 (0)	0	0 (0)	0.8
LDL-C	1 (0.7)	0.9	8 (10.8)	7.2

※T-chol \geq 220、TG \geq 150、HDL-C $<$ 40、LDL-C \geq 140

6. 血液検査と摂取栄養素量の関連

血液検査と食事調査によって得られた摂取栄養素量との相関関係をピアソンの相関係数を用い

表 7 血液検査と摂取栄養素の相関係数

	E(kcal)	P(g)	F(g)	CH(g)	Ca(mg)	Fe(mg)	VC(mg)	DF(g)	NaCl(g)
T-chol (mg/dl)	-.148	-.092	-.023	-.165	.043	-.087	-.252**	-.184	-.082
TG (mg/dl)	-.167	-.171	-.101	-.107	-.064	-.096	-.037	.013	-.054
HDL-C (mg/dl)	.159	.173	.223*	.077	.172	.064	-.196*	-.079	.029
LDL-C (mg/dl)	-.280**	-.207*	-.163	-.245**	-.023	-.152	-.192*	-.192*	-.120

* $<$ 0.05 ** $<$ 0.01

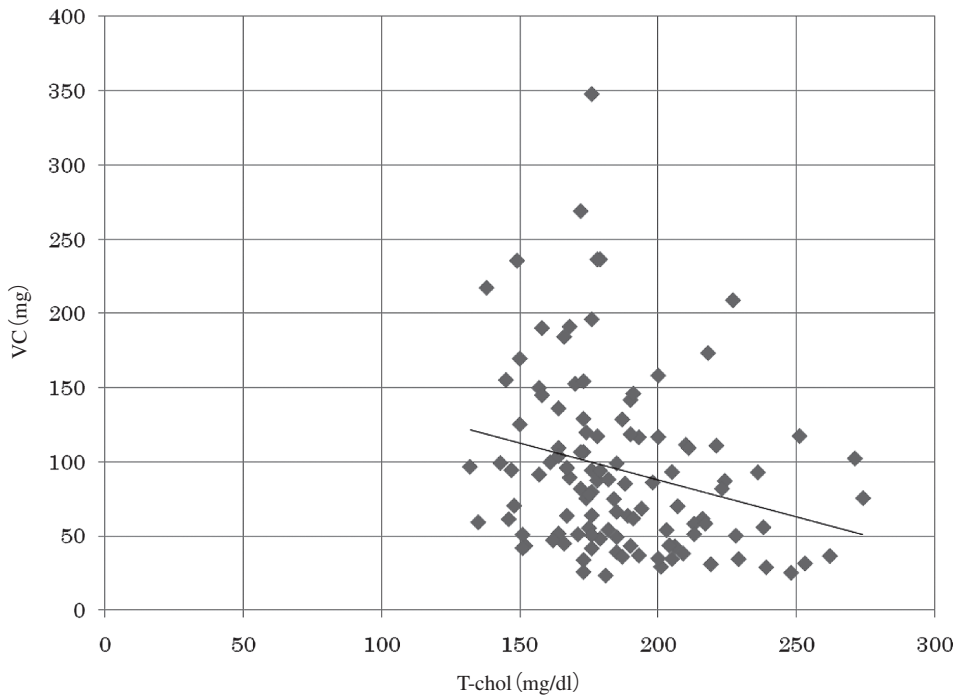


図 2 摂取 VC と T-chol の関係

て分析したところ、ビタミン C と総コレステロールとの間に有意な負の相関関係が認められた ($r = -0.25, p < 0.01$)。また、LDL コレステロールと摂取エネルギー ($r = -0.28, p < 0.01$) 炭水化物 ($r = -0.24, p < 0.01$) の間にも有意な負の相関関係が認められた。

考 察

1. 身体状況

本対象者には、肥満の者は少ない一方で、痩せの割合は高く、平成 20 年度国民健康・栄養調査の平均¹⁾と比較しても、痩せの者の割合が若干高い傾向が認められた。

厚生労働省研究班の多目的コホートに基づくエビデンス構築に関する研究⁸⁾によると、痩せは肥満と同様に標準体型に比べ生活習慣病や死亡率が高くなると報告されている。しかし、平成 20 年度国民健康・栄養調査¹⁾によると、20 歳代の 44%、30 歳代の 53% と約半数が自分のことを太っていると認識していることから、本研究の対象者も普通あるいは痩せの体型であるにもかかわらず、誤った体型認識を持っている者も多い可能性が考えられる。

また、同調査において、自分が太っていると思う理由が男性や他の年代の女性では、「過去の自分と比べて」が最も多いのに対し、20 代の女性は「他人と比べて」が最も多い結果となっている。太っている人が少なく、痩せている人が多いという職場環境は太っていないにもかかわらず、誤った体験認識を持つリスクが高い恐れがある。健康のための適正な体重について認識させる健康教育の必要性が示唆された。

2. 栄養素摂取の評価

BMI 18.5 以下の痩せの者が 39.0% おり、これらの者は日常のエネルギー摂取量が不足していると考えられる。食事調査からの平均エネルギー摂取量も 1577 kcal \pm 301 と低い結果となった。一方で、たんぱく質摂取量が基準値に満たない者はわずか 7.4%、摂取脂質量が基準値に満たない者は 24.0%、脂質の基準値の上限を上回っている者は 54.1% と脂質やたんぱく質が不足しているものは比較的少なく、脂質は過剰の可能性のあるものが半数見られた。また、炭水化物摂取量は 88.5% が基準値を下回っており、エネルギー摂取量が低いにもかかわらず、たんぱく質、脂質の摂取量が高く、炭水化物の摂取量が少ない傾向が示唆された。

3. 欠食、間食

調査を実施した 4 日間で、7 割以上が 3 食のうちのいずれかを欠食をしていた。欠食が最も多いのは朝食であり、4 日間のうち 1 回以上の欠食者は全体の 45.9% であり、3 回以上の欠食は 11.5% であった。勤務形態別の欠食率を比較したところ、午前中に勤務のない遅出と休日の朝食欠食率が他の勤務形態と比較しても高い結果となった。須藤ら⁸⁾は交代性勤務における遅番の遅い起床時刻と朝食欠食関係を指摘しており、本研究の対象者においても同様に午前中に勤務がな

いことで起床時間が遅く、朝食欠食につながっていると考えられる。早出の朝食欠食率や常勤の昼食欠食率が低い背景には、勤務時間中の休憩時間が食事時間として意識しやすいためであると考えられる。

間食は、42%の者が3日間以上摂取しており、200 kcal 以上を間食から摂取している者は28.7%認められた。小児の場合は成長期のエネルギーを補うための物として1日の摂取エネルギーのうち10~15%¹⁰⁾の間食の摂取が推奨されているが、成人の間食は娯楽的な要素が大きいものである。対象者の平均摂取エネルギーは1577 kcal と少なく、その中で間食の摂取は欠食による勤務時間中の空腹を補う役割が強いと考えられる。

4. 血液検査の結果と生活習慣病のリスク

20代と30代の血液検査の結果の差を検定したところ、30代の総コレステロールの値が有意に高い結果となった。平成19年の国民健康・栄養調査⁸⁾の結果と比較すると、20代では大きな差はみられなかったが、30代では、総コレステロールの異常群の割合が28.4%と国民健康・栄養調査の結果14.9%よりも高い結果となった。

若年女性は卵巣から分泌されるエストロゲンの分泌により血中のコレステロールが抑制されるため脂質異常症のリスクが低いと言われている⁴⁾。本来ならば、エストロゲン分泌が低下する閉経前後の更年期に急速な総コレステロール値の上昇をきたすと考えられる。しかし、対象者は、若年層である30歳代であり、20代と比較して異常者の割合が高く、その要因として、不規則な勤務形態による生活習慣や食習慣の乱れが総コレステロールの上昇に関与していると推察される。さらに、将来閉経に伴うホルモン環境の変化により、リスクが増大すると考えられる。食生活調査で認められた脂質の割合が高い食生活の継続による血中脂質への影響が現れる可能性をふまえた長期的な指導が必要である。

また、働く女性は勤務先で健康診断を受診できるが、若年女性は結婚、妊娠による離職や就業形態の変化により、健診受診機会が少なくなることによる受診率の低下が指摘されており¹¹⁾、生活習慣病に対してどのようなリスクを持っているか認識させることが重要である。

5. 血液検査と摂取栄養素との関連

摂取ビタミンC量と総コレステロール、HDL-コレステロール、LDL-コレステロールとの間に負の相関関係が認められた。その要因としてはビタミンCが多い食品群である野菜類の摂取との関連性が示唆される。対象者の平均野菜摂取量は174 g と、「健康日本21」で目標とされている量である350 g の約半分程度である。食物繊維が不足している者も90.2%と多いことから、対象者の多くは日常的に野菜が不足していると考えられる。その中で、比較的バランスがよく野菜の多い食事をとっている者の、血液検査の結果がビタミンC摂取量と関係しているのではないかと考察される。

文 献

- 1) 厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室：平成 20 年国民健康・栄養調査結果の概要
- 2) 亀崎幸子, 岩井信夫：女子短大生の体重調節志向と減量実施及び自觉症状との関連について, 栄養学雑誌, 56, 347-358 (1998)
- 3) 丸山智美, 無月経とダイエット経験との関連：思春期の栄養教育についての一考察, 思春期学, 22 (4), 504-511, 2004
- 4) 清水弘行, 女性肥満の成因, 特に性ホルモンと肥満の基礎的検討, 肥満研究, 2002, 254-258
- 5) 第一出版, 日本人の食事摂取基準 (2010 年版)
- 6) 日本肥満学会, 協和企画, 肥満症治療ガイドライン 2006
- 7) 日本動脈硬化学会, 動脈硬化性疾患予防ガイドライン (2007 年度版)
- 8) 第一出版, 国民健康・栄養の現状 - 平成 19 年厚生労働省国民健康・栄養調査報告より
- 9) SUDO Noriko, OHTSUKA Ryutaro, Effects of morning- and evening-shift work on the sleep, dietary intake, and psycho-physiological health conditions of Japanese female workers, 民族衛生, 72(5), 177-190, 2006
- 10) 「児童福祉施設における[食事摂取基準]を活用した食事計画について」(雇児母発第 0329001 号), 2005
- 11) 西村美八, 竹森幸一, 山本春江, 20 歳代および 30 歳代女性のライフイベントと生活習慣 - 結婚, 妊娠, 出産, 育児の影響, 日本公衆衛生雑誌, 55(8), 503-510, 2008

[くろだ かおる 栄養学]

[いしい かずこ 栄養学]

[ひらの けんいち 循環器内科]

中国語話者における心理表現上の母語干渉について

吉 永 尚

1. はじめに

基本的な心理表現は、初中級レベルから導入され日常生活でも多用されるが、中国語話者による誤用はかなり多く見られ、それらにはいくつかの特徴がある。本研究では、KY コーパス^{注1)}を中心に誤用を調べ、特に上級・超級話者の誤用を例として挙げて、その特徴を観察し、日本語がかなり上達しても改まらない誤用について考察を加えることとする。他の言語話者の誤用や文章表現の誤用とも比較し、心理表現の多様さや文法的相違が誤用に繋がっている事を述べる。

2. KY コーパスにおける心理表現の誤用例の分析

KY コーパスの中国語話者 30 人、英語話者 30 人、韓国語話者 30 人の心理表現での誤用を観察し、言語・レベルごとに誤用の傾向を観察した。

中国語話者のデータには特に心理表現に関する誤用が多く見られ、また、日本語が上級レベル以上に上達しても様々な誤用がしつこく残っている事がわかった^{注2)}。

本研究では、直りにくい誤用に焦点を当て、誤用が見られた上級 4 人・超級 4 人のデータについて分析を加えることとした。いずれも話者の意図は理解できても座りが悪く不自然な感じがする表現であるが、これらを誤用の原因によって品詞分類しそれぞれについて考察を加えた。

2.1 心理動詞の誤用

2.1.1 「～と思います」・「～と思っています」の誤用と過剰使用

(1) CA 01 (上級)

T : あ、いえいえ、あのう、まあ、あのう、ちょっと話をちょっと他のことに変えたいなあ思うんですけど、-中略- ま、自分の国のね、ふるさとの〈はい〉景観と、日本のそのう景観っていうのはどうですか、どんな

S : えっとー、たまたま私はあの神戸にすんでますから、神戸は、とってもあのきれいな町だと思ってますが、中国はやっぱり、あの、自然の風景はいいですが、あの、山とか、おおきな山と、おおきな川がありますが、あの、日本は、あの小さいから、たとえ、と言ったら、あのぼんざい、盆栽みたいなような、風景が、そういうようなふけい

もあの、あの新鮮な気持ちが、〈ふーん〉気もします

(2) CA 01 (上級)

T : じゃあ、ちょっと始めましょうか、はい、何でしょうか、話があるって聞きましたけど

S : あのう、、、あのフラワーロードの、あの、そこの一、花のことですが、〈はい〉あの、まだ100万が足りませんので

T : 何が、何で100万足らん、あんだけ咲いてたらいいじゃないですか

S : もっときれいな花が咲いたら、あの、環境、もっと美しくなると思っていますけど

T : でも、もう十分あれは美しいでしょう、あれだけ花がいっぱい、たくさん、道路に咲いてるのに、まだいりますか、十分きれいですよ

S : でも、アンケートによりますと、何かあの、そっちは緑が多いですから、赤いのが、あの、黄色いとかそういう色が、鮮やかな色がその通りは、あの朝とか、あの午後の5時からなじのとき、あの、サラリーマンが駅から、たくさんの方が、あの、はな、あのう、歩いて、来ますから、それをみんなあのう、仕事も忙しいし、電車のなかラッシュアワーときも、けっこうストレス溜まったと思いますから、そういう、あの鮮やかな色とか、そういうみたらあのう、ストレスちょっと解消できます、思っています

(3) CA 02 (上級)

T : えっと、たとえば〈はい〉その一、授業が非常に〈はい〉いいとか、〈あ、ああ〉授業をするためのコンピューターが

S : そうですね、もちろんあの、先生によって、ちょっと違いますね {笑}、〈笑} そりゃ、そうですね〉そうですね、ある先生たちは、授業するとき、なお、なんかいきいき教えてくれるし、〈うん〉でも、ある人たち、先生たちは、あの、何か、ちょっとつまんないやり方しているけど、でも、自分の興味、何か、もっていれば、〈ええ〉なんか、面白い、と思っているかもしれない

(4) CA 03 (上級)

T : 分かりました、じゃね、ちょっと話は変わります 〈うん〉けれども、あの、じゃあ、研究生の、毎日って、いうのは忙しいんですか

S : うーん、そうですね、今は、忙しいと思います

(5) CA 02 (上級)

S : そうですねえ、〈んー〉困ったなあ、〈うん〉僕も前あの彼女と、〈んー〉別れたとき、〈んー〉そうだったですよ

T : どうやって、乗り切、乗り越えたの

S : そうですねえ、やっぱり、うん、お互いに性格、合わなかったですね、〈あ、そう〉でも、あの、相手は本当に、素晴らしい女の子、ですよ、今もそう思っていますけど

(6) CS 02 (超級)

T : やっぱり体勢が違うと、仕事に対する考え方っていうの、ずいぶん変わってくるんでし

ようかねえ

S : そうですね、いやだから、それはですね、〈ええ〉またあのー、環境とかー、〈ええ〉で、色々関係があると思います、－中略－ あの、一生懸命やってーでもあの、例えば、自分のこれから、ながーくですねえ、〈えーえー〉あのーできるようにですね、〈はい、ええ〉で、別に、毎晩、あのー遅くまでやらなくても、〈ええ〉 こう長いあいだ続くとかね、〈あーは〉 そういうこと考えればー、〈ええ〉 こうせかせか、やらなくてですね、〈えーえーえー〉 こう適当にとか、〈えーえー〉 ほどほどとか、〈ええ〉 いいんじゃないですかとわたしは思います

(1) (2) (3) は「思います」と言うべきところを「思っています」を使用している誤用である。このような思考認識的な心理動詞のアスペクトは複雑であり、使い分けは難しい。また、初級・中級話者では誤用はむしろ少ないが、自分の考えを述べる際にも「～と思います」のような複文の間接話法を用いず、「～です」のように断定的な表現を取る傾向がある事と関係していると思われる。(4) では「忙しいです」と表現すべきであるが、「と思います」を付加しており、形容詞述語の主観的状況判断文にも「思います」を付加する過剰使用と判断され、(5) では「と」が過剰使用されている。(6) は超級話者の誤用であるが、と節に丁寧体を用いており「と思います」の運用の難しさを表している。

2. 1. 2 その他の心理動詞の誤用

(7) CA 01 (上級)

T : 僕そんなことしてないもん

S : してない、このへんはあなたしかいないんじゃないですか

T : お父さんとかお母さんとかいたもん、僕しらない

S : うそお、いつも気をつけない、でしょう

T : 気をつけてるよ、大事にしてるよ、なんでも

(8) CS 01 (超級)

S : ええ、それはー、もう、いろんな面から、考えられると思います、まひとつはー、もちろん、こう同じアジアで、同じー、アジア文化圏の中にあって、もうこ歴史からのー、おー、往来とか交流とか、それがあから、人々というのはそれをー、大事にしていこうというそういう、こうー、気持ちとか、それはもう捨てられない、と思います、忘れられないと思います、こう名字にしてみても、にほんじんがもう読み方はいろいろ違うんですけどもやはり、ほとんど、名字には漢字を使ってるんですね、これが、もう一生のつながりにも大きな役割をするんだと思います、

(9) CS 01 (超級)

S : えそのまえに是非お勧めしたいんですけども、〈はい〉機会がー、ありまして中国へいらしゃるんだったら、えー大連に、一回、まわって、ままわられて、こへ来て、くださればわりがたいと思います、〈ああそうですか〉 えー単の気持ちじゃなくて、大連に

一行けば、もう、中国の一いろんな一街の様子も大連、もちろん、こうその中にも、こわ、はいつているんで、それだけじゃなくて、そう、大連は、大連なりの独特の街のある、そういう作りがありまして、街づくりがありまして、あんまり違和感を感じないが、にほんじんには非常にしたさ、えーししたさまざれる、したさむし親しまれる、そんな街なんです、

(10) CS 03 (超級)

T : ああ、それに対してはどういう風に思いますか

S : そうですねえ、私自身はちょっと考え古いかもしれませんが、〈ええ〉非常に、受けられないんですけど、〈うん〉でも、そういう人の立場とか考えてみると、〈うん〉未婚の母になる勇氣は、もたないと、〈うん〉なかなか*****

(7) の「気をつけない」は「気をつけていない（注意していない）」、(8) では、文脈的に「忘れてはいけない」の誤りであろう。また、(9) では「親しまれている」という複雑な表現の音声的誤用が見られ、(10) では「受け入れられない」の誤用と判断される。以上のように超級レベルでも心理動詞のている形、禁止形などへの転換ミスや言い間違いなどが多く見られ、使用語彙が増えた事によって初中級ではあまり使用されない難しい心理動詞を使つてはいるが、それらの活用形までは正しく運用できない事が、かえって誤用を多くしていると思われる。

2.2 「感じ」・「考え(方)」・「気持ち」などの心理名詞の誤用と過剰使用

(11) CA 03 (上級)

T : うん、何のためにか

S : あー、そうですね、やっぱり中国の場合はね、やっぱり、犬の方が〈うん〉飼うの人がたくさんいるね、〈うん〉それは犬はね、人間に仲良くでしょ、〈うん〉毎日、おもしろいで、〈うん〉えー、人間というのは年寄りになって、ちょっと寂しいな、〈んー〉寂しい感じがあるね、〈んー〉そうすると、毎日、犬と仲間に、仲良くて、ちょっと寂しくないかと〈あーあーふーん〉思います、実は、子供のために、〈うん〉いろいろペットを飼いて、〈うん〉例えば、鳥とか、かわいいのちいさいのねずみみたいの〈んーんー〉動物ね、子供の心を育つ

(12) CS 02 (超級)

S : そうですーね、いやだから、それはですね、〈ええ〉またあの一、環境とか一、〈ええ〉で、色々関係があると思います、〈はーはー〉にほんじんはなんとなくせかせかな感じが、〈笑い〉あーそうですねあるんですね、〈そうですね、えーえー〉うん一、だから、別に中国の人は一生懸命やっている人はひとりもないということ一、でもないんですけども、〈えーえー、ええ〉あの一一生懸命やってる人もいるんですが、

(13) CS 02 (超級)

T : はい、いいえ、どういたしまして、あの一、そういうことはないですか、保証人、だれ

か、頼んであげるとか

S : あーそうですね、〈ええ〉あの一、わたしーまあまえには〈ええ〉2度ぐらいそういう話があったんですけども、〈えーえー〉しかし、ほんとは人に一、〈ええ〉あの頼まれて一、あのまた、誰かに一〈ええ〉保証人になってもらうことはなんか、わたしすごくあの、〈ええ〉あの、まあ不安感ですね、という、という、まあ確かにあの、人が一あの、その人の一あの人がよくてわたしが保証できるんですけど、〈ええ〉これからどうなるかーなんか、〈そうですね、そうですね〉ことがありましたらどうなん、ねえ、〈ええ〉どう、す、だから、これからのことわかりせんから、

(14) CA 03 (上級)

T : あーそうですね、分かりました、－中略－ それ選んだ動機は何ですか、どうしてそういうふうなテーマを選びましたか

S : あ、これは昔からね、〈ええ〉あの、私のおじいさんは、農民ね、〈ええ〉父は農民ではないけど、〈んー〉おじいさんは農民で、〈んー〉子供のころもあの畑のこと、〈んー〉ちょっと大好きね、－中略－ す、今はね、そのときは子どもからちょっと考えは簡単ね、今はね私は、この10年、ぶりの、仕事をして、いろいろの情報を頭に入れて、中国の、農業の問題はね、〈うん〉た、大変と思います、

(15) CS 03 (超級)

T : ということは、うえー長女でらっしゃいますよね、〈はい〉何か今まで、あの、長女で損をしたとか、妹の方がよかったってということってありますか

S : 小さいころはもちろん、どうして私は長女でなければならないんだ、〈ええ〉と思っておりました〈ええ〉が、－中略－ まあ兄弟さえいれば、〈ええ〉一人っ子よりも幸せであるなあ〈あなるほどねえ〉と思っておりますので別に損したとか、〈ええ〉得したとか、〈はい〉そういう考えは特に持っておりません

(16) CS 02 (超級)

S : あーそーですね、〈えー、えー〉でん、中国一、でもですねそういう傾向があるんです、〈ええ、あ、そうですね〉というのはひとりっ子ですから、－中略－ この一、えーっと、こうなんといいますか女の子だったら、しょう天使とかね、〈ええ〉あの男の子だったら、皇帝様とか、〈あーはあ〉というふうに、〈ええ〉で、甘やかしてあげて、やってるんですよ、〈えーえー〉ですから、まあわたしの考えすごくよくないんですね、〈ええ〉んー、でーわたしだったらやはり子どもはー子どもー、自身の将来の人生がありますから

(17) CAH 05 (上級－上)

S : いまですか

T : ええ、忙しいでしょうけども

S : えーと、この2、3ヶ月は学校もないし、〈えー〉{笑い}で、だらだらしてるんです、

〈んー〉んー、普通はやっぱり、学校も終わって、いい学生だとは思ってませんけれども、〈いえー〉出席もしなければなりませんし、〈ええ〉わたしは授業の方はあんまり、どっちがおもしろいかつまらない、ていうー、考え方はないんですけど、とにかく自分は、あのー、今とってる授業をきちんとやって、〈ん〉でどちらかという、自分の問題のほう、もっと追求したいと、いうことです、だから今、うーん、一番困ってるのは、専攻の違いもありますけれども、あのー自分の問題意識、に関心を持ってくれる人がいないー [笑い] ていう、〈あーそうですか〉-中略- でもそれをちょっといろいろ議論して、〈ん〉一緒に議論してくれる人が、〈ん〉みんな忙しいこともありまして、〈あー〉できないことが残念やなと思ってます

(18) CS 03 (超級)

T : で、あの、Sさんは、あの、たばこはあのう、召し上がりますか

S : いいえ、吸いません

T : たばこ、じゃあ、嫌ですか

S : 嫌ではないんですが、ええでも一応やってみたい、気持ちは全然持っておりません、〈ああそうですか〉ので

(19) CA 02 (上級)

T : じゃあ、ねえ、Sさん、何か最近面白くないことばかり、彼と別れてから、いいことないかなあ

S : そう、大変ですねえ、本当に、〈うん〉うん、若者はそれは一番大変な事ですよ、〈うん〉そう、最近、あの、Tさんの気持ち、よくない、と見えますね

T : やっぱり、そうでしょう、〈そうですね〉そう、もう恋人、カップルとか見たらすごい腹立つ

(11) (12) (13) では、「感じ」・「～感」という名詞表現が不自然である。「感じがある」は「感じがする」と類似した表現であるが微妙な相違があり、例の様に超級話者でも使い分けが難しい。

(14) (15) (16) では「考え」という名詞表現が不適切な誤用である。(15) では「そういう考えは特に持っておりません」を「そういうふうに特に考えた事はありません」などとすべきであろう。また、(16) の「わたしの考えすごくよくないんですね」は「私はすごく良くないと考えているんですね」などとすべきであろう。(17) では、「考え方はない」という名詞表現を用いているが、「考え方はしない」と混同していると思われる。同様に、超級話者でも使い分けが非常に難しいと判断される。(18) の「気持ちは全然持っていない」という表現も座りが悪く、「(そういう) 気は全然しません」・「そういうふうには全然思いません」とすべきであろう。

(19) の様な「気持ち (が) いい、良くない」という表現は、中国語話者のデータに頻繁に誤用として観察される。これは下のレベルの話者にも多く見られる誤用で、「(先生が教室に行つて) 学生いなかったら、(先生は) ちょっと気持ち悪い」(CIH 01 (中級-上))、「(映画「幸福の

黄色いハンカチ」の説明で)黄色のハンカチいっぱいあります、だからこの、人は、気持ちいいですね」(CIM 04 (中級-中))の様に、「気分が悪い」や「嬉しい」などの代用として、過剰使用されている事に起因していると思われる。この節での誤用は、類似表現との使い分けが困難である事にも起因していると思われる。

2.3 心理形容詞の誤用

(20) CA 01 (上級)

S : あのう、機械ですですよ、あのう、〈あー〉人間だと私行かないです

T : どうしてですか

S : ちょっとこわい、はずかしいです

T : はずかしいですか、そうですか、じゃあ、あのう、お風呂屋さんに行ったのが日本でありとやっぱり日本でびっくりしたことですか

S : そうですねー

T : うーん、あの、話は変わりますが、-中略-〈はい〉だいたいどんなことしてるんですか

S : 私、時々図書館に行ったり、あの、あのう買い物とか、公園、わたし山とかそういうふうな好きですから、〈ふーん〉、公園とか、新神戸ほう滝も布引滝もありますから、それをそのまま座って見、見るのが好きです、〈ああ、そうですか〉はい

(21) CA 03 (上級)

S : あー、そうですか、やっぱり中国の場合はね、やっぱり、犬の方が〈うん〉飼うの人がたくさんいるね、〈うん〉それは犬はね、人間に仲良くでしょ、〈うん〉毎日、おもしろいで、〈うん〉えー、人間というのは年寄りになって、ちょっと寂しいな、〈んー〉寂しい感じがあるね、〈んー〉そうすると、毎日、犬と仲間に、仲良くて、ちょっと寂しくないと〈あーあーふーん〉思います、実は、子供のために、〈うん〉いろいろペットを飼って、〈うん〉例えば、鳥とか、かわいいのちいさいのねずみみたいの〈んーんー〉動物ね、子供の心を育つ

(22) CA 03 (上級)

T : あの、最近は趣味で、あの、ちょっと畑をね、あの、したり、あの、最近は果物を作ったりするのが趣味かな

S : あー、いい、いいですね、〈笑い〉それは、あのそのそういうことは体にもいいし、気持ちもいいしね、いろいろ自分で作ったのものを食べたり、本当に楽しいことと思います

(23) CS 02 (超級)

T : えー今ねたくさんいろんな人から保証人頼まれてるんですけどねー、-中略- そのかたがどういいうかたかわからないとねちょっと難しいんですけども、〈あーそうですか〉

ええ

S : あのー実は彼女も、〈ええ〉あのー、上海の、あのー、こうお医者さんなんですよ、〈はーはーはー〉お医者さんでー、〈うん〉あのー大学で5年間勉強してー、-中略- あのどうしてもあのー保証人見つけてー、くださいませんかという話でー、〈ええ〉ですから、すごくあのーいい人な人柄もよくてー、〈ああ〉ええ

(24) CS 05 (超級)

S : そうですねえ、〈うん〉やっぱり、あのう、ふつうの女の子がやってること以外はしないでほしいですね、〈笑い〉なんか、ふつうのように、あの、ま生活してほしいっていう、ですねえ、〈あ、そうですか〉ええ

T : じゃわりとあの一般的な日本女性の

S : そうですねえ、うーん、そうですねえ、まあ、あの、明るいであれば、〈うん〉いいかなあとと思います、〈そうですか〉はい

(20) では、「こわい、はずかしい」という形容詞を用いているが、「(人がやっているマッサージを受ける事に対して)信用ができない、きまりが悪い」といった日本的な微妙なニュアンスの心理状態を表す表現という点では不適切である。(21) では、犬と人間の関係を「仲良く」という形容詞を用いて表現しているが、人と人の関係に用いられる形容詞なので不自然である。また、「寂しくない」は「少し寂しさが紛れる」などの表現を用いなければ文意のニュアンスを表す事ができず、不適切である。(22) では、園芸を趣味にする事のメリットについて「気持ちもいい」と表現しているが、「外の空気は気持ちがいい」などとすべきであり、「楽しい事と思います」は「さぞ楽しい事だろうと思います」などのような推量表現をとる必要がある。(23) (24) では、人の性格を表す表現であるが、「いい人な人柄もよい」は畳語表現であり、「明るいであれば」は「明るい性格の女の子であれば」などのようにすべきであろう。心理形容詞の用法には微妙なニュアンスがあり、いずれも誤用が多い事が観察される。

2.4 その他の文法的誤用

(25) CA 03 (上級)

S : はい、あの毎日は今ね、〈うん〉あのー、平日は、やっぱり朝9時頃研究室行って、〈うん〉えー、ほとんど自分で、勉強する、-中略- 英語の勉強するのは、あとの研究、英語の資料を、いろいろ、使うつもりから、そうすると英語も、勉強やっています

T : あ、そうですか、英語の勉強は一人で、していらっしゃるんですか

S : うん、そうですね、でも、なかなか難しい、〈笑い〉今とても困っているは英語の勉強ね

(26) CA 03 (上級)

T : あ、それ、あの子供の心を育てるっていうのは、どういうことですか

S : えーっとね、中国の今の子供は一人っ子ね、〈はい〉ほとんど一人っ子でしょ、〈んーん

一) そうすると、毎日、やっぱり寂しくて、〈うん〉アイシン、アイシン、分かる

T : あいしん

S : 愛するの心、〈あー、愛する心〉昔よりすくなくなるようになってるね、そうすると、毎日動物餌をやって、〈んー〉この、こういう心を育ち、〈あー〉と思います、うーん、アイシンね、育ち

(27) CS 03 (超級)

T : そうねえ、確かにそうねえ、私のうちまだ下に弟や妹もいるし、うんそうねえ、あなたには迷惑、やっぱり隣に座ってて

S : いやあ別に迷惑ではないんですけど、〈うん〉慣れてるし、〈うん〉でも、あなたの健康の為に考えるとね、〈ああ〉やはり

(28) CS 05 (超級)

T : ええっとう、-中略- どんなあの教育を受けさせたいなあっていうふうに思われますか

S : そうですねえー、あの日本はやっぱり学歴社会ですからなんかわたくしが、あの見てるかぎりはずごく、子供がかわいそうような気がしますが、ましかたがないことでしょうけれども、できるだけあの、子供が自分から勉強したいっていう意志でないかぎりは、あの、無理してあのー勉強させるつもりはありません、〈あそうですか〉はい

この節の誤用は、「の」や「に」などの助詞を中心とした文法的な問題が原因となっている心理表現の誤用である。しかし、(27) では、動作動詞であれば正用である「～の為に～する」が、心理動詞であるために間違った表現となっており、心理動詞の表現の特殊性とも関連している。また、CS 03 (超級) では、他の表現には殆ど誤用が見られないにも関わらず、心理表現にのみ誤用が見られる傾向があり、他の表現よりも習得が困難であると判断される。

以上、心理表現の誤用を分類観察したが、どの分類においても表現習慣の相違による負の転移の影響が考えられる。次に誤用の原因について考察を加えることにする。

3. 誤用の原因についての考察

2.1 の心理動詞の誤用と過剰使用の原因に関して、心理動詞はアスペクトなどの点で用法が複雑であり、自然で適切な表現を習得する事が困難であると考えられる。「思っている」は「思う」の動作進行の他に「認識している」や「見做している」などの多様な用法があり、報告的な客観性のニュアンスも併せ持っている。また、アスペクトの表現習慣が異なる事も習得を難しくしていると考えられる。一般に中国語の心理動詞は具体的に使役形などを伴って表現される事が多い。

(29) 有什担想不開的事?

(何をくよくよしているの?)

(30) 太令人興奮啦！

(わくわくする！)

(31) 真讓人惱火。

(頭にくる。)

また、心理動詞で多用される「考える」・「思う」・「感じる」・「気がする」などは用法的に区別され、意志性があり思考認知的な心理活動には「考える」を、意志性がなく感覚的な場合は「感じる」・「気がする」を主として用い、「思う」は「考える」よりは広汎に用いられるものの、感覚的な意味が強い場合には座りが悪い。

(32) *大阪の冬は北海道の冬より温かく思った。^{注3)}

(33) 大阪の冬は北海道の冬より温かく感じた。

感覚的な心理活動と思考認知的な心理活動には使用される語彙・表現がある程度制限され、「*暑く思う」などの様に、感覚形容詞の連用形は「思う」には直接付加できず感覚動詞「感じる」のみが許容される。学習者にとってこれらの適切な運用はかなり難度が高いと思われる。

いっぽう、中国語の心理動詞で多用される「感覺」・「覺得」では、感覚的な心理活動と思考判断的な心理活動の両方に用法が見られる。

(34) 他感覺事情還順手。

(彼は仕事がまずまず順調に運んでいると思った。)

(35) 我總覺得寫這篇文章的可能就是他。

(この論文を書いたのはどうも彼じゃないかと思う。)

日本語の「感覺」では名詞用法のみで体感的・直観的な意味しかない。このような同形異義語の母語干渉も誤用の原因と考えられる。「了解」・「激動」・「快樂」など、品詞やニュアンスの相違が誤用の原因となっていることも考えられる。「感動する」など能格的な動詞では動詞の自他の区別に関係する誤用も見られる^{注4)}。

心理動詞は両国語で類義語が多く、また対応関係も複雑であり、いわゆる「多対多」の負の転移が起こっていると考えられる。

2.2の「感じ」「考え(方)」「気持ち」などの心理名詞の誤用と過剰使用に関して考えられる原因の一つは、連体修飾節を伴う心理名詞表現の発達であると思われる。

(36) 我特別喜歡來外灘看夜景，看着滔滔黃浦江在眼前流逝，有一種用語言難以形容的感觸。

(私はバンドに来て夜景を見るのがとても好きなんです。黄浦江が目の前を滔々と流れているのを見ると、何とも言えない感じがします。)

(37) 這部電影的女主角童瑤小姐是從大陸過來的演員，和她合作有什担樣的感受？

(この映画のヒロインの童瑤さんは大陸出身の女優さんですが、彼女と一緒に仕事をされてどう思われましたか？)

(38) 我這次來東京就是覺得，就是回家的感覺，(略) 沒有外國的感觸。

(今回東京に来て感じたのも帰って来たという感觸です。外国にいる様に感じません。)

(39) (略) 就是你喫的味道都一樣，可是因為你在日本你會覺得不一樣的感覺。

(味は同じなのに日本にいるために違う様に感じるんです。)

日本語では「～様に感じる」と表現するところを、中国語では「有～的感覺（～様な感じがある、する）」と連体修飾節を用いて表す場合が多い。(16)の「わたしの考えすぐくよくくないんですね」や(18)の「気持ちは全然持っていない」などは、動詞表現にすべきところを名詞表現にした事による誤用であると思われる。また、心理動詞の誤用で述べたように「感じ」・「考え(方)」・「気持ち」などの心理名詞も用法が複雑で、運用が難しいと思われる。

2.3の心理形容詞の誤用に関しても、表現の相違が起因していると思われる。

(40) 我們的通信曾經給她很大的快樂。

(私たちの文通は彼女にとっては大変楽しかったようだ。)

上例を直訳すると、「彼女に大きな喜びをもたらした」のようになるが、これは日本語としてはいわゆる翻訳調の不自然な文であり、「楽しかった」のように形容詞述語文にしたほうが適切である。また、三人称の場合「ようだ」の様な推量モダリティを加えたほうが自然である。心理表現の習得の困難さは、日本語の人称制限も関与していると思われる。また、「うれしい」「たのしい」「愉快だ」などの類似表現の細かいニュアンスの違いもさらに習得を困難にしていると思われる。中国語では心理表現の形容詞は動詞性が強いものが多く^{注5)}、動詞と形容詞の相違があまり顕著ではない傾向があり、「好喫－おいしい」「有意思－面白い」などの動詞表現も多い。品詞分類の相違も誤用につながっていると考えられる。

2.4のその他の文法的誤用に関しては、しばしば議論されてきた「の」の有無に関する誤用や助詞の運用に関する誤用のほかに、心理表現の特殊性によるものが考えられる。「～の為を考える」の様に心理表現では習慣的に「を」を使う文型があるからである。

以上、簡単に誤用の原因となっている母語の干渉について述べたが、次に他の言語話者の誤用を概観する。

4. 他の言語話者の誤用との比較

4.1 英語話者との比較

(41) EA 01 (上級)

S : (略)、僕の心を、安定、させました、あーだからありがとうございます、

(42) EIH 04 (中級)

S : (略)、ちと違うフィーリングがあります。

前述の様に、英語話者では心理表現の誤用が殆ど見られず、(41)でも、英語に多い経験者目的語型心理動詞文（「騒音がジョンを困らせた」の様な文）との混同が原因と思われ、また、(42)では

「感じ」を「フィーリング」と表現しているが、日本語でも若年層を中心に「フィーリング」

は外来語として用いられているので、本人も誤用と気付いていないと思われる。英語では、誤用の原因となるような同形意義語は無く、連体修飾節を伴う心理名詞の表現はあまり発達していないので、比較的干渉が少ないと判断される。

4.2 韓国語話者との比較

(43) KAH 02 (上級)

S : 若いものたちはあの一新しい世界に挑戦する、うーししたいとかーそういう気持ちがすごく多いんですね、冒険心とか、

(44) KIH 02 (中級)

S : (略)、私も、深い考えてみないでしたけど、たぶん、あの気候とか、ちかくのへんどうの中で、

(45) KIH 02 (中級)

T : 男の子産まないといけないと、みんなに言われて***

S : はい、ちょっと気持ちが悪くなって、なったということでした、はい

(43) では「気持ちがすごく強い」というイディオムを習得していないためと思われ、(44)ではむしろ「深く」という形容詞連用形の誤用であり、(45)の「気持ちが悪い」は中国語話者の場合と同様、他の適切な表現を知らずに代用表現を用いたためと思われ、いずれも母国語の干渉と見るよりは、使用語彙の不足が原因と判断される。

したがって、中国語話者の場合に見られたような負の転移はあまり考えられない。

5. 作文データの誤用の観察

次に、中国語話者の作文データから誤用を少し観察する^{注6)}。

(46) 私は家族をたいへんなつかしがっています。

(47) 過去を追憶すると大変かなしいでした。

(48) 私は家族をよく、愛しています。

(49) こういう友情に大切しようとおもいます。

(50) それこそ、憧れたさくらを見ると、苦しいことを乗り越える勇気が増やします。

(51) 私の気持ちがよくなった。

(46) では、一人称主語では「～がっている」という客観的表現を用いないという事による誤用であり、中国語の緩やかな人称制限との相違と関係があると思われる。(47)では、「追憶」を動詞化しており、動詞・形容詞をそのまま名詞として使用できる母語の影響を受けていると思われる。(48)のような誤用は多く見られ、「よく」という副詞は感情的な心理動詞とは相性が悪いにも関わらず「よく尊敬する」「よく感動する」の様に多用されている。(49)(50)では、心理動詞表現における助詞の誤用であり、膠着言語以外の話者にとっては普遍的な誤用であろう。ま

た、心理動詞は「を」でマークされなくても意味的に他動詞である場合（惚れる、憧れるなど）も多く、習得を更に困難にしていると思われる。以上、母語の心理表現との相違による誤用も多いと判断され、やはり負の転移が見られる。また、KY コーパスでも見られた「思い（思っています）」や（51）の様な「気持ちがいい、悪い」の過剰使用も観察された。ひとつひとつの心理表現の細かい用法を習得することは難しいので、比較的早期に導入され用法が単純であると思われる「思います」などや、用法が多く使い勝手のいい「気持ちがいい、悪い」を過剰使用し、他の心理表現の使用を抑えるという、いわゆる「非用」の現象は文章表現でも起こっていると思われる。

6. 誤用を防ぐために

以上の考察から、誤用を防ぐためには比較的習得が簡単で頻繁に使う語彙・フレーズを中心に早期から繰り返し学習する事が望ましいと判断されるが、指導上の留意点として考えられるいくつかの点を挙げることにする。

1. よく使う心理動詞、形容詞、名詞の適切な説明、例文提示と反復練習。
2. 類似した意味用法を持つ心理動詞・形容詞のそれぞれの相異点についての説明と例文提示。
3. 心理表現フレーズの適切な前後関係や意味の整合性についての説明。

心理表現の運用が正しくスムーズにできるようになるためのより具体的な方策は、今後の研究課題としたい。

7. おわりに

上級レベル以上の中国語話者に見られる心理表現の誤用を分析し、他の言語話者との比較や作文の誤用との比較を通じて母語干渉などの観点から誤用の原因を考えた結果、両国語とも心理表現が多様である事による「多対多」の対応関係の複雑さによる事が大きな原因となっている事がわかった。また、人称制限や動詞のアスペクト表現、品詞性の揺れ、格助詞などの文法的な相違も習得を困難にしていると思われる。これらの誤用をさらに精密に分析する事や、誤用を防ぐための具体的な方策について考えていく事などを、今後の課題として研究を続けていきたい。

注

注1) KY コーパスとは、英語、中国語、韓国語を母語とする日本語学習者合計90人に対して行った口語表現習熟度データを文字化し、言語資料としてまとめたものである。作成者の鎌田修氏と山内博氏の頭文字を取りKY コーパスと呼ばれている。

注2) 英語話者では、30人中2人（初級1人、中級1人、上級以上0人）に、韓国語話者では、30人中4人（初級1人、中級2人、上級1人、超級0人）に、それぞれ誤用が見られ、いずれも同じ学習者が1~2回の頻度で間違っていたが、中国語話者では、30人中16人（初級2人、中級6人、上級4人、超級4人）という高い割合で誤用が見られ、同一人物が10回以上間違えているケースも観察さ

れた（例：CA 01、CA 03）。

- 注 3) (32) を「思われた」と自発受身形に換えると許容度が上がる。報告的な客観性が加わるからであろう。
- 注 4) 杉村 (2009) で「父は私にのんで寒い風の中を歩いている姿を見るととても感動された（魯東大学コーパス）」という誤用例が挙げられている。
- 注 5) 張国憲 (2002) では心理的表現の形容詞の殆どを「動態形容詞」として動詞性の強い形容詞としており、文法的に動詞との差異が少ないとしている。
- 注 6) 学部留学生の作文授業（2003～2008 年度、中級・上級クラス、学生数延べ 119 人）での作文集から誤用を抽出した。

引用文献

『大辞泉』（1994）

『月刊聴く中国語』（2009）（2010）日中通信社

参考文献

赤坂智子・羅謙（2000）『気持ち伝える中国語表現』実務教育出版

庵功雄（2009）「推量の「でしょう」に関する一考察－日本語教育文法の視点から－」『日本語教育』142号、日本語教育学会

稲垣俊史（2009）「中国語を母語とする上級日本語学習者による目的を表す「ために」と「ように」の習得」『日本語教育』142号、日本語教育学会

鎌田修（2006）「KY コーパスと日本語教育研究」『日本語教育』130号、日本語教育学会

小竹直子・酒井弘（2009）「心理動詞による属性叙述文の成立条件－英語中間構文との比較を通して－」日本語文法学会第 10 回大会発表予稿集

迫田久美子（2002）『第二言語習得研究』アルク

杉村泰（2009）「コーパスから見た中国人学習者の動詞の自他に関する運用上の問題点」2009 年度日本語教育学会秋季大会 [パネルセッション] 中国語母語話者による日本語動詞の自他の習得

張麟声（2001）『日本語教育のための誤用分析』スリーエーネットワーク

張麟声（2007）『中国語話者のための日本語教育研究入門』大阪公立大学共同出版会

宮崎和人（2001）「動詞「思う」のモーダルな用法について」『現代日本語研究』8

吉永尚（2008）『心理動詞と動作動詞のインターフェイス』和泉書院

吉永尚（2010）「中国語話者の心理表現における誤用」中国語話者のための日本語教育研究会第 15 回研究会発表レジュメ、於一橋大学

張国憲（2002）「現代漢語形容詞の体範疇論綱」『日本語と中国語のアスペクト』白帝社

Leech, Geoffrey N (1971) *Meaning and the English verb*. London: Longman Group Ltd.

[よしなが なお 日本語教育・言語学]

奇数は鬼数か

——ミクロネシアの民話「片側人間」考——

河 合 利 光

1. はじめに

いかなる社会にも、聖数と呼ばれる数がある。私たちになじみの深い聖数の多くは奇数である。西洋諸国で知られているのは、ラッキー・セヴンのような幸運を呼ぶ7とか、一緒に写真をとると災いがあるとされる3人のような、奇数と幸・不幸を連想させる数であろう（四葉のクローバーのように、偶数が幸運と結びつくこともあるから、事情はもっと複雑であるが）。それが神・精霊・キリストの三位一体思想のようなキリスト教圏の宗教観と密接なつながりがあることは、推測に難くない。

日本でも奇数が文化の基層に存在してきたことは、数々の研究で言及されてきた。五七調の連歌や俳諧の韻律が奇数を典型としていることは、その典型であろう。社会心理学者の南博は、「日本民族は奇数を愛した（そして数はあらゆる生活の基礎だ!）」と述べた詩人の竹内勝太郎の言葉の意味を解説するとともに、古事記の国生み神話の時代から、「それは民族全体に共通的な感情生活の表現であろう」と述べている⁽¹⁾。

ここで引用したのは、無数にある議論のうちの一部にすぎないのだが、歴史学や文学からの説を借用するまでもなく、私たちの身の回りでも、儀礼的・宗教的な聖数に満ち満ちている。名付け儀礼のお七夜、成長儀礼の七五三、結婚式の三々九度の杯、女性の厄年の19歳と33歳など、挙げればきりがなほ度である（もちろん、この場合にも死を連想させる病棟の4号室、還暦の60歳の儀礼など、偶数が儀礼的意味をもつこともあるから、奇数だけが聖数というわけではないが）。それはいずれも幸・不幸、災い、病気、健康、死と結びつく聖数であるといつてよい。

次に記すミクロネシアのチュークでも、奇数が聖数となっている。本論の目的は、鬼と妖怪人間（身体の半分が妖怪ないし鬼で、他の半分が人間であるような存在）、いわゆる片側人間の民話を手掛かりに、鬼・妖怪・神霊などの霊的存在と奇数との関連性を考察することにある。その問題に入る前に、まず、片側人間に関する主要な説と、ミクロネシアの具体的事例を紹介しておきたい。

2. 片側人間をめぐる諸説

片側人間に限らず、民話や神話そのものが現在の文化人類学では論じられることが少なくなった。その大きな理由の一つは、グローバル化によるポストモダニズム的状况の中で伝統文化が変化し、民話の語り部そのものが少なくなったことにあると考えられる。しかし、その原因が何であれ、筆者には、その研究が意義を失ったようには思えない。なぜなら、創作ではあっても、マスメディアでは多くの「語り部」たちがそれをテレビ、映画などの媒体を通して語っているし、幼稚園でも家庭でも子どもたちに漫画や絵本を通してそれを伝えている。多くは、見かけは多様化し、作品化・商業化されたが、鬼や妖怪、あるいはその類ともいえる怪獣など、奇怪な存在への関心が衰えているようには見えない。

本論はその現代的意義を論じることを目的とするものではないが、後述するミクロネシア（特にチューク）の民話は、過去と現在、自文化と他文化を問わず、なぜ人間が「普遍的」に鬼・妖怪・神霊その他の「異常」な霊的存在に関心をもち、他方でローカル色の強い特徴を保ち続けるのか、そして似たような民話が全く地域的・文化的に無関係と思われる社会になぜ見られるのかについて考えるための手掛かりを与えてくれるだろう。

本論の主題である片側人間については、1970年代から1980年代の構造主義人類学や象徴人類学が流行した時代に、象徴的二元論ないし象徴分類論の一例として注目されたことがある。ニーダムがその最も知られた研究者であるが、その著書『探索』⁽²⁾の要点を、吉田禎吾は次のようにまとめている。

この一例（多様な社会に類似の概念やカテゴリーがみられる）は、彼の著書『探索』で扱っている「半人」のイメージである。これは、片目、片頬、片腕、片胴、片足という人間のことで、こういう観念が、世界各地の神話、伝説、宗教などにみられるが、これは、多くの民族がこういう観念に本来ひきつけられる傾向（proclivity）があることを証明しているという。したがって、それが独立に発生したという説も、伝播による説明も実は同じことなのだと論じている。⁽³⁾

誤解のないように言っておくと、このような半分人間は、世界各地の少数民族だけでなく、ルーマニア、ギリシャ、ドイツなどヨーロッパ諸国にも見られた。ニーダムの同書に収録された章の「半分（half）人間」を長島信弘は「片側人間」と翻訳したが⁽⁴⁾、ここで片側が「半分人間」であることに注目しておきたい。ニーダムは半分人間が普遍的に分布する根拠を、精神病理学という大脳の損傷による疾患の身体知覚の神話化という解釈ではなく、ユング的な深層心理学的元型（アーケタイプ）に求めた。それは明らかにレヴィ＝ストロースの構造主義的無意識の理論を念頭においたものである。

ニーダムの影響を強く受けて日本の「片側人間」の民話を研究した小松和彦は、片側人間を心理学的深層心理に求めるニーダムの説には性急さがみられるとして、より文化表象論的、境界論的傾向の強い解釈を提示した⁽⁵⁾。小松は、特に異界の鬼・蛇・猿などの霊的存在がこの世の人間と結婚する異類婚姻譚型の民話の分析から、その結果生まれた子どもが、しばしば「片子」「片角子」(身体の半分が人間で半分が異類の「片側人間」)と呼ばれることに注目した。そこから現世と異界の両界の境界領域の現象としてそれを分析した。

筆者の手元にある資料も限られているので、資料を系統的に整理し、通文化的に比較することからそれらの見解の是非を論じる用意はないが、以上の議論に筆者が何かを付け加えることができるとすれば、筆者自身がミクロネシア連邦のチューク州での調査の際にフィールドで入手した「片側人間」に関する資料を持っていることだろう⁽⁶⁾。

そのいくつかのストーリーを、特定社会文化の背景と脈絡に位置づけて考察できることは、一つの強みと考えられる。筆者の考察範囲がミクロネシアとその周辺地域に限定されるとはいえ、新たな角度から分析することで、従来とは多少とも異なる見解を提示できる可能性もありうるからである。

3. 頭だけの半分人間——ニプルモンの民話

先に触れた小松和彦は日本を中心に「片側人間」を論じたが、ミクロネシアの離島ポンナップ島を調査したこともあり、そこで採集した昔話に出てくるヤニュー・ヤラマ(片側人間)に言及している⁽⁷⁾。残念ながら同書には具体的なストーリーが紹介されていないが、ポンナップは筆者が滞在したことのあるチューク環礁と同じ言語・文化圏であるので、そこに伝わる妖怪人間(*énú-aramas*)とほぼ同じものと考えてさしつかえないだろう。ポンナップと同様、チューク環礁の妖怪人間は身体の半分がエヌー(ポンナップのヤニューに相当する)で他の半分がアラマス(人間の意味でポンナップのヤラマに相当する)である。

ところで、次に記すチューク環礁のニプルモン(*Nipéépéérúmóng*)と呼ばれる妖怪人間は、身体が途中で上下に切断され、非対称的に二分割されている事例である。これは、ニーダムが「もうひとつの方法は、上半身と下半身に分けることである。この唯一の例は、アステカ神話に出てくる始源の男女である。この二人は胸から下がなく、雀のようにとびはねていた」⁽⁸⁾と述べた事例に相当する。ニプルモンは頭だけの妖怪人間であるから、世界的に見ると、むしろ例外的な「片側人間」の事例といえるかもしれない。ニプルモンの「モン」は頭の意味である⁽⁹⁾。次に、筆者の採集したニプルモンの話を2つ続けて記す。

ニプルモンの民話①

昔、サナート島にニシャシャリサナートとニシャシャリナマという二人の女性がいた。二人は友達になる約束をした。その後、ニシャシャリナマはナマ島に帰ったが、別れるとき、ニシ

ヤシャリサナートがニシャシャリナマに「後から行くから待っていてね」と言って再会を約束した。そのときニシャシャリナマは妊娠しており、ナマ島に着いてから子どもを生んだが、その直後に死んでしまった。ニシャシャリサナートはそれを知らなかった。

数年後、ニシャシャリナマとの約束を思い出したニシャシャリサナートは、彼女に会いに行こうと思い立った。数人の男たちと船出しようとしたとき、ニプルモンという、手足も体もない頭だけの醜い男が近づいてきて、一緒に連れて行くよう頼んだ。彼は魔法の力で、ニシャシャリナマがすでに死んでおり、化物となって村人たちを食べ尽したことを知っていた。ニシャシャリサナートは、この醜い男を連れて行きたくなかったが、しぶしぶカヌーの片隅に置いた。

ニシャシャリサナートが次第にナマ島に近づくと、化物に変身したニシャシャリナマがそれに気づき、「ニシャシャリサナートは、私との約束を守らず、なぜ今頃、のこのこやってきたんだ。ようし、あいつを食べてしまおう」と考えた。

ナマ島に着くと、ニプルモンは、人々にカヌーを陸に上げるように言った。ニシャシャリナマが魔法を使って村人を作ったので、いないはずの村人たちが海辺で働いていた。ニプルモンは、カヌーにいる人々に向かって、「ニシャシャリナマはもう死んでいます。これから来るのは化物です。皆さんは一緒に行動しなくてははいけません。だれか私を担いで、化物の家まで連れて行ってください」と言った。

やがて化物が女装をして迎えにきた。家に着くと、ニシャシャリナマが「みんなで水浴びに行きましょう」と誘った。しかし、ニプルモンは、密かにニシャシャリサナートに、「二人だけで水浴びに行こうと誘われても行ってはいけません」と忠告した。それで、水浴びに出かけようとしたとき、ニシャシャリナマがニシャシャリサナートに、「別のところで二人きりで水浴びしましょう」と誘ったが、ニシャシャリサナートは「足だけ洗ってすぐ帰りますので結構です」と断った。

足だけ水で洗って人々がニプルモンのところへ戻ると、ニシャシャリナマは「ちょっと食べ物を取りに行きますから皆さんは私の帰りを待っていてください」と言い残して出かけた。彼女は死んだ自分の子どもの墓に行き、死体を取り出してその肉と骨を容器に入れ、それにコブラのジュースを上からかけて持ってきた。ニプルモンは、「持ってくる御馳走は子どもの死体だから食べずに捨てなさい」と、前もって教えておいた。それで皆、食べずにニシャシャリナマが立ち去ってからそれを捨てた。

ニプルモンは次に、一人の男に竹を取ってくるように頼み、さらに入口が2つある家を探した。夕方になると、ニシャシャリナマが鳥のように空を飛んで家の中に飛び込んできて、「ニシャシャリサナートはどこだ。おまえは私との約束を破り、なぜこんなにも遅くやってきたのだ」と言った。そのとき、人々は焚いてある火を、大きな団扇で煽いだ。ニシャシャリナマがもう一方の入り口から入ろうとしたが、やはり火を煽いだので入ることができなかった。

夜が明けはじめると、悔しがった化物（ニシャシャリナマ）は、彼らが船出できないように

舟底とマストと櫂を食べてしまい、そのカヌーの近くで寝てしまった。人々がカヌーのところに行ってみると舟が動かない。そこでニププルモンがその化物の腹に馬乗りになり、食べた船底とマストと櫂をその腹から取り出し、サナート島へ帰ろうとした。

ニププルモンは、その化物が追いかけてくることを知っていたので、「もしあの化物がやってきたら、私をあの化物目がけて投げてください」と船頭に頼んでおいた。化物が目覚まししてみると、誰もいないことを知り、彼らの後を追いかけた。化物が追いつくと、言われたとおり船頭はニププルモンを投げつけた。ニププルモンが化物と戦っている間に、カヌーは無事、サナート島に到着した。人々はその夜、ぐっすり寝た。翌朝、ニシャシャリサナートが海岸へ行ってみると、化物に勝ったニププルモンが波間に漂っていた。そこで彼女は、ニププルモンを拾い上げ、深く感謝して彼と結婚の約束をした。

ニププルモンの民話②

ニププルモンはある日、一人の子どもと数人の男たちと一緒に、カヌーで船出をした。そのとき、一人の男が「うろろうしたら邪魔だ」と言ったので、ニププルモンは「そんなに嫌わず、カヌーの浮き木（フロート）の上でもいいから乗せてくれ」と頼んだ。

カヌーが進んで、鬼の住む島の近くまでやってきた。島の鬼の首領がそれを見て、「あのカヌーは帆を降ろしていない。俺たちが食うべき人間だ」と言った（カヌーが島に近づいたら尊敬を表すために帆を降ろすのが礼儀とされていた）。カヌーがさらに近づくと、「あのカヌーの男たちは座っている、俺たちの食うべき人間だ」と言った（カヌーが陸に近づいたら、立って見渡すのが礼儀とされていた）。その時、ニププルモンは黙って島を見ていた。

カヌーが岸に着くと、鬼たちが出迎えた。そして、「この上の方に行ってはいけません。下の方に水浴びする場所がありますから、水を浴びてきてください」と言った。人々は、ニププルモンの許可をえず、鬼に言われるまま水浴びに行った（上に行けばバナナその他の食べ物が豊富にあったのだが）。それは入ると疲れの出る水だったので、人々は帰るとぐったりし、夜になるとぐっすり寝込んでしまった。鬼たちは、その様子を見て、「食ってしまおう」と相談した。

ニププルモンは、蟻を人々の足に食いつかせて目覚めさせ、早くカヌーに戻って逃げるように告げた。カヌーが沖に出たとき、鬼たちがそれに気づき、追いかけてきた。そこでニププルモンは、自分を海に向かって投げるように人々に言った。鬼は空を飛んで追いかけてきたので、ニププルモンは水中から跳び上がり、空中で戦った。ニププルモンが空中に霧を張ってカヌーを見えなくしたので、とうとう鬼は退散した。ニププルモンが帰ってくると、人々は感謝し、歓迎して迎えた。

以上の2つの民話のニププルモンは、明らかに正常な人間の逆転したイメージである。まず、手足も胴体もない半分人間である。チュークの身体分類では、身体は頭と腹（首から下の全てを

含む)に分けられる。頭は男性的、腹は女性的な身体領域とされる。その意味で、ニプルモンが男性であるのは偶然ではない。

また、ニプルモンは、容姿が醜く、嫌われ者で、最初はどちらの民話でも排除の対象になっており、その意味でも「半端者・仲間はずれ」の特徴を備えている。けれども、ニプルモンは逆に、将来を見越し適確な判断を下して人々を導く、尋常でない力を備えている。その役割は、航海のリーダー（つまり航海長）の中心的役割に似ている。ニプルモンは姿形こそ正常ではないが、その言葉が知恵のある首長の別称でもあることから考えると、同じカヌーに乗船する人々に適切な助言と指揮のできるリーダーの言い換えであることは確かであろう。この昔話は、明らかに、知恵こそ首長と航海長の条件であるという教えでもある。ニプルモンは、集団の長である首長と航海長の中心性を「頭」で形象化した、リーダーの理想像ともいえるのである。

チュークでは、身体を頭側と腹側に二分割して、頭を思考・男性・政治の意味に、腹を女性側の意味に対応させる。それゆえニプルモンは、「腹」側の半分が無い妖怪人間の一種である。前者の民話で、ニプルモンが女性と結婚することで話が完結するのは象徴的である。「頭」は「腹」と合わさって1つの（完全な）身体になるからである。

4. 片側人間と半分の形象

ニプルモンは地名と結びつく歴史・伝説（*wuruwo*）であり、子どもに語るための創られた民話（*tutunnap*）とは区別されるが、実際にはそれほど厳密に規定されるわけではない。ニプルモンも、民話として子どもに語られる（本論でも区別せず「民話」と記している）。

次の片側人間の話も、地名と結びつく歴史・伝説に分類されるが、民話としても知られるニプルモンと同じ妖怪人間の一種である。けれども、身体の両端（頭と足）を結ぶ中央の背骨のラインに沿って全体が左右対称的に分けられている、むしろ典型的な片側人間の事例である。

昔、ムニエンという村に、身体の半分が妖怪で半分が人間の男が住んでいた。その片側人間は、人間の女性を妻にし、一人の女兒をもうけた。その男は、家の中では人間の姿で人間と話すことができたが、一歩外に出ると妖怪の姿に変わり、ムニエン村の人々を次々に食べた。

ある晩、妖怪の父親が、いつものとおり家から出ていくと、子どもが不思議に思って「お母さん、お父さんはいつもどこに行くの」と母親に尋ねた。そこで、母親は正直に、「おまえのお父さんは人間ではありません。妖怪です。だから外に出ると、どこへ行くのかわかりません。最近、この村の人たちが毎日死んでいるから、きっとお父さんが食べたのでしょう。村人がみんな死んだら、今度はおまえや私を食べるかもしれませんよ」と言った。それで子どもは怖くて眠られなかった。明け方、子どもが、帰って来る父親の姿を家の内側から見ると、いつもの父とは似ても似つかない姿をしていた。

夜が明けると、子どもは母親に村を巡ってくると断って、村の家々を訪れた。どの家にも人

影がなかったので他の村に行くと、まだ数人の姿があった。彼らはその妖怪の子どもをすぐに殺そうとしたが、一人の老人が、「殺すな。父親は妖怪でも、この子は人間だ。もし妖怪を殺したいなら、子どもを捕えて人質にした方がよい」と言ったので、他の人たちも同意した。

子どもを人質にとられたと知った妖怪は、夕方になって妻に、「家で待っていなさい。今から行って子どもを取り返して来る」と言った。その言いつけに従わず、妻も夫の後を追って行くとしたが、夫の姿の物凄さに恐れをなして家に戻った。

妖怪が子どもの人質になっている村の集会所に行くと、そこには山積された薪に大きな火が焚かれていて、入れなかった。妖怪がたじろいでいると、村人たちは銚を妖怪に目がけて投げつけた。それで負傷した妖怪は、大きな鰻の姿に変身して帰宅し、妻を呼んで言った。「俺はもう人間の姿には戻れない。家の中に入ったら死んでしまうから、このままの姿なら生きていけるので水の中に入る。だから、毎日、食べ物を運んでほしい」と頼んだ。妖怪が死んだと思った村人たちは、人質の子どもを母親に返した。

それから年月が過ぎて、この村にも人が増えてゆき、鰻の住む川の近くにも家が建った。子どもたちは、その川で毎日、遊んでいた。ある日、子どもたちが川に1匹の大きな鰻を見つけて泣き叫んだ。一人の男が急いで駆けつけ、その鰻をナイフで刺したが、血が出ずにパンの実の汁が出てきた。やがて鰻は見えなくなり、その汁だけが川面に漂っていた。

夜が更けて、人々は深い眠りについていた。人々が物音で目を覚ますと、家中のあちこちに鰻が這い出していた。それを見て、驚きのあまり死んだ人もいた。人々の泣き声を聞いて妖怪の妻が駆けつけて見ると、鰻がウヨウヨ這っていた。急いで川岸に行き、夫に言った。「どうしてこんなことをしたのですか。人間を食べてはいけません」。すると鰻は、呪薬を渡し、それを各家につけるよう言って姿を消した。その呪薬で、鰻はすっかりいなくなった。

その後、妖怪の妻は亡くなったが、その呪薬の製法を子どもに教えておいたので、子孫代々伝えられ、二度と家に鰻が這い出してくることはなかった。

ここで「妖怪」と翻訳したエヌーアラマスは、先に「鬼」とか「化物」と記したのと同じエヌー（霊）の一種である。チュークの主島であるウェノ島（旧モエン島）の観光客用の民芸品売り場で、筆者は身体が右半分だけの木製の片側人間像を見たことがあるが、それが片側人間をイメージしたものであることは明らかである。エヌーは、カミ、精霊など、多様な霊的存在を包括する概念である。先述のように、ニプルモンは、形象的には、身体を中心から左右に分割するとは異なり、上下非対称的で頭だけの妖怪であるから片側のイメージからは逸れるが、このエヌーも現地カテゴリーでは身体が半分のエヌーアラマスの一種と考えられている。

チュークには、パンの実、タロ芋、魚など、モノを半分に切るのに、大きく分けて2つの方法がある。一つは（直立する身体）全体を背骨のラインで切ってそのラインから左右の両側に切り分ける方法である。例えば、魚であれば、背骨に沿って上から右と左に身を切り分ける。これはエペック（*epék*）と呼ばれ、その一例は前節で紹介した民芸品の片側人間である。もう一つ

は、頭と足（尾）を結ぶ背骨のラインの「中間」で、頭側と足（尾）側に半分・半分に切り分ける方法である。これをエソップ (*esópw*) と呼ぶ。エソップも半分の意味であるが、村（ソープ *sóopw*）と語源が同じである。村も東側（頭側とされる）と西側（足側とされる）の東西に分けられるが、それは本来、半分と半分が合わさって構成されるものであることを示している。この場合、1つの村（ソープ）は東西の2つの地域単位に分けられるが、その分割された片方の地域単位も同様にソープ（半分）と呼ばれる。

先に記したエヌーアラムスを、あの世とこの世の中間的・両義的存在であるとか、構造主義的な普遍的無意識の文化的表象と解釈することも可能であろう。しかし、少なくともニブプルモンは、二元論的思考の表象ではあっても、形象的には頭だけで胴体と手足がなく、身体を対称的に二分した欠損状態を表している。それは、形象の見た目の対称性よりは、頭「半分」だけで、全体（完全性）が毀損されているという意味での認知的・心理的・文化的概念が関与していることを示している。つまり、チュークの半分（片側）の表象は、単に A と B の分類から逸脱した中間領域（両義的境界）の宗教性とか、人類普遍の二元的分割ないし二元論的分類思考の文化的表象といった象徴論的・記号論的問題であるという以上に、次節で論じるように、全体（完全性・統合性）の毀損によりバランスが崩れる心身の感覚と、日常経験の認識に関わるテーマである。形象と心身の対応性は、先に検討した空間と事象の両側分割（エベックとエソップという半分の認識）が身体の両側分割に対応していることにも示されている。

要するに、片側人間の民話は、特定の人々に共有される文化的表象ないし知識体系ではあるが、日常経験や心身の感覚・情動から納得される、住民により社会文化的に共有された秩序の認識体系でもある⁽¹⁰⁾。次に、その点を、もう少し具体的に説明してみよう。

5. 半分と中心の奇数性

(1) 中心と両側

数字は確かに、文化人類学者のクランプが言うように、論理に基づく象徴体系であると同時に世界の秩序を表す方法、つまり生活の混沌（カオス）をコスモス（調和的世界）へと変換する秩序化の思考様式である⁽¹¹⁾。そのように、数字が世界を秩序化する論理的思考体系であることは確かであるが、それをさらに、特定文化のコスモス（調和的秩序）と日常経験の認識の表象と言い換えることも可能であろう。先に触れたように、チュークの民話では、エソップとエベックの認識の意味が、心身の認識、日常経験、及び数字による認識の秩序化に結びついていると考えられるからである。

まず、チュークの昔話の語りでは、最初に語り手が「セセピノ、セセピット」(*sesepinó, se-seppito*) と唱える。セピットとは、霊を呼び出し憑依するよう唱えるときに、霊媒師が使う言葉である⁽¹²⁾。筆者のインフォーマントによると、それは祖先から得た言葉という「葉」が語り手の頭から口を通して引き出され、語り手の口から出て布のように空中に広がり、語り終わると口

から頭の中に収まることである⁽¹³⁾。

また、日本語で物語の最後に「めでたしめでたし」と言うところを、「半分終わって紐を引っ張る」(*mwúúch mee sópw, tere me iyeyey*)とか、「切って、切って、切って、すべすべしている」(*pékú pékú pékú chenechen*)と言う。ここで、「半分終わって」というのは、日本語の「話半分」と言うのと同じで、昔話が半分しか完結していない、つまり昔話という布の残りの半分の、次回に引っ張って続ける意味である。後者の表現の「切って」という表現も、やはり話が完全に終わっておらず、次に続く意味を表す。切る意味の「パク」は斜めに切る (*pékúya* 上記のエソップと同じ要領で少々斜めに切断する意) ことで、その切り口は光っている。こうして(半分に)切って「光って」いる切り口からは芽がよく生える、つまり生命力が次に続くと考えられている。話が完全に終わった場合には「おしまい」(*awes*)になる。しかし、昔話は、次の話への連続性を前提としていて、常に「話半分」なのである。

ここで先の民話に戻れば、ニブプルモンも妖怪人間も半分しかない毀損状態にある完全でない存在だから、異常なイメージを喚起すると考えられる。ニブプルモンの「半分」の身体も、妖怪人間の家の内側に在るときの正常な身体も、完全性が欠如している。ただし妖怪人間の子どもは「片子」とはされていないし、半分人間の妻も正常の人間とされている。これは、チュークの社会が母子関係を重視する母系社会であることに対応していると考えられる。ともあれ、昔話が常に「話半分」なのは、次の話の「半分」との連続性と両側の接合を前提としていることに注目したい。1つの話は次の話を合わせたうちの半分(エソップ)であり、その合わせて1つになった全体は、さらに次に続く話の「半分」である。理論上、「これでおしまい」はありえない。

仮に夫婦が身体を重ねて「半分と半分」を合わせたイメージが「完全性・完結性」を表すとしたら、その数は1であり、奇数である。同様に、4という偶数も、半分・半分に分けた場合には、2を1束(奇数)とし他方の2を1束(奇数)として、その両方を合計した数と考えることができる。これは、筆者の勝手な推論ではない。チュークでは、それは日常的に経験しうる当たり前の論理である。次にその具体的例を示してみよう。極めて複雑なので、一部を示すに留める。

例えば、魚とパンの実と包みの数え方はそれぞれ異なる。

まず、魚は1棹(*efóch*)で数えるが、1棹は魚5匹(*echóóch*)と5匹とを合わせた単位である。これは、一人の人間が肩に担いだ棹の前方に5匹1束の魚を、後方に5匹1束の魚を吊し、その棹の中心を肩に担いで、バランスをとりながら運ぶ様子を想像すればよい。この場合、棹の前方に束ねた5匹(奇数)の魚の数と棹の後方に束ねた5匹(奇数)の魚を合わせて「1棹」(10匹)になる。全体として、一方の奇数の束と他方の奇数の束が、中心(担ぎ手の力点である肩)で支えられる。さらに、その1棹をもう1本の1棹に合わせると2棹になる。要するに、両側が合わさって全体のバランスがとれ、全体として中心により統合される。この場合、1本の棹の中心と両端が全体のバランスをとる力の焦点であることに注目したい。中心と両端、さらに広げて中心と四方の隅は、全体としてバランスを維持するが、いずれも全体を支えるパワーの中心点で

ある。その中心と両端には、一方が他方を支える「半分」という意味で、1（片側）の数に還元しう奇数的意味がある。

同じ原則は、パンの実の数え方についてもいえる。パンの実も「1棹」単位で数えるが、1棹とは、1本の棹の担ぎ手の肩の前側の端に15個（7+8の合計）を1つにまとめた束を、そして肩の後ろ側の棹の端に15個（7+8の合計）を1つにまとめた束を取り付けた単位である。その棹の中心を肩で担いで運ぶ。こうして両側とその中心点を支え、全体のバランスをとりながら中心の担ぎ手は運ぶことができる。

また、パンの実を焼いたり蒸したりして料理した後、それをタロイモの葉に包んだ場合には、計算方法が少々異なる。ただし、半分と半分为1つに合わせるという原則は同じである。この場合、1束（*echóóch*）は、1包み（*etúkúkúm*）が2つ合わさった数である。逆に言うと、餅状にしたパンの実を葉で包んで1包みにし、その包みを2つ合わせると1束になる。その1束を他の1束と合わせて、より大きな束にすると「4つの包み」（*fojúkúm*）と呼ばれる。こうして、人は1束、あるいは4つの包みのパン餅を両手で持って運ぶ。要するに、1包みは他の1包みと合わせて1束となるから、1束を右手に、もう1束を左手に持つと、両方合わせて4つの包みを持つことになる。その4個は右と左の半分・半分に分かれる。

いずれにせよ、その論理は、全体が両側に分かれ、その両側の中心点（肩で担ぐ支点）を支えたり持って運んだりするときの身体感覚に結びついている。宗教的力の認識の源泉をそこに見ることは、必ずしも突飛な見解とは言えないだろう。その際、肩や手で支える力の中心点は、棹の両側をペア（偶数）とし、その両側を中心で統合する支点（奇数＝第3の数字）に相当する。また、半分と半分のうち、一方が毀損した状態は、全体のバランスの崩れた状態（異常な事態）であり、奇数的意味に相当する。言い換えれば、奇数は全体を統合する力であると同時に、全体の欠損と破壊（箱が崩れた醜い状態）の状態を意味するから、力の異常性を喚起する。

本論で強調したいのは、片側人間という民話のモチーフを、単なる記号論的に分析しうる知的テキストとして見るのではなく、その民話を担う人々の日常経験性、身体の均衡や感覚、呼吸や血流のような生理機能、空間認識のような、心身の次元に関する身体化された住民の認識に意味があることである。

例えばチューク語のウメス（*umwes*）という言葉には困惑、忘我、狂気のような精神的混乱の意味があるが、筆者のインフォーマントによると、それは自身の持っている食物の半分为誰かに奪われたような心理的状态のことである⁽¹⁴⁾。逆に、自身の食物を他者に与える行為（*chu*）は、対面して心と身体（の半分・半分）を合わせる友好的な意味をもつ。その両側の人と人の心の分離と結合の心理的意味は、両方の半分（片側）が合わさって安定した1個の箱の形となる、一体性・完全性・調和の意味に合致する。逆に、その秩序の破損ないし欠如は、心理的混乱や宗教的意味をもつ。いわば、奇数（全体の毀損の状態）は「鬼」（宗教的・心理的・身体感覺的意味を含めて）に通じる意味を生成するといえる⁽¹⁵⁾。

(2) 奇数の両義性

先に筆者は、「片側人間」をめぐる民話・伝説の類の分析から、チュークにおけるその認識的意味を考察してきた。その「半分」の心理的・霊的イメージが、さらに抽象的な物理的・心理的・身体的なバランス感覚や空間の統合認識から説明できると筆者は考えた。この論理でいくと、「片側」ないし「半分」のイメージは、調和的秩序を創造する力と、災いや不幸を招く破壊的力のいずれにも関わることになる。

まず、ニプルモンは、最初は嫌われ排除される半端で仲間はずれの存在（奇数的存在）であったが、やがて、カヌーの乗組員を指揮する航海長のような中心的存在（中心も最初の数1で、奇数的意味をもつ）として尊敬されることになる。つまり、ニプルモンは身体が半分であるゆえに異常な力を持ち、さらには、社会の中心に座して四方のメンバーをコントロールする航海長ないし政治的リーダーとなる。それは、首長や航海長の中心的存在のイメージにも転化しうる。

もともと社会内では、政治的リーダーである首長も航海長も、奇数的意味をもつ中心的存在である。航海術に詳しい伝承者の説明によると、カヌーは中心に立てた帆柱の上の先端から甲板の四隅にロープを結んで固定し、そこに帆を張ることで安定する。また、航海長と乗組員の関係は、その中心の帆柱と四隅の関係に対応する。つまり、中心のリーダー（航海長）は、両側ないし四隅（偶数）の数には組み込まれない外れた数字（1番目ないし5番目）、つまり奇数に相当する。言い換えれば、中心は他の2つないし4つの数を統合し、逆にその両側ないし周辺の隅が、中心を支える物理的力をもつ。その比喻でもって解釈するなら、ニプルモンは、四方八方を統合してバランスを維持する帆柱としての航海長と同様の中心的存在である。

実際、航海長は、チュークの言葉でペヌ（*pénú*）と呼ばれるが、それはエヌー（*énú*）、つまり霊的存在に由来する言葉で、奇数を意味するペヌ（*ppénú*）と同一視されることもある。特に「悪い航海長」は仲間はずれの意味をもつ。言い換えれば、ニプルモンは頭しかない片側人間であるゆえに半端者・仲間はずれであったが、最終的には同じカヌーに乗船するメンバーを中心（両側と四隅の中心）から支えて統合する、首長ないし航海長と同じ力もつ存在として描かれている。

それでは、身体の右半分が妖怪で左半分が人間であるような先の民話の妖怪人間について、どのように考えるべきであろうか。この妖怪人間は、ニプルモンと同様、人間界から排除される存在ではあるが、ニプルモンと違い、人間を「食べる」という破壊的行為を行い、その結果、排除され、手足がない鰻に変身したままになった（鰻は恐ろしい生き物と考えられ、食べるのをタブーとされている）。いわば、完全な人間にはなれず、鰻のように手足も鱗もない、身体的に「半端」で不完全な奇数的存在のまま残る。

ただし、この話は特定氏族の伝承として語られていることに注意する必要がある。ミクロネシアの民話では、鰻はしばしばファリック・シンボルとして現れるだけでなく、チューク環礁のソウエフェン氏族の起源伝承のように女祖の産んだ子どもとされている⁽¹⁶⁾。だとすると、妖怪人間の化身である鰻は、始祖という氏族の中心的存在のイメージと結びついていることにな

る。実際、既述の民話の神話でも、鰻は妻である女祖とその子孫に呪薬を伝えている始祖的存在でもあった。

ミッチェルの著書『ミクロネシアの神話』⁽¹⁷⁾の中には、ポーンベイ（ポナベ）に伝わる「鰻の回生薬」という話がある。ここでも鰻を食べないのが一般的であるが、それは鰻が主要諸氏族の女祖だからだという。それによると、人間に捕えられ、焼かれて木に吊るされていた子どもの鰻が母鰻を呼んだ。身体の半分は料理されていたものの、頭側の半分は半焼きで、まだ生きていたからである。母鰻が駆けつけて木に登り、吊るされたその子ども鰻の身体を半分・半分に切って、その生の部分の半分に呪薬をつけると全身が蘇生して生き返った。

ミッチェルは、同書の同じ個所で、同様の民話がトラック（チューク）にもあると聞いたと記している。チュークの鰻は、妖怪人間にも似て排除されるべき存在と見なされているが、氏族の祖先の中心の力にも置き換えられうる両義的存在であることを、それは示している。

6. おわりに

地域福祉の立場から、大野智也・芝正夫の両氏は、心身に障害のある人が「福子」「宝子」「フクムシ」などと呼ばれ、幸福を招く形象として尊重された日本の民俗伝承の資料を、全国から収集した⁽¹⁸⁾。そのような民間で伝承されてきた事例だけでなく、片足、片腕、極小などの身体的毀損（障害）をもつ人物が異常なパワーを備えるモチーフの作品を、映画、漫画、テレビドラマ等でしばしば見かける。

このような日本の事例はミクロネシアと共通性がある。しかし、先に示したミクロネシアのローカルな「奇数の鬼数性（聖性）」の論理でもって日本の事例を全て説明できるかどうかは、今後の検討を要する。しかも、本論の事例から得た結論が、どれほど普遍性をもつかについても不確かである。事実、筆者の別の調査地である南太平洋のフィジーの先住民文化では、奇数ではなく偶数がむしろ聖数であり、鬼が「片側人間」であるという考え方も筆者の知りうる限り存在しない。

ただし、ミクロネシアについて筆者が論じた見方で理解しうる社会が相当多く存在することも確かである。例えば、インドネシアを研究したウォーターソンは⁽¹⁹⁾、奇数を聖数とするアチェ人、ブギス人、バリ人も、神秘的な影響力は四隅を通して入ると見なしており、その隅は奇数に対応すると報告した。屋敷の四隅は家の内と外を結ぶ病気や霊的力の流れる境界（穴）であり、それは奇数の生命力と偶数の死の意味に関連する。さらに、中心・臍・植物の根は生命力の源泉（中心）となる隠喩的源であるとも指摘している。それは、中心もまた、隅と同様の霊力（生命力）に関連があることを示している。中心と四隅が霊的意味をもつこと自体は東南アジア研究者によりしばしば報告されてきたが、四隅が奇数に結びつくというウォーターソンの指摘は注目に値する。東南アジアと同じオーストロネシア語圏にあるチュークの、先に説明した四隅と中心の奇数性に共通性が認められるからである。内と外、横のラインと縦のラインの交わる接点（隅）

も両側の中心ないし四隅を結ぶラインの交点（中心）も、生命力（力）の中心となる。それは、「半端・仲間はずれ」という奇数的意味がその中心と接点に付与されるチュークの認識モデルによく適合する。

今までの筆者の議論は、冒頭で紹介した、「片側人間」をユング的な心理的元型の表象と考えるニーダムの説に似ているように見えるかもしれない。けれども、筆者は、それでもって直ちに、文化表象の心理還元主義と本質主義的普遍性を提唱しているわけではない。なぜならそれを「元型」という心理的普遍性にそのまま還元するのは、小松和彦が批判するように「それに至るまでの分析の手續に性急さがみられる」⁽²⁰⁾からである。仮にそれが人類普遍の元型であるとするれば、その表象が地域・文化により多様である（もしくは見られない）理由を説明できない。

他方、ニーダムが指摘したように、片側人間と類似の話が地球上の多様な諸社会に分布していることも、また確かである。さらに、グローバル化により他文化と混在しても、なおかつ形を変えて再生産されているように見える。従って、人間として普遍的な生物学的・心身の基盤もまた、存在すると考えなければならない。

そのような、一見したところ矛盾するかに見える見解の存在こそ重要である。なぜなら、妖怪ないし鬼（神霊・物理的力・生命力を含めて）を奇数の論理で秩序化する現象が世界に広く見られることは、それが生物学的・経験的に規定される心身の普遍性に根差しているからだといえるが、他方で片側人間が全ての社会に存在するわけではなく特定の人間集団により創造され共有されているローカルな文化であることは、心理的「元型」そのものに、多様で可変的な文化的認識作用が介在している結果と見ることもできるからである。

注

- (1) 南博 1994『日本人論－明治から今日まで』岩波書店, p.118, cf. 竹内勝太郎 1934「日本の詩と音数律の問題」『芸術民俗学研究』立命館出版部増補版, 福村書店, 1949所収。
- (2) Needham, Rodney, 1980. *Reconnaissances*. Toronto: The University of Toronto Press.
- (3) 吉田禎吾 1982「象徴分類と比較研究－ロドニー・ニーダムの所論をめぐって」『現代思想』6. (特集＝人類学の最前線) 青土社, pp.54-61.
- (4) ニーダム, ロドニー 1982「片側人間」(長島信弘訳)『現代思想』vol.18-8. pp.42-53. なお、本論では、「半分人間」と「片側人間」を状況に応じて使い分けるが、どちらも原典の half の翻訳語であり、同じ意味で使用している。
- (5) 小松和彦 1982『異界を覗く』洋泉社
- (6) 筆者は、ミクロネシア連邦のチューク州(旧トラック)で、1977年から8回にわたり調査を実施したことがある。主な調査地はチューク環礁のウドット島である。副次的ではあるが、その際、多く神話・民話・伝説も収集した。その資料の一部は、以下の論文に一部収録した。(河合利光 1979「民話と罵倒表現にみる食物の象徴性－ミクロネシア・トラックの場合」『社会人類学年報』Vol.5 弘文堂, 2001『身体と形象－ミクロネシア伝承世界の民族誌的研究』風響社)。
- (7) 小松和彦 1998 前掲書, pp.78, 99.
- (8) ニーダム, ロドニー (長島信弘訳) 1982 前掲書, p.46.
- (9) ニブプルモンには、禿げ頭の意味もある (Goodenough and Sugita 1980 *Trukese- English Dictionary*. Philadelphia: American Philosophical Society.)

- (10) 河合利光 2001 前掲書。この問題は、同書で詳細に論じたことがある。
- (11) クランプ, トーマス 1990 『数の人類学』(高島直照訳) 法政大学出版会, p.47.
- (12) Goodenough and Sugita, 1980, 前掲書
- (13) 河合利光 1993 「ミクロネシアの首長権の象徴」石川榮吉監修『オセアニア②伝統を生きる』東京大学出版会, pp.204-205.
- (14) 精神的混乱を意味する言葉のウメス *wumwes* が食物を半分奪われる心理状態に結びつくのは、それが食物を置いて料理する場である石の竈(ウム *wumw* または *wuumw*)に関連があると筆者は推測している。
- (15) 本論では詳述を避けるが、偶数の2, 4, 8, 10は、完成・調和・秩序を表す数(その意味で偶数も聖数)であると、とりあえず想定しておきたい。チュークでは、四隅と8つの角(隅)をもつ「箱」の形象は、完成、完全、均衡、調和を意味する。逆に、「箱が崩れた」という表現は、死と秩序の破壊の意味である。
- (16) 河合利光 2001 前掲書, p.16.
- (17) ミッチェル, ロジャー E. 1979 『ミクロネシアの民話』(古橋政次訳) アジアの民話6 大日本絵画 p.109.
- (18) 大野智也・芝正夫 1983 『福祉の伝承-民俗学と地域福祉の視点から』堺屋書店(発売:こずえ)
- (19) Waterson, Roxana, 1990 *The Living House: An Anthropology of Architecture in South-East Asia*. Oxford: Oxford University Press. pp.129, 191.
- (20) 小松和彦 1982 前掲書, p.78.

[かわい としみつ 文化人類学]

マグロ類の利用に関する一考察

浜 口 尚

1. はじめに

2010年3月、カタールの首都ドーハで開催されていた第15回「ワシントン条約」¹⁾締約国会議において、大西洋クロマグロを条約附属書I²⁾に掲載し、国際的な取引の禁止をめざしたモナコ提案および禁輸実施時期のみを2011年5月に先送りする同一内容のEU修正案は、全体会合に先立つ第一委員会ですべても圧倒的多数の反対により否決された³⁾。全体会合での採決に付されることもなく圧倒的多数の反対により否決に至ったのは、日本をはじめとするクロマグロ漁業関係国が反対したのみならず、アジア・アフリカほか多くの発展途上国が欧米諸国による資源利用への一方的な規制強化に強く反発したからであった⁴⁾。

以下、本稿においてはそのクロマグロほかマグロ類を取り上げ、マグロ類利用の歴史、現況および課題について、次の手順で報告、考察する。

本章に続く第2章においては、マグロ類利用の現況について、それらの漁獲と消費に焦点をあてて報告する。次に第3章においては、日本および世界におけるマグロ類の食利用の歴史を振り返った後、マグロ漁を題材にして異文化理解を試み、魚食文化と畜肉食文化を比較考察する。さらに第4章においては、日本有数の生鮮マグロの水揚げを誇る和歌山県那智勝浦町を事例として取り上げ、同町におけるマグロ類利用の歴史と現在を概括し、あわせてマグロ類を活かした地域づくり事業を考察する。最後に第5章においては、資源の持続的利用の立場からマグロ類の管理を取り上げ、本稿のまとめとする。

本稿読了後、マグロ類の利用と管理をめぐる日本および世界の諸状況について多少なりともご理解いただければ、筆者としては幸甚である。

2. マグロ類利用の現況

2. 1. マグロとは？

マグロとは生物学的にはスズキ目-サバ科-マグロ属に属する魚類である。そのマグロ属は、クロマグロ (Bluefin tuna)⁵⁾、ミナミマグロ (Southern bluefin tuna)、メバチ (Bigeye tuna)、キハダ (Yellowfin tuna)、ビンナガ (Albacore)、タイセイヨウマグロ (Blackfin tuna)、コシナガ (Long-tail tuna) の7種から構成されている (河野 2007 a: 6; 日本水産物輸入協会 2000: 45)。このう

ちクロマグロからビンナガまでの5種が日本において利用されており、私たちの生活と何らかのかかわりがあるマグロである。一方、タイセイヨウマグロとコシナガは日本ではほとんど利用されていない、私たちの生活とは直接関係のないマグロである。以下、この2種は考察から除外する。

日本において利用されている5種のマグロの大きさは、クロマグロ 250 cm 超、ミナミマグロ 200 cm 超、メバチ 200 cm 程度、キハダ 180 cm 程度、ビンナガ 110 cm 程度である（河野 2007 a: 9）。一般的には、この大きさ順に値段が高く、おいしいとされている。2008年12月、東京における冷凍マグロ 1 kg 当たりの市場価格は、クロマグロ 3720 円、ミナミマグロ 2159 円、メバチ 991 円、キハダ 807 円であった（水産庁 2009: 99）。ビンナガは築地市場にはほとんど入ってこないマグロであるため（上田 2003: 153）、市場価格は出ていない。一方、日本有数の生鮮マグロの水揚げを誇る和歌山県勝浦漁港における 2008 年度の生鮮マグロ 1 kg 当たりの平均水揚げ価格は、クロマグロ 5112 円、メバチ 1074 円、キハダ 816 円、ビンナガ 410 円であった（表 3）。なお、同漁港ではミナミマグロは取り扱われていない。

クロマグロは「マグロのなかのマグロ」、「最高級品」であり、青森県の大間において漁獲されるものが日本最高のクロマグロとされている（上田 2003: 152）。2001 年正月明け、築地市場における初競りでつけられた大間産のクロマグロ（202 kg）の価格 2020 万円（10 万円/kg）が、これまでのクロマグロの最高価格である（星野 2009: 85）。ミナミマグロはクロマグロに匹敵する肉質を誇るマグロであり、近年はオーストラリアで蓄養されたものが日本に輸入されている（河野 2007 b: 16）。これらの2種がいわゆる「高級魚」であり（軍司 2009: 24）、料亭や高級料理店での刺身やすし種として利用されている。

メバチは一般的なすし屋や料理店で使われているマグロであるが（上田 2003: 153）、その上物はミナミマグロを超え、クロマグロに匹敵することもあるといわれている（軍司 2009: 95）。キハダは手ごろな刺身やすし種として、またツナ缶や魚肉ソーセージなどの加工品としても利用されている（河野 2007 d: 20）。一方、ビンナガはかつては刺身に不向きとされ、缶詰、佃煮、生節などの加工品として利用されてきたが、最近では脂の乗った身が「ビントロ」として刺身やすし種として好まれている（河野 2007 e: 23）。

実際のところ、マグロについても他の食材と同様、何がおいしいのかは食べる人の好みであり、値段が高いからといって必ずしもおいしいとは限らない（但し、安くておいしいものは多分ない）。おいしさは鮮度や料理法により随分変わってくるからである。

2.2. マグロ類の漁獲と消費

日本においてマグロ類は主として遠洋、近海の延縄によって漁獲され、加えて遠洋巻き網によるキハダ、メバチ漁、近海巻き網によるクロマグロ漁、遠洋一本釣りによるビンナガ漁などがある（小野 2006: 6）。遠洋延縄による漁獲物が冷凍化されるのに対して、近海巻き網のクロマグロ、近海延縄のメバチ、ビンナガは生鮮形態で塩釜、勝浦などの産地漁港に水揚げされている

表1 マグロ類漁獲量（単位：トン）

	1960年	2007年	増減 (2007/1960)
日本	381,365	255,597	0.67
世界合計	624,156	1,753,539	2.81
キハダ	282,979	1,014,821	3.59
メバチ	80,843	425,933	5.27
ビンナガ	161,260	247,942	1.54
クロマグロ	74,017	50,844	0.69
ミナミマグロ	3,200	10,984	3.43
その他	21,857	3,015	0.14
合計	624,156	1,753,539	2.81

[出典：水産庁（2009：99）]



写真1 東京・築地市場におけるマグロの初競りを伝える新聞記事（『紀伊民報』2010年1月6日付）

（小野 2006：6）。この他の漁法としては、青森県大間のクロマグロ漁において行なわれている曳縄一本釣りなどがある（酒井 2007：91）。

マグロ類は零下 60 度の設備で冷凍保存すれば、2 年間は味が変わらず、生の場合は零度で冷（水）蔵すれば、2 週間は大丈夫である（上田 2003：76, 93）。このような保存法により、マグロ類は生でも冷凍（もちろん、食べる時には解凍される）でも刺身食が可能となっているのである。

ここでマグロ類の漁獲量、消費量をみてみよう。漁獲量は世界全体でみた場合、1960 年から 2007 年までの 48 年間に年間 62 万 4000 トンから 175 万 4000 トンと 2.8 倍になっているが、日本の漁獲量は年間 38 万 1000 トンから 25 万 6000 トンと約 3 分の 2 に減少している（表 1）。

魚種別にみた場合、メバチ、キハダ、ミナミマグロの漁獲量は 5.3 倍、3.6 倍、3.4 倍とそれぞれ大幅に増加しているが、最高種のクロマグロは約 3 割減少している（表 1）。これはクロマグロの過剰漁獲による資源量の減少と資源保護のための漁獲枠の削減によるものである。

日本の漁獲量自体は減少しているが、漁獲量の減少分を輸入マグロによって補っている。2007 年、国内生産量 25 万 6000 トン、輸入量 21 万 8000 トン、国内供給量は 47 万 4000 トンとなっている（水産庁 2009：99）。単純計算すれば、日本人は世界のマグロ類漁獲量の約 4 分の 1 を消費しているのである⁶⁾。このうち高級種に限ってみれば、クロマグロについては世界生産量の約 80%、ミナミマグロに至っては世界生産量のほぼ 100% を消費しているのである（良永 2009：23）。景気は低迷しているとはいえ、そこにはまだ「飽食日本」の姿がある。

2010 年 1 月 5 日、東京・築地市場における初競りにおいて大間産のクロマグロ（232.6 kg）に 1628 万 2000 円（7 万円/kg）の高値がついた（写真 1）⁷⁾。上述した 2001 年の 2020 万円に次ぐ史

上 2 番目の高価格であった。このクロマグロは香港や日本においてすし店を展開する中国人経営者と銀座の老舗すし店の日本人経営者によって共同落札されたものであった⁸⁾。マカオにおいて高級日本料理店を経営する中国系企業も今年初めて競りに参加し、同日 3 番目の高価格マグロを落札している⁹⁾。

日本のみならず、13 億 4575 万人（2008 年）という世界最多人口をもつ中国においてもどんどんマグロ類が食されるようになれば、世界のマグロ類の需給関係は大きく変わっていくであろう。その兆しは築地市場の初競りから読み取ることができるのである。

3. 魚食文化とマグロ食

日本の食は基本的に主食とおかず（副菜）から成り立っている。伝統的に主食は米、おかずは魚と野菜であった。その伝統の中で主食の米飯と組み合わせることによって魚料理は発展してきた。日本の魚料理の特徴は対象とする魚種の多様性である（長崎 1991：14）。日本人は様々な魚を食する。また、対象となる魚は地域、季節によって変化し、その変化にあわせて、処理法・加工法・調理法などが洗練されてきた（長崎 1991：14）。これらの総体が「魚食文化」を作り上げているのである。

その日本の魚食文化の特徴の一つが生食嗜好である。私たち日本人は生の魚を用いた「刺身、すし」が好物である。その魚の生食文化の代表素材が「マグロ」である。大きなマグロを獲り、それをきれいな刺身やすしに料理し、さらにそれを目で鑑賞し、舌で味わう（上田 2003：231）。こんなことができるのは、私たち日本人だけである。これこそ日本の食文化なのである。

3.1. 日本マグロ食利用史

日本人はいつ頃からマグロを食べてきたのであろうか。考古学的遺跡がその答えへの手がかりを与えてくれる。福井県鳥浜貝塚の 5500 年前（紀元前 3500 年）の地層からマグロ骨が出土しており¹⁰⁾、縄文時代前期からマグロを食していたことが明らかになった。また、ほぼ同時期の青森県三内丸山遺跡（紀元前 3500～2000 年）からもマグロ骨が出土している（酒井 2007：88）。これらの事実から日本においては少なくとも 5000 年以上のマグロの食利用の歴史があることがわかるのである。

『万葉集』の中にマグロ漁を詠んだ山部赤人、大伴家持の歌も見受けられるが¹¹⁾、マグロがある程度一般的に食べられるようになるのは江戸時代以降である。

江戸前期、マグロの食材としての評価は低いものであった（鈴木 2007：48）。これは当時、マグロは江戸、京、大坂などの消費地から遠く離れた五島列島、三陸海岸などで漁獲され、輸送に時間がかかり、さらにマグロには脂分が多かったため、加工が難しかったからである（越智 2009：38）。そのような事実から、江戸期全体を通してマグロの利用法は加工が単純な塩マグロが主流となっていた。小型のマグロはエラと内臓を取り、新巻鮭のように加工され、大型のマグ

口は3枚におろして塩漬けにされたのであった（中野・岡 2010：92）。

江戸中期に至り、定置網漁が発達するとマグロが本格的に漁獲されるようになった（アジア太平洋資料センター 2008：6）。同時期に野田や銚子で醤油産業が発達し、マグロを醤油に漬けて「ヅケ」で食べるようになり、マグロの消費が拡大していく（河野 2007 a：11）。醤油を用いることにより、マグロはおいしく食べられるようになったのである。

江戸末期になると、海況変化のため、紀伊半島から三浦半島にかけてマグロが大量に漁獲されはじめ、マグロは江戸前ずしの種に加わり、また刺身としても食べられようになった（長崎 1991：239）。この後、マグロはすし、刺身として全国的に食べられるようになっていくのである。

明治に入ると、定置網漁に加えて沖合での流し網漁が普及していく（酒井 2007：88）。大正期には延縄漁が本格操業となり、揚げ縄機の使用に伴い、延縄船作業の効率化が一段と進んだ（酒井 2007：88；アジア太平洋資料センター 2008：6）。この延縄漁が定置網漁の不振を穴埋めしたといわれている（アジア太平洋資料センター 2008：6）。

昭和初期から第2次世界大戦前にかけて、缶詰や冷凍品などの輸出品としてのマグロ需要が高まり、延縄漁を中心にマグロ漁業が発展してゆく（アジア太平洋資料センター 2008：6）。第二次世界大戦後も戦前と同様、缶詰材料としてマグロ類を漁獲し、米国などに輸出、外貨の獲得をめざしたのであった（魚住 2003：102）。

そのような時代背景の下、1954年3月にマーシャル群島沖において操業していた焼津のマグロ延縄漁船「第五福龍丸」が、米国によるビキニ環礁での水爆実験の放射能灰を浴びるという大惨事が起こった（小松・遠藤 2002：84）。この第五福龍丸の元になった船（第七事代丸）は、次の第4章で取り上げる和歌山県那智勝浦町に隣接する旧古座町（現串本町）で建造されたものであった（写真2）。

米国によるビキニ環礁での水爆実験の結果、太平洋のマグロを含む魚類は放射能に汚染され、魚類の市場流通は完全に麻痺してしまった（小松・遠藤 2002：84）。日本のマグロ漁船団はやむなくインド洋に進出し、本格操業を開始、それがクロマグロに次ぐ高級種であるミナミマグロの発見に繋がることになったのである（小松・遠藤 2002：86）。

1960年代末に冷凍施設が発達し、マグロの零下60度での冷凍保存が可能となった（上田 2003：65）。零下60度で冷凍保存すれば、2年間、味は変わらない（上田 2003：76）。その結果、遠洋延縄によって漁獲されたマグロも刺身として用いることが可能



写真2 第五福龍丸建造記念碑（和歌山県串本町、2010年1月5日）
[撮影：浜口 尚]

となり、刺身生産用マグロ漁業が発展してゆくのである。

その後、1970年代半ば以降、各国は200カイリ経済専管水域を設定し、自国の水産資源を保護するようになっていく（アジア太平洋資料センター2008：6）。その結果、日本の遠洋漁船は各国の経済専管水域から締め出されるか、あるいは入漁料を支払い、操業を継続することになった（アジア太平洋資料センター2008：6）。さらに、1979年のオイルショック以降、燃油価格の高騰などによりマグロ漁船主の倒産が相次ぎ、水産庁は1981年、1982年にマグロ延縄漁船の2割減船を実施した（アジア太平洋資料センター2008：7）。このように、1970年代半ば以降、厳しい状況が続いてきたマグロ業界であったが、バブル経済によりマグロ需要が高まり、一息ついたのであった（アジア太平洋資料センター2008：7）。

1996年にマグロの輸入量が初めて漁獲量を上回り、それに伴いマグロ価格は低下、マグロは誰でも食べられる食材となった（アジア太平洋資料センター2008：7）。大手回転寿司チェーン、京樽、平禄寿司、元気寿司において、マグロが人気第1位のすしネタになっているという事実が（辻2006：69）、マグロの大衆化を例証している。

近年、マグロ漁業に深刻な打撃を与えたのが、漁業用A重油価格の高騰であった。2004年3月まで1ℓ当たり40円程度で推移していた漁業用A重油は、新興国の経済発展による石油需要の急増と投機資金の原油市場への流入などの要因により、2008年8月には124.6円という史上最高値を記録した（水産庁2009：7）。2009年4月には60.1円まで戻したが（水産庁2009：8）、グローバル化した経済の中で、マグロ漁業の先の見通しが立ちにくい状況となっているのである。

以上が日本におけるマグロ食利用史の概略とそれに付随する事柄である。

3.2. 世界のマグロ食

日本においては少なくとも縄文時代前期（紀元前3500年）からマグロが食されていたことは前節でみたところである（3.1.参照）。では、世界的にはいつ頃からマグロが食されていたのであろうか。やはり、その答えへの手がかりは考古学的遺跡に求めることになる。

地中海一帯の古代遺跡の発掘調査からおおよそ9000年前から地中海においてクロマグロが漁獲されていたことが明らかになっている（竹内2009：1）。時代が下がっても、引き続き西地中海一帯ではフェニキア人、ローマ人が手釣り、あるいは様々な種類の地引き網でクロマグロを漁獲していた（竹内2009：1）。これらのことから、地中海地域にはクロマグロの長い食利用の歴史があることがわかるのである。

それらの伝統を受け継ぎ、今日でもクロマグロはスペインにおいては定置網と釣り漁により、フランスにおいては巻き網により、イタリアにおいては定置網と巻き網により漁獲されている（魚住2003：89）。イタリア、シチリア島周辺部に今日でも残る定置網漁、マッタンツァはその勇猛さで知られている（中村2007a：116）。マッタンツァとは、定置網の中に追い込んだクロマグロを鉤ヤスで突き刺し、8人がかりで引き揚げるという1000年以上の歴史を誇る伝統的漁

法である (Maggio 2001: 23, 104)。イタリアではマグロはオリーブオイルやワインビネガーを用いてカルパッチョにされ、ワインとともに生で食される (中村 2007 a: 117)。マグロの生食文化は日本に限られているわけではないのである。

一方、ポリネシアの島々においてはキハダが生で食されている。例えば、ハワイには「ボケ」と呼ばれるキハダの生食料理がある (中村 2007 b: 126)。キハダの赤身を角切りにして、刻みネギを薬味とし、ゴマ油や醤油で味付けし、塩を少々かけて食べるという料理である (中村 2007 b: 127)。

フランス領タヒチ島においても同様である。キハダの赤身と生野菜を混ぜ、それにレモン、ライムを絞り、最後にココナツミルクで甘酸っぱく味付けし、フランスパンとともに食べるという料理がある (中村 2007 b: 127)。日本では考えにくい刺身とパンの組み合わせである。

以上、世界のマグロ食、特にマグロの生食利用をみてきた。マグロの刺身を醤油とワサビで味わい、日本酒に親しむ。あるいはオリーブオイルを用いたマグロのカルパッチョを肴にワインを楽しむ。さらにはココナツミルクで甘酸っぱく味付けされたキハダの赤身をフランスパンでいただく。魚の生食には、地域固有の料理の体系、食文化があることをご理解いただけたはずである。

3.3. 比較マグロ食文化論

ここでマグロ漁を題材にして異文化理解、自文化理解を試みてみよう。マグロ漁業は表層漁業と延縄漁業に大別され、表層漁業には巻き網、流し網などがある (魚住 2003: 64)。表層漁業は比較的海面近くでキハダ、ビンナガなど若齢で小型のマグロ類を主として缶詰用に漁獲する (魚住 2003: 64-65)。一方、延縄漁業は水深 100 m から 300 m 以上の海域において、クロマグロ、ミナミマグロなど高齢で大型のマグロ類を刺身用に漁獲する (魚住 2003: 64-65)。メバチについては、延縄では体長 1 m 以上の大型魚が刺身用に漁獲され、巻き網で漁獲される 50 cm 程度の小型魚は缶詰に利用されている (河野 2007 c: 19)。

米国の巻き網船団はキハダ、メバチの幼魚を一網打尽にし、それらを全て同じ値段で缶詰にする (軍司 2009: 174, 176)。一般的に刺身を食えない米国人にはキハダとメバチの味の違いがわからず、全てが「ツナ缶」として一括されてしまうのである。そして、そのツナ缶は湾岸戦争以降、アフガニスタン、イラクなどの戦場において米国兵の食料となっているのである (軍司 2009: 176)。そこに大量生産、大量消費、そして大量破壊という米国文化の一面を垣間見ることができるのである。

これに対して、日本の延縄漁は 1 匹 1 匹熟成した良いマグロの漁獲をめざしている (軍司 2009: 180)。しかも、刺身を食べる魚食文化で育ってきた日本人はマグロを獲ってからの処理が手早く、ていねいである (斎藤 2005: 144)。そこには自然との共生をめざす生食技術の文化がみられるのである。そして、その文化は次世代に継承していかなければならないものなのである。

表2 魚食／畜肉食比較表

《1人1日当たりの摂取量》

《食料自給率（カロリーベース）》

	1997年	2007年		1965年	2007年
魚介類	98.2 g	80.2 g	魚介類	110%	62%
肉類	80.3 g	82.6 g	畜産物（国産飼料使用）	47%	16%
			畜産物（輸入飼料使用）	45%	50%
			全食料	73%	40%

[出典：水産庁（2009：34）]

[出典：末松（2008：27）]

ここまでは「巻き網漁」と「延縄漁」、「缶詰」と「刺身」を対比させて、米国文化と日本文化の違いをみてきた。次は「畜肉食」と「魚食」の比較である。

日本における漁業生産量のピークは1984年の1282万トン、同生産額のピークは1982年の2兆9772億円であったが、2007年には漁業生産量572万トン、同生産額1兆6539億円となっている（水産庁2009：61）。また、1人1日当たりの魚介類摂取量は1997年の98.2gが2007年には80.2gとなっている（表2）。さらに、カロリーベースの食料自給率においても、魚介類は1965年には110%と国内産で十分まかないきれていたが、2007年では62%となり、輸入水産物に依存する状況となっている（表2）。これらの数値のいずれもが漁業（魚食）は衰退してきていること示している。

一方、畜産業（畜肉食）については、1人1日当たりの肉類摂取量が増加し、2007年には82.6gと魚介類摂取量を上回っている（表2）。また、畜産物食料自給率をみれば、過去においても現在においても家畜飼育は輸入飼料に多くを依存していることがわかるのである（表2）。

ここで畜肉生産に必要な穀物飼料について考えてみよう。牛肉1kgを生産するためには穀物飼料が20kg、豚肉同7.3kg、鶏肉同4.5kg必要とされている（スマイル2003：167）。このように畜肉を生産するには大量の穀物飼料が不可欠なのである。トウモロコシ、大豆などの穀物飼料はそのまま人間の食料として利用可能である。動物性タンパク質を作るために植物性タンパク質を飼料（餌）にする。牛肉食に代表される畜肉食は随分無駄な資源利用なのである。

ウシを飼（肥）育するには広大な牧場と大量の穀物飼料と水が必要である。また、広大な牧場を作るには森林の開発が必要である。さらに、大量の穀物飼料の生産には広大な畑の造成と大量の水が必要である。このようにして環境破壊の連鎖が続くのである。

ウシは大量に食べるので、当然大量に排泄する。ウシ1万頭の排泄物は人間11万人分に相当する（リフキン1993：283）。人間のし尿は浄化槽処理されるが、ウシは野山に垂れ流す。米国の場合、ウシなどの家畜から排出される汚染物質は工場からの排出量の2倍にのぼると推定されている（リフキン1993：282）。家畜としてのウシは存在それ自体が環境に過大な負荷を与えているのである。

次に食料としての魚（天然魚）を考えてみる。ウシのように広大な牧場を造成する必要はない。海で勝手に育ち、海水から餌と水を摂る。餌代も水代もタダ。タダのものを食べて人間に有

用な食料（その身）を提供してくれる。また、魚の排泄物で海が汚染されたという話も聞かない。多分、自然のメカニズムの中で処理されているのであろう。このように魚は環境にやさしい優れた食料なのである。

もちろん魚食の全てが優れているというわけではない。魚食に関して環境に負の帰結をもたらしているのが蓄養マグロの存在である。蓄養とは巻き網で若いマグロを捕獲し、生簀で3、4か月間、餌を与えてトロの部分が大きくなるように太らせ、出荷するというものである（アジア太平洋資料センター 2008：12）。

蓄養マグロが事業として成り立つためには稚（若）魚を捕獲する必要がある。稚（若）魚を獲りすぎれば、成熟する魚が減少し、将来の資源状況の悪化に繋がる。また、クロマグロを1kg太らせるためには最低でも10kgの餌が必要とされている（アジア太平洋資料センター 2008：15）。大量の給餌に伴う食べ残しや排泄物は、一定量を超えれば、当然環境（海域）汚染を引き起こす。

この蓄養は1991年から1995年に、日本業界が日本市場向けに総事業費2.4億円をかけ、オーストラリアに技術移転した事業が始まりである（小松・遠藤 2006：100）。1992年から蓄養マグロの輸入が始まり、1994年より輸入量が増大した（松浦 2009：106）。当初の蓄養マグロはオーストラリア産のミナミマグロだけであったが、1997年以降、地中海沿岸諸国（スペイン、クロアチア、ポルトガル、イタリア、マルタなど）がクロマグロの蓄養を開始した（松浦 2009：106）。その結果、1989年には1kg当たり4600円台で取引されていたクロマグロとミナミマグロの卸売価格は2004年には半値近い2400円まで急落したのである（星野 2009：123）。

蓄養マグロが大量に輸入されることによって私たちはクロマグロのトロを安く食べられるようになった。しかも、この人工的な脂ぎったトロを「うまい」と感じるようになってしまった（軍司 2009：187, 191）。偽物の味に慣れさせられてしまえば、本物の「うまさ」を喪失してしまう。回転寿司店でクロマグロが食べられるのは好ましいであろうか。モノには適切な価格というものがある。クロマグロのトロなどは高級料理店でそれなりの代価を払って本物を食べるべきものである。偽物に食文化はない。

4. 那智勝浦町とマグロ類

本章で取り上げる和歌山県東牟婁郡那智勝浦町は熊野灘に面した紀伊半島南東部に位置する面積183.45km²（那智勝浦町 2006：8）、人口1万8153人（2008年）の地方自治体である。同町は南紀勝浦温泉と世界遺産・那智の滝を集客基幹とする観光の町であり¹²⁾、同時に日本有数の生鮮マグロの水揚げを誇るマグロの町でもある。

以下、同町とマグロ類とのかかわりをみていく。

4.1. マグロ類利用の歴史

那智勝浦町¹³⁾においてマグロ類はいつ頃から利用されてきたのであろうか。残念ながら、筆者の手元にはそのことを記した資料はない。いずれ見つかるかもしれないが、当面は傍証から類推していくしか手立てはない。

前章でみたように江戸末期に紀伊半島から三浦半島にかけてマグロが大量に漁獲されはじめ、明治期には定置網、流し網が普及し、大正期には延縄漁が本格操業となった(3.1. 参照)。これらの事実から、江戸末期から大正期にかけて、那智勝浦町においてマグロ漁が始まったであろうことが推定される。しかしながら、これではあまりにも大雑把すぎる。

町史において特筆されている不幸な出来事が、那智勝浦町におけるマグロ漁の始まりへの手かかりを与えてくれる。1892(明治25)年12月28日、勝浦漁港を出港したサンマ漁船60余隻が海上において猛烈なる風濤を受け遭難、229人が死亡・行方不明になるという大惨事が起こった(那智勝浦町史編纂委員会1976: 323-324)。運よく八丈島に漂着した214人のうち4人はマグロ漁船乗組員であったとの記述があり(那智勝浦町史編纂委員会1976: 350)、那智勝浦町において、1892(明治25)年以前からマグロ漁が行なわれていたことがわかるのである。

その同じ1892(明治25)年頃から米国カリフォルニア州において沿岸漁業が開始されるのであるが、当該漁場を開発したのが日本人、特に和歌山県人であった(那智勝浦町史編さん委員会1980: 343)。1899(明治32)年頃、ロサンゼルス港サンピードロにおいて那智勝浦町出身者がアワビ漁、エビ漁を始め、後にイワシ漁、マグロ漁に転換、サンピードロは和歌山県人中心の大漁業根拠地となり、1916(大正5)年頃には漁業者600名以上、漁獲額は100万ドルに達している(那智勝浦町史編さん委員会1980: 344)。

サンピードロと並んでカリフォルニア州サンディエゴにおいても、1910(明治43)年頃から和歌山県人による漁業が本格化、小型漁船を用いて近海においてビンナガ、キハダなどを漁獲していた(那智勝浦町史編さん委員会1980: 346)。同地においては1914(大正3)年頃、那智勝浦町関係漁船および那智勝浦町出身者が活躍したとの記述がある(那智勝浦町史編さん委員会1980: 344)。これらの移民史から那智勝浦町出身者が明治中期から大正にかけて海外においてもマグロ漁に従事していたことがわかるのである。

マグロが那智勝浦町の統計記録に初めて登場するのが1914(大正3)年である。同年の漁獲物表にはマグロの漁獲量1万8600貫(6万9750kg)、漁獲額2万3436円とある(那智勝浦町史編纂委員会1976: 416)。その他の魚種としてはウルメイワシ14万200貫(52万5750kg)、2万8040円、カツオ2万2300貫(8万3625kg)、1万5610円、サンマ1200貫(4500kg)、1万2000円などで、総漁獲量23万7980貫(89万2425kg)、総漁獲額10万7379円となっている(那智勝浦町史編纂委員会1976: 416)。マグロの漁獲額は総漁獲額の21.8%を占めており、マグロが当時主要漁獲物の一つとなっていたことは明らかである。

以上、那智勝浦町におけるマグロ漁の始まりについて探ってみた。史料から少なくとも明治中期以前から同町のマグロ漁は開始され、大正初期においてマグロはすでに主要漁獲物の一つにな

っていたことがわかるのである。

4.2. マグロ類利用の現在

那智勝浦町は日本有数の生鮮マグロの水揚げを誇る町である。「生鮮まぐろ水揚げ日本一を誇る漁港でもある那智勝浦町」（那智勝浦町 2003：1）、「生鮮マグロ水揚げ日本一のこの町」（斎藤 2005：175）と那智勝浦町の生鮮マグロの水揚げ高を「日本一」とする文章も見受けられるが、日本一についての明確な典拠は示されていない。しかしながら、勝浦漁協関係者によれば、延縄漁に限定すれば間違いなく日本一とのことであった¹⁴⁾。

2008 年度、勝浦漁港においてはマグロ類 4 種、クロマグロ、メバチ、キハダ、ビンナガが、重量にして 9333 トン、金額にして 58 億 642 万円の水揚げがあった（表 3）。ビンナガが重量比の 68%、金額比の 45% を占めており、ビンナガを中心として勝浦のマグロ漁業が成り立っていることがわかる。一方、1 kg 当たりの価格で見ればクロマグロ（5112 円）が他を圧倒している。さすがに最高級のマグロである。

勝浦におけるマグロ類 4 種の漁期（水揚げ期）はクロマグロが 2 月後半から 5 月末まで、キハダが 6 月から 10 月末まで（但し、それ以外の月でも少量の漁獲は可能）、メバチとビンナガが通年となっている¹⁵⁾。この漁獲の季節性のため、地元の料理店で年間を通して食用が可能となっているのが、メバチとビンナガである。メバチの上物はクロマグロに匹敵することもあるといわれているが（2.1. 参照）、産地で食べる生のメバチは確かにうまい。

2010 年 1 月 5 日、東京・築地市場の初競りにおいて大間産のクロマグロ（232.6 kg）に史上 2 番目の高値 1628 万 2000 円（7 万円/kg）がついたことは上述したが（2.2. 参照）、1 日早く 1 月 4 日に実施された勝浦地方卸売市場での初競りの最高値はクロマグロ（150 kg）についた 154 万 5000 円（1 万 300 円/kg）であった¹⁶⁾。1 月 22 日には 311 kg の大物が水揚げされ、282 万 6990 円（9090 円/kg）がついたが¹⁷⁾、1 kg 当たりでは 1 万円を割り込んでしまった。漁協関係者からは、マグロの競りに関して最近が高値が出ない（写真 3）、底値のままとの話が出ていた¹⁸⁾。

勝浦におけるクロマグロの最高値は 1990（平成 2）年の 719 万 8000 円（2 万 3600 円/kg）であり、近年は 2006（平成 18）年：539 万 1500 円（2 万 500 円/kg）、2007（平成 19）年：401 万

表 3 勝浦マグロ類水揚げ高種別内訳（2008 年度）

	重量 (kg)	%	金額 (円)	%	円/kg
クロマグロ	112,601	1	575,636,851	10	5,112
メバチ	1,172,051	13	1,258,929,709	22	1,074
キハダ	1,659,697	18	1,353,672,376	23	816
ビンナガ	6,389,030	68	2,618,181,334	45	410
計	9,333,379	100	5,806,420,270	100	622

[出典：勝浦漁業協同組合提供資料]



写真3 マグロのセリ風景（勝浦地方卸売市場、2010年1月5日）[撮影：浜口 尚]

2800円（1万3200円/kg）、2008年（平成20年）：342万7200（1万1200円/kg）と低迷が続いている¹⁹⁾。地方においては依然景気回復の兆しはみえていないのである。

上述のように、勝浦においてはビンナガがマグロ類の水揚げ高（重量比）の68%を占めている。現在はkg当たりの単価が安いので、全体に占める金額比は低くなっているが、単価が上がれば、規模（数量の多さ）の強みを発揮できる。「勝浦のビンナガは3色（赤、ピンク、白）の刺身を味わえる」が当地のビンナガの謳い文句である²⁰⁾。3

色刺身とはなかなか洒落ている。消費者の刺身嗜好をうまく掴めば、ビンナガ消費は伸びる可能性は十分ある。消費が伸びれば、単価は上がる。単価が上がれば、あとは規模の強みがものをいう。

クロマグロの大物は確かに見栄えはよい。多分、おいしいであろう。しかしながら、日本最高のブランドとなった大間のクロマグロには勝てないであろう。マグロの産地はそれぞれの特長を活かして棲み分けを図ればよいのである。勝浦は「年中《ビンナガ》マグロの町」を全面に打ち出し、勝浦ブランド「ビンナガ」の全国的な普及を図っていくべきなのである（写真4）。



写真4 ズラリと並ぶビンナガ（勝浦地方卸売市場、2010年1月5日）[撮影：浜口 尚]

4.3. マグロ類を活かした地域づくり

21世紀における那智勝浦町発展のための諸施策のあらましを編纂した同町の『第7次長期総合計画』第2章の表題は「地域の個性を活かした活力のあるまちづくり」と記されている（那智勝浦町 2006：63-76）。その第4節「観光・リゾートの振興」において、「まぐろと温泉の町の一体化とイメージアップを図るため『まぐろ祭り』の開催」（那智勝浦町 2006：72）と述べられており、那智勝浦町はマグロと温泉が一体化した町としての観光振興、地域づくりをめざしていることがわかるのである。

では、そのマグロと温泉を一体化させる「まぐろ祭り」とはどんな事業なのであろうか。以下、2010年1月30日に開催された「第16回まぐろ祭り」を取り上げ（写真5）、同祭りのもつ意義や問題点などを考えてみる。

第16回まぐろ祭りは、那智勝浦町水産振興会、勝浦漁業協同組合、勝浦魚商協同組合、那智勝浦町観光協会、南紀くろしお商工会、南紀勝浦温泉旅館組合、南紀湯川温泉旅館組合、那智勝浦町民宿組合などからなるまぐろ祭り実行委員会の主催により170万円の予算で実施された²¹⁾。

事業内容は、①マグロ類ほか海産物の試食、②マグロ類ほか海産物・食品の販売、③それらに関連する余興、娯楽に大別できる。①マグロ類ほか海産物の試食としては、メバチ（48.4kg）の一頭造りおよびピンナガ（総重量約200kg）の試食（両方あわせて約2300人分）、マンボウの試食（約350人分）、マグロのカブト焼き（70個）、マグロ汁（2200食）、マグロ中落ち（1000食）など、②マグロ類ほか海産物・食品の販売としては、生鮮マグロ（メバチ、キハダ、ピンナガ）の販売、冷凍マグロの販売、マグロフライ（1枚200円）、マグロ握り寿司（150食）、マグロちらし寿司（50食）、サンマ寿司（200食）、マグロ丼（750食）ほかの販売など、③余興、娯楽としては、マグロの重量当てクイズ（ピッタリ賞、マグロ3kgほか）、ジャンケンコーナー（勝てばピンナガが半額）、ピングゲーム（賞品マグロ1本ほか）、餅まき（2俵）などである²²⁾（写真6）。

当日の来場者は主催者側発表によれば約9000人、重量当てクイズの当選者には北海道、長野県など遠隔地からの来場者、マグロ類宅配便の送り主には埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県など関東地区居住者も見受けられた²³⁾。まぐろ祭りは朝8時15分から昼12時10分頃までの行事であるため、これらの遠隔地からの来場者は基本的には前泊しているはずである。実際、同会場内で行われた南紀勝浦温泉旅館組合主催の前泊者に対するマグロブロック（1kg）の抽選会には

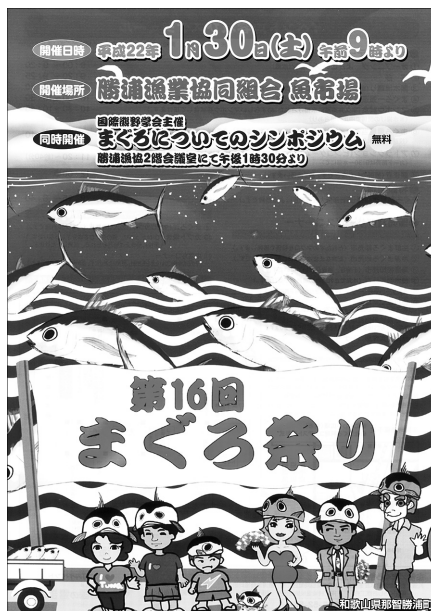


写真5 「第16回まぐろ祭り」案内パンフレット【提供：那智勝浦町観光協会】



写真6 「第16回まぐろ祭り」の一コマ（勝浦地方卸売市場、2010年1月30日）
[提供：那智勝浦町観光協会]

約480名が参加している²⁴⁾。これらの宿泊者の動向から、まぐろ祭りは南紀勝浦温泉宿泊者（那智勝浦町来訪者）に対してマグロと温泉とを結びつける一定の効果があったことは確かである。また、入湯税の増収にも少しは貢献したであろう。

しかしながら、このようなイベントは当日限りのものであり、那智勝浦町の観光振興、地域づくりに長期的に寄与するものではない。まぐろ祭り終了後、同日午後から会場内の一角にある勝浦漁業協同組合2階会議室において国際熊野学会熊野例会「日本の食文化と海の幸」が開催された²⁵⁾。同例会基調講演後のパネルディスカッションにおいて、地元メディア関係者から「まぐろ祭りは、元々はマグロの町・勝浦をピーアール（PR）するものであったが、現在は物品販売を目的としたものになっている」とまぐろ祭りの過度の商業化への危惧の念が表明された。また、同氏から「温泉地なのに、早朝入港したマグロ漁船員向けの浴場もない」とマグロの町にマグロをもたらしてくれる漁船員さんたちへの施設不備、サービス不足の指摘もなされた。

同じく地元飲食業関係者からは「勝浦は観光地であるのにもかかわらず、早朝にマグロの競りを見学した後、朝食をとるところがない」と観光客に対する施設不備、サービス不足も指摘された。同氏は観光地・勝浦の問題点を指摘するのみならず、その状況を改善するために日曜日の朝だけではあるが、朝食を出す店を始めている。

さらに、隣県三重県の旅行業関係者からは「近所の方々は年に数回、日帰りで勝浦に温泉入浴に出かけるが、マグロを食べてきたという話は聞いたことがない。多分、どこで食べることができるのか、わかっていないのであろう」という厳しい言葉があった。那智勝浦町は「紀州勝浦、生まぐる食べ歩きマップ」²⁶⁾を作成し、町内マグロ料理店46軒をその特選マグロ料理のカラー写真とともに紹介している。行政側の努力は評価するが、旅行者が必要としているのは「地元の人で賑っている店」「一人でも気軽に利用できる店」など個別特殊な情報である。旅行者一人ひと

りの欲求をどう汲み上げ、どう充たしていくのか、課題はまだまだある。

上記3者の指摘はまぐろ祭りなどのイベントだけでは解決できない観光地の本質にかかわるものである。従来、那智勝浦町の観光施策は入湯税の増収を図るべく大手ホテル・旅館を対象として行われてきた（浜口・鳥井 2010: 185）。そのこと自体は誤りではないが、旧態依然のスタイルからは新しいものは生まれてこない。観光旅行自体が大規模ホテル・旅館へのマス旅行から個人による手作りの企画旅行に移りつつある。平日の個人旅行者へのマグロ朝食の提供、あるいはマグロ漁船員（インドネシア人船員を含めて）への早朝温泉入浴サービスなどに、新たな発想でかかわっていけば、従来とは異なる姿のマグロと温泉の町・那智勝浦町が現出するかもしれないのである。それはまた長計にいう「豊かさややさしさが溢れるまち」（那智勝浦町 2006: 6）に必ずや繋がるはずである。

5. おわりにーマグロ類資源の持続的利用をめざしてー

本稿の冒頭、2010年3月の第15回ワシントン条約締約国会議において大西洋クロマグロの国際取引禁止について討議がなされたことに言及した（1. 参照）。実はこのクロマグロ、これまでも何度かワシントン条約締約国会議の舞台に登場しては退場していた。

1992年、京都で開催された第8回締約国会議において、スウェーデンが西部大西洋クロマグロを附属書Ⅰ、東部大西洋クロマグロを附属書Ⅱへの掲載を提案、委員会で15分討議した後、同国は同案を撤回している（NHK取材班 1992: 32, 172）。また、1994年の第9回締約国会議においては、ケニアがクロマグロとミナミマグロを附属書に掲載するよう提案したが、同国は会議開催前に同案を撤回している（金子 2006b: 21）。

上記、1992年のスウェーデン提案は、環境保護団体の米国オーデュボン協会とWWF（世界自然保護基金）の働きかけによってなされたものであった（NHK取材班 1992: 58-66）。また、2010年のモナコ提案に対してWWF ジャパンは繰り返し同案への支持を求めている²⁷⁾。

環境保護団体が特定動物種を保護対象として取り上げれば、その動物種は政治化する。それは鯨類やアザラシ類をみれば明らかである。政治化すれば科学的議論は引っ込み、声の大きいほうが勝つ。今回のクロマグロ騒動は、水産資源を環境保護派に牛耳らせないとする発展途上国の声の圧力的に大きかったため、大西洋クロマグロの禁輸措置は回避された。環境保護団体によってクロマグロを再び政治化させないためには、水産資源を利用する側に厳格な（環境保護団体に付け入る隙を与えない）資源管理が求められているのである。

現在、マグロ類の資源管理については、海域別に5つの地域漁業管理機関が設置され、これらの機関が資源管理に取り組んでいる。今回、ワシントン条約締約国会議において議論の対象となった大西洋クロマグロは、「大西洋まぐろ類保存国際委員会」(International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas: ICCAT) がその管理を司っており、日本と関係が深い太平洋クロマグロ、ミナミマグロについては、「中西部太平洋まぐろ類委員会」(Western and Central Pacific Fish-

eries Commission : WCPFC)、「みなまぐろ保存委員会」(Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna : CCSBT)がその役を担っている(水産庁 2009 : 4)。

では、それらの地域漁業管理機関によるマグロ類の資源管理はうまく機能していたのであろうか。2006年にICCATにおいて決定された2007年の東大西洋クロマグロの総漁獲可能量は2万9500トン²⁸⁾、これに対してICCATに報告された2007年の同クロマグロの公式漁獲量は3万2400トン、その一方でICCAT科学委員会は同年の漁獲量を最大で6万1000トンと推定している(竹内 2009 : 1-2)。漁獲量に関して、いずれの数値が正しいにしろ、獲りすぎは明白である。同科学委員会は、漁獲量規制が遵守されず、漁獲が報告されていない問題は、クロマグロ資源に明らかに悪影響があると警告している(竹内 2009 : 2)。

一方、ミナミマグロに関しては、日本が2005年まで漁獲割当を越えて捕獲していたことが明らかになり、2006年のCCSBT年次会合において、2007年から2011年までの5年間、日本の漁獲割当は2006年漁獲割当6065トンの半分以下の毎年3000トンに大幅に削減されることになった²⁹⁾。

これらの事実は、ICCAT、CCSBTの両機関共、マグロ類の資源管理に十分な役割を果たせていなかったことを物語っている。

2009年10月、CCSBTは2010年、2011年のミナミマグロの総漁獲可能量を2009年の同1万1810トンから20%削減し、2年分の総漁獲可能量(9449トン×2年)の範囲内で各年の割当量を定めることを決定した³⁰⁾。同様にICCATも2009年11月、東大西洋クロマグロの2010年の総漁獲可能量を前年に決定していた1万9950トンから1万3500トンに削減することを改めて決定した³¹⁾。さらにWCPFCも2009年12月、2010年のクロマグロの漁獲努力量を2002~2004年水準から増加させず、加えて0~3才の若齢魚の漁獲の削減を考慮することを決定した³²⁾。

クロマグロやミナミマグロを再び政治化させないためにもICCAT、CCSBT、WCPFCは2010年のマグロ漁に関して、関係国に正確な漁獲量を報告させ、各国の漁獲量を個別漁獲割当内に抑え、全体としての漁獲量を総漁獲可能量内に収まるように強い指導力を発揮していかなければならないのである。その結果は2011年中には明らかになる。

2010年に適切な資源管理ができなかったならば、次回第16回ワシントン条約締約国会議においてクロマグロなどのマグロ類がまたぞろ舞台に登場し、次は全体会合で採決に付されかもしれない。そうなれば、クロマグロの禁輸に一步近づくであろう。それは生物資源の持続的利用を望む私たちにとって好ましいことではない。2010年から2011年、私たちは少なくとも大西洋クロマグロを適切に資源管理できるということの結果を示さなければならないのである。

注

- 1) ワシントン条約の正式名称は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora)である。
- 2) ワシントン条約附属書Iには、取引によって影響を受けているか、もしくは受けるかもしれないもので、絶滅の脅威にさらされている種を掲載する。掲載されれば、商業的国際取引は禁止される(金子

- 2006 a: 2)。一方、附属書Ⅱには、現在必ずしも絶滅の脅威にさらされていないが、取引を規制しないと将来、絶滅の可能性のある種を掲載する。輸出国政府が輸出許可書を発給することにより商業取引は可能となる（金子 2006 a: 2-3）。
- 3) 『朝日新聞』2010年3月20日付。モナコ提案、賛成20か国、反対68か国、棄権30か国。EU修正案、賛成43か国、反対72か国、棄権14か国。
 - 4) 『朝日新聞』2010年3月20日付。
 - 5) 近年、大西洋のクロマグロと太平洋のクロマグロを別種とする考え方が有力になりつつある（中野・岡 2010: 3-4 参照）。
 - 6) 2007年の日本国内供給量47万4000トンの世界全体の漁獲量175万4000トンで除せば、0.27となる。国内生産量25万6000トンには若干の輸出品も含まれていると想定されるが、ここでは考慮していない。
 - 7) 『紀伊民報』2010年1月6日付。
 - 8) 『日本経済新聞』2010年1月6日付。
 - 9) 注8) 参照。
 - 10) 森川昌和「古福井人の生活」『福井県史』（通史編1 原始・古代）。2010/2/24 〈<http://www.archives.pref.fukui.jp/fukui/07/kenshi/T1/0a1-03-01-04-05.htm>〉
 - 11) 山部赤人（巻6、938）、大伴家持（巻19、4218）。2010/2/24 〈http://www.bioweather.net/column/ikimono/manyom0611_1.htm〉
 - 12) 那智勝浦町における観光事業の現況については別稿で論じている（浜口・鳥井 2010 参照）。
 - 13) 那智勝浦町の沿革は次のとおりである。1889（明治22）年、市町村制の施行により、勝浦村が誕生し、その後、勝浦村は町に昇格、1955（昭和30）年、「町村合併推進法」（1953年制定）を受けて、勝浦町ほか4町村が合併して那智勝浦町となり、1960（昭和35）年、同町が2村を編入合併し、現在に至っている（浜口・鳥井 2010: 174）。
 - 14) 2009年12月25日に面談した勝浦漁業協同組合関係者のお話による。
 - 15) 注14) 参照。
 - 16) 『南紀州新聞・熊野新聞』（web版）2010年1月5日付。2010/1/31 〈http://minamikisyu.i-kumano.net/news/2010_01/20100105_01.htm〉
 - 17) 『南紀州新聞・熊野新聞』（web版）2010年1月23日付。2010/1/31 〈http://minamikisyu.i-kumano.net/news/2010_01/20100123_00.htm〉
 - 18) 2010年1月30日、那智勝浦町において開催された国際熊野学会熊野例会「日本の食文化と海の幸」におけるパネルディスカッションでの勝浦漁業協同組合関係者の発言による。
 - 19) JF 勝浦「紀州勝浦産まぐろ」2010/2/28 〈<http://www4.ocn.ne.jp/~wkkatu/page2mein.htm>〉
 - 20) 注14) 参照。
 - 21) 那智勝浦町観光協会提供資料による（2010年3月1日）。
 - 22) 注21) 参照。
 - 23) 注21) 参照。
 - 24) 注21) 参照。
 - 25) 筆者は同例会において「魚食の文化人類学—マグロ類資源の持続的利用をめざして—」と題する基調講演を行い、基調講演後はパネルディスカッションのコーディネーターも務めた。本稿はその基調講演の主旨を発展させて執筆したものである。
 - 26) 那智勝浦町観光地魅力アップ推進委員会（那智勝浦町役場産業課内）製作。
 - 27) WWF ジャパン、記者発表資料「大西洋クロマグロの推定資源量、15%に減少」（2009年10月29日付）の中に次のような表現がみられる。「WWFは加盟国175カ国に対して地中海クロマグロの附属書1掲載を支持するよう求めている」。2010/3/21 〈<http://www.wwf.or.jp/activities/2009/10/770729.html>〉同様に WWF ジャパン、記者発表資料「大西洋クロマグロ、貿易措置が不可欠に」（2009年11月16

- 日付)の中に次のような表現がみられる。「WWF ジャパンは、[中略]国内の大西洋クロマグロ流通を一時的に停止することを強く求める」。2010/3/21 〈<http://www.wwf.or.jp/activities/2009/11/773416.html>〉
- 28) 水産庁「大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT) 第 15 回特別会合 (年次会合) の結果について」平成 18 年 11 月 27 日付。2010/3/22 〈<http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/18/112701-01.html>〉
- 29) 「ミナミマグロの日本の漁獲割当量、半減」Yomiuri Online (読売新聞)、2006 年 10 月 16 日付。2010/3/21 〈<http://www.yomiuri.co.jp/gourmet/news/20061016gr05.htm>〉
- 30) 水産庁「みなみまぐろ保存委員会第 16 回年次会合 (CCSBT 16) の結果について」平成 21 年 10 月 23 日付。2010/3/21 〈http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/kokusai/091023_3.html〉
- 31) 水産庁 (2009: 4)、水産庁「大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT) 第 21 回通常会合 (年次会合) の結果について」平成 21 年 11 月 16 日付。2010/3/21 〈<http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/kokusai/091116.html>〉
- 32) 水産庁「中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) 第 5 回北小委員会の結果について」平成 21 年 9 月 10 日付。2010/3/21 〈<http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/kokusai/090910.html>〉
水産庁「中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) 第 6 回年次会合の結果について」平成 21 年 12 月 12 日付。2010/3/21 〈<http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/kokusai/091212.html>〉

文 献

アジア太平洋資料センター

2008 『売るためのマグロ、食べるためのマグロ 資料集』16 頁。

2009/12/28 〈<http://www.parc-jp.org/video/sakuhin/siryu/maguro.pdf>〉

軍司貞則

2009 『「マグロ争奪戦」の舞台裏』(ちくま文庫) 東京: 筑摩書房。

浜口 尚・鳥井一寿

2010 「猪垣と水車を活かした地域づくり - 和歌山県那智勝浦町高津気区の事例より -」『園田学園女子大学論文集』第 44 号、173-188 頁。

星野真澄

2009 『日本の食卓からマグロが消える日』(文春文庫) 東京: 文藝春秋。

金子与止男

2006 a 「ワシントン条約の歴史と制度」松田裕之・矢原徹一・石井信夫・金子与止男 [編] 1-3 頁。

2006 b 「水産資源管理とワシントン条約」松田裕之・矢原徹一・石井信夫・金子与止男 [編] 15-22 頁。

小松正之・遠藤 久

2002 『国際マグロ裁判』(岩波新書新赤版 810) 東京: 岩波書店。

河野 博

2007 a 「マグロとは何か」河野博・茂木正人 [編] 6-11 頁。

2007 b 「ミナミマグロ」河野博・茂木正人 [編] 16-17 頁。

2007 c 「メバチ」河野博・茂木正人 [編] 18-19 頁。

2007 d 「キハダ」河野博・茂木正人 [編] 20-22 頁。

2007 e 「ビンナガ」河野博・茂木正人 [編] 23-24 頁。

河野 博・茂木正人 [編]

2007 『マグロのすべて』(食材魚貝大百科 別巻 1) 東京: 平凡社。

Maggio, Theresa

2001 *Mattanza: the Ancient Sicilian Ritual of Bluefin Tuna Fishing*. New York: Penguin Books.

松田裕之・矢原徹一・石井信夫・金子与止男 [編]

2006 『ワシントン条約附属書掲載基準と水産資源の持続可能な利用』(増補改訂版) 東京: 社団法人自

然資源保全協会。

松浦 勉

2009「貿易に支えられる魚食文化」松浦勉 [編] 95-116 頁。

松浦 勉 [編]

2009『魚食文化の系譜』東京：雄山閣。

那智勝浦町

2003『那智勝浦町町勢要覧 2003』和歌山県那智勝浦町。

2006『那智勝浦町第7次長期総合計画』和歌山県那智勝浦町。

那智勝浦町史編纂委員会 [編]

1976『那智勝浦町史』（史料編一）和歌山県那智勝浦町。

那智勝浦町史編さん委員会 [編]

1980『那智勝浦町史』（下巻）和歌山県那智勝浦町。

長崎福三

1991『日本人と魚－魚食と撈りの歴史－』東京：はる書房。

中村庸夫

2007 a「シチリア島紀行－マグロとカジキの島を旅して－」河野博・茂木正人 [編] 116-123 頁。

2007 b「ゲーム・フィッシング－大物釣りの世界－」河野博・茂木正人 [編] 124-127 頁。

中野秀樹・岡 雅一

2010『マグロのふしぎがわかる本』東京：築地書館。

NHK 取材班

1992『トロと象牙』東京：日本放送出版協会。

日本フードシステム学会 [編]

2006『マグロのフードシステム』東京：財団法人農林統計協会。

社団法人 日本水産物輸入協会 [編]

2000『商用魚介名ハンドブッカー－学名・和名・英名・その他外国名－』東京：成山堂書店。

越智信也

2009「原始・古代から近世までの魚食文化の変遷」松浦勉 [編] 25-64 頁。

小野征一郎

2006「マグロのフードシステム－問題提起－」日本フードシステム学会 [編] 1-18 頁。

リフキン、ジェレミー (Rifkin, J.)

1993『脱牛肉文明への挑戦－繁栄と健康の神話を撃つ－』（北濃秋子訳）東京：ダイヤモンド社。

斎藤健次

2005『俺たちのマグロ』東京：小学館。

酒井久治

2007「マグロ漁とその歴史－さまざまな漁法と鮮度の保ち方－」河野博・茂木正人 [編] 88-93 頁。

スミル、バーツラフ (Smil, V.)

2003『世界を養う－環境と両立した農業と健康な食事を求めて－』（逸見謙三・柳澤和夫訳）東京：財団法人食糧・農業政策センター。

末松広行

2008『食料自給率の「なぜ？」－どうして低いといけないのか？－』（扶桑社新書 39）東京：扶桑社。

水産庁 [編]

2009『水産白書』（平成 21 年版）東京：財団法人農林統計協会。

鈴木晋一

2007「すしの歴史とマグロ－伝統食に登場した新しい味－」河野博・茂木正人 [編] 46-49 頁。

竹内幸夫

2009 「大西洋クロマグロ 東大西洋」水産庁・水産総合研究センター [編] 『平成 20 年度国際漁業資源の現況』(5) 1-6 頁。2009/12/7 <http://kokushi.job.affrc.go.jp/H20/H20_05.pdf>

辻 雅司

2006 「回転寿司産業の現況と今後の方向性」日本フードシステム学会 [編] 57-76 頁。

上田武司

2003 『魚河岸マグロ経済学』(集英社新書 184) 東京：集英社。

魚住雄二

2003 『マグロは絶滅危惧種か』東京：成山堂書店。

良永知義

2009 『食卓からマグロが消える日』東京：飛鳥新社。

[はまぐち ひさし 文化人類学]

ベビー P 虐待死亡事件とラミング報告書

——繰り返される第二のクリンビエ事件——

田 邊 泰 美

目次

- [1] ベビー P 虐待死亡事件とは
- [2] ベビー P 虐待死亡事件の概要
 - (1) 2006年12月12日の戦略会議まで
 - (2) 2006年12月12日の戦略会議から22日の初期児童虐待防止会議まで
 - (3) 第1回児童虐待防止会議
 - (4) 2006年12月23日から2007年3月16日の児童虐待防止検討会議まで
 - (5) 児童虐待防止検討会から2007年7月18日まで
 - (6) 7月18日から8月3日まで
- [3] SCRs の見解
 - (1) 権威的な対応の必要性
 - (1) 初期対応の失敗
 - (2) 初期対応以降の失敗
 - (2) いくつかのソーシャルワーク的課題
 - (1) 協働コミュニケーションの改善
 - (2) 医療や司法証拠への過剰な信頼
 - (3) 警察とソーシャルワーカーの合同調査
- [4] ラミング報告書：児童保護／虐待防止の進捗状況に関する評価
 - (1) 本報告書の主要なメッセージ
 - (2) 進捗状況
 - (3) リーダーシップと説明責任
 - (4) 子どもへの支援
 - (5) 協働
 - (6) 児童関連サービス従事者
 - (7) 改善と挑戦
- [5] 考 察

[1] ベビー P 虐待死亡事件とは

2007年8月3日、12時10分、北ミドルサセックス大学病院に運び込まれたベビー P (法的な理由で名前が伏せられていた。現在は Peter と表記) の死亡が確認された。享年17ヶ月。ベビー P の全身は外傷だらけで、肋骨(8ヶ所)の骨折、脊椎骨損傷(骨折)、歯の欠損(1本は本児の結腸から発見)、指爪(2本)と足爪(1本)の剥離、耳部裂傷は犬の歯で引きちぎられたような傷痕であった。ベビー P は自治体関係者と78回も接触をもち入退院を繰り返し、さらに母親が虐待の疑いで2度も逮捕されたにも拘わらず保護(強制介入)されなかった。本件は、母親、ボーイフレンド(パートナー、32歳)、1人の男性(J. Owen、36歳)と家出少女(15歳)という複雑な家族構成の中で生じた事件である。2008年11月11日、2人の男性の有罪(母親も本件への関与が確認)が確定し報道されると、クリンビエ虐待死事件(2000年)と同地区(ロンドン北部ハリンゲー地区)であったことから、社会の関心は頂点に達した。

本事件は国会答弁でも取り上げられ、児童大臣 Ball は、2004年児童法の権限を行使し(初めての権限行使)、ハリンゲー地区における児童安全保障(虐待防止)に関する緊急の合同査察調

査を命じるとともに、地区児童安全保障委員会（LSCB）委員長の S. Shoermith を更迭した。さらにラミング卿（クリンピエ虐待死亡事件の調査委員長）に、クリンピエ事件以降、児童社会サービス改革の進捗状況に関する全国調査を依頼した。3月に提出された報告書では、ソーシャルワーク（ソーシャルワーカー、保健訪問員、虐待担当警察官）の質（専門性の確保）と量（人材供給）およびそれを裏付ける財源の確保に焦点が合わされた点が興味深い。ベビー P 事件の概要およびラミング報告書の勧告を整理し、なぜラミング報告書がソーシャルワーク改革に言及したのか、政府の諸政策との関連と影響を明らかにする。

※本論では扱えない、本件に関連するいくつかの問題について、先に簡単に触れておく。

①調査の種類：本件に対する社会の関心度およびは政府の姿勢は、4つの調査が実施されたことから明らかである。②深刻なケースの調査（Serious Case Review）虐待死などが判明したとき LSCB が実施する調査。児童大臣 Ball は最初の調査報告書のやり直しを命じ、前ケント児童サービス部長 G. Badman をハリンゲー LSCB 委員長に任命し、調査報告書の作成にあたらせた（5月公表）。③ラミング報告書（Laming Report）クリンピエ事件調査報告書の勧告および政府の児童社会サービス改革（Every Child Matters : ECM）の進捗状況に関する全国調査報告書（ベビー P 虐待事件調査報告書ではない）。④地区合同児童社会サービス査察委員会調査報告書（Joint Area Review of Safeguarding : JAR）政府（Ball）は2004年児童法の権限を行使し、ハリンゲー地区の児童安全保障（児童関連社会サービス）に関する緊急調査を命じた。Ofsted、保健医療ケア監査委員会、警察からの査察官と、ハンプシャー児童サービス部長 J. Coughlan の協力の下で実施された（2008年12月に公表）。⑤地区児童安全保障委員会の現状調査（Local Safeguarding Children Boards Stocktake）：LSCB の活動内容の調査報告（政府の要請）。S. Shoemith がハリンゲーの児童サービス部長と LSCB の委員長を兼務していたことより、LSCB の独立性が守られていたのかという疑問への対応⁽¹⁾。

②ケア命令申請の増加：2008年11月、2人の男性にベビー P の殺害に対する有罪判決が下されてから、ケア命令の申請数が顕著に増加した。同年6月には400件を下回っていたが、同年12月には716件に達した。それは児童大臣 Balls がハリンゲー児童サービス部長（S. Shoemith）を更迭し、虐待防止の失敗は許容できないことを自治体／議会に明確にしたことによる。さらに2009年3月には739件に達した。これはラミング報告書の出版とそのメッセージ、すなわち「上級専門／管理職の評価は最も脆弱な子どもたちに提供されるサービスの質とその成果によって査定されるべきである」（2.10）と強調されたことによる⁽²⁾。

③被虐待児の証言：ベビー P の継父すなわち母親のボーイフレンド（32歳）は、かつて2歳の幼女をレイプしたことで2度めの有罪判決を受けた。法廷では、幼女が3歳の時の（警察での）証言が撮影されたビデオが30分間流され、続いて幼女（現在4歳）がビデオ・スクリーンを通じて法廷の前に現れた。その幼女は、英国裁判所で証言をした最年少の子どもである。検察局は、幼女にビデオ・スクリーンを通じて弁護士と質疑応答をさせたことで批判を受けた。しかし、NSPCC の児童サービス部長（W. Cuell）は、「この環境は理想的ではないが検察局と警察は自信を失ってはならない」と支援した。2007年に5歳未満の性的虐待1339件が警察に報告されたが、司法証拠が存在しないためほとんど起訴できなかった。「子どもがきちんとケアされるのであれば、有力な証人になるはずである」と彼は言う⁽³⁾。

④監査／査察の信頼性：Ofsted による2006年のハリンゲー地区の児童虐待防止施策は「全般的に満足のゆく水準」と評価されており、JAR（2008年12月）の評価とは著しく異なる。また2007年11月にハリンゲー地区の児童若者サービスに関する年次アセスメントが実施された。Ofsted による総合評価は3ツ

星で（1ツ星から4ツ星まであり、1が不十分（inadequate）4が非常に良い（outstanding））、児童若者の安全保障については「優れている」（good）評価している。また、児童社会ケアの定員未充足率も改善に向かいつつある、と評価していた(4)。

[2] ベビー P 虐待死亡事件の概要(5)

※本件の概要は、ベビー P（ピーター）虐待死亡事件に関する調査報告書（Baby Peter Serious Case Reviews：SCR）と‘Timeline：The short life of Baby P’ in guardian. co. uk, Tuesday 11 November 2008. を情報源として整理した。G. Badman（12月にハリンゲール LSCB に就任）を委員長とする SCR は 2009 年 2 月には完成されていたが、一般公開までには少し時間がかかった。調査報告書の要約が 2009 年 5 月 22 日に一般公表された。本文ではベビー P（Baby Peter）、Ms A（母親）、Mr A（父親）、Mrs AA（母方祖母）、Ms M（母親の友達で P のインフォーマルなケアラー）、Mr H（母親のボーイフレンド）、Mr L と彼の女友達 F（ベビー P 死亡時の居住人）。ベビー P のきょうだいに関しては、これらの子どもの利益を守るために、詳細な情報は公開されていない（1. 2）。

※事件の概要を説明する前に、当家族の生い立ちと背景について簡単に説明を加えておく。

Ms. A は 1981 年レスターで生まれる。実母と継父が離婚する 1984 年までその土地で居住していた。両親は暴力（DV）が絶えなかった。Ms A は実母と一緒にロンドンで暮らすようになった。兄はレスターで父親と暮らしていた。1988 年 3 月、継父が突然死亡したため、兄はロンドンで暮らしている母子のもとに引取られる。彼は攻撃的な性格で落ち着きがなく、学校でそして自宅では妹に暴力をふるっていた。1990 年 5 月、彼は母親による身体的虐待でイズリントンの児童虐待防止登録に登録される。1991 年、10 歳の Ms A はネグレクトにより児童虐待防止登録に登録される。彼女の身だしなみと衛生状況に問題があった。彼女の受けた養育環境は暴力と虐待が絶えなかった。1992 年 6 月、児童虐待防止登録から削除された。彼女は児童精神医療センターに送致され、特別な教育ニーズへの対応が必要と判断された。彼女は 1993 年に、イズリントン社会福祉部が運営する（居住制）特別教育支援施設に通っていた。1997 年、彼女が 16 歳のとき、将来の夫となる Mr A と出会う。彼の話によれば、Ms A と出会う前に公的サービスの世話になったことは一度もない、という。確かにそのような記録は残っていなかった（2. 1-2. 4）。

(1) 2006 年 12 月 12 日の戦略会議まで（第 1 期）

3/1	ベビー P 誕生。ハリンゲール地区（ロンドン北部）に両親と同居。
5/2	ベビー P、食べたものを吐くため GP の診察を受ける（初回）。26 日も同じ理由で通院。
7/17	ベビー P の父親、ハリンゲール地区の自宅を出る（別居）。
10/13	ベビー P（8 ヶ月）、頭部と胸部の打撲傷により GP の診察を受ける。母親はその原因を「階段から転げ落ちた」と説明する。
11 月～12 月	母親は 32 歳のボーイフレンドと自宅で同居を始める。
12/11	ベビー P は、頭部の傷害、鼻柱、胸骨、右肩、臀部の打撲傷により GP の診察を受ける。母親は興奮しその原因を説明できない。ベビー P は精密検査を受けるためにホイットティングトン病院の小児科へ送致された。母親はその原因を「長椅子から転げ落ちたり犬に噛まれたりしたから」と説明する。ベビー P はハリンゲール児童若者サービス部に送致される。

2006年3月1日、北ミドルサセックス大学病院でベビー P を出産後、保健訪問員による新生児訪問が始まった。保健訪問員はベビー P の状態を健康良好と判断したが、家族歴を考慮して「懸念」を示す「ブルーホルダー」に分類していた(3.9)。9月18日、Ms A はベビー P (咳とおむつ被れ)を連れて GP (一般家庭医)の診察を受けた。GP の記録によれば、Ms A は「ベビー P が脆弱な体質(傷つきやすい体質)であるにもかかわらず注意が怠っている」と非難されることに不満をこぼしていた(3.11)。10月13日、ベビー P は GP の診察を受けた。左胸部と左頭部に打撲傷が確認される(3.12)。Ms A の説明によれば、前日「階段から転げ落ちた」ことが原因らしい。12月11日、Ms A は GP に電話をかけ、ベビー P の頭部にできた腫れ物への対応を尋ねてきた。GP はベビー P を診察し、症状の重さから判断して病院に送致する必要があることを Ms A に話した(3.13)。ホイットティングトン病院での診察では、多くの打撲傷が発見され身体図が作成された。Ms A はベビー P の前頭部の腫れ物について「誰もが納得できる」説明をすることはできなかった(3.14)。身体図には臀部にできたひどい打撲傷、それ以外にも額や胸部に打撲傷があった(3.15)。検査の結果、「傷つきやすい体質」という理由では説明のつかない傷害である、という結論である。調査終了するまで、ベビー P は入院することになった(3.16)。

(2) 2006年12月12日の戦略会議から22日の初期児童虐待防止会議まで(第2期)

12/12	ハリンゲール児童若者サービス部はベビー P の対応に関して戦略会議(strategy meeting)を開く。
12/15	ベビー P は病院から退院し母親の友人に預けられた(ケア委託)。警察の調査が実施される(13日より実施)。
12/19	ベビー P の母親とその祖母がベビー P に対する暴行容疑(assault)で逮捕。2007年1月11日に保釈され自宅に戻る(祖母は起訴されず)。
12/22	第1回児童虐待防止会議。ネグレクトと身体的虐待を根拠に、ベビー P の名前が児童虐待防止登録に登録される。

戦略会議にはソーシャルワーカーと警察官が出席した。ベビー P には被虐待の疑いがあり、47条調査および警察調査が終了するまで自宅に帰さない、という結論で一致した(3.18)。12月13日、警察官とソーシャルワーカーは学校を訪問し(合同調査)2人の年上のきょうだいと個別に面接した(3.19)。12月14日付の詳細な所見(ホイットティングトン病院)では、顧問小児科医は「いくつかの打撲傷は故意による傷害である疑いがきわめて強い(very suggestive)」と述べている(3.20)。ベビー P は15日に退院し Ms A の友人 Ms M のケアに委ねられた(3.21)。

病院を訪問している間に、警察官は Ms A と面接した。Ms A はベビー P の打撲傷の原因について繰り返し説明するが納得できる説明には至らず、ただ自分と母親の責任ではないことは明確に述べた(3.22)。19日、警察は Ms A と Ms AA を逮捕した。取調べにおいても明確な説明は得られず以前と同じ説明を繰り返した。警察は自宅には Ms A とその子どもだけで、時々 Ms AA が滞在することを確認した。しかし、ほかの誰かが居住もしくは滞在することはないのか、とい

う疑問については、彼女らのいずれにも直接尋ねることはしなかった (3. 23)。

(3) 第 1 回児童虐待防止会議 (第 3 期)

第 1 回児童虐待防止会議が 12 月 22 日に開かれた。GP は召集されなかったので出席せず、小児科医は召集されたが外来診察のため出席できず詳細な報告書を提出したが、彼女の見解を代弁する医師の派遣はなかった。児童精神発達センターの医師は召集されたが欠席した。ソーシャルワーカーは Ms A の生い立ちや家族背景に関する詳細な情報を含めた報告書を提出した (3. 25)。地方自治体の法律関係者は出席した。Ms A も法律関係者を同伴して出席した。警察は虐待調査官が出席した。警察によるベビー P の傷害に関する調査が進行中であった (3. 26)。Ms A はベビー P の傷害について納得のできる説明はできなかった (3. 27)。小児科医の見解は「傷害は故意によるものである」という結論である。しかし、傷害ができたいきさつやそのときの状況を正確に説明できるものは誰もいなかった。ただ、9 カ月の男児には被虐待の大きな懸念があった。ベビー P は身体的虐待とネグレクトの両方で登録された (3. 29)。2 人の年上のきょうだいの内、一人はネグレクトで登録され、もう一人は登録されなかった (3. 30)。

(4) 2006 年 12 月 23 日から 2007 年 3 月 16 日の児童虐待防止検討会議まで (第 4 期)

1/26	ベビー P は保釈中である母親のケアに戻される。
2/19	母親、パートナー (32 歳のボーイフレンド)、ベビー P は、ロンドン北部の公営住宅に移る。ソーシャルワーカーの交代。
2/22	ベビー P の担当ソーシャルワーカーであるワード (M. Ward) が新居へ初めての家庭訪問を実施する。母親は児童虐待防止登録に登録されたことに不満をもち、打撲の原因は自分ではないことを主張する。
3/02	ワードは保健訪問員のトーマス (P. Thomas) と一緒に、ベビー P の誕生日の翌日に家庭訪問する。ワードはベビー P が床に頭部を押し付けたりぶついたりしている光景を見、児童精神発達センターで診察が受けられるよう連絡交渉する。
3/05	Ms A がベビー P のきょうだいの一人を平手打ちしたところが目撃される。
3/08	ワードによる家庭訪問。ベビー P がソファに頭部を押し付けたりぶついたりしている様子が見られる。

初期児童虐待防止会議以後、ベビー P ともう一人の子どもはソーシャルワーカーより定期的に、また保健訪問員、家族支援ワーカー、GP より頻繁に面接を受けた (3. 31)。ソーシャルワーカーは 12 月の 24、27、29 日と立て続けに家庭訪問した (3. 33)。児童虐待防止会議の総合的なアセスメントすなわち司法的見解は、「ベビー P の傷害はケア手続きの基準を満たしているが、児童若者サービス部にベビー P に関してケア手続きを開始するよう促すことはできない」(3. 34) という結論であった。2007 年 1 月 10 日に最初のコア・グループ (core group) 会議が開かれ、Ms A とベビー P が出席した。24 日に戦略検討会議が開かれ、傷害が故意によるものであったとしても、誰が加害者なのか分からないという点で一致した。警察はひとまずベビー P

を自宅に戻すことに同意した (3. 35)。2007年1月26日、ベビー P は自宅に戻った。そして家族は2月19日に新居に移った。この時点でソーシャルワーカーが交代した (3. 36)。3月5日、養護教諭がソーシャルワーカーに「Ms A が大声で怒鳴りつけ学校の外でベビー P のきょうだいの一人の頬を平手打ちした」ことを電話で伝えてきた。その子は一人で面接を受け暴行 (assault) が確認された。Ms A はすでに親業支援プログラムに参加していたので、それ以上のアクションは取られなかった (3. 38)。3月13日、ソーシャルワーカーは Mr A と面接した。Mr A は子どもと頻繁に交流を持ちたい様子で、法的な助言を得ようアドバイスされた (3. 40)。3月16日の児童虐待防止検討会で、ソーシャルワーカーは通常の家門訪問に加え、事前通告なしの家門訪問をふやすことにした (3. 41)。

(5) 児童虐待防止検討会から2007年7月18日まで (第5期)

- | | |
|------|--|
| 4/09 | 母親は北ミドルサセックス大学病院にベビー P を連れてゆく。ベビー P の頭部左側に大きな腫れと打撲傷、右頬に小さな打撲傷がみられた。母親はその傷害について、4月5日の木曜日に「18カ月の子どもに押されて暖炉に頭部をぶつけたことによるもの」と説明する。またベビー P は耳の周辺に打撲傷が顔面と耳朶にそして引っかき傷があり、頭部にはしらみが寄生していた。精密検査 (CT スキャン) の結果、問題はなかった。 |
| 4/11 | ベビー P は退院する。 |
| 6/01 | ベビー P は15カ月になり、ワードは事前通告なしの家門訪問を行う。ベビー P は毛布に包まってソファの上に横たわっていた。彼の顔は赤く顎の下には打撲傷の痕があり目の下には赤い線痕があった。母親は「18カ月の子どもと喧嘩してできたもの」と説明する。ソーシャルワーカーは警察に連絡し、そして母親に GP の診察を受けるよう言い聞かせた。ベビー P は北ミドルサセックス大学病院で診察を受けた。その結果、12箇所の打撲傷が見つかった。母親は親子分離されるのではないかと心配したが、児童若者サービス部はベビー P のケアを家族の友人に委ねることにした (ベビー P の子育てを指導監督する役割を家族の友人に委ねることにした)。 |
| 6/04 | 戦略会議の実施 |
| 6/05 | 母親は2度目の逮捕をされ、警察より取調べを受ける。 |
| 6/08 | 児童虐待防止検討会の実施。警察の児童虐待防止チームが家門訪問し、ベビー P の写真が取られた。背骨の真中に打撲傷がみられた。 |
| 6/27 | 別の男性 (J. Owen) が15歳の家出少女と一緒に自宅に移住し、ベビー P、母親、そのパートナー (32歳のボーイフレンド) との同居生活が始まる。ワードは母親と連絡を取ろうとするが失敗に終る。 |
| 7/02 | ワードは母親と連絡がとれ、ロンドン北西部クリックルウッドの伯父宅 (重い病気を患っている伯父の看病のため) にいることが告げられる。後の裁判所審理で判明したことであるが、ベビー P は虐待により黒ずんだ目をしていたのでそれを隠すための行為であった。 |
| 7/09 | ベビー P は耳部と頭皮の感染症予防のための治療薬 (抗生物質) をもらいに北ミドルサセックス病院に行く。母親は保健訪問員との約束をキャンセルする。 |
| 7/10 | 警察は、2006年12月のベビー P の傷害について、「故意による疑いが強いが断定はできない」という結論を出す。 |

4月9日、午後4時40分、Ms A がベビー P を北ミドルサセックス大学病院につれてきた。頭部左側に大きな（打撲による）腫れがみられた。母親の説明によれば「4日前に同い年くらいの子どもに押されて大理石の硬い暖炉にぶつめた」ことが原因らしい。受傷後4日もたっていたので傷もある程度治癒しており、彼は元気そうに見えた。しかし今朝になって頭痛を發し頭部は左側に傾けたままとなった。さらに、右頬に小さな打撲傷、腕の後ろに発疹、頭部にはしらみが湧いていた。身体図が作成された（3.44）。ベビー P は、診察のために48時間入院した（3.45）。しかし看護師はベビー P の大きな傷害については母親の説明を信用しており、それ以外の傷害に関しては「アレルギー体質」によるものと考えていたようである。この時点では、受傷時での傷害の痕跡はなくなっていた。ソーシャルワーカーは退院に合意し警察には送致しなかった（3.46）。4月11日、退院する。

6月1日、ソーシャルワーカーは事前通告なしの家庭訪問をし、ベビー P の顎に打撲傷を發見した。Ms A によれば、友達の子どもと喧嘩したことが原因らしい。ベビー P は北ミドルサセックス大学病院で診察を受けた（3.51）。まず事実経過が確認された。Ms A の説明によれば「5月25日から28日まで友達が滞在しており、その時に22カ月（18ヶ月？）の子どもと喧嘩してできた傷」ということである。しかし身体にできた多くの打撲傷と搔傷は時期が異なっており、説明の合理性がある傷はわずかであった。また左足首には「掴み傷」の痕を残した打撲傷がみられ、それは医師が特に関心を寄せた傷である。Ms A の説明によれば、「ソファから転げ落ちるのを止めるために足を掴んだ」ことによる（3.52）。警察には通報されたが合同調査は実施されなかった。しかしソーシャルワーカーがベビー P をチェックし合同調査が必要であると判断されれば、直ちに連絡することが確認された（3.53）。

警察はこれらの傷害は「故意によるもの」と判断した。戦略会議の実施が要請され、6月4日に開催された。合意内容は次のとおりである。47条調査の実施、ケア手続きを検討するための緊急会議の召集、小児科医のアセスメントの確認、友達の Ms M（家族の友達でインフォーマルなケアラー）より家庭でベビー P が養育保護されるための取り決め、Ms A とベビー P の交流に関する取り決め、育児を支援するチャイルドマインダーの選任、警察と児童青年サービス部の合同調査の継続、などである。Ms A は面接を受けたが、傷害に関する納得のできる説明はできなかった（3.55）。警察は、調査が継続しているあいだ、ベビー P と Ms A は引き離しておくべきであると考えていた（3.57）。

6月8日、児童虐待防止検討会が開催された。ソーシャルワーカーは6月1日の傷害を会議で取り上げ、Ms A の説明では不十分であることを主張した。身体／医療検査による結論は「その傷害は故意による疑いが強い」というものである。検討会では次週に裁判所命令検討会議（ケア手続きの有無）が開かれることが伝えられた。検討会の議長は、①最初の児童虐待防止プランを立てたときと同じような傷害を経験していること、②母親が言うようにベビー P 自身の行為が原因であれば、継続して起こるはずなのに、断続的で甚大な傷害であること、この2点に懸念を示した（3.58）。29日、ソーシャルワーカーはチャイルドマインダーより、Ms A がベビー P を

「連れて行った」（交流取り決めに反する行為）という連絡が届いた。ソーシャルワーカーはその日3度 Ms A と連絡を取ろうとしたが失敗に終わる。7月2日、ソーシャルワーカーは Ms A と連絡がとれた。しかし彼女は伯父の世話をするためにクリックルウッドにいとげられる。彼女は伯父の健康次第で、4日か9日に戻る予定だという（3. 61）。学校に出席状況を問い合わせると、6月29日から7月5日までの間、2人の年上の子どもは欠席していることが明らかになった（3. 62）。7月9日、ソーシャルワーカーはハリンゲーに戻ってきた Ms A と連絡を取った。彼女は北ミドルサセックス病院にいた（3. 63）。

(6) 7月18日から8月3日まで（第6期）

7/18	ベビー P はトーマスより身体検査を受け、再び体重の低下がみられた。ベビー P はまだ頭皮の感染症が完治していない。耳部の周辺に打撲傷も見られた。母親の説明によると「耳部を清潔にしようとして関わったときにできた」ものらしい。
7/19	ベビー P は北ミドルサセックス病院へ連れて行かれた。彼は耳部の感染症と腫れ、さらに右手の爪にも感染症がみられ、抗生物質が投与された。
7/24	チャイルドマインダーは、ベビー P の頭皮感染症により彼を預かることはできないとワードに伝えてきた。ワードは母親に連絡し GP に連れて行くよう言い聞かせた。母親は保健訪問員との接見の約束を守らなかった。彼女の話では「忘れていた」らしい。
7/30	ワードはベビー P と面接した最後の家庭訪問となる。ベビー P は乳母車の中におり顔と手はチョコレート（を食べたあとの？）の汚れが付着しており、頭皮には抗菌性のクリームが塗られていた。オウインによると、これらはベビー P の傷害（虐待の痕跡）を隠すための方策であった。
7/31	検察サービス局は、母親と祖母のベビー P に対する傷害（虐待）は「証拠不十分」という結論を出す。
8/01	ベビー P は聖アンネ病院の児童精神発達センターで診察を受ける（以前に2度の予約キャンセルがあった）。この時点でベビー P は肋骨と背骨が骨折していた疑いがあり、下半身に麻痺と痺れがあったと思われる。小児科医（Sabah al-Zayyat）は身体と顔に打撲傷を確認するが、精密検査は行わなかった。
8/02	母親は GP にベビー P を連れていかないことにした。ワードも前日に小児科医の診察を受けているので同意した。警察はベビー P に対する暴行（assault）の件でこれ以上アクションをとらないことが、母親に伝えられた。

7月18日、Ms A とベビー P は診療所で保健訪問員より身体検査を受けた。ベビー P の体重は減っていたが食欲は旺盛であった。7月16日（実際は9日）にベビー P は診察（北ミドルサセックス大学病院）を受け、頭部疥癬の治療を受けたことを Ms A は報告した。また耳部の感染症治療として抗生物質が投与された。彼の左耳は外側が赤く、耳たぶは感染症に罹っているように見えた。Ms A によるとその傷は「耳部を清潔にしようと処置したときに、耳部周辺の打撲傷になった」らしい。Ms A はベビー P を再度病院へ連れて行くよう助言された。保健訪問員はソーシャルワーカーに連絡し、ソーシャルワーカーはその件で Ms A と話そうと連絡したが、うまくいかなかった（3. 64）。7月19日、Ms A はベビー P 北ミドルサセックス大学病院に連れて行った。ベビー P の頭皮には、血色に染まった「かさぶた」があり（感染症）、しらみが湧き、彼

が引っかいた左耳のあたりは血がついていた。彼は汚く不衛生に見え、右手の中指も感染症を患っていた。Ms A の話によれば「赤レスターチーズで（を食して頭部に）蕁麻疹を発症し、それを掻き筆って感染症に罹った」らしい（3. 65）。7月23日（24日？）、チャイルドマインダーがソーシャルワーカーに電話で「頭皮感染症としらみを発症したため、ベビー P ともう一人の子どもを預かることはできない」と連絡してきた。ソーシャルワーカーは Ms A に連絡し、①感染症の完治に時間がかかりすぎていること、②直ちに GP のところへ連れて行くこと、など懸念を伝えた。26日、ソーシャルワーカーは、ベビー P が GP の診察を受けた結果を、Ms A に尋ねた。Ms A によると、GP はベビー P が投薬／治療にアレルギー反応を示していると考え、抗生物質をさらに投与することはしなかった。もっとも GP は症状から判断して何らかの治療を必要と考えていたが、別の病院で治療を受けている（誰かが治療している）と判断し、処置はしなかったようである（3. 66）。7月25日、裁判所命令検討会議（ケア手続きの有無）が開催された。その決定は、現在当ケースはケア手続きの水準を満たしていないが、この判断は今後の報告に応じて再検討されるべきである（3. 67）、という結論であった。7月30日、すべての子どもがソーシャルワーカーによる通告家庭訪問により面接を受けた。ベビー P の耳は爛れ少し炎症していた。彼は頭のとっぺんに白いクリームをつけていた。Ms A は感染症が良くなったと考えていた。ベビー P の顔はチョコレートを塗られており、ソーシャルワーカーはそれを落とすように求めた。家族の友達がそうするよう彼を連れ去ったが、ソーシャルワーカーが帰るまでに現れなかった（3. 68）。8月1日、Ms A はベビー P を聖アンネ病院の児童精神発達センターへ連れて行った。今回の受診にあたっては、Ms A の友人でベビー P の里親ケアをしている Ms M も同伴した。送致（病院での診察）の目的は、（ベビー P は児童虐待防止登録に登録されているが）傷害に関する調査ではない。医師の診断は、ベビー P の行動や症状から判断して、ウイルス性感染症の疑いがある、という結論である。8月2日、Ms A は社会サービス部のオフィスで警察と接見し、傷害の件で訴追されないことが伝えられた（3. 72）。

[3] SCRs の見解⁶⁾

SCRs の見解では「権威的」という言葉が使われている。かつてジャスミン・ベクフォード事件報告書（委員長ブロム・クーパー）でも使われた。「権威的」というのは、「抑圧」「強制」という意味ではなく、子の安全を最優先するにあたって、親に（親業の）達成目標や課題を明示し、その成果や姿勢をアセスメントすること、すなわち親業向上の支援を意味する。当然、親業支援プログラムへの参加が求められ、親業向上への努力が見られない場合、親子分離も起こりうる。子が虐待のリスクにあるとき、親に対する専門家のコントロールがある程度必要であり、このような意味において「権威的」という言葉が使われている。

(1) 権威的な対応の必要性

(1)初期対応の失敗：子どもが虐待されている疑いはあるが加害者を特定できない場合、虐待アセスメントの判断基準は、子の養育に対する親／養育者の「責任感」(sense of responsibility)と「動機／意欲」(motivation)である。47条調査、警察調査、児童虐待防止会議は、親／養育者のわが子に対するこのような姿勢をアセスメントする貴重な機会／プロセスである(4.1.1)。しかし、意識的ではないと思われるが、Ms Aは専門家の対応を慎重に探り、真実(事実経過)を明らかにしなくても親子分離されることはない、と考えていたように思われる(4.1.2)。その原因は関係機関が余りにもMs Aの説明を信用しすぎたことにある(4.1.3)。「健全な懐疑」という視点がなかった。

まずは2006年12月の児童虐待防止会議である。初期対応を決定づける重要な会議である。ベビーPの傷害に関する診断は「故意によるもの」であり、ケア手続きの基準を充足していたはずである。しかし、ケア手続きの申請には慎重であった。傷害は「重大な危害」の水準には達していない、と判断されたのであろう。Ms Aの生い立ち(幼少期での被虐待体験)なども含めて慎重にアセスメントすべきであった(4.1.3)。このような結果になったのは、小児科医や病院関係者(スペシャリスト)が児童虐待防止会議に参加していないことにも一因がある。誰もが責任を負う姿勢が見られない(責任所在の不明)。初期機関協働の失敗である。その結果、「深刻な傷害」(多分大人による故意のもの)が発見されその経緯／事実関係が明らかになっていない段階でベビーPをMs Aに戻すという理解し難い対応になった(4.1.5)。また会議に出席するメンバーにMs Aとその事務弁護士を出席させたことで、アセスメントを難しくさせたことも事実である(4.1.7)。これらは議長の責任である(4.1.6)。

また、児童虐待防止プランがすべての子ども(2人の年上のきょうだい)に作成されていないこと※も問題である。Ms AがベビーPに何が起こったのか、その真実を語ることを拒むのであれば、すべての子どもは「重大な危害」のリスクにあると考えプランを作成するのが合理的である(4.1.8)。このような子ども間の選別的対応は「あなたの親業のすべてが問題なのではない」(特定の子に対する養育だけが問題)という間違ったメッセージを親に与えてしまうことになる(4.1.9)。同様の間違ったメッセージは、ベビーPのケアを家族の友達に委託したことである※。それはMs Aに対して「この程度の傷害なら親子分離はしない」「親子の養育を優先させている」というメッセージを送ることになる(4.1.11)。

ここで必要とされるのは、家族に対する権威的アプローチ(authoritative approach)である。Ms Aは不十分な親業や家庭でのネグレクトに対して、自ら向き合い改善する必要がある。「明確なターゲット」(目標)が短期的に設定される必要がある。重要なのは、目標それ自体ではなく、彼女に課せられた要求に対する彼女の対応(責任ある親であろうとする彼女の意志と姿勢)である。「明確なターゲット」はMs Aの「親業達成度」を判断する目安になるはずである(4.1.12)。とりわけ、家族への初期介入における重大な失敗は、Mr Hの身分を明確し、彼と面接し、その背景をチェックしなかったことである。Ms Aによれば、彼は友人であって家族の主要メン

バーではなく、子どもとの関与もないことになっている。Ms A の説明をあまりにも素朴に受け入れてしまった。とくに警察と児童若者サービス部の責任は大きい (4. 1. 13)。

※家族委託や家族のストレングスを尊重する手法が取られた背景については、次の2点を指摘しておく必要がある。

1つは家族委託という考え方である。このような委託は指針に従ったからであり、自治体の里親委託を行う前に、家族やその友人に子どもの委託をするよう努力をすべきである、と指示されている。しかし、虐待のリスクにある子どもの対応指針としては不適切である (4. 6. 1)。家族の友達はベビー P の一時的な居住場所提供者として選ばれた。それは、まずベビー P の父親を検討した際、Ms A が彼は以前にベビー P を平手打ちにしたことがあると訴えたことによる。この件について、彼の意見を聞き、Ms A と確認され、彼女の見方が正しいのかどうか明確にされていない。彼は休暇をとり準備をしていた。過去において彼の養育に懸念はなかったし、親責任を有しわが子を養育する権利を有する。一時的なケアの申し出を断るのであれば明確な根拠が存在すべきであり、彼のもつ権利を彼に説明すべきであった (4. 6. 2)。

もう1つは SFBT (Solution Focussed Brief Therapy) という考え方である。それは、家族の持つ力に焦点を合わせ、親業を改善する試み (介入) である。児童若者サービス部は SFBT を児童保護チームに導入しており、家族支援のスタッフは習得するための教育研修も提供されている (家族支援を行う際の共通エートスとなっている)。上級マネジャーの中にも児童虐待防止対応 (47 条調査や児童虐待防止会議へのアプローチにおいて) にも適用できると考えるものもある。しかしすべてのスタッフが採用しているわけではなく、全般的な合意には達していない (4. 1. 21-23)。このようなソーシャルワーク手法の哲学が何らかの影響を与えたと考えられる。SFBT は、親がスタッフと真剣かつ真面目に協力関係を築こうとしていると確信できる場合に適切である。但し、「この前提が間違いかもしれない」という認識は常に把持しておくことが重要である (4. 1. 24)。

(2)初期対応以降の失敗：Ms A が些細なことで公衆の前で一人の子どもの顔を叩いた3月の事件は、もっと真剣に受け止め強制的な措置 (親子分離) も考慮すべきであった。これは「平手打ち」(smacking) とか「親のしつけ」というレベルではなく、「暴行」(assault) である。警察に伝えられ戦略会議が召集されるべきであった (4. 1. 14)。ソーシャルワーカーによる事前通告なしの訪問は、「6月1日、ベビー P の傷害の発見」に結びついた。ソーシャルワーカーは Ms A の説明を額面どおりに受け入れず、傷害に関して医師の診察を求めた。診断は、傷害は「故意によるもの」という断定には至らなかったが、「偶然の結果ではない」という結論であった (4. 1. 15)。事前通告なし訪問はこのような「予防対応」としての成果をもたらしたが継続されなかった。

6月1日の事件のあと直ちに児童虐待防止検討会議 (6月8日) が開催された。前回 (3月16日に実施) 以降、ベビー P には2度に及んで深刻な傷害が発見されているにもかかわらず、専門家の出席状況は極めて悪い。ハリンゲーでは児童虐待防止に優先順位が与えられているとにわかには信じがたい。虐待対応の中心的役割を担うはずのソーシャルワーカー、医師、法律家、警察 (報告書は提出) の内、出席したのはソーシャルワーカーだけである (4. 1. 16)。傷害の程度とその経緯、家族背景、MsA の対応などを相互に検討し、当ケースをさらに深く理解できたはずである。本来なら、児童虐待防止計画のなかで役割と責務を与えられたものは (特に家族支援ワ

ーカー。しかし 2007 年 5 月以降連絡なし) 召集され出席すべきである。

「権威的な対応」の失敗を象徴する出来事は、ベビー P に対するケア手続きの必要性を考慮する裁判所命令検討会議のアレンジ(会議の召集)に 7 週間もかかったことである。これは法サービスの管理運営上の失敗というよりも、司法関係者やソーシャルワーカーそしてマネジャーが当ケースの「緊急性」「重大さ」を理解できていないことの証である(4. 1. 18)。親に対する要請や目標の提示は、それらが達成できない場合、親子分離もやむをえないという示唆(権威的な対応)となる。すなわち、家族支援がうまくいく方法は唯一、児童虐待防止機関が介入という権威的な対応を取り、親が家族支援は親業を改善する機会であると理解した場合である(4. 1. 20)。Ms A は専門家とくにソーシャルワーカーと協調的な関係を築いていないのは、こういうところに一因があるはずである。家族支援ワーカーに至っては、家族支援を提供できる基盤がなかった(4. 1. 19)。

確かに、明確な根拠がない場合に親子分離することは、専門家に大きな責任/負担を負わせることになる。このような判断が間違いであることが証明されるかもしれないという覚悟のもとで、進んで困難と向き合わねばならないことがあるかもしれない。代わりに子どもが虐待を受けるよりは、そのほうが良いのではないだろうか(4. 8. 3)。そうすると、クリックルウッドの件に関する対応は大きな問題である。彼女の子には児童虐待防止プランの対象となる子がおり、Ms は最近のベビー P の傷害で逮捕され警察の調査が実施されている。彼女は通告もせず、許可なくすべての子どもと一緒に逃亡している。専門家は Ms A が責任ある親として行動しているのかを常時確認しておらず、許可なく居住地を変更した場合、どのような結果になるのか(対応がされるのか)ということも警告していない(4. 8. 4)。彼女が戻ったとき、ベビー P の耳には爛れ、腫れによる疾患がみられた。感染症の疑いがあったが医師によるチェックはなかった。原因の究明もされていない。Ms A の話はすべて、その信憑性をチェックすべきであった(4. 8. 5)。

(2) いくつかのソーシャルワーク的課題

(1)協働コミュニケーションの改善：親業支援プログラムへの Ms A の参加にあたって、関係機関における重大なコミュニケーションの失敗があった。プログラムをコーディネートしたソーシャルワーカーは、ベビー P (児童虐待防止登録に登録) と他の子どもを保護するため(児童虐待防止)の最も重要なアレンジメントと理解しており(最優先事項)、長期的には Ms A の親業改善を支援するためのもの(付随事項)と考えていた。ところがその意図がしっかりと伝わっていなかった。Ms A は 13 セッションの内、9 つに出席したが、ベビー P と同伴出席は 4 つだけである。ベビー P を同伴しないとき、誰が彼を世話しているのか、誰も知らなかった。欠席やわが子を同伴していない場合、ソーシャルワーカーと連絡する取り決めがなかった(4. 2. 1)。

児童精神発達センターと早い段階で診察予約ができなかったのは、予約を入れる者がベビー P の虐待のリスクをしっかりと伝達することができなかったことにも一因がある。センターには、ベビー P は児童虐待防止登録に登録され、児童虐待防止保護計画の対象であることは伝えられた

が、さらに現在最近の傷害で47条調査の対象であることも伝えられるべきであった。センターによれば、これらが明確にされておれば、チームマネージャーは早期の診察予約を入れたであろうし、48時間以内に診察されたはずである、と述べている。センターへの送致は「器質的な理由」（頭を振ったりぶついたりする行為）によるものであった（4.2.2）。センターに送致されるべき本当の理由は、ネグレクトの深刻さ、それが彼の成長に与える影響、養育にあたって彼が経験する苦痛やフラストレーション以外に、頭を振ったりぶついたりする行為の理由は考えられるのかどうか、という点にある（4.2.3）。

(2)医療や司法証拠への過剰な信頼：親を起訴するかどうか、ケア手続きを開始すべきかどうかは、子どもが虐待を受けるリスクの程度にかかっている。警察は司法証拠に関心をもち、医師の診断による傷害の程度やその重大性に焦点をおいて判断する。他のサービスも同様に傷害に関する医学的診断や、その診断に関する警察や検察局の対応に重点をおく。これらの機関が起訴しない場合、傷害は「曖昧（立証されず：uncertain）」で「故意ではない（偶然：accidental）」という結論に落ち着いてしまう傾向がみられる（4.4.1）。

(3)警察とソーシャルワーカーの合同調査：6月1日（2007年）の訪問で傷害が発見され警察に伝えられたが、合同調査に関しては、ソーシャルワーカーが状況をアセスメントしその必要があると判断すれば連絡するように要請された。このような取り決めは、警察の関与について、他のサービスの裁量に委ねられるといった誤った認識をもたらす危険がある（4.5.1）。12月11日（2006年）の件で、警察とソーシャルワーカーは合同で年長の子ども（きょうだい）と学校で面接をしたが、ビデオ記録撮影は実施されなかった。この時点で彼らに対する暴行／暴力は連絡されていなかったが、マルトリートメントの子どもの場合、子どもの保護という観点から必要な措置であり、指針でも要請されていたはずである（4.5.2）。

[4] ラミング報告書：児童保護／虐待防止の進捗状況に関する評価⁽⁷⁾

(1) 本報告書の主要なメッセージ

過去5年間、政府はECM（Every Child Matters：ECM）やWT（Working Together：WT）など、児童保護／虐待防止に関する政策および指針要綱を立案／遂行し、相当の成果を達成してきた。拡大学校やシュア・スタート（児童センター）に象徴される早期予防介入の新しいモデルは全国的に発展・実施され、子どもや家族のニーズ柔軟かつ創造的に対応してきた。しかし、虐待やネグレクトから子どもを予防保護する施策に関しては、さらに改良の余地がある。もっとも重要な取り組みは、地方サービスのリーダー（議員／専門家）が、政策、法律、ガイダンスを、現場での日々の実践に活かされるよう保証／支援することである（pp.3-4）。

児童保護／虐待防止を担うスタッフを支援するために、政府および地方は直ちに次のアクションを起こさなければならない（pp.4-6）。

(1)保健医療、司法、内務、児童学校家族の各省庁は、協働／協調という脈絡の下で児童保護／

虐待防止に対する優先順位を明確にし、それが実現可能となるように十分な資源を確保／保証しなくてはならない。中央政府内で協働協調がきちんと実施されてこそ、地方での統合／合同（integration/joined up）は可能となる。

(2)これらの改革を推進するにあたり、内閣府に全国児童保護／虐待防止対策部（National Safeguarding Delivery Unit：NSDU）が設置される。当対策部は家族児童若者専門委員会を通じて直接内閣と交渉し、議会に対しては年次報告を行う。メンバーには、直接現場に携わり経験を有するスタッフ（警察、保健医療、児童サービス）も含まれる。当対策部は一定期間の時限とする。最初の任務は本報告書の勧告の推進でありタイムスケジュールの発表である。

(3)DCSF 大臣、保健大臣、内務大臣は、それぞれソーシャルワーカー、保健訪問員、警察官（児童虐待防止担当）の、地位／身分、教育研修／専門性、職員数／欠員補填が不十分であることを明確にし、直ちに対策を講じなくてはならない。専門的知識と技術なくしてソーシャルワーカーは児童虐待防止実践に携わることを認めてはならない。司法大臣は、子どものケアに関する裁判所手続きに要する時間を短縮するよう緊急対策を講じる必要がある。2008/09 には平均 45 週間も要しており長すぎる。またケア命令の申請／取得にあたっての費用負担はなくすべきである。ケア命令申請にかかる裁判費用の増大は望ましくなく、地方自治体の一般財源に移されたことで事態を悪化させている。

(2) 進捗状況（Chapter 1）

過去の虐待死亡事件を振りかえると、究極的には子どもの安全は、スタッフが子ども及び子どもを取り巻く環境を理解するための時間、知識、技術をどれほど有しているかにかかっている（1.5）。児童保護／虐待防止の成果が芳しくないのは、社会ケア、保健医療、警察の現場スタッフに提供される教育研修および適切な労働環境への支援の「不十分さ」にある。ソーシャルワーカーのケース担当量は極めて多く、保健訪問員の 60% 以上は勧告基準を上回っている。粗末な教育研修により専門性が確保されず、さらには過重なケース担当量の負荷がかかると、益々ソーシャルワーカーは追い詰められて行く。警察においても過去 3 年間、児童保護／虐待防止に関する予算は削減されており、欠員未補充率が余りにも多いことに懸念を表明するものもある。児童虐待防止に関連するスタッフに対する専門的教育研修の欠如は、彼（女）らのモチベーション（子どもためにできる最善のことはする）を削ぐことになる（1.7）。このような事実は、過去 5 年間に児童保護／虐待防止優先順位が与えられなかったことを物語っている。児童保護／虐待防止に関する査察では、教育においてそうであるような水準に到達していない。児童社会ケアの査察を管轄していた社会ケア査察委員会（CSCI）の機能は、失われ代替もされていない（1.8）。

(3) リーダーシップと説明責任（Chapter 2）

内務省、児童学校家族省、保健省、司法省の各大臣は、協働／協調という脈絡の下、児童保護／虐待防止に関する優先順位を明確にし、その優先順位は現場で提供されるサービスに反映され

るよう保証しなければならない。これらの具体化／実施運営に関しては、家族児童若者を管轄する内閣専門委員会（Cabinet Sub-Committee）が責任を負う（2. 1、2. 2、勧告）。

中央政府各省庁、とくに DCSF、保健省、内務省、司法省は、目標達成のための管理運営システムを見直す必要がある。その手がかりは指標（Performance Indicator : PI）の見直し／改定である。現在の PI は、「管理運営プロセス」と「目標達成期限」に焦点があわされ、関係機関（公的パートナー）と優先順位を共有することが難しく（協働への障害）、またサービスがどの程度改善向上し、子どもに良い結果をもたらしたのか、という判断も曖昧なままである。その結果、地方政策協定（LAA）において地方による NI（全国指標）の採用は低調で、児童保護／虐待防止の指標として利用している自治体は 10% 未満である（2. 3）。したがって、政府は DCSF 達成目標（target）を見直し、児童保護／虐待防止に関する達成目標を含めるべきである。同様に NI も、LAA において積極的に活用され、サービスの改善と子どもの利益に繋がるように改定されなければならない（2. 4、勧告）。

すべての自治体は、当該地域の児童の安全／福祉の促進に責任をもち、児童サービス専門委員（Lead Member for Children's Member）として行動する「議員」（a designated councillor）を直ちに任命しなければならない。議会のリーダーと児童サービス専門委員による継続的な関与こそが、自治体および児童トラストに「子の安全と福祉」の意識を徹底させるためには重要である（2. 7）。専門委員がそのイニシアティブを発揮するためには、自治体の児童保護／虐待防止に関する最新の詳細な情報にアクセスする必要がある。彼らは児童サービス部長からサービスの提供とその結果に関する報告を定期的に受け、他のパートナーの上級マネジャーと定期的にコンタクトをもつ必要がある。そして重要なマネジメント情報（アセスメントと査察報告も含める）を定期的に精査し、サービスの保証システム（quality assurance systems）の適切な運営を保証しなければならない（2. 8）。

説明責任という重大な職責を末端の従事者に担わせるという歴史が長く続いた。（最）上級マネジャー（most senior）の業績成果は、もっとも脆弱な子どもたちに提供されるサービスの質とその成果によって査定されるべきである（2. 10）。現場で提供されるサービスを管轄する上級マネジャーにとって、送致が受諾され害のリスクがアセスメントされる段階での専門性の確保が最優先事項となる。害のリスク・アセスメントがきちんと実施され、送致及びアセスメント過程が WT に従っているか、確認／保証しなくてはならない（2. 12）。

児童サービス部長は児童保護／虐待防止の中心であるが、その責任範囲はひろく教育、児童社会ケア、幼年期サービスなどまで含まれる。児童サービス部の創設は、現場でのソーシャルワーカー経験（実務経験）をもたない多くの児童サービス部長を生み出すことになった。児童保護／虐待防止の実務経験及び背景を直接もたない児童サービス部長は、チーム内に相当の専門性と経験を有する上級マネジャーを指名すべきである（2. 13、勧告）。

(4) 子どもへの支援 (Chapter 3)

ECM は、子どもの健全な成長／発達および安全を改善／保証するために、様々な取り組みを実施してきた。しかし現状（とくに児童ソーシャルワーカーと保健訪問員の過重なケース負担によるプレッシャー）では、スタッフは子どもらの目線に立って家族全体（環境／背景）をアセスメントする時間的余裕はない。現場のスタッフには、このような現状（管理運営／労働環境）を克服し、専門性を習得する（教育研修）ための支援を必要とする。すべての年齢の子どもたちの抑制された思いや感情を、とくに声を上げることのできない乳幼児について、見抜く力を習得する必要がある（3.1）。2005～2007年に出版されたSCRを振り返ってみると、専門家は、出来事を客観的に検討したり調査するよりも、「すべてが問題なく順調である」ことを正当化したり再確認したりする傾向にある。このような親に対する共感的態度は「親への要請」（親業の達成目標）を低く設定してしまうことになる。子どもが何らかの援助を必要としている場合、「何もなされない」という対応は認められない。介入は子どもの保護と福祉の促進のために実施される（3.2）。

早期予防介入は、虐待やネグレクトから子どもを予防／保護するだけでなく、子どものもつ潜在能力の開花を支援するという意味でも重要である（3.3）。とくに学校や幼年児を対象とする施設は、虐待の疑いのある子どもや追加的ニーズを必要とする子どもの、早期発見／介入／支援において重要や役割を果たす。DCSFによれば、虐待で死亡したかもしくはひどい虐待を経験した4歳以上の子どもの68%は学校の出席状況が悪い。最近の『21世紀学校戦略』（21st Century Schools strategy）では、早期予防介入を目的とし全国フレームワークが明確にされた。学校（や幼年児を対象とする施設）は、改革プランの作成に際して児童保護／虐待防止に最優先順位を与えるよう努力する必要がある（3.5）。したがって、Ofstedは、学校を対象とした査察システムを改正し、学校の児童保護／虐待防止に対する取り組みの成果を評価できる内容にすべきである（勧告、p.25）。

早期予防介入の窓口として、自治体の一般相談窓口（Call Centre）に連絡が入った場合、児童虐待に関する連絡であれば、直ちにソーシャルワーカーと連絡が取れる人物に回線をつなげられるように整備しておく必要がある（3.6）。また病院の救急部のスタッフは、最近その子どもはどこかの救急部へ送致されたことはあるのか、また児童虐待防止プランの対象になっているのか、という疑問を調査するための手続き／方法に精通していなければならない。親は繰り返してきた傷害を隠すために異なる医療機関を慎重に使い分けることも認識しておくべきであり、「救急部にきたのは初めてである」という仮定や親の主張や説明に対する信頼を前提に対応してはならない（3.7、勧告、p.28）。もし虐待の懸念があるのなら、それに応じた対応が必要であり、子の安全と福祉に対して懸念のある状態で退院させてはならない」（3.8、勧告、p.28）。

近年、Threshold（敷居、入口）という言葉が児童サービスの専門家の間でよく使われているが、財源的制約あるいはスタッフの不足という事情があったにせよ、サービスへのアクセスを制限する試みである。Thresholdは法的な裏づけはなく『フレームワーク』でも使用されていない。

それにもかかわらず、あまりにも高い水準に設定されアクセス（サービスの供給）を制限している。このようなことは 1989 年児童法 17 条の理念を踏みにじることになる（3. 11）。1989 年児童法では、子どものニーズを充足するにあたって、ニーズの分類区別という手法は取られていない。「ニードを持つ子」（in need）と定義されたなら、「重大な害のリスク」へと悪化しないように、モニターが保証されるべきである（3. 12）。

ソーシャルワーク実践は、プロセス（マニュアル／手続き）やターゲット（達成目標）が過剰に強調されるため、ソーシャルワーカーに「自信の喪失」（自らの専門性に対する懷疑）をもたらすおそれがある。ソーシャルワーカーの専門性向上は、支援的な学習環境（専門的判断や技術の継続的発展）で実践されることが重要である。したがって、規則的で、高い質を備えた、組織化されたスーパーヴィジョンが重要となる。現状ではこれらに割かれる時間は十分でなく、個人は自己責任で対応しており、児童虐待防止に関与するスタッフが度々直面する精神的ストレスの解消になっていない。スーパーヴィジョンは、ターゲットの充足よりも、意思決定、リスク分析、子どもの結果の改善に焦点を合わせた開放的かつ支援的なものでなければいけない（3. 15）。

ところで現在のデータシステム、とりわけ ICS（Integrated Children's System）のベースとなる地方 IT システムは、煩雑なプロセスになっている。非常に複雑で、しかも長くて数の多い、チェック式アセスメント／記録システムになっており、必ずしも専門的な判断や実践に役立っていない（実用的でない）、と証言するものが多い。チェック式アセスメントの完成や情報入力に時間がとられ、子どもや家族と直接交流する時間がもてないことを懸念するものもある（3. 17）。現在、ICS のベースとなる全国単一の IT システムは存在しない。ICS へ情報入力するのに要する時間は地域によってまちまちである。単一の全国統合児童システムの導入が必要である。

(5) 協働（Chapter 4）

DCSF は WT をさらに徹底／強化させ、児童トラストは①～③の課題を実現／保証するために、適切なアクションを起こす必要がある。①他の専門家から児童サービスへの送致はすべて初期アセスメント（児童および家族との直接関与を含める）まで実施し、送致した専門家と直接関与（連絡）しフィードバックすること。②コアグループ会議、再検討（見直し）会議、ケースワーク決定には、児童に関与したすべての専門家、とくに警察、保健医療、若者サービス、教育関係者は含まれること。記録がきちんと取られること。欠席者の文書による意見も含まれる。③児童の安全に関する（異なるサービスの）専門家間の意見の食い違いを調整／解決するための（公式）手続きを作成すること。

さらに、④警察、保護観察、精神医療（成人）、薬物アルコール治療のサービス関係者はすべて、子どもの虐待防止を最優先した送致プロセスを熟知しなければならない。DV、薬物アルコール乱用が子どもを虐待やネグレクトの危険にさらす場合、自動的に送致されること。そして、⑤NSDU は、DV、成人精神医療問題、薬物アルコール乱用により子どもが何らかのリスクにさらされる場合、その子どもに関する送致／アセスメントに関する指針要綱（ガイダンス）を緊急

に開発する必要がある。

児童保護／虐待防止にとって、成人サービスと子どもサービスの協働が重要となる。現在、少なくとも 20 万人の子どもは DV や暴力などハイリスクが確認されている自宅で生活している。約 45 万人の親は精神疾患を抱えていると言われている。25 万から 30 万の子どもが問題となる薬物使用の親をもち、130 万人の子どもはアルコール依存症と思われる親と同居している。こうした現状を確認したとき、成人に対応する専門職スタッフは児童／若者のニーズや（虐待の）リスクを確認しアセスメントできるよう教育研修を受けることが重要である。しかし余りにも多くの送致／アセスメントが子どもに対する害のリスクをきちんと確認／アセスメントできず、適切なアクションを起こせずにいる（4.4）。ここには複雑な問題がある。DV の犠牲者や精神疾患を持つ親が援助を求めることを躊躇わすような送致システム、すなわち援助の声を上げることが自動的に子を養育する権利が危険にさらされるという不安を持たせるようなシステムであってはならないことが重要である（4.5）。

（6）児童関連サービス従事者（児童労働力：Chapter 5）

スタッフは子どもたちの「安全の確保」と「福祉の向上」に大きな貢献をしている。しかし、その貢献や専門性が社会から正当に評価も理解もされず、危機的な状況にあると感じている。とくに児童ソーシャルワーカーの士気は低い。多くの保健訪問員は膨大なニーズに対応しており、小児科医や警察官も児童虐待防止施策はその任務の大変さ、責任の重大さと比較して地位／評価が低すぎると報告している。その結果、子どもは重大な害のリスクにさらされることになる（5.1）。

自治体児童ソーシャルワーカーの定員不足は 2006 年で 9.5%（教員 0.7%）で、転職率も 9.6% と非常に高い。自治体の 64% が児童ソーシャルワーカーの欠員補填に苦勞しており（2008 年）、39% はその維持に困難をきたしている。いくつかの自治体では、ソーシャルワーカーの半数以上は 1 年未満の経験しかない新任スタッフである。ある調査では、児童ソーシャルワーカーの 4 分の 3 近くは、平均ケース担当が 2003 年以来増えていると報告している。さらに悪いことに、保健訪問員の数が過去 14 年間で最低である。また警察でも児童虐待防止チームに所属することは、下級職階（低い地位）とみなされるようである（5.2）。これらの対応として、2008 年 12 月、DCSF は『2020 児童若者労働力戦略』を出版し、児童関連サービス従事者すべてに対する政府のビジョンを明確にした。さらに DCSF は『ソーシャルワーク改革支援委員会』（Social Work Task Force：SWTF）を設置し、児童や若者を対象とする（現場の）ソーシャルワークサービス従事者の役割と責務に焦点を当てた。これらは歓迎すべきことであるが、対象は普遍サービスとりわけ教育に焦点がおかれ、ソーシャルワーカーにまで及んでいない（5.3）。

現場（Frontline）のソーシャルワーカーとソーシャルワーク・マネジャーは相当なプレッシャーの下におかれている。スタッフの低い士気、粗末なスーパーヴィジョン、過剰なケース担当量、資源の不足、不十分な教育研修などは、スタッフに高い水準のストレスをもたらし、定足数

の補填／維持を困難にさせている。とくに児童虐待防止ソーシャルワークは厳しい状況にあり「シンデレラ・サービス」(Cinderella service)と思われている。一方、教育は過去10年間に相当な投資を受けたことは記憶に新しい。ソーシャルワーカーに対する公的な中傷は、スタッフのあらゆる面に否定的な結果をもたらす。またソーシャルワーカーに対するメディアの対応(否定的／非難的報道)にも問題がある。高いモチベーションと自信を喪失したソーシャルワーカーの存在は、さらに多くの子どもを危害にさらすことになる(5.4)。

児童保護／虐待防止に要請される専門性を習得した有資格ソーシャルワーカーは全国／地方において不足している。専任ソーシャルワーカーの高い転職率とその欠員を外国のソーシャルワーカーで埋め合わせるやり方は、一人のソーシャルワーカーが長期的な信頼関係(継続性)を築くことができない(5.5)。DCSFはSWTFの支援を受けて、ソーシャルワークの活動内容を明らかにし、ソーシャルワーカーの「子どもの安全保障」という重大な社会貢献に対するメディアや市民の誤解を解くための戦略を検討／開発すべきである(5.6)。

このような状況におかれたソーシャルワークに、かつてのような輝きを取り戻そうとする試み、すなわちソーシャルワーク再モデル化計画(再構築計画)が進められている。例えば、児童ソーシャルワークの再モデル化計画(プログラム)とは、専門職協働(混成)チーム(multi-skilled)を導入し、(管理運営および協働の支援を受けながら)当チームにケースのマネジメント責任を委ねるという方法である。この方法の利点は、チームメンバーすべての専門性を活用し、利用者のニーズにあった柔軟かつ効果的なケースマネジメントができることである。たとえば、子どもに対するサービスの連続性が確保され、ソーシャルワーカーは子や家族との接触から疎外されることはない。また懸念をもったとき相談できる相手も居合わせ、共同で決定を下したり合同訪問したりすることができる。また管理運営上の支援を受けることで、ソーシャルワーカーが専門領域に集中することができる。当プログラムでは、経験を積み専門性を有するスタッフは、児童関連サービスの他の領域で同様の技術と経験を有するものと同等の待遇が保証されることになり、課せられた役割と責務の重要性を理解し士気を高めることにも繋がるであろう。当チームは(メンバー個人もそうであるが)、「リスクをもつ子ども」(虐待ケース)と「ニーズをもつ子ども」の両方を受け持つことになる。ソーシャルワーカーは虐待ケースだけを担当するのではない(5.8)。

事例を出して検討してみよう。再モデル化計画のポイントは、余りにも官僚的(手続き／指針依存)、アセスメント中心になりすぎたソーシャルワークを、もっと子どもや家族との直接的な関わり(介入)を大切にするソーシャルワークへ引き戻そうとする点にある。この目的を実現するためのモデルが、ソーシャルワーク・ユニット(Social Work Unit: SWU)である。顧問ソーシャルワーカー(consultant social worker: CSW)のリーダーシップの下、SWUは、ソーシャルワーカー、子育て(家族)支援員、家族療法家、ユニット・コーディネーターで構成される。当ユニットは、子どもや家族と長期に亘る継続的な関係を結び、ニーズの変化に柔軟に対応する。したがって、CSWはSWUに配属されたすべてのケースに対してすべての責任をもつ(p.48)。

家族の構成員すべては SWU のメンバーに知らされる。SWU は毎週会合をもち、今週に必要なとされる業務／課業を確認する。当家族（のニーズ）について話し合われ、メンバーの専門性や家族との関係を勘案して、SWU のメンバーに課業が割り振られる。直接的な対応が CSW を含めた当チームの（家族のニーズに最も対応できる）誰かから提供される。SWU には高い水準での自立性が与えられ、意思決定やアクションに関する責任／権限が付与されている。また SWU のすべての実践家には「限られた範囲での財源支出」に関する権限も委譲されている。管理運営は全体として行われる。すなわち、ソーシャルワーカーと子育て（家族）支援員は CSW から、家族療法家は家族支援部の顧問臨床医から、コーディネーターは各サービス地域内の管理運営マネジャーから、それぞれマネジメントとスーパーヴィジョンを受ける。これはソーシャルワークの新しいパラダイムであり、SWU は官僚的重荷を軽減し CSW とマネジャーの間で新しい関係を構築することができる（p.49）。

※本報告書では次のような勧告がされている。SWTF は、①（DCSF によって推進される）全国児童ソーシャルワーカー雇用（供給）戦略を作成すること。その際、児童虐待防止ソーシャルワーカーにとりわけ重点をおくこと。②児童労働力開発協会（CWDC）と他のパートナーは協力して、国家ベースで児童ソーシャルワーカーの昇進ルート（待遇／専門性）を明確にすること。③「ニードをもつ子ども」と「児童虐待防止」のケース担当量の上限を定めた全国指針を開発すること。④児童ソーシャルワーク再構築戦略の開発すること。

ソーシャルワーク教育研修は 2003 年に改正され（degree course in socialwork）、専門性向上に取り組んだ。しかし十分な水準に達していない。新規有資格ソーシャルワーカーの 3 分の 2 は、教育研修を実用的で専門性向上に資しているとは考えていない（5. 9）。学生はある特定のクライアント（範疇）を支援する（実践的な）技術や知識を学ぶことなく、余りにも多くの課題に対応している。現在、児童虐待防止の経験がなくても、自治体内で働いたことがなくても、（有資格）ソーシャルワーカーとして認定されることが可能であり、任命されると直ちに児童虐待防止のケースが他の経験を積んだスタッフと同量を担当させられる。現在の教育研修は、特殊専門性を習得することなく卒業生は児童ソーシャルワークの現場に配属されてはならず、1 年後に（児童ソーシャルワークチームへの現場配置も含めて）特殊専門性（スペシャリズム）の資格を認可するよう改正すべきである（5. 10）。実際に、新規卒業生は直ちに有資格ソーシャルワーカーとなりスーパーヴァイズされることなく、実務に就いている。他の専門職では、1 年あるいは 2 年間、スーパーヴィジョンを受けながら実践対応能力を身につけ経験を積んでゆく。そしてこのような教育研修を受けたあとと登録に記載される。

※本報告書では次のような勧告が行われている。GSCC（総合社会ケア協議会：General Social Care Council）は関連政府省庁とともに、①高等教育機関および雇用者と協力してソーシャルワーク研修教育の専門性を高め、児童ソーシャルワークに高い質の実践的技術が提供できるようカリキュラムを強化／改正すること。②高等教育機関と協力して、1 年後に（児童ソーシャルワークへの配属も含めて）児童ソーシャルワークの特殊専門性の資格を認可するように現行プログラムを改正すること。③これらの目的を達成させるために包括的な査察システムを設置／実施すること（p.52）

新任ソーシャルワーカーは最初の1年間は、処遇困難ケースを抱えながらも、相対的に落ち着いた学習ができる環境の中で専門家として技術を習得し自信を深められるよう支援／スーパーバイジョンを保証されなければならない(5.12)。さらにソーシャルワーカーは専門性向上のために継続的な学習機会が必要になる。したがって、優れた質の卒後資格訓練研修が必要であり、とくに児童虐待防止ソーシャルワークではそうである。しかし、卒後資格教育研修が不足しているばかりか、雇用者は(教育研修を受けることによる)スタッフ削減や費用負担を嫌がる傾向にある(5.14-15)。政府は、実務経験を有する児童ソーシャルワーカーを対象とした(財源的支援を行い実践に焦点を合わせた)「児童ソーシャルワーク卒後資格」を導入すべきである(5.15、勧告)。

保健訪問員は児童虐待防止において重要な役割を果たす。とくに声を上げることができない乳幼児の場合はそうである。161に及ぶSCRの評価によれば、(虐待死したかあるいはひどい虐待を受けた)児童の47%は1歳未満であるが、わずか12%だけしか児童虐待防止プランの対象になっていない。さらに早期予防発見という観点から、普遍サービスにおける保健訪問員の役割は重要である(5.21)。にもかかわらず、保健訪問員の数は過去3年間に10%も落ち込んでおり、ケース担当量は勧告された300家族あるいは400人の子どもを遥かに上回り、500人の子どもを担当する保健訪問員は40%以上、1000人以上は20%になっている。保健訪問員の69.2%は、最も脆弱な子どものニーズに対応できる資源をもっていない、ことを指摘している(5.22)。さらにいくつかの職務上の混乱もある。保健訪問員は普遍サービスの提供を担うが、複雑なニーズをもつ家族への支援も要請される。ソーシャルワーカーのケース担当が増加すると、保健訪問員は児童サービスに送致された児童虐待ケースを担当するようなことが起こりうる(5.23)。

※本報告書では次のような勧告が行われている。このような状況を鑑み、本報告書は次の勧告を行う。

①保健省は保健訪問員の定員充足と専門性向上に優先順位を与え対策を講じること。②保健省は0～5歳までの『健康児童プログラム』(Healthy lives, brighter futures)を再検討し、児童保護／虐待防止における保健訪問員の役割に優先順位を与え、5～19歳を対象とするプログラムにも同様に対応すること(p.58)。

児童虐待防止チームの資源に関する懸念は、多くの警察でも同様である。全般的ではないにしても、児童虐待防止という職務は「低い地位」(下級職階)にあるとみなされ、優秀で経験を積んだ警察官を引きつけることができない。いくつかの警察では、児童虐待防止チームの高い定員不足率がめだち、クリンビエ事件の直後からここ数年の間に大幅なポストの減少がみられた(5.26)。内務省は、警察児童虐待防止チームに十分な資源を用意し、特殊専門性の習得を目的とした教育研修を受ける機会を保証するよう対策を講じなくてはならない(勧告、p.60)。

(7) 改善と挑戦 (Chapter 6)

2007年以来 Ofsted はすべての自治体児童サービスの査察を行うことになった。この責任は以前には社会ケア査察委員会(Commission for Social Care Inspection: CSCI)の所轄であった。2005～2008年まで(2006年まではCSCIと協働)Ofstedは自治体児童サービス年次業績達成評価

(ほとんどが文書報告による児童安全に関する業績格付け)を実施した。しかし自治体は査察の精度と専門性に関して度々不満を漏らしている。さらに Ofsted は保健医療ケア委員会(Healthcare Commission)、監査委員会、HMI 保護観察委員会と合同で、3年単位の児童サービス合同査察評価(Joint Area Reviews: JAR)を実施している。JAR は児童保護/虐待防止に関するすべてのパートナーの業績を評価する。これらはフィールドワークの現地視察訪問も行うが、同じく査察の精度と専門性に関する批判が出ている(6.2)。

2009年2月10日、Ofsted は4月より児童保護/虐待防止の査察の変更を申し出た。今後、児童保護/虐待防止に関する交流、送致、アセスメントの取り決めについて、事前通告なしの現地訪問による(年次)査察を行う予定にある、と言う。事前報告による査察は3年毎に実施し、自治体、パートナー、LSCB など児童の安全保障に関わるすべての機関が対象となる。3年毎の査察は、Ofsted と新設されたケアの質評価委員会(Care Quality Commission: 2009年4月1日より保健医療ケア委員会の責任を継承)の査察官によって実施される。この査察は、①「ニーズ調査/審査とサービス提供との関連」に関する分析から、②「実践、ケース担当量、教育研修、スタッフ支援、管理運営、LSCB と児童トラストの機能効果、児童や若者そして利害当事者の意見」の現地訪問による精査にまで及ぶ(6.3)。

これまでの査察の欠点は査察団体とりわけ Ofsted が児童虐待防止の専門性を把持していないことにある。そもそも Ofsted の専門は教育分野であり、何人かの児童保護/虐待の専門的査察官は CSCI から Ofsted に移ったが、多くのもはその職から去った(6.5)。したがって、Ofsted、ケアの質評価委員会などの査察局は直ちにアクションを起こし、スタッフが現場で提供される児童保護/虐待防止サービスを査察できる専門性を習得できるよう保証しなくてはならない。とくに児童虐待防止関連サービスの査察責任をもつ Ofsted の査察官は、児童虐待防止の直接経験を持つべきである(p.63、勧告)。

深刻なケースの検討/評価(Serious Case Reviews: SCRs)は協働の改善を目的とするが、協働を妨げる諸要因は個々の機関内にも多く存在する。協働の効果的な運営のために個々の機関が学ぶべき教訓を明確にする必要がある(6.7、勧告)。ところで SCRs のメンバーは機関の文書資料にアクセスする権限をもっておらず、関係者の主体的な協力にほとんど依存しており、必要とするすべての情報を収集するのは困難な状況にある(6.9)。したがって、DCSF は SCRs の手続き/フレームワークを改正し、SCRs の委員長は文書資料やスタッフすべてにアクセスできるよう保証すべきである(p.64、勧告)。さらに懸念がある。SRRs 委員によるケースの検討/評価は、LSCB が作成した、焦点が曖昧でしかも長くて分かりにくい文書に頼り過ぎていることである。2007年春から2008年3月までに Ofsted アセスメントした45の SCRs の内、1年以内に完成したのはさ31%だけである(6.10)。DCSF は SCRs の目的を、事件や重大なケースから教訓/学び、勧告の推進、児童虐待防止システムの即時の改正、というように限定すべきである(p.65、勧告)。

ところで、SCRs に対する Ofsted の評価方法に不安を感じるもの、すなわち Ofsted は SCRs

の評価基準をその「内容」(システム改善/専門性向上のためのケース検討と勧告)ではなく、「報告文章の質」に重点を置きすぎていることに懸念がもたれている(6.11)。OfstedはSCRsの評価を内容すなわちシステム改善/専門性向上のためのケース検討と勧告の質に焦点をあわせるべきである(p.66、勧告)。SCRsでは「守秘義務」の徹底が重要となる。1つは検討/評価の対象となるケースの当事者および関係者への配慮、もう1つは情報提供者(証人)への配慮である。SCRsの質は情報提供者(証人)の協力に負うところが多い。すなわち、内部通告/告発者(情報提供者)の身分保障がなければ協力を嫌がるであろう。完全な報告書の公開はその必要があるとされる人物および関係機関以外にはされてはならない(6.12)。したがって、質の高い要約報告の公開が極めて重要になる(6.13)。優れた報告書を作成するためには、SCRsの委員長は当ケースに何らかの関与・影響のあるすべての機関から独立していなければならないし(6.15)、報告書を執筆できる能力と技術を有する人物が必要となる。もちろん執筆者はSCRsの委員長と同一人物であっても違っていてもかまわない(6.16)。但し、SCRsの委員長及び報告書執筆者はLSCBや当ケースと何らかの関与をもつサービスから独立していなければならない(勧告、p.69)。

「改善と挑戦」でもっとも野心的な取り組みは、全国児童保護/虐待防止対策室(National Safeguarding Delivery Unit: NSDU)の設置である。NSDUとは、児童若者を対象とする地方サービスの改革/改善のために、関係省庁/機関と協議/調整してアクションを起こすための部署であり、永続的設置ではなく3年を時限とする(6.20)。地方自治体のサービス改革を推進するために、NSDUは改革の進捗状況を3カ月毎に内閣家族児童若者専門委員会(Cabinet Sub-Committee on Families, Children and Young People)に報告し、議会には年次報告書を提出する(6.21)。NSDUの主な具体的任務は、①内閣家族児童若者専門委員会と協力して勧告推進のタイムスケジュールを明確にする、②タイムスケジュールに沿って改革が進むようすべての児童トラストを支援する、③児童サービス、保健医療、警察の児童保護/虐待防止に関する理解と認識の向上を目指す、④すべての地方(現場)サービスにおいて児童保護/虐待防止を優先施策とし、これらの優先施策が実行される地方行政管理システムの開発を支援する、⑤現場サービスがより効果的に児童保護/虐待防止が遂行できるよう、現場サービスの文化(エートス)を変革する、⑥政府官僚やOfstedと協力してSCRsの勧告推進を支援する、などである(勧告、pp.71-72)。

(8) 組織と財源 (Chapter 7)

地方の多様性は尊重されつつも、LSCBと児童トラストとの間で役割と責任の明確な区別が必要である。児童サービス部長(DCS)がLSCBの委員長を務める場合、児童トラストの委員長を兼ねてはならない(7.3)。また児童トラストとLSCBも同一人物が委員長を兼ねてはならない。LSCBの委員長は機関協働パートナーの同意で選任されるべきである。しかしながら、LSCBと児童トラストの間で強力な関係は重要である。児童トラストはECMの5つの目的を達成し子どもの安寧を改善/向上させる責任をもつ。LSCBの責任は児童トラストによって行使される責

任の基本部分となる。LSCB は児童トラストに児童保護／虐待防止の取り組みと進捗状況を報告し、その成果を年次報告書にして公開すべきである（7.4、勧告）。

財源に関しては、児童ソーシャルケアの支出は近年大幅に上昇しており、2001/01 の 29 億ポンドから 2007/08 の 55 億ポンドに、約 2 倍に上昇している。これらの増加は予防介入対策、児童センター、拡大学校、若者支援、家族／親業支援など、政府が積極的に力を入れている分野である。このような取り組みは評価できるが、一方で児童虐待防止への積極的な資源投資というイニシアティブが弱められることにもなりかねない（7.5）。国家及び地方レベルにおける児童保護／虐待防止に関する予算決定は、過去の支出および児童虐待防止プランの対象となっている子どもの数よりも、実際のニーズやリスクへの必要な対応を基準にすべきである。したがって、十分な資源が児童虐待防止と普遍的予防サービス（早期介入／予防サービス）に適正に配分される必要がある。児童トラストは、他の機関の財源が児童保護／虐待防止にどの程度貢献／支援しているのか、またプールされた財源は有効利用による最大限効果をもたらしているのかどうかを理解しておく責任がある（7.6）。もっとも、地方自治体の（財源取り決めの結果として）児童保護／虐待防止に関する予算確保は厳しい状況にある。学校予算の 82% は、使い道が特定された予算枠（特定財源：**Dedicated School Grant : a ring-fence grant**）から支給されているが、児童保護／虐待防止に関してはこのような財源保証はない。「児童虐待防止」に特定された政府予算はなく、「子どもの福祉／安寧の向上」に配分された予算から捻出される。「2004 年公的セクター効率性の見直し」（**Gershon Review of Public Sector Efficiency**）の下で、自治体は効率的な財源活用（財源削減）を要請されており、特定財源の欠落は児童保護／虐待防止関連予算の削減というリスクにさらされることになる。政府は児童保護／虐待防止に関する財源保証を明確にし、普遍的予防サービスと児童虐待防止サービスの両方に適切な水準の財源投資が行われるよう断固とした行動をとるべきである（7.7）。

[5] 考 察

2008 年 11 月 11 日、2 人の男性の有罪（母親も本件への関与が確認）が確定し報道され、その凄惨な事件内容が明らかにされると社会の関心は頂点に達した。しかも、記憶に新しいヴィクトリア・クリンビエ虐待死事件（2000 年）と同地区（ロンドン北部ハリンゲー地区）であったことから、市民の受けた衝撃は計り知れないことは容易に想像がつく。本事件は国会答弁でも取り上げられ、児童大臣 Ball は、2004 年児童法の権限を行使し（初めての権限行使）、ハリンゲー地区における児童安全保障（虐待防止）に関する緊急の合同査察調査を命じるとともに、地区児童安全保障委員会（LSCB）委員長の S. Shoermitth を更迭した。さらにラミング卿（クリンビエ虐待死亡事件の調査委員長）に、クリンビエ事件以降、児童社会サービス改革の進捗状況に関する全国調査を依頼することになった。

本事件の虐待調査報告書にあたるのが、LSCB が作成した『ベビー P（ピーター）虐待死亡事

件に関する調査報告書』(Baby Peter Serious Case Review: SCR)である。児童大臣 Ball は最初の調査報告書のやり直しを命じ、前ケント児童サービス部長 G. Badman をハリンゲール LSCB 委員長に任命し、調査報告書の作成にあたらせた。個人情報保護の観点から完全な報告書は公開されず、要約報告書(全文 28 頁)が 2009 年 5 月(2 月には完成されていた)に漸く公開されることになった。

要約報告書では「権威的な対応」の重要性が強調されている。かつてプロムクーパー委員長が執筆した『ジャスミン・ベクフォード虐待死亡事件調査報告書』でも使われた言葉(権威的な対応)である。ベビー P は傷害による理由で入退院を繰り返し、母親は 2 度も逮捕されている。47 条調査も警察調査も実施されていた。なぜケア命令の申請まで検討されていたのに親子分離されなかったのか、という疑問である。確かに専門家(とくにソーシャルワーカー)は親をコントロールできていなかった。子の安全を最優先するにあたって、親に(親業の)達成目標や課題を明示し、その成果や姿勢を継続的にアセスメントすること、そして親業向上への努力が見られない場合、親子分離もあり得ることを明示し、専門家は親をある程度コントロールしておく必要がある。そうすれば、法関係者や専門医が明確な司法証拠の存在を確認できずケア命令申請が延期・先送りされる場合、それに反論する状況証拠を提示できたはずである。虐待防止ソーシャルワークの専門性が習得されていなかったことを指摘することはできる。

しかし、「権威的な対応」に慎重な姿勢を示す専門家の背景にも考慮しておく必要がある。1 つは、児童大臣 Balls がハリンゲール児童サービス部長(S. Shoemith)を更迭し、虐待防止の失敗は許容できないことを自治体/議会に明確にした途端、ケア命令の申請が激増したことである。ここ数年ケア命令の申請が極端に少ない。それは申請費用および委託費の抑制のため、ケア命令の申請が控えられた可能性が強い。もう 1 つは「家族の共同性」の復権である。例えば、虐待調査(警察調査)が実施されているとき、家族(MsA)の友人宅にベビー P のケアが委託(公的里親よりも家族委託を優先するよう自治体指針に明記)されたことや、児童若者サービス部が家族支援を行う際に SFBT(家族の持つ力に焦点を合わせ、親業を改善する試み)が共通理解となっていることなどである。財源的抑制と家族の共同性は、親和的な関係にあったのかもしれない。

ラミング報告書は、クリンビエ事件調査報告書の勧告および政府の児童社会サービス改革(ECM)の進捗状況に関する全国調査報告書ではあるが、その内容を精査するとベビー P 虐待死亡事件への配慮がみられる。避けて通れない問題であったはずである。ラミング報告書の主張は明快で、①政府各省庁は協力して、児童保護/虐待防止に対する優先順位を明確にし、それが実現可能となるように十分な資源を確保/保証すること、②その達成評価は地方(現場)で提供されるサービスの質/量で評価されること、③これらの改革を実施するために、内閣府に全国児童保護/虐待防止対策部(NSDU)を設置すること、である。そして、ソーシャルワーカー、保健訪問員、警察官(虐待防止担当)の地位/身分、教育研修/専門性、職員数/欠員補填が不十分であることが明確にされ、その対策を早急に講じるよう要請している。さらにこれらの改革を裏

付ける財源については、児童保護／虐待防止に関する特定財源（Dedicated School Grant：a ring-fence grant）の明確化が主張された。

児童大臣 Ball はラミング報告書の勧告すべてを受け入れる用意があることを発表した。実際にソーシャルワーカー教育研修や人材補填に関して緊急予算を組んだ。しかし児童保護／虐待防止に関する特定財源化は受け入れなかった。児童サービス部長協会の会長 Kim Bromley-Derry⁽⁸⁾ は、「政府は地方（現場）サービス（児童虐待防止）に十分な財源投資を行うようラミングは勧告したが、そのようなサービスの基本財源の増加には結びつかなかったことに失望している。公的サービスは予算削減の圧力下であり、児童虐待防止予算を守るような手立ては何ら講じられていない。・・・指針や構造改革という中途半端は言葉に惑わされてはならない。現場で提供されるサービスの改革こそが本当の変化である」という厳しい評価を下している。

最後に、ソーシャルワークの脈絡からベビー P 事件を検討しておきたい⁽⁹⁾。

ブラウン首相は 2007 年 6 月、児童・学校・家族省（DCSF）を新設し初代大臣に Ball を任命した。早速彼は 12 月に『児童プラン：明るい未来を創造するために』（The Children's Plan：Building Brighter Futures）を発表し、2020 年までの政府の姿勢を明らかにした。『児童プラン』は基礎学力（読み書き）の向上、反社会的行為の予防、児童貧困の克服を目的とする。親子が最もアクセスしやすい学校を拠点にして様々プロジェクトをコーディネートする。つまり、最も脆弱な子どもを早期に発見予防すると同時に、子どもの教育格差をもたらないよう親業支援を行い、子どもの潜在能力を開花させる、という戦略である。

ブラウン政権では「子ども中心（child centred）」という考え方を尊重しつつも、時として家族を個々のパーツに分解／単元化させ「家族の共同性」を弱体化させる傾向があるとし、「家族」という概念をもう一度復活させてきた。それが『家族を考える』（Think Family：Cabinet Office, Social Exclusion Task Force 2008）である。『家族を考える』では、児童サービスと成人サービスの統合が提起され、成人サービスは「家族全体」のニーズへの対応だけでなく、クライアントの親業支援も児童サービスを協力して行うことが要請された。早期予防介入と家族（親業）支援は、まさしくシーボーム改革理念の復活とも言える。いやむしろ、シーボーム改革の理念が骨抜きにされたとき、つまりジェネリック・ソーシャルワークを基盤とする社会福祉部が解体され 2004 年以降児童サービス部に取り替えられたとき、「家族」という概念が復活した、というほうが正解なのかもしれない。というのもソーシャルワーカーはかつての輝きを取り戻したのかというと、そうではないからである。

政府は ECM 以降、子どもの潜在能力の開花は、早期予防介入による親業支援を行い、教育格差をなくすこと、それが社会的排除（児童貧困）の解消に繋がるという考え方を堅持している。このような教育と福祉の接近は、自治体の教育部と社会福祉部（児童社会ケア）を統合した児童サービス部（Department of Children's Services）の新設をもたらした。しかし、児童サービス部長の 75% が教育関係者であるように、児童社会サービスの財源配分は学校を中心とする教育関連サービスに重点がおかれている。児童ソーシャルワークは、育成される子（looked after：ハイ

リスクをもつ子ども)に限定/選別されている。家族(親業)支援の強調はシーボーム改革を思い起こさせるが、普遍的な予防介入を担う専門職は教育や保健医療関係者(保健訪問員や助産師など)に移っている。児童ソーシャルワークは、①ハイリスクの子ども(児童虐待防止)を担当するため、マニュアル遵守、詳細なアセスメント、ITへの情報入力に集中し、子ども(家族)と接触する時間を失い士気の低下をもたらす。さらに②普遍的な早期予防介入は教育と保健医療が中心となり、ソーシャルワークへの財源投資が縮小される。このような「士気の低下」「資源の不足」がベビー P 事件の背景にあった。ラミング報告書で児童虐待防止ソーシャルワークが「シンデレラ・サービス」と呼ばれたのは、このような理由からである。

註

- (1) Joint working : Laming lays dawn his judgment on child protection, in *Children & Young People Now*, 19/03/09
- (2) Children going into care : the Baby P effect in numbers, www.guardian.co.uk/news/datablog/2009/may/08/baby-p-childprotection.
- (3) Baby P killer found guilty of raping two-year-old girl, www.guardian.co.uk/society/2009/may/01/babyp-step-father-guilty-rape.
- (4) Ofsted must learn from Baby P say charities, in *Children & Young People Now*, 02/12/08
- (5) ①Haringey LSCB (2009) Serious Case Review : Baby Peter, Executive Summary, February.
②Timeline : The short life of Baby P'in guardian.co.uk, Tuesday 11 November 2008.
- (6) Haringey LSCB (2009) Serious Case Review : Baby Peter, Executive Summary, February.
- (7) Lord Laming (2009) The Protection of Children in England : A Progress Report, The Stationery Office.
- (8) Ed Balls fails to commit on child protection funding, www.gusrdian.co.uk/society/2009/may/07/baby-p-child-protection-funding.
- (9) From Seeborn to Thinking Family : reflections on 40 years of policy charge of statutory childrens social work in England, in *Child and Family Social Work 2009*, 14, pp.68-78.

[たなべ やすみ 児童福祉学]

立案指導についての一考察 2

——保育所実習に取り組んだ学生の立案に対する実態調査——

林 富公子・堀井 二実

1. はじめに

2008年に改訂された保育所保育指針では「保育所は第1章（総則）に示された保育の目標を達成するために、保育の基本となる『保育課程』を編成するとともに、これを具体化した『指導計画』を作成しなければならない。保育課程及び指導計画（以下『保育の計画』という）はすべての子どもが、入所している間、安定した生活を送り、充実した活動ができるように、柔軟で発展的なものとし、また、一貫性のある者となるよう配慮することが重要である」とある。つまり、「子どもが現在を最もよく生き、望ましい未来を作り出す力の基礎を培う」という目標を達成するために、「指針」をベースに園ごとに保育課程を作成し、それをさらに具現化するために「指導計画」を作成することが必要であるといえる。

さらに、指導計画の作成についてより見ていくと「(ア) 保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成して、保育が適切に展開されるようにすること。(イ) 子ども一人一人の発達過程や状況を十分に踏まえること。(ウ) 保育所の生活における子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定すること。(エ) 具体的なねらいが達成されるよう、子どもの生活する姿や発想を大切に適切な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにすること。」とある。この指導計画とは、①保育実践における具体的な方向を示すものであること、②子ども一人ひとりが主体的に乳幼児期にふさわしい環境の中で、必要な体験が得られるように見通しを持って作成されるものであることといえる。

これらのことから保育現場で働く保育士はもちろん、保育所へ実習に行く学生にとっても指導計画の作成は重要な事柄であると考えられる。しかし、指導計画の作成方法はどの保育現場にもあてはまる共通のマニュアルがあるわけではなく、それらは「かなり経験則で行われている（渡部 2006）」ため、「現場で働く保育者にとっても常に頭を悩ますもの（渡部 2006）」であるともいう。

さらに、実習生が書く指導計画は、保育課程、子ども一人一人の発達過程や状況、発達過程の見通しや生活の連続性をほとんど踏まえることもなく作成されているのが現状である。そのた

め、高橋（1996）が「『実習用の指導計画』が存在していると言い換えてもいい」と述べているように、現場で書かれている指導計画と実習生が書くそれとは性質が異なるものであるといえる。実際、杉山（2007）は「保育実習Ⅰ^{（注）}の責任実習については、比較的時間が短く、内容も絵本や紙芝居の読み聞かせなどが多く見られることが特徴である」としている。

このような矛盾に対し、現場の指導計画と学生の書くものの性質が同様のものとなるように、学生が年間指導計画の作成や月の指導計画の作成をし、さらにそれを基に日案の作成に取り組んでいる学校もある（ト田 2008）。学生が日や部分の指導計画を作成するにあたって、指導計画全体の流れを知り、学生本人が作成しようとする指導計画の位置づけを知るという意味ではとても大切な取り組みであると思われる。

しかし、本学科の保育実習（1）の履修者においては11月の保育所実習に参加するまでに取り組まなくてはいけない決められた課題（保育所の機能や役割の説明、自己紹介書や誓約書作成などの事務作業）が多数ある。その為、保育実習（1）に参加する1年生の11月まで毎週のように指導計画の作成だけに取り組むことは不可能である。また、保育実習（1）では「指導実習」よりも、「観察実習」や「参加実習」が主たる目的となっているので、指導計画よりも、記録の作成に重点が置かれる。しかし、保育実習（1）において指導計画（部分実習案）を作成し、実習に取り組む学生がいることを考えれば、保育実習（1）において指導計画の作成についてのレクチャーが必要であることも事実である。

一方、保育実習（2）に目を向けると、保育実習（2）の実習要項に「実習所・園に即した保育計画を作成し実施する」と記されているように、指導計画を作成し、それを実践することが主な狙いとされている。従って、保育実習（2）を履修する学生は8月末から9月にかけて参加する保育実習で指導計画を作成し実践するために前期の授業でより多くの指導計画に関する指導が必要である。

そこで、今回は筆者らが保育実習担当者であるので保育実習（1）（2）における

- ①指導計画の作成に取り組む学生の実態調査をすること、
 - ② ①を踏まえ授業における指導計画作成についての教授方法の内容を見直すこと、
- という2点を目的とし調査をした。

調 査 1

I. 方法

1. 調査対象と調査時期

本学で幼児教育を専攻する短期大学部1年生で保育実習（1）を履修した学生110名のうち、実際に一部でも実習に参加した104名を調査対象とする。

実習終了直後の授業で調査用紙を配布し、その場で記入を求めた。有効回答は80名、有効回答率は.77であった。

2. 調査内容

フェイスシート等や部分実習や全日実習をした回数や設定実習に取り組んだときの子どもの年齢、内容、その内容を選んだ理由の記述を求めた。(論尾末にアンケート用紙を掲載)

II. 結果と考察

1. 実習で楽しかったこと

実習に参加し楽しかったことについての自由記述を求め、78名の者が回答し(.96)結果をTable 1のように分類した。

「能動的な子どもとの関わり」とは「子どもと遊んだこと」、「子どもたちの前で部分実習(絵本・手あそび、ピアノ)をたくさんしたこと」、「いっぱい関わられたこと」、「いろいろな年齢の子どもと関わられたこと」、「普段見ることのできない排泄や着脱の援助もできたこと」などである。一方「受動的な子どもとの関わり」とは「子どもたちがくっついてきてくれたり、名前をいっぱい呼んでくれたこと」、「名前を覚えてもらい一緒に遊んだこと」、「子どものかわいい姿をたくさん見れたこと」、「子どもたちに先生と呼ばれたこと」、「子どもたちが本当に可愛くていやされた」などを含めた。「保育者との関係」とは、「担任の先生と色々な話ができたこと」、「先生に日誌の書き方をほめてもらった時」で、「かわいい子達は可愛かった」は「その他」とした。

学生が実習で楽しかったことの多くは、「子どもとの関わり」(能動・受動あわせて.97)であった。保育を目指す学生の多くが入学志望動機として「子どもとの関わり」をあげていることを考えると予想通りである。ただ、「その他」の「可愛い子達は可愛かった」や「受動的な子どもとの関わり」にあるように、学生が全ての子どもと満遍なく関わっていたかどうかについては疑問が残る。保育者として仕事に就けば、特定の子どもの関わりだけではなく、全ての子どもとの密な関わりが求められる。自分のところに来ない子どもの心を感じつつ、どのように子どもとよりよい関係を築いていくかが、今後の大きな課題であると思われた。

2. 実習でストレスに感じたこと

今回の実習においてストレスに感じたことを自由記述で求め67名の記述があり(.84)、キーワードに従ってTable 2のように分類した。

「先生との関わり」とは、「園長と先生の連携が全く取れていなくてすごくしんどかった」、「子どもをたたいていた」、「全ての先生の態度・冷たさ」、「先生との関わり、コミュニケーション」、「保育士さんからの視線」などを分類した。

Table 1 実習で楽しかったこと
(複数回答可)

	回答数
能動的な子どもとの関わり	73
受動的な子どもとの関わり	21
保育者との関係	2
その他	1
合計	97

Table 2 実習でストレスに感じたこと
(複数回答可)

	回答数
日誌・記録	39
先生との関わり	24
子どもとの関わり	8
身体的なこと	5
指導案	3
プライベートのなさ	3
雑用	3
その他	5
合計	90

「子どもとの関わり」は、「2歳児クラスで子ども同士のけんかがあり、子どもの言いたいことを言語化することができず、戸惑ってしまった」、「言うことを聞かなくて泣いた時に対応に困った時」、「子どもに対する言葉遣いや言葉がけに悩んだ」、「外遊びでなかなか子ども達が部屋に戻らなかったこと」、「腹立たしいことを子どもに言われても笑顔で答えなければならなかったこと」、「子どもたちがなかなかご飯を食べてくれなかったこと」などとした。

「身体的なこと」には、「体中痛かったりして不調でも、弱音を言ったり休んだりできなかったこと」、「朝起きること」、「寝る時間が減ったこと」などで、「プライベートのなさ」には、「自分の時間がなかったこと」、「家から遠かったこと」、「時間が足りなくて時間に追われているのがつらかった」とした。「その他」には、「終わった時と行く時」、「全体的に不安で緊張した」、「保育士に向いていないことを痛感させられる」、「保育所の雰囲気」をいれた。

「記録」や「指導案」は、学生にとって初めての体験であるのでそれ自体をストレスに感じることは想像できる。しかし、「先生との関わり」や「子どもとの関わり」、「その他」の内容などを見ていくと、コミュニケーションについて負担に思っている学生が多くいることが分かる。

3. 部分実習について

① 部分実習に取り組んだ学生の実態

保育実習（1）では実習要項にもあるように、主に「観察実習・参加実習」を通して保育所保育の役割や目的を理解することを狙っている。しかし、実際は55名の者が部分実習をしており、一回以上指導計画を書いて取り組んだ者は41名であった（毎回書いた者30名、書いたり書かなかったりした者11名）。

Table 3 指導案を書いた回数

回数	人数	計
1	20	20
2	15	30
3	5	15
4	1	4
合計	41	69

また指導計画を書いて保育をした者の回数はTable 3の通りであり、平均1.68回（書いていない者を含めた全体の平均は0.86回）となった。

指導計画を書いて実習することは学生にとって多くの学びがあるだろう。しかし、初めての実習（2週間）で3～4回の指導計画を書いて設定保育をすることは、大きな負担であることと思われる。

② 指導計画作成において困難に感じたこと

指導計画を作成した学生に対し、作成において困難に感じたことがあったかどうかを聞いたところ、「あった」35名、「なかった」6名となった。さらに、「困難に感じたことがあった」と言う学生に対し、どのようなことが難しかったのかと聞いたところ、Table 4のような結果になった。

ここから、やはり「予想される子どもの活動が分からない」だから、「援助」も「時間配分」も分からないということが分かる。しかし渡部（2006）が、「学生は、子どもの年齢別の発達や各領域に関わる遊びについて学習し、実習を行う保育所にも行ったことがあるが、それらを結びつけて計画化すること、特に子どもの姿を想定することが難しいこと」を示していることから

Table 4 困難に思ったことの内訳（複数回答可）

項目	頻度
予想される子どもの活動が分からなかった	15
実習生の援助・配慮事項がわからなかった	14
時間配分が分からなかった	14
こどもの姿が分からなかった	13
ねらいが分からなかった	13
何を書いてよいのか全く分からなかった	12
環境構成が分からなかった	7
何の活動で書けばよいのか分からなかった	5
書くのがめんどくさかった	5
指導案の意味が分からない	2
合計	100

Table 5 具体的に参考にしたもの（複数回答可）

項目	頻度
保育実習で配布されたプリントなど	15
市販されているテキスト	5
その他の授業のプリントやテキスト	4
先輩の指導案	3
日々の実習記録	3
その他	3
合計	33

も、単に「予想される子どもの活動だけが分からない」のではなく、活動自体を細分化して考えたり、計画したりすることにも困難を覚えているのではないかと思われた。

③ 指導計画作成において参考にした資料

指導計画の作成において、資料などを参考にした者 25 名、何も参考にしなかった者 16 名であった。詳細は Table 5 の通りである。その他の授業とは、「乳児保育」と全員が答えた。また、その他の内容は「実習に行く前に先生に教えてもらった」、「保育園の先生に聞いた」、「お姉ちゃんに電話した」であった。

指導計画作成において困難に思っている学生が 35 名いたが、資料を参考にした者は 25 名しかなかった。さらに回答を見ていくと、参考資料を使用した者のうち作成に対し困難を覚えた学生は 22 名、使用しなかった者で作成が難儀であった者は 13 名であった。

このことから、学生の中に①何を参考にしたらよいのか分からない、②参考書の活用の仕方が分からない、③分からないことが分からない、という学生がいると思われた。

④ 事前に授業で教えてほしかったこと

授業で実習前に教えてほしかったことを全ての学生に聞いたところ、Table 6 のようになった。全ての項目に共通することは、思想的なものや法令的なものではなく、実習で実践できる具体的な事柄であると言える。ただ、「けんかの仲裁」などについては、そのケースによって「けんか」に対する関わりは大きく変わってくると思われるが、学生が実習において子ども同士の「けんか」があった場合、どのように援助してよいのか分からず、積極的に関われず困り、事前に授業で取り

Table 6 事前に授業で教えてほしかったこと（複数回答可）

項目	合計
日誌の書き方	16
指導案の書き方	12
手遊び	7
けんかの仲裁	3
月齢・年齢に合わせた遊び	2
わらべうた	2
余裕を持って授業をしてほしかった	1
合計	43

上げてほしかったと、学生は思っていると考えられる。しかし、保育とはいつもマニュアルに沿って進められるものではなく、偶発的なことを多く含むものであるがゆえに、学生の臨機応変さのなさが伺える。

また、「手遊び」、「わらべうた」、「月齢・年齢に合わせた遊び」については、すでに堀井の乳児保育授業で取り上げている。しかし、学生が休んでいた時の手遊びなどに関するプリントを取りに来なかったりすることもあり、このことから、学生自身の実習に対する意識の低さが垣間見える。

⑤ 部分実習の実際

保育実習（1）における部分実習の実際は Table 7 の通りである。指導計画の有無に関わらず、最も部分実習でなされた活動は、絵本であった（計画あり 36、なし 21）。次に、指導計画ありでは、ピアノ（6）、ゲーム（6）、手遊び（5）、製作（5）、ペープサート・紙芝居（4）、その他（2）となった。その他とはお別れ会のことである。指導計画なしでは、ペープサート・紙芝居が6、ピアノと手遊びがそれぞれ4であった。絵本を選んだ理由としては、「園から指定された」、「子どもが絵本を好きだった」、「絵本が一番簡単だと思ったから」などというものが多かった。

尚、指導計画の作成を困難に思わなかった学生6名の部分実習の内容は、絵本4名、ペープサート2名であり、おのおのが1回の部分実習であった。同じように、絵本やペープサートに取り組んだ学生であっても、複数回部分実習をした者は指導計画の作成に当たって困難に覚えるようである。

尚、指導案を書いた者で実際の活動内容が未記入の者が3名だったので、38名が対象である。

Table 7 部分実習の実際

		絵本	ペープサート 紙芝居	ピアノ	手遊び	ゲーム	製作	その他	合計
指導計画あり	0歳児	2			1				3
	1歳児	9		1			1		11
	2歳児	15	1	2	1		1		20
	3歳児	2	1	3	1	1	1		9
	4歳児	4	1		1	4	1		11
	5歳児	0							0
	その他	4	1		1	1	1	1	9
指導計画なし	0歳児	4		2	2				8
	1歳児	5		1					6
	2歳児	4	1						5
	3歳児	2	1		1				4
	4歳児	3	1	1	1				6
	5歳児	1	2						3
	その他	2	1						3
合計	57	10	10	9	6	5	1	98	

調査 1 まとめと考察

学生の指導計画の作成に当たって、保育実習（1）に参加する学生は、①活動自体を細分化して考えたり、計画したりすることにも困難を覚えているのではないかと思われたこと、②複数回部分実習をした者は、指導計画の作成を困難に思うこと、③ペープサートや絵本以外で指導計画の作成をした者はその作成を困難に思うこと、④指導計画の作成のための参考資料を見ても参考方法が分からない場合もあること、という4点が明確になった。

このことから保育実習の授業はもとより、担当者の授業において次に示すようなことに取り組む必要があるといえる。①保育実習（1）の指導計画でよく取り込まれる「絵本」の活動を細分化して学生とともに考える、②指導計画の子どもの活動の欄に①を記入する、③②がその年齢の子どもの姿にふさわしいか吟味する、④学生が考えた子どもの活動に対し、年齢別に保育者の援助と留意点に関して環境構成を踏まえて考える機会を持つ、といったことに取り組む必要性が示された。

また、実習（1）の中では指導計画や記録の指導だけではなく、実習の重要性についても述べていく必要性があると考えられた。

調 査 2

I. 方法

1. 調査対象と調査時期

調査1とは異なる、本学で幼児教育を専攻する短期大学部2年生で2009年度に保育実習（2）を履修した学生98名のうち実際に実習に参加した97名を調査対象とする。実習終了後、約2ヶ月たったあとで保育実習（2）の成績開示に参加した者に調査用紙を配布しその場で記入を求め回収した。63名の回答があり、回答不備4名を除く59名の回答を有効回答（有効回答率 .60）とした。

2. 調査内容

調査Iと同様である。

II. 結果と考察

1. 実習で楽しかったこと

実習に参加し楽しかったことについての自由記述を求め59名の記述があり（1.00）Table 8のように分類した。

能動的な関わりには、「子どもたちとかかわれたこと」、「0歳児とも関わられたこと」、「毎日子どもと遊べたこと」などとした。子どもの成長には、「一回目の実習でみた子どもたちの成長が見れたこと」、「去年見た子たちの成長した姿が見れたこと」などとした。受動的な子どもとの関

Table 8 実習で楽しかったこと
(複数回答可)

	回答数
能動的な子どもとの関わり	30
子どもの成長	14
受動的な子どもとの関わり	13
様々な経験	8
慣れた園	4
保育者との関係	3
その他	2
合計	74

く接していただき、日誌のアドバイスも丁寧にしていただいたこと」、「先生といろんな話ができただこと」などとした。その他には、「毎日がとても楽しかったです」や「毎日楽しかった」を入れた。

学生が実習で楽しかったことの多くは、子どもとの関わり（能動、成長、受動）(.77)であった。特に保育実習（2）では、子どもの成長を感じることに喜びを持っている学生もいることから、就職後も日々子どもの成長を感じつつ保育を行っていくことにつながるのではないかと思われた。

2. 実習でストレスに感じたこと

今回の実習においてストレスに感じたことを自由記述で求め（43名、.73）キーワードに従って Table 9 のように分類した。

先生との関わりには、「何をしたいのか分からず、聞いてもスルーされた時」、「実習生のことが放置状態で、連絡などいきわたっていなかったこと」、「主任が分かっていることまで注意してくる（毎回）のがストレスだった」など、実習場所では「前回嫌だったのもう一度同じ場所に行くと言うこと」、「実習先が遠かった」などを分類した。突然の実習とは、「設定保育や律

動を急に「して」と言われたこと」など、子どもとの関わりは「なかなかいうことが子どもたちに伝わらないこと」、実習生同士とは「お別れ会を他の学校と一緒にすることでなかなか話がまとまらなくて大変でした」とした。

「記録」を書くことは、保育実習（2）に参加する学生であってもストレスに感じる事が分かると同時に、「先生との関わり」が保育実習（1）と同様に多いことから、やはり、先生との関わりを負担に思っている学生がいることが改めて伺えた。

Table 9 実習でストレスに感じたこと（複数回答可）

	回答数
日誌・記録	16
先生との関わり	15
指導案	10
実習場所	4
突然の実習	2
一人での実習	2
子どもとの関わり	1
実習生同士のこと	1
合計	51

3. 設定保育（部分実習）について

① 設定保育に取り組んだ学生の実際

保育実習（2）に参加した学生の指導計画作成の回数は Table 10 の通りである。保育実習（2）では実習要項にもあるように、(1)の「観察実習・参加実習」を踏まえ、実習所・園に即した保育計画を作成し実施する「指導実習」に取り組むことがねらいにあるように、56名の者が取り組み、3名の者が取り組んでいない。指導計画の有無は、指導計画ありが55名、指導計画なしが1名であった。

指導案を書いて保育をした者の回数は Table 3 の通りであり、平均 1.72 回であった。

② 指導計画作成において困難に感じたこと

指導計画を作成した学生に対し、指導計画作成において困難に感じたことがあったかどうかを聞いたところ、「あった」39名（71%）、「なかった」16名（29%）となった。具体的に難しかった点は、Table 11 の通りである。その他の理由は、「保育像が具体的に考えられていなかった」、「絵本読みで指導案を書くのは初めてだったのでどこまで書けばいいか分からなかった」、「急だったので、活動内容に困った」であった。

保育実習（1）の学生と異なり、指導計画の意味が分からなかった者は0名であった。これは、保育実習（2）は幼稚園実習の後にあるために、幼稚園実習においても指導計画の作成が多いこと、保育実習（2）の授業内容ではより指導計画の作成に対する取り組みが多いことにより「指導案は何をするものであるのか」ということは分かっていることが考えられた。

また、「時間配分が分からない」、「ねらいが分からない」など多くの項目において、今現在の「子どもの姿」そのものを捉えられていない為に計画が立てられず、指導計画の作成が困難になる学生が多くいるのではないかと考えられた。

しかし、保育実習（1）、幼稚園実習が終了した後の学生であるにもかかわらず、「何を書いてよいか全く分からなかった」と答えた者が5名いた。これは①指導計画そのものの意味が十分に分かっていないこと、②一つ一つの項目に書く内容が分かっていなかったことが考えられる。今回、その学生が幼稚園実習に参加したか否かということについての質問はしていないので、「何を書いてよいか全く分からなかった」と答えた学生が幼稚園実習に行ったかどうかは分からない。しかし保育実習（1）、（2）の授業においても指導計画に関する取り組みを複数回持って

Table 10 指導計画作成の回数

回数	人数	計
1	30	30
2	16	32
3	5	15
4	2	8
5	2	10
合計	55	95

Table 11 困難に思ったことの内訳（複数回答可）

項目	頻度
時間配分が分からなかった	19
ねらいが分からなかった	17
予想される子どもの活動が分からなかった	11
実習生の援助・配慮事項がわからなかった	11
書くのがめんどくさかった	9
こどもの姿が分からなかった	8
何の活動で書けばよいか分からなかった	7
何を書いてよいか全く分からなかった	5
環境構成が分からなかった	4
その他	3
合計	94

いる、にもかかわらず「分からない」と答える学生がいることに注目し、①学生としての授業や実習に対する取り組み方、②学生の習熟度に応じた授業展開ということを改めて考えていかなければならないと思われた。

③ 指導計画作成において参考にした資料

指導計画作成において、何かの資料を参考にし作成した者 48 名 (.87) 参考にしなかった者 7 名 (.13) であった (Table 12)。1 年生に比べ、資料を参考にし指導計画を作成した学生は多かった (1 年生は、した者 .61、しなかった者 .39)。そのほかの授業のプリントやテキストの内訳は、教育実習の研究 2 名、言葉 1 名、未記入 4 名であった。また、その他は、先生からのアドバイス、保育実習 I の指導案、前の指導案、実習支援室の資料、市販されている保育雑誌であった。

Table 12 具体的に参考にしたもの
(複数回答可)

項目	頻度
幼稚園実習の指導案	27
保育実習で配布されたプリントなど	25
先輩の指導案	23
日々の実習記録	12
その他の授業のプリントやテキスト	7
市販されているテキスト	5
その他	5
合計	77

このことから、保育実習 (2) を選択する学生は①参考にすべき資料が分かっている、②活用の仕方が分かっている、ということが言える。

④ 指導計画作成において事前に授業で教えてほしかったこと

保育実習 (2) は保育実習 (1) と異なり、実習要項にもあるように設定保育をすることが前提となるため、「指導計画作成において事前に授業で教えてほしかったこと」について自由記述で回答を求めた。結果、11 名の記述が得られた。

内訳は、指導案 (先輩のなど) をたくさん配布してほしかった (3 名)、指導案の書き方のポイントについて (2 名)、もっと書く時間を増やしてほしかった (2 名)、言葉の使い方などの実践事例を知りたかった (1 名)、設定保育のいろんな主活動を知りたかった (1 名)、9 月の指導案を教えてほしかった (1 名)、園によって書き方が違うと思うので特にありません (1 名) であった。

この結果から、指導計画作成における不安もうかがえるが、「園によって書き方が違うと思うので特にありません」以外の回答から、より実践で使用できるツールを学生は必要としていることが分かった。

⑤ 設定保育の実際

設定保育に取り組んだ者 58 名中、未記入の者 1 名を除く 57 名を調査対象とした。全日実習をした者のべ 14 名 (17 回)、部分実習をした者のべ 51 名 (88 回) であった。

製作が最も多く、その理由として、子どもの日常の姿から選んだものがある一方で、「用意もすぐできる」という自由記述にもあるように、製作は学生にとって取り組みやすい課題であると言える。また、保育実習 (1) の学生と比べて、幅広い内容で実習に取り組んでいることが分かった。さらに、指導計画の作成を困難に思った学生と思わなかった学生との関連についてみる

Table 13 部分実習の実際

		製作	絵本	ゲーム	エプロン・パネル シアター	リズム	遊び	新聞紙 遊び	運動	ごっこ	ピアノ ・歌	生活	その他	合計
指導案あり	0歳児	1	1				2							4
	1歳児	3	3				2	2		2		1		13
	2歳児	3	3		3	4		1		1		1	2	18
	3歳児	9	2	4	4	4	1	1	3	1	1			30
	4歳児	6	5	7	3									21
	5歳児	2			2			1	1					6
	その他		2						1					3
指導案なし	0歳児										1			1
	1歳児		1											1
	2歳児													0
	3歳児	3	1								1			5
	4歳児											1		1
	5歳児			2										2
	その他													0
		27	18	13	12	8	5	5	5	4	3	3	2	105

と、実際に指導計画を書いた回数や、内容においてもほとんど差は見られなかった。

このことから、保育実習(2)の学生は、前向きに様々な内容に取り組もうとしている姿が考えられた。

調査2 まとめと考察

保育実習(2)に参加した学生は、指導計画の作成に当たって、「時間配分が分からない」、「ねらいが分からない」など多くの項目において、今現在の「子どもの姿」そのものを捉えられていない為に計画が立てられず、指導計画の作成が困難になる学生が多くいるのではないかと思われた。普段、学生として実際に保育現場と関わることが少ない学生にとって、「子どもの姿」を的確に捉えることが容易ではないことは明らかである。しかし、実習の授業はもとより他の授業においても子どもの姿が教授されることがあったことを考えると、学生の中には実習と授業が結びつきにくい者や主体的に考えることが少ない学生もいると思われた。

これらのことから、保育実習(2)の授業展開においても学生が主体的に指導計画を考えられるように、①記録から指導計画を作成することに取り組むこと、②①をベースにおいてよく取り組まれる事柄、製作、ゲーム、リズムなど、年齢別に部分的な指導計画の取り組みを充実させることを盛り込んだ。

まとめと今後の課題

調査1と調査2を通してつぎのことが分かった。

この調査を実施した目的は、授業における指導計画作成についての教授方法の内容を見直すことであった。従って、この調査結果を参考に2010年度のシラバスや教授方法の内容を見直した(調査時期が2009年10月～11月であったので、結果をシラバス作成に間に合うように1月の時点で出した)。具体的に保育実習(1)においては、①必ず取り組まなくてはいけない課題が多くあること、②保育所実習だけではなく、施設実習における事柄にも取り組まなくてはいけないことから、シラバス上の変更点はない。しかし、学生の実態、①参考資料の参考の仕方が分からない、②活動自体を細分化して考えたり、計画したりすることにも困難を覚えている、ことを踏まえて授業に取り組みたいと思う。

保育実習(2)においては①全体的な1日の流れの指導案を作成する前に、記録から指導計画を作成することに取り組むこと、②①をベースにおいてよく取り込まれる事柄、製作、ゲーム、リズムなど、年齢別に部分的な指導計画の取り組みを充実させることを盛り込んだシラバスを作成した。これらの取り組みに対しては、引き続き検討していきたいと思う。

また、保育実習(1)(2)に限らず、学生の実習に対する意識の低さ(欠席回数や、欠席した場合の処理など)も深刻な問題と思われる。学生のモチベーションに関しても今後考察しなくてはいけない課題と思われた。

追記 調査1は2010年度乳幼児教育学会第20回大会にて口頭発表したものに修正を加えたものである。

注 学校によって最初の実習を、「保育実習 I」と表記する場合もあれば「保育実習(1)」の時もある。従って「保育実習 I」と「保育実習(1)」は同じ扱いとなる。

文 献

- 渡部(君和田)容子 2006 保育指導計画の意義と指導計画の立案指導 鳥取短期大学研究紀要第53号 P 31-38
- 杉山喜美恵 2007 責任実習における現状と問題点-保育実習Iと保育実習IIを比較して- 全国保育士養成協議会第46回大会研究発表論文集 p 88-89
- 厚生労働省編 保育所保育指針解説書 2008 フレーベル館 p 20-21, 124, 130, 136-137
- ミネルヴァ書房編 保育所保育指針幼稚園教育要領解説とポイント 2008 ミネルヴァ書房
- 穴戸健夫 2009 実践の目で読み解く新保育所保育指針 保育の計画・カリキュラムと評価を中心に かもがわ出版
- ト田真一郎 植田明 平野真紀 2007 保育者用養成校における「子ども理解に基づく長期指導計画作成」の取り組み 全国保育士養成協議会第46回大会研究発表論文集 p 224-225
- 高橋貴志 1996 実習における指導計画に関する一考察-問題の所在と課題- 聖セシリア女子短期大学紀要第21号
- 松村和子 2004 幼児の教育課程・保育計画・指導計画-指導計画の役割・機能を考える- 文京学院大学研究紀要6, 85-97

[はやし ふくこ 幼児教育学]
[ほりい ふたみ 保育学]

実習についてのアンケート

皆さん実習お疲れ様でした。実習によって得たものも大きかったと思いますが、逆に困ったこともあったと思います。今後の実習指導の参考にさせていただくために今回のアンケートをとらせていただこうと思います。どうぞよろしくお願いします。

なお、答えて頂いた内容は無記名で回収後、コンピューターにて一括集計して取り扱いますので、決して皆さんや周囲の人々にご迷惑をおかけすることはありません。また、結果は目的以外には使用しませんので安心してお答えください。

林富公子 堀井二実

－記入上の注意－

- I. 答えは最後の質問までもれなく記入してください。
- II. 日々感じておられることをそのままお答えください。
- III. 記入はボールペンか鉛筆を使って番号に○をして下さい。
記入例 ① 男 2 女
- IV. []には質問に当てはまる答えをお書き下さい。
記入例 [26]歳
- V. 答えがその他の時には〈 〉内に出来るだけ具体的にお書き下さい。

I. 実習についておたずねします。

① あなたは今回どの施設に実習に行きましたか？

(1. 保育所 2. 施設

3. その他〈

〉)

② 今回の実習で楽しかったことはどのようなことですか？

③ 今回の実習でストレスに感じたことはどのようなことですか？

Ⅱ. 設定保育(全日実習・半日実習・責任保育)について

- ①. あなたは今回の実習で設定保育をしましたか？(1 した ・ 2 しなかった)
- ②. ①で「した」に○をした人におたずねします。その時に指導案を書きましたか？
- (1 毎回書いたく)回 2 書いたときもあれば書かない時もあつたく)回書いた
- 3 全く書かなかつた 4 その他く)
- ③. ①で「した」に○をした人におたずねします。あなたが指導案を書く時困つたことがありましたか？
- (1 あつた ・ 2 なかつた)
- ④. ③で「あつた」と答えた人にお聞きします。どのようなところが難しかったですか？(複数回答可)
- (1 何を書いていいのか全く分からなかつた 2 指導案の意味が分からなかつた
- 3 書くのがめんどろくさかつた 4 こどもの姿が分からなかつた
- 5 ねらいが分からなかつた 6 環境構成が分からなかつた
- 7 予想される子どもの活動が分からなかつた 8 実習生の援助・配慮事項が分からなかつた
- 9 何の活動で書けばよいのか分からなかつた 10 時間配分が分からなかつた
- 11その他く)
- ⑤. ①で「した」に○をした人におたずねします。あなたは指導案を書くときに何か参考にしましたか？
- (1 した ・ 2 しなかつた)
- ⑥. ⑤で「した」と答えた人にお聞きします。何を参考に指導案を書きましたか？(複数回答可)
- (1 保育実習の授業で配布されたプリントなど
- 2 その他の授業のプリントやテキストなどく)の授業)
- 3 先輩の指導案 4 市販されている実習テキスト 5 幼稚園実習の指導案
- 6 日々の実習記録 7 その他く)

幼児期の教育課程と指導計画に関する研究の動向

——日本保育学会における口頭発表（1985～2009）を中心に——

林 富公子

I. はじめに

現在、幼稚園は園児数・学校数ともに減少している（文部科学省基本調査）。しかし反面、平成18年の教育基本法に「幼児期の教育」が明記されたことや、平成19年の学校教育法の中で「幼稚園」に関する章ができたことから分かるように幼児期の教育を重視する流れが強まってきている。そのような中で、平成20年に幼稚園教育要領が保育所保育指針とともに改正された。

幼稚園教育要領において「教育課程」が初めて盛り込まれたのは、昭和39年に告示されたものにおいてであり、以来現在の平成20年版幼稚園教育要領においてもその文言は盛り込まれている（Table 1）。

「教育課程」とは、幼稚園教育要領解説において、「幼稚園における教育機関の全体にわたって幼稚園教育の目的、目標に向かってどのような道筋をたどって教育を進めていくかを明らかにし、幼児の充実した生活を展開できるような全体計画を示す」と述べられている。つまり、教育課程とはクラスごとの計画ではなく園全体の計画であり、時期ごとに取り組む活動や指導案ではなく、入園から卒園までの長期的な視野を持って子どもの心身の発達過程や地域の実態に即応して編成されるものであるといえる。

この考えをもとに、平成20年度の幼稚園教育要領では、平成10年版から「義務教育及びその後の教育の基礎を培うこと」や「教育課程に係る」という文言が1～3において盛り込まれた。さらに、幼稚園が活動する時間が必ずしも4時間に限られるものではない、という考えから、「第3節 教育課程に係る教育時間の終了後に行う教育活動など」が加えられた。

また、平成14年に改正された幼稚園設置基準、平成19年の学校教育法の改正に伴い、自己評価・学校関係者の評価の実施、評価、評価結果の設置者への報告に関する規定が新たに設けられている。さらに、その評価をもとに各幼稚園の教育課程の改善も求められている。このような幼稚園教育要領の改正に伴い、研究者、保育者などの教育課程や指導計画における興味にも変化が出ていることが考えられる。

そこで、本研究では幼児教育に関する学会で研究者、保育者ともに参加する最大規模の日本保育学会における発表を基に「教育課程」、「指導計画」に関する研究動向を探ることを目的とする。

Table 1 幼稚園教育要領 教育課程の編成の変遷

昭和 39 年	平成元年	平成 10 年	平成 20 年
教育課程の編成	教育課程の編成 幼稚園においては、法令及びこの幼稚園教育要領の示すところに従い、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程を編成するものとする。	教育課程の編成 各幼稚園においては、法令及びこの幼稚園教育要領の示すところに従い、創意工夫を生かし、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程を編成するものとする。	教育課程の編成 幼稚園は、課程との連携を図りながら、この章の第 1 に示す幼稚園教育の基本に基づいて展開される幼稚園生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう学校教育法第 23 条に規定する幼稚園教育の目標の達成に努めなければならない。幼稚園は、このことにより、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとする。 これらを踏まえ、各幼稚園においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの幼稚園教育要領の示すところに従い、創意工夫を生かし、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程を編成するものとする。
(1) 各幼稚園においては、教育基本法、学校教育法および同法施行規則、幼稚園教育要領、教育委員会規則等に示すところに従い、幼児の心身の発達の実情ならびに幼稚園や地域の実態に即応して、適切な教育課程を編成するものとする。この場合においては、第 2 章の健康、社会、自然、言語、音楽リズムおよび絵画製作の各領域に示す事項を組織し、幼稚園における望ましい幼児の経験や活動を選択し配列して、適切な指導ができるように配慮しなければならないこと。	(1) <u>幼稚園生活の全体を通して第 2 章に示すねらいが総合的に達成されるよう、教育期間や幼児の生活経験や発達の過程などを考慮して具体的なねらいと内容を組織しなければならないこと。この場合においては、入園から終了に至るまでの長期的な視野をもって充実した生活が展開できるように配慮しなければならないこと。</u>	(1) 幼稚園生活の全体を通して第 2 章に示すねらいが総合的に達成されるよう、教育期間や幼児の生活経験や発達の過程などを考慮して具体的なねらいと内容を組織しなければならないこと。この場合においては、特に、 <u>自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる幼児期の発達の特性を踏まえ、入園から修了に至るまでの長期的な視野をもつて充実した生活が展開できるように配慮しなければならないこと。</u>	(1) 幼稚園生活の全体を通して第 2 章に示すねらいが総合的に達成されるよう、 <u>教育課程に係る教育期間や幼児の生活経験や発達の過程などを考慮して具体的なねらいと内容を組織しなければならないこと。この場合においては、特に、自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる幼児期の発達の特性を踏まえ、入園から修了に至るまでの長期的な視野をもつて充実した生活が展開できるように配慮しなければならないこと。</u>
(2) 幼稚園の毎学年の教育日数は、特別の事情のある場合を除き、220 日を下ってはならないと定められている（学校教育法施行規則第 75 条）。	(2) <u>幼稚園の毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き 39 週を下ってはならないこと。</u>	(2) 幼稚園の毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39 週を下ってはならないこと。	(2) 幼稚園の毎学年の教育課程に係る教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39 週を下ってはならないこと。
(3) 幼稚園の 1 日の教育時間は、4 時間を標準とする。ただし、幼児の心身の発達の程度や季節に応じて適切に配慮する必要がある。	(3) 幼稚園の 1 日の教育時間は、4 時間を標準とすること。ただし、 <u>幼児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮すること。</u>	(3) 幼稚園の 1 日の教育時間は、4 時間を標準とすること。ただし、 <u>幼児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮すること。</u>	(3) 幼稚園の 1 日の教育課程に係る教育時間は、4 時間を標準とすること。ただし、 <u>幼児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮すること。</u> 第 3 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など 幼稚園は、地域の実態や保護者の要請により教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動について、学校教育法第 22 条及び第 23 条並びにこの章の第 1 に示す幼稚園教育の基本を踏まえ実施すること。また、幼稚園の目的の達成に資するため、幼児の生活全体が豊かなものとなるよう家庭や地域における幼児期の教育の支援に努めること。

文部省・文部科学省の幼稚園教育要領を参考に林が作成。
以前の幼稚園教育要領との相違点に下線を引いている。

II. 方 法

1. 調査対象

日本保育学会は 1948 年（昭和 23 年）、「保育の研究を通して会員相互の交流と連携を図り、子どもたちの健やかな発達と幸福をめざし、保育界の進歩及び会員に共通する利益の向上に貢献することを目的」として発足した学会である。関口（2006）は、1978 年から 2006 年の間に日本保

育学会における発表件数は2倍強に増え、発表者は現場（幼稚園・保育所）、及び研究者と現場の共同研究による研究の比率の減少や、研究者（大学関係者、大学院生）の研究の比率の増加傾向を指摘した。しかし、2006年度においても現場もしくは研究者と現場の研究が33.6%（関口2006）であることから、この学会の特徴は研究者と保育者が交流しあう研究の場であるといえる。

2. 調査内容と方法

日本保育学会発行の『日本保育学会大会論文集』をもとに「保育課程」、「教育課程」の分科会が開かれた1985年（第38回大会）から、2009年（第62回大会）までの「保育課程」、「教育課程」、「指導計画」に関する研究の数と発表題目について調査した。

Ⅲ. 結 果

1. 分科会全体について

①分科会名の変遷と発表数の動向

日本保育学会において1985年から2009年までの「保育課程」、「教育課程」、「カリキュラム」、「指導計画」に関する分科会名と発表数、さらに各大会における発表総数をTable 2に示した。1987

Table 2 日本保育学会における教育課程・指導計画に関する分科会名

大会	年	分科会	発表数	大会発表総数	割合
第38回	1985	教育課程・保育計画・指導計画・保育評価	8	368	2%
第39回	1986	保育課程・保育計画・指導計画・保育評価	8	333	2%
第40回	1987	なし		369	0%
第41回	1988	保育計画・保育課程	11	378	3%
第42回	1989	保育課程・保育計画・指導計画・保育評価	9	368	2%
第43回	1990	なし		334	0%
第44回	1991	なし		363	0%
第45回	1992	なし		379	0%
第46回	1993	教育課程、指導計画	7	354	2%
第47回	1994	なし		326	0%
第48回	1995	教育課程・乳児保育	7	361	2%
第49回	1996	保育課程・指導計画	8	393	2%
第50回	1997	保育課程・指導計画	7	354	2%
第51回	1998	教育課程	7	364	2%
第52回	1999	教育課程・保育計画	6	351	2%
第53回	2000	教育課程・保育計画	7	331	2%
第54回	2001	教育課程・保育計画	6	317	2%
第55回	2002	教育課程・保育計画・指導計画	5	316	2%
第56回	2003	保育計画・指導計画・評価1、2	10	338	3%
第57回	2004	保育計画・評価	7	338	2%
第58回	2005	教育計画・保育計画・指導計画・評価	6	375	2%
第59回	2006	教育計画・保育計画、指導計画・評価1、2	13	377	3%
第60回	2007	教育計画・保育計画、指導計画・評価1、2	11	463	2%
第61回	2008	教育計画・保育計画、指導計画・評価1、2	12	493	2%
第62回	2009	教育計画・保育計画、指導計画・評価1	6	307	2%

年、1990～1992年、1994年は保育課程や計画に関する分科会はなく、それまで保育計画や保育評価、カリキュラムに含まれていたものは保育方法や保育内容、保育制度、海外の幼児教育などの分科会に記載されていた。

②発表者と発表形態

発表者は、筆頭発表者が研究者のものは107件、保育者は44件、その他は12件であった。研究者の発表が最も多いが、1993年、2000年、2002年は保育者の方が多い。これは、日本保育学会が保育者にも広く門戸を開いている学会であることによるものであると考えられる。

また、発表形態は単独発表82件、共同発表81件と差はなかった。

2. 「保育課程」、「教育課程」、「カリキュラム」、「指導計画」について

1985年以降教育課程などに関する分科会はあったが（Table 1）、発表内容には「保育課程」、「教育課程」、「カリキュラム」、「指導計画」以外の「幼児体育」や「保育実習」、「各界指導者による将来の保育目標」、「保育の現状と問題」等があった。そこで、題目に「保育課程」、「教育課程」、「カリキュラム」、「指導計画」を含まない82件の発表を除く81件について見た（Table 3）。

Table 3 本研究で分析対象とした発表テーマ

1985	体験学習カリキュラムの研究（Ⅰ）- 幼小間における共通性と相違性（その2）
1985	体験学習カリキュラムの研究（Ⅰ）- 幼小間における共通性と相違性（その2）
1985	幼稚園カリキュラムの統合化について- ドイツ連邦共和国（BDR）と比較して-
1986	体験学習カリキュラムの研究（Ⅱ）- 6歳から16歳までの育ちの病理（その2）
1986	体験学習カリキュラムの研究（Ⅱ）- 6歳から16歳までの育ちの病理（その2）
1986	公立保育所における保育計画の検討
1986	保育計画における水泳指導の妥当性における検討（その2）
1988	幼稚園教育課程改定の方角
1988	新しい保育計画に関する研究「三歳以上児の指導計画」
1988	保育案作成指導の意義- 保育観確立のために-
1988	「生活とあそび」の保育計画に関する研究Ⅰ
1988	「生活とあそび」の保育計画に関する研究Ⅱ
1989	お店やごっこ研究（3）- お店やごっこにおけるカリキュラムの位置づけ-
1993	短期の指導計画作製についての研究- 週案の「ねらい・内容」設定に当たって必要な「幼児の生活する姿の把握について-
1993	保育計画の構造化に関する研究（3）- 保育者のかかわりの構造-
1993	幼稚園における体育カリキュラム- カナダ・オンタリオ州スカボロー市の場合-
1993	個を生かした保育Ⅰ- 実践カリキュラムのひとつの試み- コーナー遊びを考える-
1995	保育実践の方法とカリキュラム開発（1）保育者の構想力を中心にして
1995	幼稚園教育における指導計画の一考察- 幼児の生活環境の構成-
1996	児童中心主義の保育と構成論の保育- K. リードとC. カミイ&R. デブリーズのカリキュラムに見られる類似点と相違点
1996	H. Heffernan のシラバスにおける保育内容の枠組みについて
1996	幼稚園のカリキュラムを考える- CDL と国際共同研究を通して
1996	韓国における幼児教育過程の構造
1996	保育実践の創造とカリキュラム開発（2）- 保育者の「構想力」モデルの提案
1996	幼稚園指導計画の分析的研究（Ⅰ）- 国立大学付属幼稚園年間計画の内容分析

1996	幼稚園教育における指導計画の一考察Ⅱ－幼児の生活環境の構成－
1997	保育実践の創造とカリキュラム開発 (3)－保育者の〈見識〉と「ねらい」の在り方をめぐって－
1997	幼稚園指導計画の分析的研究 (Ⅱ)－国立大学付属幼稚園年間計画の「発達の姿」
1997	幼稚園教育における指導計画の一考察Ⅲ－幼児のひと環境の構成－
1998	保育実践の創造とカリキュラムの開発 (4)－「ねらい」「内容」と保育者の〈見識〉の在り方を中心に
1998	幼稚園指導計画の分析的研究 (Ⅲ)－「発達の姿」に記載された事項の質的分析
1998	韓国幼児教育過程研究の一側面－李基淑『幼児教育過程』を中心に－
1998	韓・日両国における幼稚園の国定カリキュラムと実践
1999	教育課程を創るⅠ－教育目標と実践のつながりを考える－
1999	関係活動理論を踏まえたカリキュラム開発の基礎研究
1999	韓国幼児教育課程における「水準別」教授の課題
1999	保育実践の創造とカリキュラム開発 (5)－指導案のバージョンアップ要因とその意味－
1999	アメリカにおける保育プログラムの検討－Active learning for fives について－
2000	韓国のようにちえんにおける「水準別教育課程」の実践上の問題
2000	6歳までの子どもの指導計画についての一考察－ドイツと日本における幼稚園の指導計画の比較について－
2000	指導案に関する研究 (その1)－週日案の評価を計画に生かすために－
2000	指導計画に関する研究その2－行事として位置づけているお店ごっこの事例を通して－
2000	教育課程を創るⅡ－各学年のポイントを考える－
2000	幼児の実態を的確にとらえる為の研究その2－幼児の行動観察を教育課程に生かすために－
2000	幼児の実態を的確にとらえる為の研究その2－日案における評価をどう生かすか－
2001	6歳までの子どもの指導計画についての一考察 (2)－ドイツにおける幼稚園の指導計画の比較を通じて－
2001	指導計画を子どもの遊びに実践化する
2001	教育課程を創るⅢ－教育課程 (表) をつくる－
2002	指導計画を子どもの遊びに実践化する その2
2002	幼稚園教育におけるカリキュラムの振子性格 (1)
2002	教育課程・指導計画に関する研究 その1-1 年次における取り組み－
2002	教育課程・指導計画に関する研究 その2-2 年次における作成過程の実際－
2003	韓国における「幼稚園教育課程」の改訂の経過
2003	幼稚園教育におけるカリキュラムの振子性格 (2)
2003	6歳までの子どもの指導計画についての一考察 (4)－幼稚園における異年齢混合保育の指導計画とその実践から－
2003	指導計画を子どもの遊びに実践化する その3－保育理念を活動に実践化するために－
2003	「プロジェクト・スペクトラム」に関する考察 (Ⅰ)－幼児教育の学習カリキュラムと評価－
2003	「プロジェクト・スペクトラム」に関する考察 (Ⅱ)－幼児教育の学習カリキュラムと評価－
2003	園内研修のプロセスから (2)－異年齢交流を支える為の指導計画の検討－
2003	保育カリキュラムを作る (Ⅳ)－「お店屋さんごっこ」を例として、幼児の「遊び」と「学び」の接点を探る－
2004	日米研究者による幼児教育カリキュラムの共同探求 (1)
2004	指導計画を子どもの遊びに実践化する (その4)－子どもの経験の軌跡を捉えるために－試論－
2004	乳幼児期における在日韓国・朝鮮人教育に関する一考察－カリキュラム開発の為の検討課題の整理－
2005	子どもの学びに基づく3歳から5歳のカリキュラム開発Ⅰ
2005	保育における3視点カリキュラムの検討
2005	「指導計画」の持つ機能－保育実習の体験をもとに－
2006	現代中国の幼稚園教育課程についての考察－その二、「方案教学」－
2006	保育のプロセスを生かす教育課程・指導計画の構築 その1
2006	保育のプロセスを生かす教育課程・指導計画の構築 その2

2007	幼稚園教育課程の開発の視点を探る－幼稚園教育要領の変遷から－
2007	子どもの自発的学習を支える教育課程の検討－A 幼稚園における園内研修を通して－
2007	園内研修のプロセスから (7)－指導計画と教育課程の関係性－
2007	保育所ですすめる食育活動に関する研究第1報－計画の作成と実践から見る課題－
2007	幼稚園における保育の計画性の課題－「計画」に対する保育者意識からの考察－
2007	保育実践での道筋－保育計画から実践への迷いの経路－
2008	幼稚園における保育の計画性の課題 (2)－保育者の資質としての「計画」理解－
2008	園内研修のプロセスから (8)－教育課程編成の基盤としての計画及び検証・評価の場－
2008	認定子ども縁における教育・保育内容及び方法－第1報 指導計画をめぐる諸問題－
2009	191 保育課程編成を通して見えること－ある地域の取り組みから－
2009	188 幼稚園教育におけるカリキュラムの振り子的性格 (3)
2009	189 指導計画における内容設定のあり方－「体験の多様性と関連性」に配慮した保育内容の組織化－

①発表形態・所属者

発表形態の表を Table 4 に示した。単独発表数、共同発表数ともそれほど差はない。

②所属

筆頭発表者の所属を見ていくと、研究者 55 名、保育者 20 名、その他 6 名と差がある。これは、永野（2007）の保育内容「人間関係」に関するものや関口（2007）の保育実践研究の発表、全体の発表者の所属においても同様で、保育者に比べ研究者の発表数のほうが多いとされている。このことから、保育学会における発表者は近年研究者の方が多傾向にあると考えられ

Table 4 発表者別

	単著	共著	計
1985	1	2	3
1986		4	4
1988	2	3	5
1989		1	1
1993	3	1	4
1995	1	1	2
1996	4	3	7
1997	1	2	3
1998	3	1	4
1999	4	1	5
2000	1	6	7
2001	2	1	3
2002	2	2	4
2003	4	4	8
2004	3		3
2005	3		3
2006	3		3
2007	4	2	6
2008	3		3
2009	3		3
	47	34	81

Table 5 筆頭発表者所属

	研究者	保育者	その他	計
1985	2		1	3
1986	2	1	1	4
1988	2		3	5
1989		1		1
1993	2	2		4
1995	2			2
1996	6	1		7
1997	3			3
1998	4			4
1999	3	1	1	5
2000	2	4		6
2001	1	3		4
2002	2	2		4
2003	8			8
2004	3			3
2005	2	1		3
2006	1	2		3
2007	4	2		6
2008	3			3
2009	3			3
	55	20	6	81

た。

③研究対象

タイトルに「教育課程・保育計画・指導計画」が含まれるもので研究対象が幼稚園と保育所、異文化（海外の教育課程や異文化理解）、その他（対象が幼児以外）に分けたところ Table 6 のようになった。

このことから、保育所に比べて幼稚園に関する発表内容が多いことが分かる。これは、研究機関に付属幼稚園があることが多い一方で、保育所はあまりなく、研究をする中で幼稚園の方がより調査や研究をしやすいこともあるのではないかと思われる。また、幼稚園教育要領において「教育課程」が盛り込まれたのが、昭和 39 年版が最初であるのに対し、保育所保育指針において「保育課程」が記載されたのは平成 20 年であることなども一因ではないかと考察した。

④発表内容

題目に「保育課程」、「教育課程」、「カリキュラム」、「指導計画」を含む 81 件の内容についてみた。発表内容から、日本保育学会大会における分科会名などを参考に、①教育課程、②長期計画、③短期計画、④海外（海外の教育課程など）、⑤理論（カリキュラム理論）、⑥実践（保育実践）、⑦その他に分類した（Table 7）。その他とは、幼児期以外の児童や学生のものとした。

結果、保育実践に関する評価や反省に関するものが最も多く、筆頭発表者の所属は研究者 10、保育者 9 であった。教育課程では、研究者 8、保育者 5、長期指導計画では研究者 5、保育者 6、

Table 6 研究対象

	幼稚園	保育所	その他	計	単著	共著	計	研究者	保育者	その他	計
1985	3			3	1	2	3	2		1	3
1986	1	1	2	4		4	4	2	1	1	4
1988	1	3	1	5	2	3	5	2		3	5
1989	1			1		1	1		1		1
1993	4			4	3	1	4	2	2		4
1995	2			2	1	1	2	2			2
1996	5		2	7	4	3	7	6	1		7
1997	3			3	1	2	3	3			3
1998	4			4	3	1	4	4			4
1999	4		1	5	4	1	5	3	1	1	5
2000	7			7	1	6	7	2	4		6
2001	3			3	2	1	3	1	3		4
2002	4			4	2	2	4	2	2		4
2003	6		2	8	4	4	8	8			8
2004	1		2	3	3		3	3			3
2005	2		1	3	3		3	2	1		3
2006	3			3	3		3	1	2		3
2007	6			6	4	2	6	4	2		6
2008	2		1	3	3		3	3			3
2009	2	1		3	3		3	3			3
	64	5	12	81	47	34	81	55	20	6	81

Table 7 発表内容

	教育課程	長期計画	短期計画	海外	理論	実践	その他	計
1985					1		2	3
1986	1	1					2	4
1988	1	2	1				1	5
1989		1						1
1993		1	1	1		1		4
1995						2		2
1996		1		1	2	3		7
1997		1				2		3
1998		1		2		1		4
1999	1		1	2	1			5
2000	1			2		4		7
2001	1	1		1				3
2002		3			1			4
2003			2	1	3	2		8
2004		1		2				3
2005	1				1		1	3
2006				1	1	1		3
2007	4		1			1		6
2008	2				1			3
2009	1				1	1		3
	13	13	6	13	12	18	6	81

短期指導計画では研究者 5、保育者 0、海外では研究者 12、保育者 0、その他 1、理論では研究者 10、保育者 1 であった。

今回のテーマが、「教育課程」と「指導計画」に関するものなので、教育課程に注目すると、幼稚園教育要領や保育所保育指針の改正前後になると発表されていることが分かる。これは、改正に伴い教育課程に対する注目が高まっていることが考えられる。また、教育課程に関する発表は幼稚園に関するものが 10 件、保育所に関するものが 3 件であった。これは、2010 年以前の保育所保育指針では「保育課程」という言葉が記されていないことも要因であると考えられる。しかし、1986 年樗木の「公立保育所における保育計画の検討」からも分かるように、内容的には保育所においても 2010 年の保育所保育指針以前より保育課程に関する研究があった。このことから保育現場においては長期・短期の指導計画以外に保育課程に取り組んでいたことが考えられた。

IV. ま と め

本研究では 1985 年以降の日本保育学会における「教育課程」、「指導計画」に関する発表について調査した。1985 年度は 368 件の発表であったが、2009 年は 307 件の発表があった。2009 年はそれまでの年とは少し異なり、口頭発表よりもポスター発表の方が多かった (425 件) が、2008

年までは口頭発表は年々増加傾向にあった（Table 2を参照）。

しかし、教育課程や指導計画に関する発表は分科会がなかった年も含め0～2%の発表と割合から見ると増加傾向にあるとはいえない。さらに、この分科会には小学生以上の教育課程が含まれていたり、実習指導が含まれていることもあり、乳幼児期のものだけに限定するとさらに発表数は少なくなる。

また、幼稚園に関する教育課程や指導計画に関する発表に比べ、保育所のそれは著しく少ないことが言える。2010年度の保育所保育指針の改訂に伴いさらに保育所における乳児期から幼児期にかけての保育課程の研究についても取り組まれる必要があると思われた。

さらに今回の研究では、口頭発表のみについて見てきたが、2009年に口頭発表よりもポスター発表の方が発表件数が多いことからポスター発表についても調査することが望まれる。

文 献

文部科学省「学校基本調査」平成19年

文部科学省 2009 幼稚園教育要領解説 フレーベル館 p.54

第1回保育士養成課程等検討会 2009 保育所保育指針改定について

民秋言 2008 幼稚園教育要領保育所保育指針の成立と変遷 萌文書林

ミネルヴァ書房編集部編 2008 保育所保育指針幼稚園教育要領解説とポイント ミネルヴァ書房

上野辰美 1988 幼稚園教育課程改定の方向 日本保育学会大会発表論文集 39回大会 p.264

関口はつ江 2006 保育実践研究の動向と課題 保育学研究 44, 1 76-86

永野泉 2007 保育内容「人間関係」に関する研究の動向－日本保育学会の研究発表を中心に－淑徳短期大学研究紀要 46号 33-42

〔はやし ふくこ 幼児教育〕

平成 21 年度 園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部 共同研究一覧

- 1 研究課題 「心身の状態表現の日中対照と誤用分析」
研究代表者 吉永 尚 (人間健康学部共通 准教授)
共同研究者 宮田 久枝 (人間看護学科 教授)
鈴木 庸子 (甲南大学文学部 非常勤講師)
研究年度 平成 22 年度～平成 23 年度

- 2 研究課題 「生命観よりみた家族・親族の社会人類学的研究」
研究代表者 河合 利光 (児童教育学科 教授)
共同研究者 上杉 富之 (成城大学文芸学部 教授)
宇田川妙子 (国立民族学博物館先端人類科学研究部 准教授)
遠藤 央 (京都文教大学人間学部 教授)
栗田 博之 (東京外国語大学外国語学部 教授)
小川 正恭 (武蔵大学社会学部 教授)
小池 誠 (桃山学院大学国際教養学部 教授)
山本起世子 (文化創造学科 教授)
研究年度 平成 21 年度～平成 23 年度
*平成 21 年度からの継続研究

- 3 研究課題 「庄下川への親水性向上のための試み」
研究代表者 衣笠 治子 (総合健康学科 准教授)
共同研究者 足立 学 (総合健康学科 助教)
木田 京子 (スポーツ振興室 主任)
牧川 優 (総合健康学科 教授)
研究年度 平成 21 年度～平成 23 年度
*平成 21 年度からの継続研究

4 研究課題 「保育所保健に関する実態調査と看護・保育教育支援プログラムの構築」

研究代表者 高橋 清子（人間看護学科 講師）

共同研究者 川村千恵子（甲南女子大学看護リハビリテーション学部 准教授）

西谷 香苗（幼児教育学科 准教授）

堀井 二実（短大部 幼児教育学科 准教授）

竹元 恵子（人間看護学科 准教授）

研究年度 平成20年度～平成22年度

*平成20年度からの継続研究

園田学園女子大学・ 園田学園女子大学短期大学部 論文集編集規程

(平成 21 年 4 月 1 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、園田学園女子大学及び園田学園女子大学短期大学部（以下、「本学」という。）における学術研究の成果の発表を目的として本学が発行する論文集（以下、「論文集」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 論文集は「園田学園女子大学論文集（英語表記：SONODA JOURNAL）」と称する。

(発行)

第 3 条 論文集は、原則として年度 1 回発行する。

(論文集編集委員会)

第 4 条 論文集の発行にあたり、論文集編集委員会（以下、「編集委員会」という。）を置く。

2 編集委員会は、次の委員をもって組織し、図書館長を委員長とする。

- (1) 図書館長
- (2) 各学科長
- (3) 委員長の推薦する図書館委員 若干名

第 5 条 編集委員会は、第 6 条に定める論文集編集実務委員会の検討結果を参照する等により投稿論文を審査し、論文集への掲載の採否を決定する。

(論文集編集実務委員会)

第 6 条 編集委員会に論文集の編集等の実務を担当する論文集編集実務委員会（以下、「編集実務委員会」という。）を置く。

2 編集実務委員会は、編集委員の中から選出された委員若干名をもって組織し、編集委員会委員長を委員長とする。

3 編集実務委員会は、投稿原稿について事前に検討し、編集委員会にその結果を報告する。

4 編集実務委員会は、必要に応じて編集委員以外の専門研究者に投稿論文の審査を依頼又は意見を求めることができる。

5 前項の場合、その結果を編集委員会に報告することとする。

(投稿資格等)

第 7 条 投稿資格、その他論文の投稿に関し必要な事項は別に定める。

(所轄)

第 8 条 論文集の編集に関する事務は図書館事務室がこれを担当する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議会全学会議の議を経て、学長が行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、論文集の編集に関し必要な事項は、学長が定める。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

園田学園女子大学・ 園田学園女子大学短期大学部 論文集投稿規程

(昭和 年 月 日制定)

改正 平成 10 年 6 月 30 日 平成 17 年 5 月 19 日

平成 21 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、「園田学園女子大学・園田学園女子大学短期大学部論文集編集規程（平成 21 年 4 月 1 日制定）第 8 条の規定により、論文の投稿に関して必要事項を定めるものとする。

(投稿資格)

第 2 条 論文を投稿できる者は、次の者とする。

- (1) 本学の専任教育職員。ただし、共同執筆者として他の者を含むことができる。
- (2) その他、論文集編集委員会が認めた者

(掲載の採択)

第 3 条 投稿論文の論文集への掲載の採択は、論文集編集委員会が決定する。

(原稿の用紙、分量等)

第 4 条 投稿論文の原稿の用紙、分量等については次に定めるとおりとする。

- 2 用紙は、A4 縦長とする。
- 3 分量等は和文・欧文それぞれ次のように定める。
 - (1) 和文
 - ① ワードプロ使用・横書を原則とする。
 - ② 43 文字×34 行を 1 ページとし、20 枚以内とする。
 - ③ やむを得ない場合のみ例外として手書き原稿・縦書を認める。その場合の分量は、
 - 1) 手書きの場合は二万字（四百字詰め原稿用紙 50 枚）以内とする。
 - 2) ワードプロ使用縦書原稿の場合は（30 文字×23 行）×2 段を 1 ページとし、20 枚以内とする。
 - (2) 欧文
 - ① ダブル・スペースで打つ。
 - ② 86 letters×34 lines を 1 ページとし、20 枚以内とする。
- 4 その他
 - (1) 和文の場合は欧文タイトルをつけること。
 - (2) 要旨

- ① 論文が和文の場合は、欧文シノプスを 100 words 以内でつけてよい。
- ② 論文が欧文の場合は、和文要旨を 200 字以内でつけてよい。

(投稿の申し込み)

第 5 条 投稿希望者は、所定の用紙によって投稿を申し込む。

- 2 投稿の申し込み締め切りは、7 月末日とする。
- 3 申し込みは、所定の申込書を図書館事務室に提出する。

(原稿締め切り)

第 6 条 投稿原稿の締め切りは、9 月末日とする。

- 2 原稿は、図書館事務室に提出する。

(投稿原稿の記載、校正等)

第 7 条 投稿原稿の記載及び校正等について、次のとおりとする。

- 2 図・表・写真は本文原稿とは別にし、挿入すべき位置と大きさの指定を本文原稿に明示する。
- 3 カラー写真の使用は原則として認めない。ただし、編集委員会が特別に認めた場合は使用することができる。
- 4 和文原稿の場合は、原則として常用漢字を使用し、新仮名遣いによる表記とする。
- 5 英語英文学関係等の場合は、MLA に準ずる。
- 6 欧文原稿の場合、ゴチック体・イタリック体にするものは、該当箇所にアンダーラインを付し、それぞれその下に「ゴチ」・「イタ」と指示する。
- 7 漢字使用国以外の外国の人名・地名・書名等には、原則として初出箇所原綴りを付記する。
- 8 漢文の返り点・送り仮名は半字分として書く。
- 9 文献を脚注としない。
- 10 引用文献の書式は各自専門の書式に従う。
- 11 原稿末尾に、ひらがな書きの氏名と、専攻を記入する。(例) そのだ たろう 西洋史
- 12 完全原稿で提出し、校正時に組版等に影響を与えるような改変・書き換えは認めない。
- 13 原稿とは別に、論文題目・筆者名を和文・欧文で記入したものを提出する。
- 14 印刷校正は、筆者自身が 3 校まで行うが、校正原稿の返却の日時を厳守する。
- 15 抜き刷りは 30 部作成し、筆者に進呈する。

(著作権)

第 8 条 掲載論文の電子化及び web 上での公開に関する著作権は、編集委員会に委譲する。

付 則

この規程は、平成 10 年 4 月 30 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 17 年 5 月 19 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

論文集編集委員会

委員長 乾 安代
委員 岩崎 日出男
〃 川島 明子
〃 小西 春江
〃 菅原 康二
〃 近田 敬子
〃 名賀 三希子
〃 中西 龍一
〃 樋上 純子
〃 牧川 優

園田学園女子大学論文集 第45号

平成23年1月31日 印刷

平成23年1月31日 発行

編集者 園田学園女子大学論文集編集委員会

発行所 〒661-8520 尼崎市南塚口町7丁目29番1号

園田学園女子大学

TEL (06) 6429-1201

FAX (06) 6422-8523

園田学園女子大学図書館

TEL (06) 6429-9931

FAX (06) 6429-2822

印刷所 〒615-0052 京都市右京区西院清水町13

協和印刷株式会社

TEL (075) 312-4010